

政 経 研 究

第四十九卷 第二号 2012年9月

論 説

人材マネジメントと働きがい 谷田部 光一

南シナ海の安全保障と戦略環境 (二・完) 浦野 起央

第二十三師団、壊滅す 秦 郁彦

——ジューコフの「傑作」—— :

翻 訳

図書館員から枢密参議官へ

——ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ (一六二六—一六九二) が :

ザクセン・ゴータ国に勤務した時代 (一六四六—一六六四) における経歴の諸相 川又 祐訳

論 説

選挙制度による財政政策の相違と経済パフォーマンス 坂本直樹

政経研究 第四十八巻第四号 目次

論 説

J・ハリントンの平等な共和国(ないし自由国家)の一考察…倉島 隆

民主化の失敗と成功 ……岩崎 正洋

朝鮮半島における南北統合に関する研究 ……孔 義植

——政治統合を中心に——

草原の国境紛争 ……秦 郁彦

——第一次ノモンハン事件——

研究ノート

憲法上の特徴と経済成長に関する研究ノート…坂井 吉良

雑 報

政経研究 第四十八巻 索引

政経研究 第四十九巻第一号 目次

論 説

グローバル化、中国の経営と腐敗、そして外資企業のリスク ……築場 保行

——中国・NZ合弁企業・三鹿集団粉ミルク事件を中心に——

企業情報開示の統合化 ……田中 襄一

——インベスター・リレーションズの展開——

南シナ海の安全保障と戦略環境(一) ……浦野 起央

ハルハ河畔の攻防

——第二次ノモンハン事件—— ……秦 郁彦

書 評

西川伸一著

『最高裁判官国民審査の実証的研究』

『もっつの参政権の復権をめざして』五月書房二〇二二年一月 ……藤原 孝

306p. 十iii

研究ノート

産業連関分析による地域間生産格差の要因分析…武縄 卓雄

人材マネジメントと働きがい

谷田部 光 一

一 はじめに

筆者は、別稿で人材マネジメントの再定義を行った^①。筆者独特の箇条書きによる定義だが、内容を要約すれば、「人材マネジメントとは、①組織（企業）の存続・発展、業績の持続的向上という企業目的を達成するために遂行する、②経営資源である人材に関わる諸活動（人材の確保、評価、育成、動機づけ、活用、処遇）であり、③それは同時に従業員の多様化する欲求に対応する必要がある、④かつ社会性が求められる」。この定義で明らかのように、今日の人材マネジメントには、企業目的の達成という組織ニーズと併せて、従業員の欲求充足という個人ニーズへの同時的対応が絶対的な条件として求められている。さらに、組織内自己完結的でなく、社会との整合性という視点も取り入れなければ有効に機能しないのである。

人材マネジメントと働きがい（谷田部）

同じ論文で、「人材マネジメントの理念」^②の内容として、①人間尊重主義、②能力開発・活用主義、③パートナーシップ、④契約主義、⑤個の尊重、の五つを挙げて内容を検討した。^③これらの理念に基づく「これからの人材マネジメントの役割・目的」としては、①自立し自律する職業人の育成、②働きがいの付与、自己実現を図る場の提供、③多様な選択肢の設定、④キャリア支援、キャリア・マネジメント、⑤豊かな生活の確保、⑥生産性の向上、企業業績の持続的向上、企業の成長、の六項目を挙げてこれからの方向性を検討した。^④本稿では、この役割・目的のうち「働きがいの付与、自己実現を図る場の提供」を取り上げて考察する。なお、「働きがい」と「自己実現」についての筆者なりの定義は後述するとおりであるが、両者の関係を結論から言うと、働きがいの高度化した形態が仕事における「自己実現」である。したがって、仕事における自己実現の概念は働きがいの範疇に含まれるものとして論を進める。

このように、人材マネジメントの定義における③従業員の欲求対応のうち、本稿では「働きがい」の充足に焦点を当ててわけである。定義にもあるように、今日、従業員の欲求は多様化しているが、職業生活における欲求は、やはり働きがいを中心になるし、なるべきだと考えるからである。ただ、働きがい自体の概念を狭義の労働、職務遂行にだけ限定せず、後述するようにやや広く捉えることにする。

本稿の構成は、まず、働きがいについて筆者なりの定義付けを行い、「働きやすさ」と「働きがい」の相互関係を検討した上で、働きやすさの構造を整理する。次に、働きがいにつながるいくつかのキー概念について考察し、働きがいの構造の体系化を試みる。さらに、働きがいの要件・要素に関してキーワードの一覧という形で示し、働きがいを実現する具体的な人材マネジメントの諸施策について体系的に項目を提示する。むずびは本論文のまとめと今後に残された課題の確認である。

一一 「働きがい」の定義

「働くことが持つ意味」を大きく捉えようと、①生活の糧を得る、②社会と結びつく（社会に参加する、社会に貢献する）、③能力を発揮して自己実現を図る（なりたい自分になる、自分らしく働き、自分らしく生きる）、に区分される。既に前掲別稿でも指摘したように、歴史的、国際的にみて今の日本は相対的に豊であり、働くことの意味はかつての生活の糧を得ること中心から、働きがい、生きがいを求めることに重点がシフトしている。つまり、働くことの意味は①から「②と③」、とりわけ③へと重点が移行しているといえるが、後述する定義のように、「働きがい」の概念自体は生活の糧を得ることも含めて広く捉えるべきである。なお、同論文でも述べたとおり、企業が組織（職場）と仕事を通じて従業員に与えることができるのは、直接的には働きがいであると筆者は考えており、個々の従業員によってはそれが間接的、結果的に生きがいにつながることもある、というスタンスに立っている^⑤。したがって、本稿では企業が直接的に関与可能な「働きがい」について論ずることとする。

まず、先行研究に「働きがい」自体に関する定義づけの例がほとんど存在しないので、ここでは筆者独自に次のように総括的な定義づけを行うことにする^⑥。定義中の「仕事」には、静態的な職務自体のほか、動態的な「働くこと」の意味も含まれている。

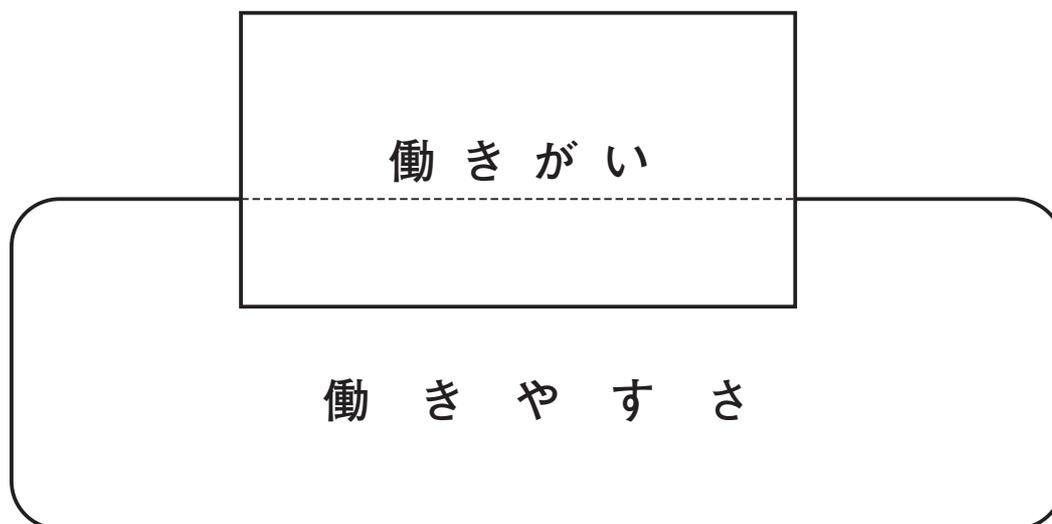
- 「①働くことにより生活の安定や社会との結びつきを実現するだけでなく、
- ②仕事や所属組織が自分の適性や価値観に合っており、
- ③仕事や組織を通じて能力を十分に発揮できかつ人間として成長でき、

- ④併せて働くことに達成感や充実感が生じ、
- ⑤仕事や所属組織自体に誇りを持ち、
- ⑥仕事や所属組織に満足している主観的状态」。

この定義では、働くことによる生活の安定や社会参加・社会貢献を当然の前提として、自己の適性や価値観と仕事・組織の適合、仕事と組織を通じた能力発揮と人間的成長の可能性、達成感や充実感、仕事と所属組織への誇りと満足感が働きがいの内容になっている。仕事自体の満足度のほか、所属組織（企業）への満足度も含めてとらえている点の特徴である。この場合、仕事だけで働きがいを感じる人もいれば、仕事だけでなく組織への満足感を併せて働きがいを感じる人も存在することを想定している。ただし、所属組織自体あるいは組織への所属だけで「働きがい」を感じるケースは想定していない。働きがいは、あくまで働くことに関係する場面、仕事関係的な状況で生じる主観的状态だからである。

さらに、働きがいの高度化した状態といえる「仕事における自己実現」を筆者なりに定義つけると、「①自分の価値観、適性にあつた仕事に従事し、②それを通じて保有している本来の能力、特性を十分に発揮し、③しかもその仕事は創造性的で、かつ社会的に有用な価値を生み出しているという充実感があり、④自分の夢、ロマン、ビジョンを実現している状態」である。多分に個人の主観的な要素が強いが、組織要素は含めておらず、仕事要素中心である。働きがいの究極的形態であり、「はじめに」でも述べたように、ここでは仕事における自己実現を働きがいの概念に含まれるものとして位置づける。

図表1 働きがいと働きやすさの関係



三 「働きやすさ」の構造

1 「働きがい」と「働きやすさ」

働きがいと似た言葉でありながら、ニュアンスが異なる言葉に「働きやすさ」がある。両者とも従業員の満足感を表現する言葉だが、働きがいと働きやすさの関係は、働きやすさをベースあるいは前提として、その上に積極的かつ前向きな意欲の状態である「働きがい」が成り立つイメージがある(図表1)。確かに、働きやすい組織(会社、職場)であれば働きがいが生じる蓋然性は高いといえようが、働きやすければ必ず働きがいが生まれるとも限らないのが難しいところである。

それでは、「働きやすさ」とはなんであろうか。手がかりとして、二〇〇三年以来毎年実施され、ランキングが発表されている「働きやすい会社」調査を見てみよう。^⑦ ランク付けること自体の妥当性はともかく、この調査では評価項目の設問を四種類の評価側面に分類している。評価側面「人材の採用・育成」の評価項目は、採用活動のほか、教育・研修、キャリア開発支援、人事考課制度など。「多様な人材の活用」は、社内公募など従業員の意味を尊重する配置・異動制度、フレックスタイムなど柔軟な勤務制度、

障害者雇用、女性活用度に関する項目。「職場環境の整備」は、労働時間管理、定年管理、メンタルヘルス、福利厚生など。「多様な働き方への配慮」では、短時間勤務制度、育児休業制度、介護休業制度などが設問項目である。

これらを見ると、人材マネジメントの各種制度・システムのうち、能力開発やキャリア開発を支援し、公正な評価制度を実施し、従業員意思を反映した異動・配置を行い、柔軟な勤務制度を採り入れ、ダイバーシティ (Diversity = 多様性) に配慮し、職場環境の整備に力を入れ、ワーク・ライフ・バランス (Work-Life Balance = WLB。仕事と生活の調和) を実現することが、働きやすさにつながることになる。抽象的な表現になるが、従業員が心にゆとりを持ち、安心して働ける組織・職場を提供する施策が、働きやすさの要素といえることができる。

ところでこれとは別に、「働きがいのある会社」(Great Place to Work[®]) のランキングも発表されている。米国を中心に世界各国で実施している調査だが、日本でも二〇〇七年から実施、発表されるようになった⁽⁸⁾。この場合もランク付け自体の是非はともかくとして、従業員対象のアンケートで評価要素を次の五つに分類しているのが同調査の独自性といえる。なお、信用、尊敬、公正については最も重視する要素である「信頼」(Trust) という上位概念で括っている⁽⁹⁾。

- ① 信用 (Credibility) : 従業員が会社や経営・管理職層を信用しているか
- ② 尊敬 (Respect) : 会社が従業員を大切な「人」として尊敬しているか
- ③ 公正 (Fairness) : 適切な評価や処遇がなされているか、えこひいきや差別がないか
- ④ 誇り (Pride) : 従業員が自分の仕事や会社が提供する商品・サービスに誇りを持っているか
- ⑤ 連帯感 (Camaraderie) : 自分らしくいられるか、自分の所属する組織と仲間と連帯が持てるか

日本における調査実施機関のホームページから各要素ごとの具体的な設問例を見ると、働きやすさと働きがいの両面から設定されており、働きがいと働きやすさを総合して「働きがい」と捉えているようである。¹⁰⁾ 前掲の「働きやすい会社」調査とこの「働きがいのある会社」調査を併せみると、働きがいといい、働きやすさといっても、それを構成する要素、概念、施策・制度の違いは相対的なものである。ある人にとっては働きやすさの要素が働きがいに直結し、別の人はそれでは働きがいに繋がらない。ただ、この項での冒頭でも述べたように、いわゆる働きやすさの環境を整えることが働きがいを生み出す条件になることは確かである。

2 「働きやすさ」の体系

働きがいと働きやすさを構成する要件・要素は相対的であることを前提に、ここでは働きやすさの概念を労働CSRを手がかりにまとめてみよう。労働CSRとは、CSR (Corporate Social Responsibility) Ⅱ企業の社会的責任¹¹⁾のうち従業員の働くことに関連する領域を指す。

厚生労働省「労働に関するCSR推進研究会報告書」によると、労働CSRの項目は多岐にわたる。図表2は、同報告書における労働CSR自主点検チェック項目の大項目と中項目を筆者が整理したものである。省略した「サプライチェーンと労働CSR」なども含めると、狭義の人材マネジメント領域よりは広範囲に及ぶ。逆に、ここには掲載していないが、実際のチェック項目である具体的な選択肢を見ると、人材マネジメントの領域はほぼ網羅されているといえる。¹²⁾ したがって、例えば同報告書が提示するような労働CSR項目に取り組むことが、すべての項目を満たせるかどうかはともかく、企業（組織、団体）の「働きやすさ」の大前提になる。

図表2 労働CSRチェック項目（大項目および中項目）

<p>1. 社内態勢の整備</p> <p>① 労働分野におけるコーポレート・ガバナンス（企業統治） ② 社内規範の整備 ③ 社内の組織・体制の整備 ④ 社内規範等の遵守のための取り組み ⑤ 情報の共有 ⑥ 情報開示 ⑦ ステークホルダー（利害関係者）等への配慮</p> <p>2. 労使関係</p> <p>① 労働基本権 ② 労使協議 ③ 従業員とのコミュニケーション</p> <p>3. 従業員の雇用形態等の状況把握</p> <p>4. 人権、差別禁止</p> <p>① 人権の尊重 ② 差別禁止、機会均等</p> <p>5. 労働条件</p> <p>① 労働時間 ② 休暇 ③ 安全衛生 ④ 人事処遇</p> <p>6. 両立支援等</p> <p>① 育児支援 ② 介護支援</p> <p>7. 能力開発</p> <p>8. 雇用の安定確保および再就職支援</p> <p>① 雇用機会の確保 ② 雇用管理の改善 ③ 雇用の維持 ④ 解雇（雇用保障） ⑤ 再就職支援</p> <p>9. 労働分野における社会貢献</p> <p>① 企業による社会貢献 ② 従業員の社会貢献の促進</p> <p>10. その他</p> <p>① 従業員満足度 ② 相談への対応</p>

資料出所：厚生労働省「労働に関するCSR推進研究会報告書」（2008年）。同報告書に基づき、筆者が若干補足、修正した。なお、サプライチェーンと労働CSR、海外進出時の労働CSRの項目は省略した。

労働CSRには人材マネジメントの領域でよく論じられる概念の諸要素が含まれている。まず、人材マネジメントに関連するコンプライアンス（Compliance ≡ 法令遵守）≡ 労働コンプライアンスは、労働CSRの基礎的な部分を構成する。人材マネジメントにおいて守るべき法令は、憲法に始まり労働関係法令や社会保障関連法令はもちろん、民法、会社法さらには条約まで広範囲に及ぶ。コンプライアンスには単に法令を守るだけでなく、企業倫理を守ること、広く社会的なルールを尊重することも含まれるが、働くことに関連して社会的に認知された慣行、慣習、ルールも数多くある。

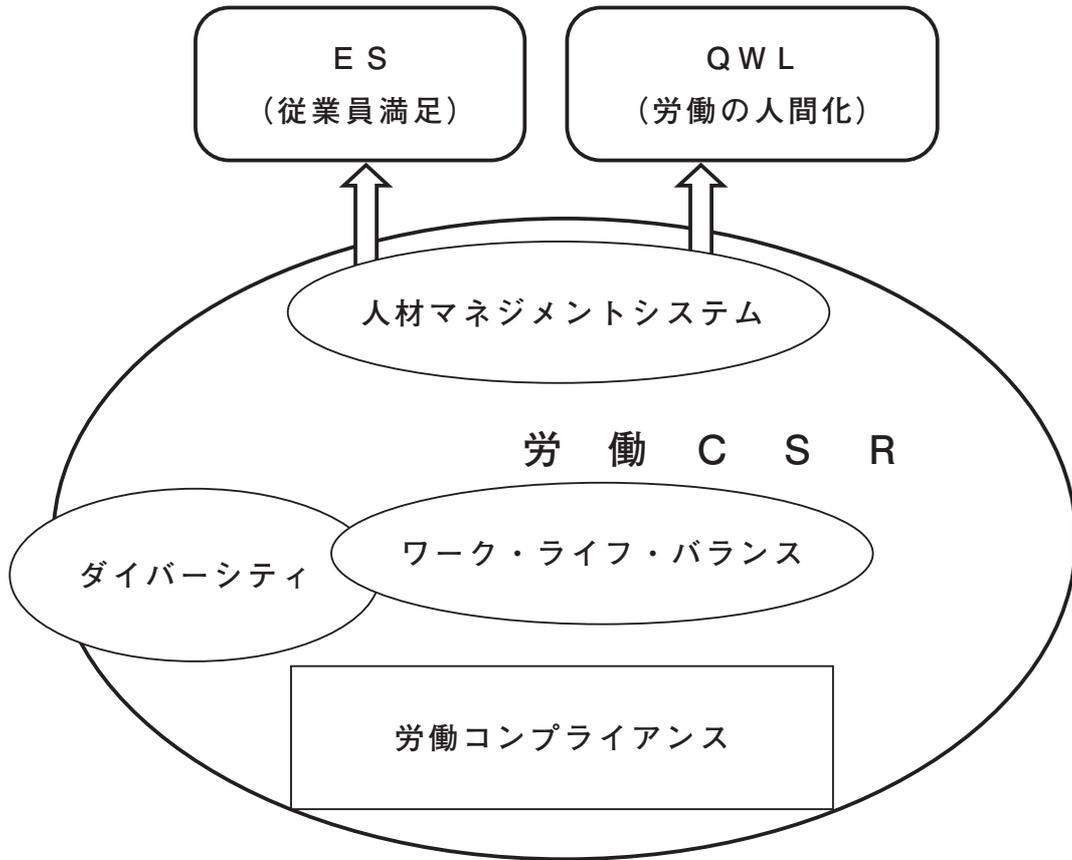
また、ワーク・ライフ・バランス（Work-Life Balance ≡ WLB。仕事と生活の調和≡職業生活と職業以外の人間生活との調和）は、人

間らしい生き方、働き方の機会を提供する労働CSRといえる。かつては、ファミリー・フレンドリーという概念も用いられていたが、最近はより広い概念であるWLBが一般的になっている。WLBがカバーする領域も多様で、「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」が策定したWLB憲章とWLB行動指針では、¹³その性格から政策レベルの施策も提示されている。個別企業の事例におけるWLB支援施策は、育児・介護休業制度、看護休暇制度、長期間労働の改善、短時間勤務制度、柔軟な労働時間制度、テレワーク（在宅勤務）などの柔軟な勤務態様、再雇用制度、経済的支援、情報提供、キャリアサポートなど相談窓口の設置、等々である。¹⁴人材マネジメントの諸システムで対応できる部分もあるが、労働時間管理も含めた「働き方の見直し」という視点が求められる。

さらには、ダイバーシティ（Diversity）の概念、ダイバーシティ・マネジメントも労働CSRと重なる部分がある。ダイバーシティとは、旧日本経営者団体連盟の研究会報告書によれば「多様な人材を活かす戦略」である。既存の標準的な価値観や方法論にとらわれず、多様な属性（性別、年齢、国籍等）や異なる価値観、発想をとり入れ、ビジネス環境の変化に迅速・柔軟に対応し、企業の成長と個人の幸せをつなげようとする戦略である。¹⁵人材活用戦略でもあるが、経営戦略的な側面が強い。具体的な施策を見ると、前述したWLBの施策とかなり重なり合う。ダイバーシティ・マネジメントに取り組み過程が、WLBの推進につながっている企業事例も少なくない。¹⁶

以上のように、労働CSRは、その中に労働コンプライアンス、WLB、ダイバーシティといった概念を含み、人材マネジメントの諸システムを媒介にして具体的な制度として表現され、それがES（Employee Satisfaction ≡従業員満足）やQWL（Quality of Working Life ≡労働生活の質、労働の人間化）へと発展することで、働きがいの下部構造を形成する。これらの関係を概念図として示したのが図表3である。実際には各概念はもつと複雑にオーバーラップして

図表3 働きやすさの体系 (働きがいの下部構造) : 概念図



※ 実際には、各概念は複雑にオーバーラップしている。

いるが、同図ではやや単純化してある。なお、労働CSRは、法令や企業倫理等の遵守つまり最低限守るべき労働コンプライアンスのレベルと、それを超えて働きやすさの醸成に積極的に取り組むレベルとに区分できる¹⁷。ただ、この区分自体相対的であり、境界線も曖昧で、図では明確に示していない。また、ESやQWLは働きやすさを構成するとともに、それ自体働きがいに関連する部分がある。これについては後述する。

このように、労働CSRを働きやすさの必要条件として位置づけたが、もちろん十分条件ではない。しかも労働者個人によって、労働CSRの項目が必ずしも働きやすさにつながらない場合もある。いずれにしろ、これまでに触れた「働きやすい会社」の調査内容、「働きがいのある会社」調査項目、労働CSRのチェック項目、さらには労働コンプライアンスの内容、WLBやダイバー

シテイの施策について、全部の項目を満たさないまでも、各企業が可能な限りの施策を実施していることが働きやすさの前提条件になろう。とくに、労働コンプライアンスに属する領域、それはダイバーシティやWLB施策でも関連するが、法令で規定されている基本的な労働条件の確保、労働環境の整備は最低の条件になる。

四 「働きがい」の構造

1 「働きがい」の基盤

(1) 新しいQWL (Quality of Working Life = 労働生活の質、労働の人間化)

前掲図表3のように、労働CSRの充足を大枠とした「働きやすさ」は、一つの方向としてQWLに発展する。つまり、働きがいの基盤の一つを形成するのがQWLである。QWLは、一九六〇年代～七〇年代に欧米を中心にそして日本でも議論され、実践された概念と運動である。QWLの概念や定義は必ずしも定まっていないが、一般的に労働生活の質の向上(運動、施策)、あるいは労働の人間化(運動、施策)として捉えられている。小野公一は、働くひとのwell-being(安寧)を論ずる文脈の中で、仕事そのものだけでなくそれを遂行する①物理的・生理的環境(作業環境、安全衛生、労働条件など)、②社会的環境(人間関係、リーダーシップ、ハラスメントなど)、③心理的環境(メンタルヘルスなど)、④社会・経済・政治的要因(意思決定への労働者参加など)がQWLに関係する¹⁸⁾という。

先行研究でも、QWLを構成する要因は、職場の人間関係、仕事の多様性・挑戦性、仕事を通じた成長や能力開発の機会、職務遂行の自律性、公正で十分な賃金・報酬、心身ともに健康で安全な作業環境、ワーク・ライフ・バランス、仕事の社会貢献度、雇用保障、経営や業務の意思決定への参加、など多様なものが挙げられている¹⁹⁾。実際の企業

実務では、例えば職務充実、職務再設計、作業方法の改善、作業環境改善、労働時間短縮、フレックスタイム制などさらに具体的な制度・施策が実施された。²⁰労働CSRの項目と重なり合う部分が少なくないが、どちらかという前提とした積極的な労働CSRのレベルに関連している。労働生活の質の向上運動という観点からしても、前述したように、働きやすさをもたらす基礎的部分よりは、働きがい醸成する要因の部分に近い。

最近ではQWLという言葉を目にすることが少なくなった。ILO（国際労働機関）の活動目標であるディーセント・ワーク（Decent work）働きがいのある人間らしい仕事²¹が取って代わったというところもある。日本政府はディーセント・ワークについて、人々が働きながら生活している間に抱く次のような願望を集大成したものである、と整理していた。²²「①働く機会と持続可能な生計に足る収入が得られること、②労働三権などの権利が保障され、職場で発言が行いやすくそれが認められること、③家庭生活と職業生活の両立、安全な職場環境、雇用保険、医療・年金制度などのセーフティネットが確保され、自己の鍛錬もできること、④公正な扱い、男女平等な扱いを受けること」。これをみると、QWLに比べて働くことに関し、より根源的な項目が挙げられている。どちらかという政策レベルの取り組みになじむ領域が少なくない。

しかしながら、QWLはディーセント・ワークに置き換えられるのではなく、新しい様相で再評価され、再登場すべきだと考える。グローバル化が急激に進み、ICT（情報通信技術）が加速度的に高度化し、ホワイトカラー的業務が増加し、経営管理システムが複雑化した現在、過去の内容から進化した新しいQWLが今日は求められるのである。ここでは、労働コンプライアンス、WLB、ダイバーシティを内包した労働CSRが達成された状態、充足した状態を新しいQWLと捉えることにする。とくに、働きがいにつながる要素、制度・施策に注目したい。

(2) ES (Employee Satisfaction ≡ 従業員満足)

労働CSRの充足を大枠とした「働きやすさ」は、図表3によればもう一つの方向としてES（従業員満足）に発展する。ESは、働くことに関連した従業員の主観的肯定感であり、働きがいの基盤を形成する。従業員満足と一口にいっても、満足の対象は多様で広範である。対象となる要素について、あるコンサルティング会社が組織改革の前提として実施しているES調査²³の項目で見てもよい（図表4）。大項目は仕事、職場、上司、会社風土、処遇、福利厚生、経営、それに総合満足度である。「仕事」に関しては、仕事内容、人材育成、仕事継続の三小項目、「会社風土」については会社風土、会社インフラ、会社風紀の三小項目、「処遇」は、人事評価、給与等、個人目標、労働時間の四小項目がそれぞれ設定されている。項目表記からは内容が把握しづらいのは個人目標満足度で、目標設定の十分な話し合いや目標の進捗状況を話し合う機会がその内容である。また、「福利厚生」満足度には勤務形態の自由度が含まれている。

図表4 ES調査の項目例（大項目、小項目）

大項目	小項目
「仕事」満足度	仕事内容満足度 人材育成満足度 仕事継続満足度
「職場」満足度	
「上司」満足度	
「会社風土」満足度	会社風土満足度 会社インフラ満足度 会社風紀満足度
「処遇」満足度	人事評価満足度 給与等満足度 個人目標満足度 労働時間満足度
「福利厚生」満足度	
「経営」満足度	
総合満足度	

資料出所：三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。
新井みち子「ES調査とそれに基づく組織改革」
『日本労働研究雑誌』No.617（2011年12月号）66
頁所収から、筆者が大項目と小項目を抜粋。

このように、図表4は仕事だけでなく、会社、職場、処遇などもES(従業員満足)に関連する対象としている。ESのとらえ方は図表4のような枠組みに限られないが、一つの考え方として妥当なものだといえよう。一方、産業・組織心理学、組織行動論(ミクロ組織論)でいう「職務満足感」も、狭義の職務自体への満足感だけではなく、仕事を遂行している過程で感じる満足感まで拡大して捉えている²⁴⁾。その意味では、ESは職務満足に近い概念といえようが、ESは職務満足よりも会社や職場つまり組織を対象にする項目や要素が多いので、いわゆる職務満足感よりはやや広い概念として把握すべきである。ESには働きやすさのレベルも含まれるが、その満足度が動機づけ(モチベーション)を介して働きがいにつながることも多い。前述したQWLは、制度・施策とその運用自体の面から働きやすさと働きがいへの発展をみたものだが、ESは制度・施策とその運用を従業員の満足という心理的・認知的側面から、働きやすさと働きがいへの発展として捉えたものといえる。したがって、働きがいの観点からはQWLとESは相互規定関係、相互依存関係にある。

2 動機づけ(モチベーション ≡ motivation)

(1) 動機づけの概念と理論

QWLやESが働きがい結びつくには、いくつかの媒介項が必要である。本稿ではそれを、動機づけ(モチベーション ≡ motivation)とコミットメント(commitment)に絞って検討する。ここではまず、働くことの動機づけ(work motivation)について考える。なお、日常用語としてのモチベーションという言葉は、動機づけの手段・方法いわゆるモチベーターを指す場合と、それらの手段・方法で動機づけられた状態(モチベーションが高い、労働意欲が旺盛)を指す場

合の二様の用いられ方をしている。学術的な動機づけ（モチベーション）の定義は多様だが、本稿では「人々が、ある要求を満たそうとしたり、何かをすることによって得られるものを目指して、行動を起こし、努力を継続していくこと」⁽²⁵⁾、あるいはもつと端的に「行動をある一定の方向に発動させ推進し持続させるプロセス」⁽²⁶⁾と理解しておく。日常用語と同様に、行動を惹起する動因（欲求）、誘因（目標）の存在と、行動が持続、継続しているプロセス、状態を包含している。動機づけ（モチベーション）に関する理論は実に多種多様である、大きくは、何によって動機づけられるかという内容理論（欲求説）と、人はどのようなプロセスで動機づけられるのかという過程理論（選択説）に区分されるが、これらでは括れない多彩な理論、概念、アプローチが多数存在する⁽²⁷⁾。ただし、「ある理論はある条件でしか役に立たないわけで、ある一つのすばらしい一般理論で人の動機づけをすべて説明することは難しく、またそんな理論はないというのが現在のところ定説となっている」⁽²⁸⁾し、動機づけに関連する諸要素、諸要因をすべて網羅するような「グラウンドセオリーを望むことはもはや不可能であろう」⁽²⁹⁾という指摘がある。したがって、人材マネジメントの観点からは、働きがい結びつける動機づけの方策、施策、制度の多様な選択肢を設定することが必要になる。

(2) 外発的動機づけと内発的動機づけ

働くことの動機づけを一つの理論だけで説明することは難しいわけだが、外発的動機づけと内発的動機づけについては触れておこう。組織が与える、あるいは組織から得られる報酬には大きく分けて二種類ある。外的報酬と内的報酬である。外的報酬は、例えば金銭（賃金）、昇進・昇格、称讃など、組織や上司、同僚から与えられるものである。内的報酬は、例えば達成感、充実感、有能感、成長感、自己決定感、仕事自体の興味など、職務遂行の過程や結果から個人の内部で主観的に生じるものである。外的報酬を得ることに動機づけられること、あるいは外的報酬を得たこ

とにより動機づけられること、つまり外的報酬と関連する動機づけを「外発的動機づけ」という。一方、内的報酬を得ることに動機づけられること、あるいは内的報酬を得たことにより動機づけられること、つまり内的報酬と関連する動機づけを「内発的動機づけ」という。⁽³⁰⁾

動機づけの研究においては、これまでは内的報酬に基づく内発的動機づけが重視され、外的報酬はむしろ動機づけにマイナスの作用を及ぼすという説もある(アンダー・マイニング現象)⁽³¹⁾。ただ、最近の研究では、内的報酬による内発的動機づけを過度に強調する傾向に変化が見られる⁽³²⁾。組織における動機づけを考えれば、まずは外発的動機づけが生じる人材マネジメントの制度、施策を整備することが基本になる。その上で、それを内発的動機づけに変化、移行させる仕組み、仕掛けが必要になる⁽³³⁾。実際にも、最初は外発的に動機づけられた行動が、次第に内発的に動機づけられた行動に変化する場合は多い。さらにいえば、労働者・従業員は、外的報酬と内的報酬の両者に動機づけられて働くのであり、置かれた状況と個人の心理状態によって準拠する報酬とそのウエイトは常に変化する。動機づけは複合的で流動的であると理解した方が実態に合っている。

なお、内発的動機づけに関連する概念として、エンゲージメント(engagement)がある。エンゲージメントとは「質の高いやる気」であり、「課題に没頭して取り組んでいる心理状態」⁽³⁴⁾を指す。「フロー」⁽³⁵⁾に近い概念だともいう。フローは、没頭、没入、没我、忘我、三昧、至福というある種宗教的な言葉で表されるが、提唱者であるチクセントミハイの著作からは「楽しんでいる状態」「楽しく思っている状態」にまで広げて解釈することが可能である。エンゲージメントといい、フローといい、仕事を楽しみ、仕事に熱中しているのは理想的な状態であるが、多くの人はその境地になかなか達することができない。

(3) 動機づけにつながる人材マネジメント施策

次に、動機づけにつながる人材マネジメント施策の基本的考え方について検討する。従業員の動機づけの方法・手段は、①組織上の地位、ステータスによる動機づけ、②賃金・金銭的報酬による動機づけ、③上記①②以外の報酬や労働条件、勤務条件による動機づけ、④評価制度による動機づけ、⑤能力開発制度による動機づけ、⑥キャリア開発・形成支援による動機づけ、⑦上司のリーダーシップを通じた動機づけ、⑧仕事そのものによる動機づけ、に大きく分けることができる。これらの枠組みの中で、さらに具体的な施策、詳細な手段を準備するわけである。

このうち、⑧仕事そのものによる動機づけは、仕事で認められること、仕事を通じた充実感、仕事の達成感、仕事による成長などがその内容になっている。つまり内的報酬による内発的動機づけが中心である。これに対して①～⑦は、直接的には外的報酬による外発的動機づけが中心的な内容である。②賃金は動機づけ要因ではないという説や、前述したように外的報酬とくに賃金が内発的動機づけにマイナスに影響する（アンダー・マイニング現象）という考え方が³⁷あるが、筆者は賃金・金銭的報酬も動機づけにつながると考えている。

以下には仕事そのものを通じた動機づけを中心に、具体的な制度・施策ではなく、人材マネジメントにおける動機づけ策に織り込むべき要件・要素について示すことにする。

- ① 経営ビジョンの確立と明確化…会社の将来ビジョンを明確にして従業員に示す
- ② 情報のオープン化・共有化…社内外の経営情報を従業員に開示し、共有する
- ③ 参加・参画…企業経営、業務活動の意思決定に従業員を参加、参画させる
- ④ 本人の意思尊重…業務遂行、配置、働き方などで従業員本人の意思を尊重する

- ⑤ 意義ある仕事の付与・役割・職務を明確化し、挑戦的な仕事や企業への貢献が感じられる仕事を与える
- ⑥ 目標設定・目標管理的手法を導入し、目標の自己設定、業務遂行の自己コントロール、成果の自己評価を行う
- ⑦ 権限の移譲・付与・企画性のある完結したひとままりの仕事を与え、業務計画の策定、業務遂行などにあたって大幅に権限を移譲、付与する

- ⑧ 自律性・広範な裁量権を付与し、企画、計画の段階から実行、統制までの自律的業務管理を行い、自律的マネジメントを実現する

- ⑨ 能力の開発と活用・能力が発揮でき、成長が期待でき実感できる仕事を与え、能力開発・キャリア形成の機会を提供し、開発した能力の活用チャンスを付与する

- ⑩ フィードバック・仕事の結果・成果、能力・適性の現状などについてフィードバックする

- ⑪ リーダーシップ・部下の自律支援型、部下のキャリア開発・形成支援型のリーダーシップを発揮する

- ⑫ 処遇の公正・公平性・処遇システムの基準を明確にして公正、公平に処遇する

3 組織と「働きがい」

(1) 組織コミットメント

コミットメント (commitment) の対象としては様々なものが存在するが、本稿との関連でいえば組織コミットメント、職務コミットメントが挙げられる。職務コミットメントは職務関与に近い概念で、仕事そのものを通じた動機づけにつながる。そこで本項では、組織への一体感、愛着、帰属意識など、組織に対する個人の心理的な状態を表す組

組織コミットメント (organizational commitment) を取り上げる。⁽³⁸⁾

組織コミットメントに関しても多様な理論、アプローチが存在する。例えば、三要素モデルでは、組織コミットメントを①情緒的コミットメント、②継続的コミットメント、③規範的コミットメントの三構成要素に分類する。情緒的コミットメントは、組織への愛着、同一視、忠誠心を内容とするコミットメントである。継続的コミットメントは、退出に伴う逸失利益の大きさから組織に止まることを指し、功利的コミットメントとも呼ばれる。規範的コミットメントは、組織にはコミットすべきだという信念、義務感あるいは恩義に由来する態度と行動である。

実際の組織へのコミットメントは、ただ一つの要素に基づくのではなく、情緒的、功利的、規範的の各要素が総合的に関係してくる。職業生活のプロセス、段階によってコミットする要素やウエイトは異なる。年齢、勤続年数、役職、世帯形成といった個人の属性も影響する。そもそも成員が組織に何を求めているのか、何を期待しているのか、例えば親和性なのか、経済的側面なのか、安定性なのかによって、コミットの仕方と強弱は異なるだろう。また、組織内におけるコミュニケーションの実態、リーダーシップスタイル、職場の人間関係などによってコミットメントの強弱は規定される。過剰なコミットメントは組織にとってマイナスになることもある。⁽³⁹⁾

(2) 働きがいにつながる組織

働きがいにつながる組織を論じる場合、組織風土、組織文化などソフト面も重要だが、ここでは組織構造について提案する。筆者が年来主張している「フラットで動態的な組織」に基づく「分権化された自律集団」である。⁽⁴⁰⁾

「フラットで動態的な組織」のフラットな組織とは、階層構造が簡素で階層数の少ない組織である。組織の基本的単位は「部」または「部門」であり、その中を可変的なチームあるいはグループ単位で編成する。固定的な「課」は

原則的には廃止するが、例えば生産部門などで課制や係制を採った方がよい場合は例外的に存続させる。組織のフラット化の主なねらいは、意思決定の迅速化、環境変化への俊敏な対応である。組織の指揮命令系統、意思伝達のルートは、「部長→リーダー→メンバー」「部長→メンバー」といった短い経路になる。一方、動態的組織とは反応の早い組織、柔軟な組織である。内外の環境変化を素早くキャッチし、状況に適合させてチームやグループをフレキシブルに編成することができる機動性に富んだ組織である。経営戦略、事業計画等によって柔軟に編成、解散、拡大、縮小する。組織の動態化は組織のフラット化とセットになっている。

「分権化された自律集団」の分権化とは、ライン管理職に集中している意思決定に関わる権限と責任を、チーム、グループなどの下部組織と業務執行担当者に委譲し、分散、配分することである。自律集団とは、チーム、グループとその構成員が主体となって自律的に業務遂行できる組織である。この場合の自律性は、意思決定を自主的に行えるほか、自ら意思決定できる範囲が大きいことを意味している。裁量の余地が大きく、個人の能力の発揮を自由に行うことができ、自己コントロールで仕事ができる体制が、主体性を高め、自律性を高めることになる。そうして形成された自律集団こそが環境変化に機敏に適応できるのである。また、集団としての意欲を表すモラル（士気）が高まり、生産性が上昇し、企業業績に貢献することにもつながる。

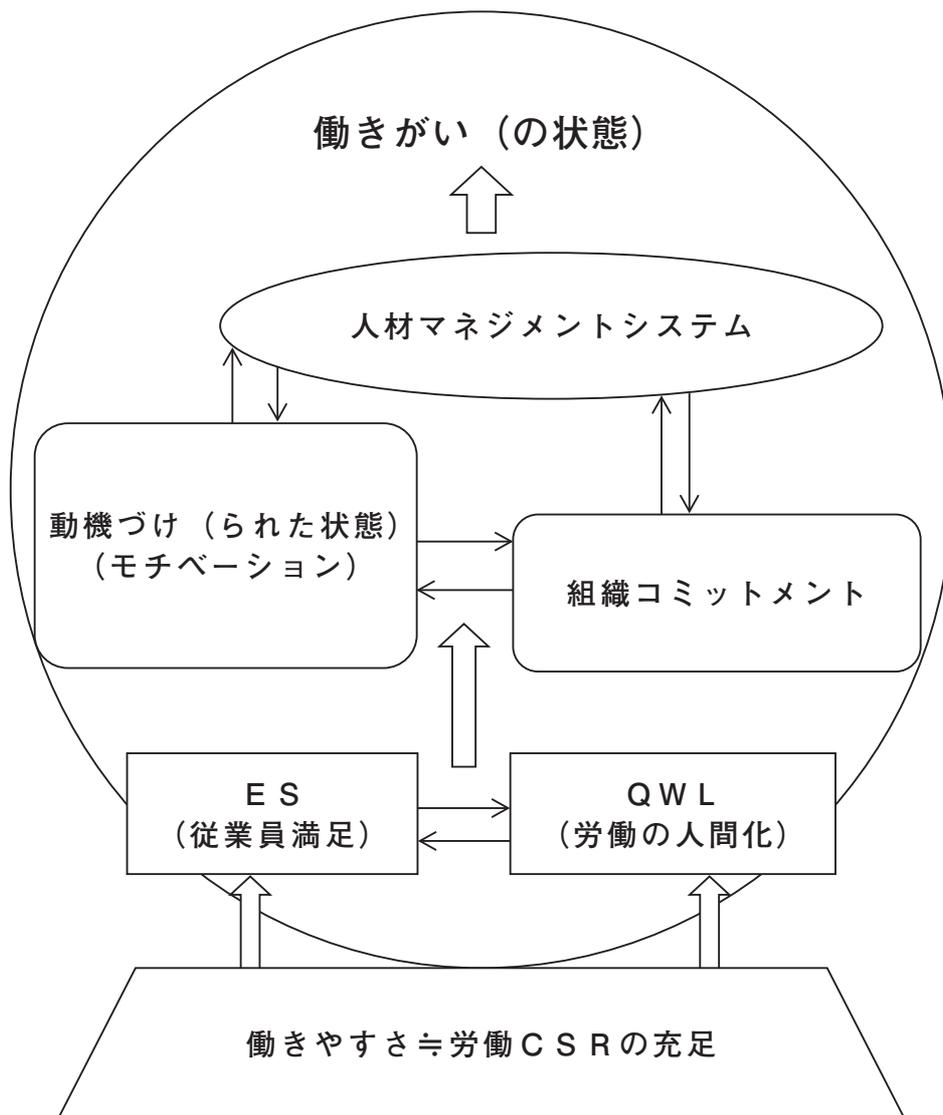
五 「働きがい」の人材マネジメント

1 「働きがい」の要件

これまで検討してきたように、労働コンプライアンスやWLB、ダイバーシティをその中に含む労働CSRの充足

図表5 働きがいの構造：概念図

人材マネジメントと働きがい（谷田部）



を働きやすさの近似値と捉え、QWLとESを働きがいの基盤と位置づけ、動機づけ（モチベーション）と組織コミットメントを働きがいへの中間項とする。さらに、人材マネジメントシステムを媒体として、働きがいを実感できる仕組みに関して概念図で示したのが図表5である。同図表は、動機づけ（られた状態）と組織コミットメントが、人材マネジメントシステムを通して働きがい（の状態）をもたらす、とも見える。しかし実際には、動機づけ、組織コミットメント、人材マネジメントシステムはそれぞれ相互規定関係にあり、同図表はQWLとESも含めた「総体」で働きがいの状態にあるこ

とを表している、と理解した方が実態に合う。働きがいがあることで逆にモチベーションが高まり、組織コミットメントが強まるという考え方も可能である。

働きがい(の状態)とは、前提となる働きやすさの条件を備えた上で、動機づけの機会が多くかつモチベーションが高い状態であり、こうしたモチベーションを提供する組織にコミットメントした状態といえることができる。もう少し具体的に働きがいを感じる要件、働きがいの要素をキーワード的に提示したのが図表6である。これらのキーワード、とくに働きがいの「要件」は、実は既に本稿の随所で用いられ、あるいは取り上げた言葉や概念であり、それに加えて先行研究や各種調査から抽出して筆者が整理したものである。働きがいの「要素」は、類似の要件を括って名付けたものである。さらに、各要素を①仕事自体、②仕事と成長、③自律性と裁量性、④処遇制度、⑤職場、⑥会社・組織の六項目に分類した。近接する要素の要件、内容には若干オーバーラップしている部分があり、また、各要素はいずれかの項目にあえて分類している。

同図表の働きがいの要件、要素には、仕事自体の価値感や仕事を通じた自己効力感、成長感、仕事の自律性などに限らず、前述した筆者による働きがいの定義のように、会社や職場などをはじめとする組織の要件・要素と人事処遇制度も含まれている。周知のとおり、動機づけ理論の一つに「職務特性モデル」がある。仕事における技能の多様性、課業の完結性、課業の重要性、自律性、フィードバック(仕事の結果が分かる程度)、の五つを中核的な職務次元とし、それが仕事の有意味感や責任感などの心理状態を通して、高い内発的動機づけや仕事に対する満足感をもたらすという理論である。ただし、従業員の成長欲求の強さを媒介変数にしている⁽⁴⁾ので、このモデルはこうした欲求を持たない人には有効でない。働きがいの定義や図表7で仕事以外の要件や要素を挙げたのは、仕事だけでは働きがいを得られ

図表6 働きがいの要素・要件

	働きがいの要素	働きがいの要件
① 仕事自体	仕事の性格 (仕事内容)	有意味感、社会的価値の存在、変化・多様性、完結性、挑戦性、創意工夫が可能、創造的な仕事、誇りの持てる仕事、要求される知識・技能の多様さ、能力が活用できる仕事、楽しめる仕事、興味がわく仕事、企業への貢献が感じられる仕事
	社会性	仕事の社会貢献度、仕事による社会参加
② 仕事と成長	仕事・組織との適合	適応感、個人適性との一致、個人価値観との一致、好きな仕事
	仕事の成果	達成感、充実感、有能感、自己効力感、自己実現
	仕事を通じた成長	能力発揮、成長可能性、成長実感
	組織を通じた成長	学習機会、能力開発の機会
	キャリア	将来のキャリアイメージ、キャリア発達の可能性、キャリア開発・形成の機会
③ 自律性と裁量性	情報	社内外の経営情報の提供、情報のオープン化・共有化
	責任と権限	責任と権限の明確化、権限の委譲、責任と権限の広さ、個人的責任の実感
	意思決定	組織の意思決定への参加・参画、意思決定の範囲
	自律性	主体的意思決定、業務目標の自己決定、業務遂行の自己コントロール、結果の自己評価、自己責任
	裁量性	選択の自由、自己裁量、裁量権の範囲、(業務遂行、配置・異動、働き方等の) 本人意思尊重
④ 処遇制度	目標	職場目標の明確化、個人目標の設定、ゴールの明確さ
	評価	評価の妥当性、公平な評価、周囲からの評価・承認、表彰・顕彰、評価のフィードバック
	処遇	努力に見合った処遇(賃金、昇進等)、公正で公平な処遇(賃金、昇進等)
⑤ 職場	職場(同僚)	良好な人間関係、良好なコミュニケーション、成功の承認、人間としての尊重、チームプレイ、協力・協働関係、ソーシャル・サポート(社会的支援)
	上司	リーダーシップ、上司からの支援、上司からの承認、上司の信頼感
⑥ 会社・組織	会社	会社の将来性、会社のステイタス、経営ビジョンの明確化、チャレンジングな企業文化、挑戦意欲旺盛な組織風土
	組織への一体感	組織(の理念、スタンス等への)共感、愛着、帰属意識、誇り、満足感
	柔軟な組織	オープンな組織、フラットで動的な組織、分権化された自律集団
	安定	雇用・就業の安定性、生活の安定

ない従業員もいるためである。仕事以外の要件・要素も併せることによって働きがい(の状態)に到達できるケースを想定しているのである。ただし、当然だが仕事を抜きにしては本来の働きがいは得られない。

2 働きがいにつながる人材マネジメントシステム

働きがいのある会社といっても、単なる従業員の認知やイメージではなく、具体的な制度・施策に展開しなければ抽象的で主観的な「良い会社」に止まってしまふ。図表6に挙げたような働きがいを醸成する要件、要素、要因を人材マネジメントのシステムでどう受け止め、体系的に組み込んで運用するかが、今日的な人材マネジメントの課題である。

しかし、豊かな時代に多様化した価値観、労働観を持つ職業人に対して、かつてのような会社主導型の単一型人材マネジメントシステムでは対応できない。シャインは、人間観の仮説の変遷を①合理的経済人、②社会人、③自己実現人、④複雑人と整理し、①③を同時に併せ持った複雑人仮説を現状の到達点とする⁽⁴²⁾。人間性や人間の欲求に関して、その複雑性を前提とする「複雑人の仮説」に立てば、欲求を充足するための「常にすべてのひとに有効なただ一つの正しい管理戦略というものは存在しない」⁽⁴³⁾ことになる。つまり、特定の制度・施策を実施すればすべての従業員が必ず働きがいを感じる、という絶対的な方策はないのである。人によっても、また同じ人でもそのライフステージの違いによって働きがいを感じる対象や場面、状況は様々である。

したがって、企業としては、働きがいにつながる制度、施策、仕組みの多様な選択肢、多彩なメニューを準備して従業員に提供する必要がある。しかも、採用から退職までの狭い意味の人事・処遇システムだけでなく、定義の要素

図表7 働きがいの人材マネジメントシステム

※ 基本的な人材マネジメントシステムは省略。

領域	制度・施策
① 人事管理制度	キャリア選択型人事制度（複線型人事制度）、複線型役職制度（複線型昇進制度、専門職制度、昇格チャレンジ制度、役職チャレンジ制度（昇進チャレンジ制度）、キャリア面談制度
② 雇用管理 採用管理	職種別採用、専門契約社員制度
配置・異動	自己申告制度、社内人材公募制度、社内F A制度、社内求人・休職制度（社内ハローワーク）、変動C D P、社内ベンチャー制度、勤務地選択制度（限定勤務地制度）
退職管理	選択定年制、転身・独立支援制度
③ 能力開発	自己啓発援助制度、資格取得援助制度、（有給）教育休暇制度、自己選択型研修、国内外留学制度、トレーニー制度、コーポレート・ユニバーシティ
④ 評価制度	人事考課制度のオープン化、育成・活用型絶対考課、フィードバックシステム、目標管理制度、評価面談制度
⑤ 賃金・報酬管理	複線型賃金制度、成果配分制度、ストック・オプション、報奨制度
⑥ 福利厚生	メンタルヘルス対策、育児・介護支援、カフェテリアプラン
⑦ 労働時間	労働時間の多様化・弾力化、フレックスタイム制、フリータイム制、裁量労働制、在宅勤務（テレワーク）、育児・介護休業制度、看護・介護休暇制度、リフレッシュ休暇制度
⑧ 労使関係	労使協議制、労使共同決定
⑨ 人間関係管理	提案制度、表彰制度、E S調査、モラールサーベイ
⑩ キャリア支援	キャリア支援部署の設置、キャリア・コンサルタント（カウンセラー、アドバイザー）の配置、キャリア・カウンセリング、キャリアデザイン研修、キャリア開発研修、メンター制度、コーチング

に織り込んだように、組織のあり方なども含む広い意味での人材マネジメントに関わるシステムを構築することになる。企業で導入されている人材マネジメントシステムは、視点を変えれば従業員に働きがいを与えるための仕組みでもある。そこで、人材マネジメント理念の具体的な制度的表現形態である人事・処遇システムを、働きがいを付与するための仕組みとして再構築することになる。

図表7は、働きがいにつながる人材マネジメントシステムについて、①人事管理制度から⑩キャリア支援まで一〇の領域について主な制度、施策を提示したものである。ただし、人事・処遇システムとして企業が通常導入している基礎的な制度・施策と前述した組織のあり方は省略してある。筆者はとくに、キャリア開発・形成のための人材マネジメントという視点を重視したい⁴⁴。人材マネジメントシステムをキャリア開発・形成のためのシステムとして構築するのである。図表7の各領域には、従業員の選択性、裁量性、自律性を重視した制度・施策が掲げられている。①人事管理制度領域の「キャリア選択型人事制度」がその基本的な理念を表現するもので、多様な価値観を持った従業員を尊重し、希望に配慮し、多様な働き方を支援する人材マネジメントの基本システムである。その下位システムとしてのより具体的な制度・施策への展開は、人事管理制度領域内の制度・施策のほか、②雇用管理から⑨人間関係管理までの各領域の制度・施策として提示されている。そして直接的な⑩キャリア支援が側面から各制度・施策の運用を円滑化する。

六 むすび —まとめと今後の課題

本稿ではまず、働きがいに関して筆者なりの再定義をした。仕事自体の満足度だけでなく、所属組織(企業)への

満足度も含めている。仕事だけで働きがいを感じられない人も存在するからである。次ぎに働きがいと働きやすさの比較を行った。あくまで相対的な違いしかないが、働きやすさをベースに、積極的・前向きな意欲の状態である働きがいと成り立つイメージである（図表1）。労働コンプライアンス、WLB、ダイバーシティの各概念を含む労働CSRの充足を働きやすさの近似値とした（図表2、図表3）。さらに人材マネジメントシステムで具体的な制度として表現され、QWLやESに発展することで働きがいの下部構造を形成する（図表3、図表4）

OWLとESが働きがいの基盤を形成し、動機づけ（モチベーション）と組織コミットメント、それに人材マネジメントシステムの三者が相互規定関係にあることで働きがいの状態がもたらされる（図表5）。このうち、動機づけに関してはやや詳しく検討している。次いで働きがいの要件・要素を六項目に整理し（図表6）、働きがいにつながる人材マネジメントシステムについても、一〇領域に体系化して主な制度・施策を提示した（図表7）。

以上のように本稿では人材マネジメントと働きがいに関して、実務を踏まえながらも主として理論的な側面から考察した。実際にはいくつかの意識調査を参照したが、集計結果は引用せず、働きがいの要件・要素の検討に当たっての参考資料に止めた。機会があれば、筆者自身が組織と労働者の双方を対象に、働きがいに関する調査を行ってみたい。本稿で論じた働きがいの人材マネジメントを実現するためには、やはり①仕事そのものを魅力的にすることがまず求められる。また、②働きがいにつながる人材マネジメントの諸システムを構築し、効果的に運用することが柱になる。人材マネジメントシステム自体が、本来は働きがいを醸成するための仕組みであり、そこにどれだけ働きがいの要素・要件を組み込めるかが運用の成否を決める。さらに、③労働CSRの充足や働きがいにつながる組織の構築と運用などの環境整備が、これらを側面から補強する。

このように、「仕事」「システム」「環境」の整備と充実が、人材マネジメントを働きがいの観点から構築、運用する三大ポイントである。ただ、本文でも繰り返し述べているように、今日の労働者、従業員のニーズは多様化しているし、仕事や組織に求めるものも千差万別である。例えば仕事に高次の欲求を持たない従業員に対して、企業はどう対応すべきだろうか。また、組織に対する欲求について、チャレンジングで強い企業文化を好む人がいる一方、親和的な職場風土を好む人がいることも事実である。

「心理的契約」は組織と従業員が互に抱く不文律の相互期待であるが、シャインによると動機づけや組織コミットメント、仕事の満足感に大きく影響するという⁽⁴⁵⁾。しかし、実証研究では組織への期待と従業員への期待を、いずれも従業員側の知覚だけで捉えている⁽⁴⁶⁾。「組織が従業員に抱いている期待」に関する従業員の知覚は、もちろん社会的規範や習慣に関する認識、会社の風土・文化の知覚を基礎に置いているが、従業員個人の特性とそのバックグラウンドが決定的に影響を及ぼす。つまり極めて主観的な思い込みで組織に対して各種の期待をしているのである。期待が外れた場合(＝組織側の「契約不履行」として扱われる)⁽⁴⁷⁾は、モチベーションや組織コミットメントにマイナスに影響するとなれば、企業側もそれへの対応が必要になる。

こうした従業員のニーズの多様性や心理的契約に対する対応策は、本文で提案したように人材マネジメントシステムを働きがいの観点から再構築し、多様な選択肢を従業員に提供し、本来の目的に沿った運用を行うことが基本になる。その上で、従業員の意識調査などを通じて満足度とニーズを把握し、必要に応じて制度・施策を随時修正しながら、自社の人材マネジメント理念を徹底していく地道な方法しかないであろう。いずれにしろ、この問題に関しては別の機会に論ずるつもりである。

なお、本稿では動機づけそして働きがいの基となる報酬に関しては、外的報酬、内的報酬とも具体的かつ深くは検討しなかった。そこで次ぎに執筆する論文では、これからの報酬マネジメントについて詳しく考えてみることにする。

- (1) 谷田部光一「これからの人材マネジメントの使命」(『政経研究』第四八巻第一号、二〇一一年)四九頁―五〇頁。
- (2) 同上論文五五頁では、人材マネジメントの理念について、「経営資源としての人材を確保、評価、育成、動機づけ、活用、処遇することに関する基本的な考え方、スタンス」と緩やかに定義づけている。人材マネジメントに関する企業やその経営トップの人事哲学、人事ビジョン、あるいは「志」「ロマン」と言い換えることもできる。
- (3) 同上論文、五六頁―六二頁。
- (4) 同上論文、六二頁―六九頁。
- (5) 同上論文、六三頁。
- (6) 筆者の知る範囲で働きがいと定義づけているのは小野公一である。小野は、働きがいという言葉を明確に定義づけている文献をほとんど目に見えないとした上で、自身は「働き甲斐とは、その人の仕事生活の中で、職務満足感の重要な構成要因である能力の十分な発揮や成長、達成感、充実感などを感じる事ができ、そして、それが自己の人生の肯定に繋がること」と定義づける(『働く人々のwell-beingと人的資源管理』(白桃書房、二〇一一年)一〇五頁)。筆者の定義と異なり、所属組織への満足度は直接的な表現あるいは要素になっていない。逆に、働きがいにも結びつく「自己の人生の肯定に繋がる」という表現が筆者にはない要素として説得的であるが、筆者としては本文のように定義しておく。なお筆者のこの定義は、谷田部・前掲論文、六三頁における暫定的定義の再定義である。
- (7) 日本経済新聞社と日経リサーチによる調査である。上場企業を中心にした大企業対象の調査で、六三項目の設問(制度の有無・取り組み状況)に対する企業の回答結果に、別途ビジネスパーソン向けに同一項目で実施した重視度調査の平均点を掛け合わせて点数化している。二〇一一年における調査の概要と四評価側面ごとの設問項目は、日経就職ナビ編集部『日本の優

良企業パーフェクトブック二〇一三年度版」(日本経済新聞出版社、二〇一二年) 参照。

(8) 米国の Great Place to Work® Institute という団体が始めたもので、現在は世界で四〇カ国以上の団体が実施し、日本では Great Place to Work® Institute Japan が運営している。日本の運営機関のホームページによると、調査は従業員へのアンケートと会社へのアンケートで構成される。二〇一二年現在で、従業員アンケートは五段階評価の選択設問五八問と自由記述式設問二問であり、会社アンケートは会社概要、人事制度、福利厚生制度などの基本的情報に関する質問およそ二〇〇問と、企業文化、会社方針、人材に関する施策・制度などについての記述式の質問およそ二〇問である。評価ウエイトは従業員アンケート三分の二、会社アンケート三分の一となっている。

(9) 斉藤智文『働きがいのある会社 日本におけるベスト25』(労務行政、二〇〇八年) 二〇頁―二四頁参照。なお、和田彰『日本でいちばん働きがいのある会社』(中経出版、二〇一〇年) も参照。

(10) 斉藤・同上書、三四頁参照。

(11) CSRは、経済的側面のほか社会的側面、環境的側面からも企業活動の責任を捉える考え方、取り組みである。具体的には、企業の活動に社会的公正や環境などへの配慮を組み込み、ステークホルダー (Stakeholder ≡ 企業の利害関係者) に対して責任ある行動をとるとともに、説明責任 (Accountability) を果たすことである (厚生労働省「労働に関するCSR推進研究会報告書」(二〇〇八年)、二頁)。

(12) 厚生労働省・同上報告書。なお、同報告書では、労働CSRに関する企業事例を次の十一分野に区分して紹介している。

①人材育成、②キャリア形成支援、③仕事と生活の調和、④従業員の社会貢献、⑤男女の均等推進、⑥高齢者雇用、⑦障害者雇用、⑧若年者雇用、⑨安全衛生、⑩従業員の健康、⑪社会報告書・CSRレポート。

(13) 政労使トップで構成される「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」は、二〇〇七年二月一八日に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和促進のための行動指針」を策定した。その後の状況変化を踏まえ、二〇一〇年六月二九日に新たな憲章と行動指針を合意している(内閣府ホームページ参照)。

(14) ワーク・ライフ・バランスに関する具体的な施策・制度としては、荒金雅子(他)編著『ワークライフバランス入門』(ミ

- ネルヴァ書房、二〇〇七年)、日本経団連出版編『ワークライフバランス推進事例集』(日本経団連出版、二〇〇八年)、小室淑恵『改訂版 ワークライフバランス 考え方と導入方法』(日本能率協会マネジメントセンター、二〇一〇年)、佐藤博樹・武石恵美子『職場のワーク・ライフ・バランス』(日本経済新聞出版社、二〇一〇年)、佐藤博樹・武石恵美子編著『ワーク・ライフ・バランスと働き方改革』(勁草書房、二〇一一年)など参照。
- (15) 日本経営者団体連盟ダイバーシティ・ワーク・ルール研究会『原点回帰―ダイバーシティ・マネジメントの方向性―』(二〇一二年) 五頁参照。
- (16) 日本経団連出版・前掲書および小室・前掲書参照。
- (17) 寺崎文勝『わかりやすいCSR経営入門―労働CSR対応―』(同文館出版、二〇〇五年) 一二六頁以下参照。
- (18) 小野・前掲書、八八頁以下。
- (19) 同上書、九四頁以下。
- (20) 奥林康司(他)『労務管理入門〔増補版〕』(有斐閣新書、一九九二年) 二三三頁―二三八頁参照。
- (21) 今村寛治(他)編著『人間らしい「働き方」・働かせ方』人事労務管理の今とこれから』(ミネルヴァ書房、二〇〇九年) 二〇八頁―二二一頁参照。
- (22) 二〇一二年六月時点の厚生労働省ホームページによる。なお、同ホームページにおける現在のディーセント・ワークに関する説明文は異なる。
- (23) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成。新井みち子「E・S調査とそれに基づく組織改革」『日本労働研究雑誌』No. 六一七(二〇一一年一二月号) 六六頁所収の表から、筆者が大項目と小項目を抜粋した。
- (24) 小野・前掲書、同『ひと』の視点からみた人事管理「働く人々の満足感とゆたかな社会をめざして」(白桃書房、一九九七年)、同『職務満足感と生活満足感』(白桃書房、一九九三年)参照。
- (25) 小野・前掲『働く人々のwell-beingと人的資源管理』、一一頁。
- (26) 林 伸二『組織心理学』(白桃書房、二〇〇〇年) 一一五頁。

- (27) 動機づけ理論の詳細に関しては、以下の文献を参照。鹿毛雅治編『モチベーションを学ぶ12の理論』（金剛出版、二〇一二年）、田中堅一郎編『産業・組織心理学エッセンシャルズ【改訂三版】』（ナカニシヤ出版、二〇一一年）、藤田英樹『コア・テクニスト ミクロ組織論』（新世社、二〇〇九年）、開本浩矢編著『入門 組織行動論』（中央経済社、二〇〇七年）、二村敏子編『現代ミクロ組織論 その発展と課題』（有斐閣、二〇〇四年）、上淵 寿編著『動機づけ研究の最前線』（北大路書房、二〇〇四年）、上田 泰『組織行動研究の展開』（白桃書房、二〇〇三年）、同『組織の人間行動』（中央経済社、一九九五年）、田尾雅夫『モチベーション入門』（日本経済新聞出版社、一九九八年）、同『組織の心理学「新版」』（有斐閣、一九九一年）、宮本美沙子・奈須正裕編『達成動機の理論と展開 続・達成動機の心理学』（金子書房、一九九五年）、坂下昭宣『組織行動研究』（白桃書房、一九八五年）。
- (28) 富岡 昭『組織と人間の行動「第三版」』（白桃書房、一九九九年）一二〇頁。
- (29) 上淵編著・前掲書、二七頁。
- (30) 外発的動機づけと内発的動機づけに関しては、注(27)の文献参照。
- (31) 例えば、エドワード・L・デシ、安藤延男・石田梅男訳『内発的動機づけ―実験社会心理学的アプローチ』（誠信書房、一九八〇年）、同・石田梅男訳『自己決定の心理学―内発的動機づけの鍵概念をめぐって』（誠信書房、一九八五年）、エドワード・L・デシ／リチャード・フラスト、桜井茂男監訳『人を伸ばす力 内発と自律のすすめ』（新曜社、一九九九年）など参照。なお、外的報酬と動機づけの問題については、別稿の「報酬マネジメント」に関する論文で改めて考察する。
- (32) 鹿毛編・前掲書、三九頁―四一頁、開本浩矢『研究開発の組織行動 研究開発技術者の業績をいかに向上させるか』（中央経済社、二〇〇六年）二〇九頁・二一一頁、高橋 潔「やる気を高める人材マネジメント戦略」『働きがいのある職場作り事例集』（日本経団連出版、二〇〇八年）一九頁―二〇頁参照。
- (33) 古川久敬『組織心理学 組織を知り活躍する人のために』（培風館、二〇一一年）四九頁―六八頁。
- (34) 鹿毛編・前掲書、二九頁―三二頁。
- (35) ミハイ・チクセントミハイ、今村浩明訳『フロー体験 喜びの現象学』（世界思想社、一九九六年）。

- (36) フレデリック・ハーズバーグ、北野利信訳『仕事と人間性』（東洋経済新報社、一九六八年）。
- (37) 賃金と動機づけの関係については、別稿の「報酬マネジメント」に関する論文で改めて考察する。
- (38) 組織コミットメントに関しては、高木浩人『組織の心理的側面―組織コミットメントの探求―』（白桃書房、二〇〇三年）、鈴木竜太『組織と個人―キャリアの発達と組織コミットメントの変化―』（白桃書房、二〇〇二年）、松原敏浩・渡辺直登・城戸康彰編『経営組織心理学』（ナカニシヤ出版、二〇〇八年）、開本編著・前掲書、二村編・前掲書など参照。
- (39) 二村編・同上書、一一六頁―一一七頁。
- (40) 谷田部光一「専門・プロ人材の育成と活用」（『政経研究』第四五巻第四号、二〇〇九年）五〇頁―五二頁参照。
- (41) 開本編著・前掲書、二五頁―二七頁。小野・前掲書、一〇六頁。
- (42) エドガー・H・シャイン (Schein)、松井資夫訳『組織心理学』（岩波書店、一九八一年）五五頁以下。
- なお、渡辺峻によると、今日の職業人は、職業生活 (Work Life)、家庭生活 (Family Life)、社会生活 (Social Life)、自分生活 (Individual Life) の四つの生活 (Life) 〓 4 L を充実することに動機付けられて意思決定し、行動する自立的な存在であるという (谷田部光一「人材マネジメントと専門・プロ人材」『日本法学』第七六巻第2号、二〇一〇年、二二二頁―二二八頁参照)。渡辺はこの4 L の充実を求める職業人を「社会化した自己実現人」と呼んでいるが、筆者の理解ではシャインのいう複雑人に近い概念である。
- (43) シャイン・同上書、一〇四頁。
- (44) 小野公一『働く人々のキャリア発達と生きがい―看護師と会社員データによるモデル構築の試み』（ゆまに書房、二〇一〇年）は、実証研究の結果としてキャリア発達やキャリア満足は働きがいや生きがいに結びつく結論づけている。
- (45) シャイン・前掲書、二四頁―二八頁、一一〇頁―一一三頁。
- (46) 服部泰宏『日本企業の心理的契約 組織と従業員の見えざる約束』（白桃書房、二〇一一年）。
- (47) 同上書。

南シナ海の安全保障と戦略環境（二・完）

浦野起央

二 南シナ海の領土支配

一・中国の領土

中国は、中華思想の一統システムのもとに南海地域を歴史的に中国領土としており、それは、「古来、自国領土」という表現にみるように、中華思想の領土観念にある。それは、超安定システム下の中国文明の生命力Ⅱ黄帝以来の国家の連続性Ⅱ諸子百家の文化的優越が漢民族の生存を支えるという思想で、中華世界は、中央と周辺の狄夷とからなる、それは、以下の四層構造、つまり、中原の統治―異民族の羈縻（きび）政策／彼ら同士の牽制による組み込み（正州Ⅱ本土化）―朝貢国（藩部の冊封体制）―以上の王化思想にない狄夷の制圧という図式で、認識される。その限りにおいて、その版図は天下の一部であって、実効的支配地域としての版図が区切られた支配空間とされ、これをもつ

て現実の物理的境界が明確にされ、ここに領土支配が成立し、管轄線の境界が設定され、歴史や統治の実績がかかる版図の根拠を形成し、軍事力の支配をもってその版図が維持され、それはその能力によって変動することになる。

それが領土問題として提起されたのは、一九三三年フランスが南沙群島の九つの島嶼に侵攻したからであった。一九三五年中国は、水陸地図審査委員会が一九三五年四月出版の『中國南海島嶼圖』で、最南端を北緯四度する南海諸島の主権を宣言した。

その南沙群島は、一九四六年八月広東政府が東沙・西沙・南沙群島を接收し、一二月までに旧日本領土の南海諸島を接收した。一九四七年一月内政部は東沙群島、西沙群島、中沙群島、及び南沙群島の四つからなる南海諸島の名称を公表することで、南海諸島に対する主権を行使し、「南海諸島の最南端は曾母灘である」と広東省政府は確認した。それを一九四九年六月新中国は、海南特別行政区とした。同年九月永興島の中国軍は台湾へ引き揚げ、一九五〇年五月中国人民解放軍が永興島に上陸した、日本は、サンフランシスコ対日平和条約及び日華平和条約で、新南群島及び西沙群島の支配権を喪失した。そこでは、現状復帰の原則が適用されつつも、中国領土とは決定されていない。

フランスは、パラセル(西沙)群島はベトナム領土であるとしており、一九四六年一〇月パラセル群島イツアバ(長島)を占領した。これは、同四六年九月南沙群島・西沙群島への中国軍駐留に抗議したもので、翌四七年四月パラセル群島パスツル(珊瑚)島を占領した。一二月中国軍は長島(太平島)を回復した。

その経過は、以下の通りである。

一九四五年 一二月 中国、西沙群島林島接收。

一九四六年 八月 中国広東政府、東沙・西沙・南沙群島接收、九月中国軍、進駐。

一〇月 フランス、パラセル群島占領。

一九四七年 一月 中国内政部、東沙群島、西沙群島、中沙群島、及び南沙群島の南海諸島名称公表。

一月 フランス、西沙群島への中国軍駐留に抗議、パラセル群島パストル島占領。

一二月 中国、長島を大平島と改称。

一九四九年 六月 新中国、西沙・南沙群島を海南特別行政区編入。

一九五一年 八月 周恩来中国外交部長、西沙群島、南威島のある南沙群島及び中沙群島、東沙群島はすべて中国領土と表明。

九月 サンフランシスコ対日平和条約調印。

一九五二年 四月 日華平和条約調印。

一九五六年 五月 中国、南海諸島主権確認。

一九五八年 九月 中国、一二海里主権の領海声明で南海諸島の領有権確認。

一九七六年 二月 中国、西沙群島に海軍基地建設。

一九七九年 八月 中国、西沙群島を飛行禁止区域に設定。

一九八〇年 一二月 中国文書「南沙・西沙諸島の中国領土の文献的研究」。

南海諸島の中国領土確認は、一九四七年四月内政部と国防部・外交部・海軍総司令部など関係部門が領土を線をもって画定する作業に着手し、そこでは、以下の三点が確認された。(1)南海領土は曾母灘を最南端とし、この原則は抗戦前と変わらない。(2)西沙・南沙群島の主権を公布し、海軍は島嶼への進駐に入る。(3)住民の保護は広東政府が保

持する。かくて、一二月中華民国内政部地域局が「南海諸島新旧名称対照表」及び「南海諸島位置圖」を公布し、南海諸島領土は一段のU字線をもって図示された。そして、一九五三年以後、それは、新中国地図では、一段線が八段線と言い替えられ、二〇〇一年以降、南海の九つの破線は断続線として、以下の法的解釈がなされた。^①

第一・それは島嶼帰属の線とする。線内の島嶼及び周辺地域は中国に属し、中国はこれを管轄し、統制する。

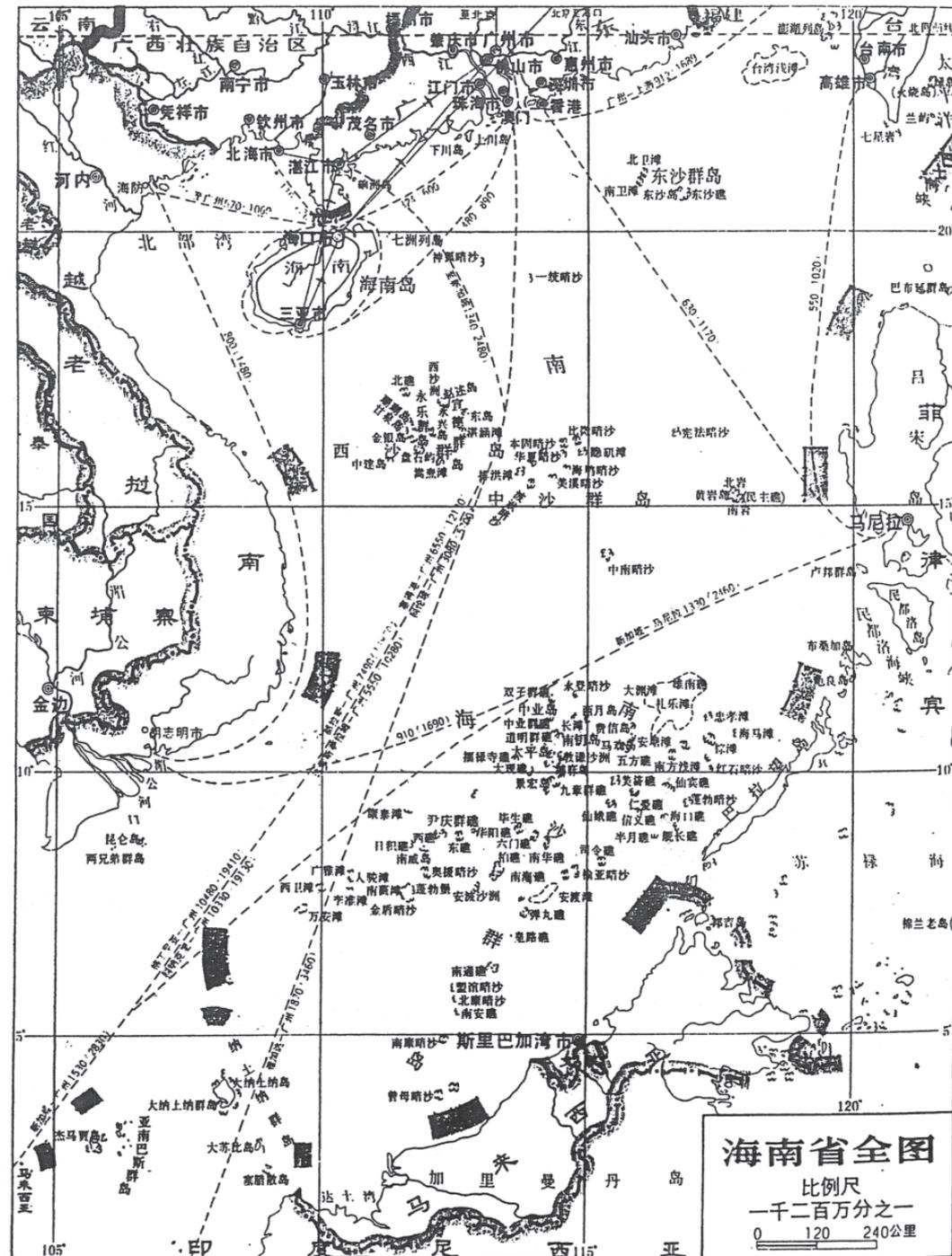
第二・それは歴史的な権利の範囲とする。線内の島・礁・浅瀬・砂洲は中国領土で、内水以外の海域は排他的経済水域及び大陸棚である。海域は、法的には、排他的経済水域に相当し、他国による航行、上空通過、海底ケーブル及びパイプライン敷設の三つの活動の自由は確保される。

第三・それは歴史的な水域線とする。中国は、線内の島・礁・浅瀬・砂洲は中国に属するのみならず、線内のすべての海域は中国の歴史的な水域で、当該水域においては、外国船は許可なしに航行し通過できない。

第四・それは伝統的な疆界線（国境線）である。すなわち、線内の島・礁・浅瀬・砂洲は中国に属し、線外の区域は公海又は他国に属する。この線は、断続した国境線を示しており、したがって線内は中国領、線外は隣国領あるいは公海となる。よって、この線は、中国と隣国の中間線、あるいは境界を表示している。

中国の学者は、九段線の法的地位に対する認識は完全に整合しており、その認識は決して一致しているわけではない。九段線は中国の歴史的発展のなかで形成され、近代以来の中国人民の認識を反映したもので、U字線は断絶国境線である、としている。そして、断続線による中国の南シナ海における権利は、五〇年前、国連海洋法条約の成立前に形成され、公認されてきたもので、新しい海洋法制度の確立は、一国の伝統的権利を否定できるものではない。国連海洋法条約は、排他的経済地帯及び大陸棚の海洋に関する権益に対する主張又は歴史的権利を否定すること

図2 南海諸島U字図



(出所) 中国地图出版社編制『海南省地图』北京、中国地图出版社、1988年。

(注) この南海地図はU字図をそのまま継承したもので、断続線図であり、 で囲まれたところがU字図を形成する。

表3 中国が占有している南沙群島の主要島嶼・珊瑚礁

中国名	ヨーロッパ語名	備考
渚碧岩	スピ・リーフ	
南薫礁	ガベン・リーフス	1892年軍隊駐留
赤爪礁	ジョンソン・リーフ	1988年3月軍事視察施設設置
永暑礁	フィレー・クロス・リーフ	1987年11月海洋施設建設着手
東門礁	フーカス・リーフ	
華陽礁	クアールテロン・リーフス	
美濟礁	ミスチーフ・リーフ	1995年2月軍事施設の存在確認
五方礁	ジャクソン・アトール	1995年3月フィリピン軍上陸、施設・標識破壊
仁愛礁	セカンド・トーマス・ショール	
信義礁	ファースト・トーマス・ショール	
仙娥礁	アリシア・アンイー・リーフ	
半月礁	ハーフ・ムーン・ショール	1995年3月フィリピン軍上陸、施設・標識破壊

はできない。

以上の理解は、台湾も支持している^③。但し、研究者の間では、その九条断絶線をめぐり議論が提起された^④。

二・台湾の領土

国民政府が日本から継承した南海諸島は、新中国に移管された。他方、台湾は、一九五五年六月南沙群島の主権を主張し、翌五六年六月フィリピンが空白に乗じて占拠していた大平島に軍事進駐し、南沙諸島を実効的に支配した。ここでは、中国と台湾の交戦は起きていない。一九九五年以降、中国と台湾は気象研究を共同して実施している^⑤。

一九九二年一二月台湾の南海政策綱領は、「南海の歴史的水域境界海域はわが国の管轄海域である」としており、海域巡視整備の建設、係争問題の平和的解決などを図るとある。その海域は、一九四七年のU段線で構成される。但し、台湾の南沙群島の支配は、大平島に限定されており、大平島は高尾市棋津区中興里で、高尾港から一六〇〇キロメートルの位置にある^⑥。

二〇〇六年一月蔡明憲台湾国防部長は、台湾から二〇〇〇キロメートルしかない大平島の飛行場建設は、台湾海峡における縦深選択の拡大で

ある、と発言した。⁽⁶⁾ かくて、南海政策綱領に従い、太平島の滑走路は二〇〇七年一二月竣工され、翌〇八年一月台湾空軍のC-130輸送機が着陸し、同日台湾に帰還した。二〇〇八年二月陳水扁総統は、大平島を訪問し、南シナ海における行動指針となる、以下の四点南沙提案を行った。⁽⁷⁾

- 一・ ASEAN各行動宣言の精神及び原則を受け入れる。
- 二・ 南シナ海の開発は、環境生態の保持・育成を優先する。
- 三・ 国際的な生態学者及び環境保護団体を招請して、定期的に東沙環礁・太平島・中洲礁の研究・調査を行う。
- 四・ 微妙な主権問題で南シナ海地域協力の疎外が生じることを回避し、民間団体として南海研究中心を設置し、定期的に国際シンポジウムを開催し、トラック二による接触を深める。

台湾政府の対外文件及び関連事項は、以下の通りである。

- | | | |
|-------|-----|------------------------------|
| 一九五五年 | 六月 | 南沙群島の主権確認。 |
| 一九五六年 | 六月 | 大平島の実効的支配。 |
| 一九五七年 | 五月 | 米国、南沙群島の三島上陸、台湾の同意でレーダー基地建設。 |
| 一九六〇年 | 一〇月 | 大平島に氣象台建設。 |
| 一九六一年 | 七月 | 西沙群島の主権声明。 |
| 一九九二年 | 一二月 | 南海政策綱領作成。 |
| 二〇〇〇年 | 一月 | 海巡署設立、大平島管轄。 |
| 二〇〇八年 | 二月 | 四点南沙提案。 |

三・ベトナムの領土

ベトナムは、南海諸島を自国領土としている。それは、伝統王国ベトナムの歴史的な往来、生活圏にあり、南ベトナムはこの事実をフランス統治の継承として確認しており、南ベトナムの解放で北ベトナムが南海の南ベトナム占有地域を占領した。統一ベトナムがこの支配を継承し、一九七七年三月チュオンサ（南沙）群島をドンナイ省に編入した。これに対し、中国は、ベトナムの支配を認めておらず、一九七四年西沙交戦事件となった。

一七七六年の黍貴惇『撫邊雜録』に記述されているホアンサ及びチュオンサの地理、資源、及び阮氏による両群島の開発の様子から、つまり、外国船が嵐に遭遇すると、広義府平山県安永村に近い岩礁に立ち寄り、その救済に七〇名男子の黄沙隊が赴く一方、黄沙隊はタイマイ、海龜などの海産物を管理したことなどを通じて、南海はもともとベトナムの生活と支配の域にあったとしている。

また、一八三六年の『大南寔録』には、その第五二巻に、嘉隆帝が、「一八一六年に、水軍と黄沙隊を派遣し、船で黄沙を渡って水路を調査した」、また第一五四巻に、「一八三五年夏「広義に属する黄沙に神祠を建てる」などの記述がある。

フランスはインドシナに進出し、一八八七年六月フランス・中国国境画定協定は、海中島嶼は中国領と確認されたが、フランスは、一九三三年七月スプラトリー諸島を占領し、その旨、告示した。そして、一〇月サイゴン植民地議会は、この南沙群島をコーチシナ（南圻）に組み込み、二月バリア省に行政編入した。

さらに、フランスは、これら南沙・西沙群島が日本の統治となつて以後、日本の敗戦で、一九四五年一〇月南沙群島に軍事上陸を果たしたが、それは、戦前におけるフランス・インドシナ支配の回復としてであった。一九四七年一

月フランス軍・ベトナム軍は西沙群島林島（ウッディ島）に上陸し、中国軍を撃退した。このフランス統治は、一九五六年に南ベトナムに引き継がれ、南ベトナム承認による燐酸塩の生産活動も始まり、一九六三年五月南ベトナムはチュオンサ群島六島嶼に主権碑を建立し、ホアンサ群島の統治は文民統治から軍人支配は移行した、そして、一九七〇年代に移り、石油資源の開発が主題となった。⁽⁸⁾

こうした南ベトナム政府の対外文件及び関連事項は、以下の通りであった。

一九五七年 一月 西沙群島で中国漁船に発砲事件。

一九七〇年 一月 石油探査法制定。

一九七二年 一月 五〇海里漁業水域決定。

一九七三年 七月 メコン・デルタ沖合區で第一次国際入札、一九七五年五月第二次入札。

七月 南ベトナム軍、チュオンサ群島ナムイエット島（鴻麻島）占領、九月本土フォクツイ省に編入。

一九七四年 一月 ホアンサ群島で南ベトナムが中国漁船の妨害工作でホアンサ群島の防衛宣言。

一月 西沙群島交戦事件、中国軍による制圧で自衛発動、南ベトナムは主権侵害と主張。

二月 南海諸島の主権声明。

五月 領海法公布、一二海里適用。

六月 大陸棚覚書作成。

八月～九月 米系石油会社シテイ・サービス、メコン流域で掘削着手。

一九七五年 二月 チュオンサ群島にヘリコプター基地建設。
一九七四年六月の南ベトナム大陸棚覚書は、五月の一二海里適用を受けて、「ベトナム共和国の大陸棚に立ち入る他のいずれの国の認めたいかなる特権も無効である」とした。

ベトナム本土では、ベトナム内戦が最終局面に移りつつあり、一九七四年五月南ベトナムは領海一二海里宣言を發したのに、南ベトナム臨時革命政府は直ちに無効声明を發し、九月の石油開發の着手に対しても、臨時革命政府は無効声明を發した。一九七五年四月サイゴンの解放でベトナム人民解放軍がチュオンサ群島に上陸した。六月南ベトナムはハノイ時間へ移行し、八月臨時革命政府は、米系石油会社と南ベトナム・サイゴン政權の取決め無効を宣言し、同社との交渉に入り、一二月同社は開發再開と發表した。

この新局面におけるベトナム統一政府の對外措置及び関連事項は、以下の通りであった。

一九七五年 四月八日 グアンドイ・ニャンザン、「ホアンサ・チュオンサ群島の地図」掲載。

一九七六年 一月 トン・ドク・タン・ベトナム大統領、ベトナムの陸・海・空国境防衛を強調。

三月 チュオンサ群島をドンナイ省編入。

一九七七年 五月 領海・接続水域・排他的經濟水域・大陸棚に関する声明。

六月 ホアンサ群島で軍事演習。

一九七九年 二月 「ホアンサ・チュオンサ群島の主權ベトナム覚書」。

九月 外交白書「チュオンサ・ホアンサ群島のベトナム主權白書」、一九八〇年一月中国、拒否、
二月ベトナム、反論

一九八〇年 一月 ベトナム海域の外国船規制令公布。

一九八二年 一月 領海基線に関する声明。

一九八四年 六月 領空に関する閣僚会議規則制定。

一九七九年九月のベトナム外交白書「チュオンサ・ホアンサ群島のベトナム主権白書」は、以下の指摘がある。

「ホアンサとチュオンサは、ベトナムの東方にある、主に珊瑚礁と砂洲からなる二つの群島で、以前は、黄沙、大長沙、又は萬里長沙と総称されていた。両群島の島嶼は、みな、非常に小さいが、戦略的価値と経済的重要性は極めて大きい。

ホアンサ群島は、北部碗の湾口の外に位置し、ダナンから一二〇海里である。……

チュオンサ群島は、東海の南に拡がって、カムラン湾から二五〇海里のところにある。……

古来、チュオンサ群島及びホアンサ群島は、ベトナムの領土であった。各王朝を通じ、以前のベトナム封建国家が、歴史上はじめて、国家として両群島を占有し、主権を行使し、開発を行ってきたところで、これら両群島は、それより以前は、いかなる国の行政区画にも入っていないかった。したがって、この占有は事実であり、国際法及び国際慣行に合致したものである。ベトナムの各政権は、これら群島を大陸部諸省に属する行政管轄のもとにおいてきた。……ベトナム人民は、自らの両群島に対する主権を証明するのに十分な法的根拠、歴史的根拠、及び事実を有している。欧米の航海者、地理家、宣教師も、何世紀も前から、この事実を認めてきた。」
一九八二年八月ベトナムの基線声明は、付図をもって明確に示した。そこでは、南海基線は、一九七七年五月の領海宣言に従うとしている。

表4 ベトナムが占有している主な島嶼・珊瑚礁

ベトナム名	中国名	ヨーロッパ語名	備考
ダオ・ソング・ツ・テイ	南子島	サウス・ウェスト・ケイ	
シン・トン・コング	奈羅礁	サウス・リーフ	
	安達礁	エルダド・リーフ	
ダオ・ロン	大現礁	ディスカバリー・グレート・リーフ	
ダ・ノー	小現礁	ディスカバリー・スモール・リーフ	
コ・リン	鬼喊礁	コリンズ・リーフ	
ダ・ラト	日積礁	ラッド・リーフ	
バオ・シア・トン	景宏島	シン・コウン島	
ティエン・ヌー	無礁	テネント・リーフ	
ダオ・ファン・ビン	畢生礁	ピアーン・リーフ	
ダイ・トク・タン	六門礁	アリソン・リーフ	
ダ・ドン	東礁	イースト・ロンドン・リーフ	
ヌイ・タイ	舶蘭礁	ペトレイ・ケイ	
ベイ・サオ・ビン	蓬勃堡	ボンベイ・ショール	
ダオ・トロング・サ	南威島	スプラトリー島	
ダオ・アン・バン	安波沙洲	アムボイ・ケイ	1984年6月仮説滑走路建設、1995年灯台建設
バイ・ト・チン	萬安灘	バングアード・バンク	
	立威堡	ロンドン・セントラル・リーフ	
ダ・ヌイ・レイ	南華礁	コロンウァールス・サウス・リーフ	
ダオ・ティ	西礁	ウェスト・ロンドン・リーフ	
ダオ・トラングサ・ドン	中礁	セントラル・リーフ	
	康樂礁	カムンジャリス・リーフ	
	泛愛暗沙	ファンシー・ウオェック・ショール	
ダオ・ソン・カ	敦謙沙洲	サンデー・ケイ	
ピンニューエン	費信島	ワラツ島	1977年4月飛行場建設

(注) ベトナム名の空欄は、中国名からは確認できない。

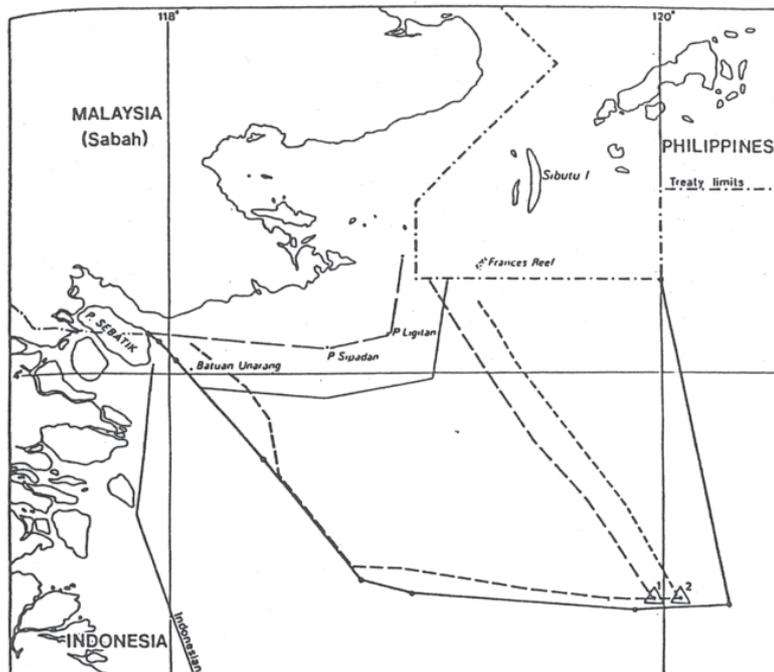
四・マレーシアの領土

マレーシアは、一九七四年一〇月スプラトリー群島ツルシブ・ラヤンラヤン（彈丸礁）占領し、一九七六年以降、スプラトリー群島での石油探査に着手し、一九七六年九月中国領海とマレーシアの石油・ガス鉞区が重複していることを認めた。一九七九年一二月ツルシブ・ラクサマナ（司令礁）などツルシブ（南沙）群島を掲載したマレーシア地図が刊行された。⁽⁷⁾ そして一九七九年以降、スプラトリー群島一二島嶼の主権を主張しており、その実効的管理に入っている。フィリピンは、これを拒否している。そのマレーシア支配は、一九九一年五月ツルシブ・ラヤンラヤンでのリゾート・ホテルの完成で、観光による国際認知が進められ、これとともに漁業開発とともに石油開発が着手されている。⁽¹⁰⁾

マレーシア地図で判明した、南海において他国領土と対立している島嶼は、以下の通りであった。

マレーシアの対外文件及び関連事項は、以下の通りである。

図3 マレーシアの主張するセレベス海域境界



(出所) J. R.V. Prescott, *The Maritime Political Boundaries of the World*, London: Methuen, 1986.

(注) —はマレーシアの主張する領海基線で、---が領海基線となっている。-・-はマレーシアの主張する大陸棚の範囲で、……は中間線を示している。△2はツルシブ・タヤンラヤンである。

表5 マレーシア地図に表記のツルンブ群島

対立島嶼	マレー語名	ヨーロッパ語名	中国名
中国及びフィリピンとの対立島嶼	ツルンブ・ラクサマナ ツルンブ・モンタナニ ツルンブ・ベニンジャウ ツルンブ・ウビ	コマンドル・リーフ マレープレス・リーフ インベスティゲーター・リーフ アルダシール・リーフ	司令礁 南海礁 楡垂礁 光星仔礁
中国及びベトナムとの対立島嶼	ツルンブ・ラヤ ツルンブ・ペナフ ツルンブ・ラヤンラヤン ツルンブ・セマング・バクトベサル	ダルカス・リーフ バルケ・カナダ・リーフ スワロー・リーフ ロイヤル・カルトッテ・リーフ	光星礁 柏礁 弾丸礁 皇路礁
中国及びブルネイとの対立島嶼	ツルンブ・セラマン・バラトケシル	エユサ・リーフ	南通礁
中国との対立島嶼		グラスゴー・ショール グロスタブレー・カース ノース・イースト・ショール	南樂暗沙 破浪礁 校尉暗沙

(注) アルダスター・バンク（安波礁）、えりか・リーフ（簷真礁）ハマレーシアふぁ占有しているも、状況は不明である。

一九九二年	五月	マレーシア国王、ツルシブ・ラヤンラヤン訪問、一九九三年観光地化
一九九一年	五月	ツルシブ・ラヤンラヤンにリゾート施設建設。
一九八八年	四月	マレーシア領でフィリピン漁船拿捕。
一九八四年	一二月	排他的経済水域法公布。
一九八〇年	四月	排他的経済地帯の声明。
一九七九年	一月	スプラトリー群島一二島嶼の主権を主張。
一九七七年	一〇月	ツルシブ群島で油田調査。
一九七四年	一〇月	ツルシブ群島ツルシブ・ラヤン（弾丸礁）占領、一九七九年一二月マレーシア地図に明記、一九八〇年四月海軍監視所設置。
一九六九年	一〇月	インドネシア・マレーシア大陸棚協定調印。
一九六六年	七月	大陸棚法制定。

一九九九年 六月 フィリピン、南沙群島でのマレーシアの建設工事に抗議、マレーシア、拒否。

マレーシアは、一九六六年大陸棚法で、南沙群島の八万平方キロの地域、サウスルコニシア・シヨール（南康暗沙）、ヘラルド・リーフ（海寧礁）、ノースルコニシア・シヨール（北康暗沙）、ジェームス・シヨール（曾母暗沙）がマレーシア開発区に入った。一九七〇年にサウスルコニシア・シヨールとノースルコニシア・シヨールで資源調査が着手され、翌七一年三月ヘラルド・リーフとリットモンド・リーフ（潭門礁）で資源探査に入り、さらに一九七二年にムーディ・リーフ（康西暗沙）で、一九七三年にフレンドシップ・シヨール（盟誼暗沙）で資源調査を進めた。この資源調査は一九七五年一〇月までにジェームス・シヨールでも成功し、これとともに一九七四年一〇月以降、ツルンブ・ラヤンラヤンの占領となった。

一九八〇年四月マレーシアは、排他的経済地帯の声明で、漁業資源に対する排他的権利の享受を確認し、一九八四年一二月排他的経済水域法で、石油開発の遂行及びその責任とともに、排他的経済地帯における防衛責任の行使を明記した。

マレーシアにとって大きな問題は、マレー半島とサバ・サラワクとが南シナ海を介して領土の分離を来していることとであり、また南沙群島及びインドネシアと領海を接していることとであり、マレー住民は、南海の周辺地帯を生活圏としている。そこで、マレーシアはインドネシアとの大陸棚交渉に成功し、インドネシアの群島理論の施行で、一九八二年二月南シナ海におけるインドネシアの領海・領空においてマレーシア人に対し伝統的に通航と通信の権利を認めるとした領海・領空協定が成立し、ここでは、南海を「平和・中立の海」(SOPAN)と改めるべきと合意され、インドネシアは、マレーシアのコモドア支配を支持している。

このマレーシアのインドネシアと共同利用空間の維持の精神は、インドネシアがドーナツ・フォミュラのモデルをASEAN非公式協議で提案した文脈にあり、マレーシアは、これに対応して「平和・中立の海」を提唱している。

五・先占の論理——フィリピンの領土

フィリピンは、その防衛空間戦略から、一九四八年先占の論理を貫徹すべくスプラトリー群島イツアバ島(大平島)にフィリピン海洋研究所長トマス・クロマが個人的に上陸し、政府はその移民計画を認めた。そして、さらに、一九五六年三月スプラトリー群島をカラヤーン群島の発見として確認し、五月フリーダム・ランドの存在が宣言された。しかし、そこは、大平島で、台湾が支配を回復しており、先占の論理をもってするその支配は成立していない。

フィリピンは、ベトナム戦争による混乱で、さらに、その占領を拡大し、その支配を既成事実と化した。その強行占領は、一九七三年一月歴史的領土といいかえられるも、かかる事実はない。そこで、一九七八年六月カラヤーン群島主権宣言が発せられ、この自称カラヤーン群島の要衝パラワン島では、飛行場建設が進められ、パラワン島の防衛態勢が強化された。

そのカラヤーン群島の支配は、フィリピンの大陸棚及び経済的排他地帯の適用にあつて、問題はないというのが、フィリピンの立場である。⁽¹¹⁾

フィリピンの対外措置及び関連事項は、以下の通りである。

一九四六年 七月 スプラトリー群島を国防範囲に編入。

一九四八年 フィリピン海洋研究所長トマス・クロマ、南沙群島イツアバ島(大平島) 探険。

一九四九年 四月 南沙群島移民計画を検討、海軍将校のイツアバ派遣を決議、これに対し、中国は、フィリピ

ンに南沙群島は中国領土と通告。

一九五〇年 五月一七日 キリノ・フィリピン大統領、南沙群島占領を検討中と発言、中国が抗議。

一九五五年 一〇月 群島水域論を展開。

一九五六年 三月 クロマ、南沙諸島探険、パラワン沖の無人島をカラヤーン群島と命名、五月領有宣言。

七月 クロマ、スプラトリー群島チツ島を首都にフリーダム・ランド樹立。

一九七二年 四月 カラヤーン群島をパラワン省編入、一九七八年六月正式宣言。

一九七三年 一月 フィリピン歴史水域として確認。

一九七六年 三月 七つの島嶼占領公表、リード・バンクで石油探査、一九七九年二月生産開始。

一九七八年 六月 カラヤーン群島主権宣言、及び二〇〇海里経済水域宣言。

一九五五年三月フィリピンは、南海諸島の囲い込みの過程で、群島水域論を提起した。その群島水域概念は、国際法上、最初の提起であり、その国際連合あて口上書は、次のように言及された。

「フィリピン群島に属する相異なる諸島間及び諸島を結ぶすべての水域は、その幅員又は範囲のいかんにかかわらず、フィリピンの排他的主権に従うフィリピン陸地領土の必要な付属物であつて、フィリピンの国家水域又は内水として不可分の一部を構成する。その外の水域は、すべて、一八九八年十二月一〇日パリ条約、一九〇〇年一月七日米国・スペイン・ワシントン条約、一九三〇年一月二日英国・米国条約、及び一九三二年七月六日英国・米国条約、並びにフィリピン連邦法第六節において再確認された線内に含まれる。」

以上の宣言は、当時、フィリピンのスプラトリー群島の一部併合とは直接関係はなかったが、その論理はのちパラ

ワン州へのカラヤーン群島の併合において、国際法的適用の基礎とされた。

翌五六年三月クロマは、イツアバ（大平島）に上陸し、四月同地はフリーダム・ランドに属すると宣言し、五月クロマは、カルロス・ガルシア・フィリピン外相あて書簡で、このカラヤーン諸島に対する先占による合法的な領有につき確認し通告した。ガルシアは、同島は無主地であると認め、領有支持を表明した。五月台湾は、この島嶼は中華民国領土であると抗議声明を發し、六月台湾はイツアバに立威部隊を派遣して、同島を占領した。再び六月クロマが同島に上陸し、中華民国旗を持ち去り、七月チツ島（中業島）にフリーダム政府の首都を設立したことで、七月台湾は威遠部隊を派遣し、支配するところとなり、一〇月台湾軍はクロマ船を臨検した。以来、台湾は、大平島を実効的に支配している。

一方、フィリピン本土のパラワン島の基地が強化され、一九七八年三月フィリピン軍は、南沙群島の太平島周辺の七つの島嶼を占領し、翌七九年二月マルコス・フィリピン大統領はカラヤーン群島主権宣言を發し、この島嶼をパラワン州に併合して、これに従う二〇〇〇海里経済水域宣言を發した。その宣言は、「フィリピン領土管轄の一部であることに宣言及び行政管理規定」と題されており、以下の通りである。

「以下の範囲に位置する南シナ海の一部島嶼及び砂州は、その近接性のゆえに、フィリピンの安全保障上及び経済上の生存にとって極めて重要であるにより、

カラヤーン群島は、

北緯七度四〇分、東経一一六度〇〇分の地点から南に北緯七度四〇分の緯度線に沿って、東経一一二度一〇分の経度線との交差点までを結び、……そこから南東方面へ北緯七度四〇分、東経一一六度〇〇分の起点までを結ぶ範

囲にあって、

前記の区域の多くがフィリピンの大陸棚の一部であるが故に、

これら区域は、法律上、いかなる国家にも属さないばかりか、歴史的根拠、不可分の必要性、及び国際法に従って確立された実効的な占領及び支配によつて、今やフィリピンの主権下にあつて、それに属すると見做され、

他国は、この区域の一部領有権を主張しているが、これら主張は、放置により効力を失い、法的、歴史的、及び公正な根拠に基づくフィリピンの主張を覆すことはできないが故に、……

第一条 海底、底土、大陸棚限界、及び上空を含む、以下の境界内の地域は、フィリピンの主権下にあり、それに属するものとする。

北緯七度四〇分、東経一一六度〇〇分の地点……のこの区域は、ここに、パラワン省の別個に分立した地方自治体として設置され、「カラヤーン」として知られる。

第二条 通常の定例選挙に先だち、及び第一〇八一号布告に定める非常時の期間を通じ、及び法律により事前に定められない限り、この区域の行政及び支配は、国防相又は大統領が任命した文民政府、又はフィリピン国軍の同等の高官に付与されるものとする。……」

したがつて、このカラヤーン群島地域は現在、フィリピンの実効的支配にある。

六・分割支配と対立

南ベトナムの南海進出で、一九五七年以降、ホアンサ（西沙）群島で、南ベトナムによる中国漁船の拿捕が続いた。一九七四年一月中国軍と南ベトナム軍による西沙群島での交戦事件となった。南ベトナムは、先占と歴史性を根拠と

表6 フィリピンが占有している南沙群島の主な島嶼・珊瑚礁

ヨーロッパ語名	中国名	備考
ノース・イースト・ケイ フラット島 ナンサン島 チツ島 ロアイタ島 ロード・バンク	北子島 費信島 馬歡島 中業島 南輪島 礼樂灘	1974年3月灯台設置 1996年1月スウェーデン財団と探査秘密 協定調印
ラム・ケイアム・ケイ ウェスト・ヨーク島	楊信沙洲 西月島	

(注) フィリピンが占有していたコモド・リーフ（司令礁）は、1980年11月マレーシアが占領した。

して、その主権支配を確認し、その南海支配は、北ベトナムの支配の継承を経て統一ベトナムへ移った。これに対し中国は一九七七年六月、ベトナムが一九七五年の統一ベトナム以前における立場に戻るよう要求し、七月中国のベトナム援助は停止され、一九七九年二月中越戦争となった。同年七月中国は、西沙群島を飛行禁止地域に設定した。その経過は、以下の通りであった。

一九五七年 一月 南ベトナム、西沙群島甘泉（ロバート）島で給水中の中国漁船への発砲事件。

一九五九年 二月 南ベトナム海軍、中国漁船二隻拿捕。

三月 南ベトナム、中国に対しホアンサ群島はベトナム領土と通告、台湾、南ベトナムに対し西沙群島は中国領土と通告。

一九七三年 三月 南ベトナム、ホアンサ群島で中国漁船三隻拿捕。

一九七四年 一月 中国、南沙群島のフォクトゥイ省管轄を非難。

一月一六日 南ベトナム軍、甘泉島で五星紅旗砲撃、続く南ベトナム攻撃で、二〇日中国空軍の反撃で西沙群島の南ベトナム軍壊滅、中国は

西沙群島全域を支配。

一月 インドネシア、西沙群島は中国領土と確認。

一九七五年 二月 中国、南ベトナムによる一連の南海諸島上陸事件を非難。

二月 南ベトナム、外交白書「黄沙（パラセル）群島及び長沙（スプラトリー）群島に対する外交白書」。

一九七七年～一九七八年 中国、五次にわたる南海測量。

一九七七年 六月 中国、ベトナム援助停止。

一九七八年 一二月 中国、南海諸島の主権声明。

一九七九年 四月 中国、西沙群島及び南沙群島の主権声明。

四月二四日 クアンドイ・ニヤンザン論説「祖国の領海を守ろう」。

五月一五日 人民日報記事「西沙群島と南沙群島の争いの由来」。

八月 ベトナム、ホアンサ群島及びチュオンサ群島の主権声明。

九月 ベトナム外交白書「ホアンサ群島及びチュオンサ群島の主権」。

一一月 中国政府文書「ベトナム政府が南沙群島及び西沙群島を中国領土として承認した二、三の文献的証拠」。

一九八〇年 一月 中国外交部文書「西沙・南沙群島に対する中国の主権は論争の余地なし」。

二月 北ベトナム、ホアンサ・チュオンサ群島の主権声明。

一九八七年 四月 中国、南海諸島の主権声明。

一九八八年 三月 中国・ベトナム、南沙群島赤爪礁で衝突。

南ベトナムから統一ベトナムへ移行した局面においても、一貫してベトナムは南海諸島に対する主権の行使及び主張を崩さなかった。一九八〇年代になっても、中国とベトナム間での主権論争は続いた。それぞれを代表する見解を、以下、摘記しておく。

一九七九年九月ベトナム外交白書「ホアンサ群島及びチュオンサ群島の主権」

「ベトナムのホアンサ群島及びチュオンサ群島に対する主権は争う余地がない。……にもかかわらず、北京当局者は、これら両群島は中華人民共和国のものであると要求してきた。一九七四年、……当時、グエン・バン・チュウ政権が管理していたホアンサ群島に侵入し、これを占拠した。これは、ベトナムの主権と領土保全を粗暴にも侵犯し、踏みこむ……北京当局者のあからさまな侵略行動である。そして、東海を一步一步支配し、これを独占し、ラオス・カンボジアと同様にベトナムをも衰弱させて、これを併呑し、東南アジアへの踏み台にしようとする北京の全般的陰謀の一環としてであった。その侵略行動を糊塗するために、北京当局者は、ホアンサ群島及びチュオンサ群島が中国のものであることを証明するために、多くの史料をデッチあげられ、ねじまげられている。……」

これに対する中国の反論は、一月の中国政府文書「ベトナム政府が南沙群島及び西沙群島を中国領土として承認した二、三の文献的証拠」で、まず「一九七四年以後、ベトナム当局は、その立場を逆転させた。地域覇権と拡張主義的ナショナリズムを積極的に追求して、その一貫した立場にしばしば矛盾して、中国の西沙群島及び南沙群島への領土要求を持ち出し、そして西沙群島及び南沙群島の島嶼の一部を占領するべく軍隊を送った。……これは、彼らの地域覇権のいまひとつの表現である」に始まる。その中国の立場は、以下に要約される。

一九八〇年一月中国外交部文件「中国の西沙群島及び南沙群島に対する主権は議論の余地がない」

「西沙群島及び南沙群島は、中国南海諸島の二つの大きな島群で、……近代、この二つの群島は、外国から不法に侵略・占領されたが、それによって中国に属する歴史的事実と法理的基礎を変えることができなかつた。……」

紀元前二世紀、漢の武帝時代、中国人民は、南海で航海を始め、長期にわたる航海の実践によって西沙群島及び南沙群島を発見し、さまざまな困難を克服して、続々と両群島に渡り開発経営に励んだ。三国時代（紀元二三〇—二六五年）の史書は、すでに西沙・南沙両群島の地形・知性の特徴を模写しており、元代の『島夷志略』、明代の『東西洋考』、『順風相送』、清代の『指南正法』、『海国聞見録』、及び歴代漁民の『更路簿』などの著作には、中国人民が昔から南沙群島・西沙群島に渡った状況、両群島の位置、島礁の分布状況が記載されている。近年、西沙群島で唐と宋の時代の居住遺跡や陶磁器・鉄刀・鉄鍋など生活用具、及び明・清時代の居戸・寺院・墳墓などの歴史文物が発見された。これらの事実を、中国人民が少なくとも唐・宋以来、両群島で生活し、生産活動に従事していたことを証明している。

中国人民の西沙群島・南沙群島における開発・経営に伴い、中国の歴代政府は、両群島に対して管轄権を行使してきた。……」

領土の主権的立場は、いずれの国も変わっていない。

南沙群島海域は、二三〇以上の島・岩礁・浅瀬・砂州があり、それは八二万平方キロに及ぶ。海域の面積は三六〇万平方キロで、中国は、議論の余地のない主権地域として、一九四七年一月に一段のU字線をもって描かれ、一九五三年にこの一段線は九段線と書き換えられ、断続線ともいわれ、伝統的帰属線としてその法的根拠を設定し

表7 南海諸島の占有状況

国名	領有主張島嶼数	占拠島嶼数	駐留軍数
ブルネイ	1	0	0
中国	7	7	900～1,000
マレーシア	16	5	230～330
フィリピン	53	9	60～70
台湾	1	1	500～700
ベトナム	21	21	900～1,000

(注) フィリピンの民間研究機関Center for Intelligence and National Security Studiesが2009年に発表のデータで、マレーシアとフィリピンの理解とは一致していない。

た。この九段線以内の海域は約二〇〇平方キロで、そのうち係争地域は一五四平方キロとなっており、係争のない地域は四四平方キロに過ぎない。いうまでもなく、こうした事態が生じたのは、従前、実効的支配が欠如していたためで、その限り利害関係当事国はすべて、その南沙群島の領有権交渉にかかわる権利があるという議論が成立することになる。その関係六カ国は、台湾、中国、ベトナム、マレーシア、フィリピン、インドネシア、ブルネイで、そのうち、占領行動に出していないのはインドネシアとブルネイのみである。

現状は、以下の通りになっている。

中国 六島に軍事駐留し、現在、それが著しく拡張されている。

台湾 大平島に軍事駐留している。

ベトナム 二九島嶼、一〇〇万平方キロを自国領土としている。

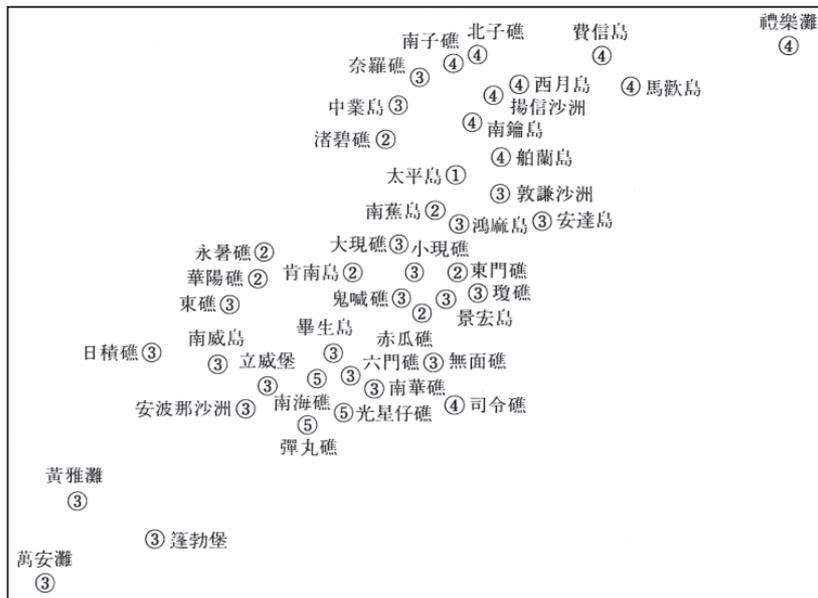
マレーシア 五つの島嶼、二七万平方キロを支配し、さらに、一二の島・岩

礁・浅瀬・砂州の主権を主張している。

フィリピン 九島嶼の四一万平方キロを占領し、五三の島・岩礁・浅瀬・砂州の主権を主張している。

インドネシアは、中国によると、海上国境線から五万平方キロのところまで入り込んでいとされるが、問題は生じていない。

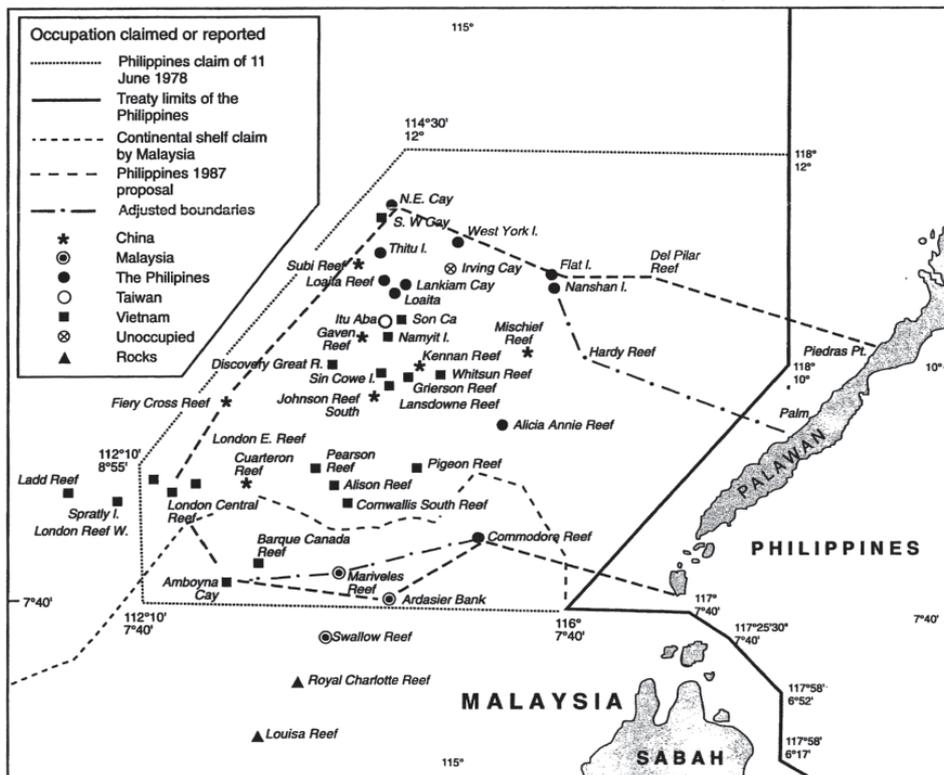
図4 南沙群島における係争当事者の占領状況 (その1)



(出所) 符駿『南海四沙群島』台北、世紀書局、1981年。

(注) ①台湾、②中国、③ベトナム、④フィリピン、⑤マレーシアの占有地。

図5 南沙群島における係争当事者の占領状況 (その2)



(出所) Victor Prescott, *The South China Sea: Limits of national Claims*, Kuala Lumpur: Maritime Institute of Malaysia, 1996/ *Limits of National Claims in the South China Sea*, London: Asean Academic Press, 1999, p. 55.

ブルネイは、南通礁及び周辺三万平方キロの主権を主張している。

七. 隣接国との関係——インドネシアの領土とタイの領土

インドネシアは、南海諸島問題の直接利害関係国ではない。他方、マラッカ・シンガポール海峡当事国であり、シーレーンの関係でロンボク海峡及びスンダ海峡を抱えている。中国の主張する南海諸島の領有権とは競合関係になり。一方、南海諸島関係国とは、大陸棚画定は交渉がほぼ終わっている。但し、ベトナムは、チュオンサ群島領有の立場から、インドネシアとの大陸棚協定交渉を希望しているが、成功していない。それは、インドネシアが一九七四年西沙事件で中国の南海諸島に対する主権的立場を公式に支持していた立場にあつたからでもある。他方、この中立的立場で、インドネシアは、ASEAN諸国を主導し、南シナ海の潜在的紛争の管理に関する非公式協議の開催に努力し、ASEAN平和・中立宣言の立場で、マレーシアとの共同空間を維持しつつ、一九八二年にマレーシアの提唱した、南海を「平和・中立の海」(SOPAN)とする構想を支持している¹²⁾。

インドネシアの対外文件及び関連事項は、以下の通りである。

- 一九五七年 一二月 群島宣言、領海一二海里適用。
- 一九六〇年 二月 群島国家宣言、群島水域法制定。
- 一九六九年 二月 海洋の範囲に関する声明。
- 一〇月 インドネシア・マレーシア大陸棚画定協定調印。
- 一九七〇年 三月 マレーシア・インドネシア、マラッカ領海画定協定調印。
- 一九七一年 一二月 インドネシア・タイ、マラッカ海峡北部・アンダマン海協定調印。

- 一二月 マレーシア・インドネシア・タイ、マラッカ海峡北部大陸棚画定協定調印。
 - 一九七三年 六月 大陸棚法制定。
 - 一九七四年 一月 インド・インドネシア大陸棚画定協定調印。
 - 八月 インド・インドネシア、大ニコバル島・スマトラ間の大水域大陸棚協定調印。
 - 一九七五年 一二月 タイ・インドネシア、アンダマン海海底境界画定協定調印。
 - 一九七七年 一月 インド・インドネシア、アンダマン海及びインド洋大陸棚協定拡大協定調印。
 - 一九七八年 六月 インドネシア・タイ・インド、アンダマン海領海画定協定調印。
 - 一九八〇年 三月 二〇〇海里経済水域宣言、九月同宣言に従う排他的経済水域の外国漁船の操業条件規則。
 - 一九八二年 二月 インドネシア・マレーシア領海・領空協定調印。
 - 一九八三年 九月 二〇〇海里経済水域法制定。
 - 一九九〇年 一二月 チモール・ギヤップ条約調印。
 - 一九九七年 三月 インドネシア・オーストラリア、経済専管水域画定協定調印。
 - 二〇〇三年 五月 インドネシア・フィリピン・マレーシア反テロ協定調印、のちカンボジア、タイが参加。
 - 二〇一一年 五月 中国・インドネシア、協調的な哨戒活動を含む、広範な防衛協力のための合同委員会設立。
- インドネシアは、一九八八年、一九九二年に続いて、一九九六年九月に第三回軍事演習を、南沙群島に接するナツ島海域で実施しており、これには艦艇五〇隻、ジェット戦闘機四一機、兵員一万、〇〇〇人が参加した。
- インドネシアの南シナ海問題におけるインドネシアの立場は、二〇一一年二月ジャカルタの戦略国際研究センター

研究員エバン・A・ラクスマナが、以下の通り、考察している。¹³⁾

インドネシアは領有権を主張する沿岸国ではないが、南シナ海問題に重大な関心を有しており、九段線地図に示される中国の領有権主張が約三〇〇島嶼群からなるインドネシア最大の天然ガス田のバトゥナ諸島周辺地域に及んでいるからである。一九九〇年代から、インドネシアは中国の主張につき明確な説明を求めてきたが、今日まで、十分な説明を得ていない。この戦略的に重要な地域でインドネシアが一九九六年と二〇〇八年に大規模な統合演習を実施したのは、このためである。インドネシアが、近年、オーストラリア、インド、及び米国との戦略的安全保障パートナーシップを進めているその背景には、中国の主張がある。

一方で、中国との関係は、全般的に改善されている。しかしながら、ジャカルタの指導層には、特に、中国の急速な軍事力増強、軍事における透明性の欠如、及び南シナ海における強固な姿勢をめぐって、依然として、対中不信感を根強くしている。なかんずく、南シナ海問題は、長期的な国際関係を占うリトマス試験紙となっている。

南シナ海問題は、貿易、漁業、及び天然資源開発におけるインドネシアの生命線でもある。それは、北部地域において潜在的紛争要因となっている。このため、インドネシア外務省は一九九〇年以来、南シナ海問題に関するトラック二の非公式のワークショップや専門家会合を主張してきた。これらの会合を通じて、搜索救難活動や海洋科学調査などの具体的な活動を話し合ってきた。一部専門家は、その交渉で二〇〇二年のASEAN・中国の各行動宣言の実現がもたらされた、と評価している。

南シナ海問題は、常に域内の会合において最も論議を生む問題の一つであった。この問題は、ASEANの団結にひびを入れ、時に紛争の平和的解決という「ASEAN方式」を危うくしてきた。一九七四年から二〇〇二年までの

間、中国、フィリピン、マレーシア、及びベトナムがかかわる軍事紛争は一七回生じており、このことは、中国との二国間交渉だけでなく、関係国すべてが協調しなければならないことを示している。したがって、インドネシアは、議長国として各行動宣言のさらなる履行を求め、最終的には、法的拘束力をもつ「行動規範」の実現を求めて努力する以外に選択肢は持たない¹²⁾。

なお、タイは、インドシナの接壤国で、南シナ海とは自国の領海が接しているものの、その領海は、いわゆる南海領域にまでは及んでいない。南シナ海で隣接しているマレーシアとの領海及び大陸棚問題は既に画定されている。タイの南シナ海及びシーレーンに関連する対外文件は、以下の通りである。

一九五八年 九月 歴史的バンコク湾に関する法、タイ湾の主権設定。

一九六六年 一〇月 領海の幅員画定布告、領海一二海里適用。

一九七〇年 六月 タイ湾及びマラッカ海峡北部の基線布告。

一九七一年 一二月 インドネシア・タイ、マラッカ海峡北部・アンダマン海協定調印。

一二月 マレーシア・インドネシア・タイ、マラッカ海峡北部大陸棚画定協定調印。

一九七三年 五月 タイ湾の大陸棚設定宣言。

一九七五年 一二月 タイ・インドネシア、アンダマン海海底境界画定協定調印。

一九七八年 六月 タイ・インド、アンダマン海領海画定協定調印。

六月 インドネシア・タイ・インド、アンダマン海領海画定協定調印。

一九八一年 二月 排他的経済水域宣言。

- (1) Chi-kin Lo, *China's Policy towards Territorial Disputes the Case of the South China Sea Islands*, London/ New York: Routledge, 1989.
- Mark J. Valencia, *China and the South China Sea Disputes: Conflicting Claims and Potential Solutions in the South China Sea*, Oxford: Oxford U. P., 1995.
- (2) 李金明「南海、九条線説線、及相關問題研究」中国边疆史地研究、二〇〇一年第二期、二〇〇一年
賈宇「南海、断統線、的法律地域」中国边疆史地研究、第一五卷第二期、二〇〇五年。
李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」境界研究、第一号、二〇一〇年。
- (3) 傅焜成『南海法律地位之研究』台北、台灣一二三資訊有限公司、一九九五年。
呂一燃「近代中國政府維護南海諸島主權的貢獻」、國立中央圖書館臺灣分館推廣輔導組編『海南暨南海學術研討論文集』台北、國立中央圖書館臺灣分館、一九九六年。
- (4) 佐藤考一「中国と「辺境」——海洋国境——南シナ海の地図上のU字線をめぐる問題」境界研究、第一号、二〇一〇年。
- (5) 傅崑成・水秉和編『中國與中國海問題——China and South China sea issues』台北、問津堂、二〇〇七年。
俞劍鴻・林重甫「中華民族在南中國海——「雙贏」或「叁贏」？一個臺灣中國人的觀點」、國立中央圖書館臺灣分館推廣輔導組編『海南暨南海學術研討論文集』台北、國立中央圖書館臺灣分館、一九九六年。
- (6) 張廷廷「太平機場地緣戰略價值」中国時報、二〇〇八年二月四日。
- (7) Yann-Huei Song, *Managing Potential Conflicts in the Douth China Sea: Taiwan's Perspective*, Singapore: Singapore U. P., 1999.
宋燕輝、遠藤利恵訳「台湾の南シナ海南沙諸島大平島における滑走路建設をめぐる論争とその政策的合意」問題と研究、第三七卷第三号、二〇〇八年。
- (8) John C. Marr, *Republic of Vietnam: Legal and Institutional Aspects of Fisheries Development*, Manila: South China Sea Fisheries Development and Coordinating Programme, 1974.

- Trau Truong Thuy ed., *The South China Sea: Cooperation for Regional Security and Development*, Hanoi: Diplomatic Academy of Vietnam, 2009.
- (9) Malaysia, Jabatanarah Pemetaan Negara, Peta Menunjukkan Sempadan Perairan dan Pelantar Benua Malaysia, Kuala Lumpur: Diterbitkan oleh Pengarah, Pemetaan Negara, 1979.
- (10) A. Sasekumar, *Malaysia*, Manila: South China Sea Fisheries Development and Coordinating Programme, 1980.
- Mark J. Valencia, *Malaysia and the Law of the Sea*, Kuala Lumpur: ISIS, 1992.
- 佐藤考一「スペインナトーリー諸島問題とマンローニヤ」東亜 一九九九年二月号。
- (11) E. D. Gomez et al., *Philippines*, Manila: South China Sea Fisheries Development and Coordinating Programme, 1980.
- Aileen San Pablo-Baviera ed., *The South China Sea Disputes: Philippine Perspectives*, Quezon City: Philippine-China Development Resource Center/ Philippine Association for Chinese Studies, 1992.
- Ulises Granados, "Ocean Frontier Expansion and the Kalayaan Islands Groups Claim: Philippines Postwar Pragmatism in the South China Sea," *International Relations of the Asia-Pacific*, Vol. 9 No. 2, 2009.
- (12) Apriliani Soegiarto, Indonesia, Manila: South China Sea Fisheries Development and Coordinating Programme, 1974.
- Rizal Sukma, "South China Sea Conflict: A Challenges to Indonesia's Active Foreign Policy," *The Indonesia Quarterly*, Vol. 19 No. 4, 1991
- Rizal Sukma, "Indonesia and the South China Sea: Interests and Politics," *The Indonesia Quarterly*, Vol. 20 No. 4, 1992..
- (13) Evan A. Laksmana, Jakarta Eyes South China Sea," *Web: The Diplomat.*, 23, 2011「南シナ海問題——トランプへの関心」海洋安全保障情報 二〇一一年二月号。

三 南シナ海の管轄と安全保障

一・中国の南海戦略

中国は、一九九二年二月領海及び接続水域法を制定して、南海諸島を自国領土と確認し、領海侵犯に対処するとした。その規定は、以下の通りであった。

第一条 中華人民共和国の領海に対する主権及び接続水域に対する管轄権を行使し、国家の安全渡海洋の權益を擁護するため、本法を制定する。

第二条 ……中華人民共和国の陸地領土は、中華人民共和国大陸及び沿岸島嶼、台湾、及び釣魚島を含む、その付属各島、澎湖列島、東沙群島、西沙群島、中沙群島、南沙群島、並びにその他いっさいの中華人民共和国に付属する島嶼を含む。

そして「領海基線から陸地側に向かう水域は、中華人民共和国の内水である」と規定され、第三条で、「領海幅は、領海の基線から測定して一二海里とするとしている。そして、次の規定が盛られた。

第七条 外国潜水艦及びその他潜水船舶が中華人民共和国の領海を通過する際は、海面上尾を航行し、かつその旗を掲げなければならない。

第八条 外国船舶が中華人民共和国の領海を通過する場合は、中華人民共和国の法令に従わなければならない。中華人民共和国の平和、安全、及び良好な秩序を犯してはならない。

第一四条 中華人民共和国の關係主管機関は、外国船舶が中華人民共和国の法令に違反したと認める十分な理由が

あるときは、当該外国船舶に対し追跡を行うことができる。

この領海法の公布・施行で、同九二年の非公式協議で、ASEAN諸国は中国に対し、その適用の意図につき糺すという事態が生じた。ASEAN諸国は中国に極めて強い不信感をみせた。その結果、武力の不行使と沿岸国の自制、航行の安全を謳ったASEAN南シナ海宣言が成立した。したがって、中国は、南海諸島では、領海法における管轄権の行使を限定された。

そして、一九九六年五月国連海洋法条約の批准で、中国大陸から一二海里の領海範囲、特に西沙群島の領海範囲の適用を明確にした。それとともに、中国南海諸島に対する九条断絶線説が提起されるところとなった。

その一九九六年声明は、「中華人民共和国は海洋の向か合う国又は隣接した沿岸国との協議を通じ、国際法に基づく公平な原則により、それぞれの海洋管轄権の範囲を定める」とあった。但し、南沙群島及び中沙群島に関する基線はもられず、西沙群島に関して、中国本土から独立した集団として、北西端の北礁、東方の宣徳群島、東南東の東島、西南南の波花礁、西南西の中建島を結ぶ線の地域が設定された。その群島理論の適用は、ベトナムもフィリピンも反発したが、その中国の基線適用は実効的支配を確認していた。その群島理論は、中国のような大陸国家ではその適用が妥当かどうかの議論も提起された。^①

この中国海洋戦略は、台湾戦略、太平洋戦略とともに、以下の海洋戦略の強化にある。

- ① 中国の海洋における管理空間の強化・拡大。
- ② 東シナ海及び南シナ海における領有権の主張と支配拡大。
- ③ シーレーンに対する保護能力の拡大。

④ 大国としての海洋基地抑止力の貫徹強化。

一九九四年五月に南沙・西沙諸島海域での軍事展開が始まり、そして二〇〇六年以降、核戦力の強化とともに、米国に対抗して、南海艦隊が中国の支配する南沙群島海域における米国軍事測量船を追跡し監視する定期巡航を遂行している。

これに従事する南海艦隊の基地は、海南島の南部、南海諸島に面した三亜で、亜龍湾東岸にある。その一帯は、軍事管理地域で、潜水艦の出入りが激しい。二〇一一年一二月一三日解放軍報に南海艦隊の潜水艦部隊の訓練記事が初めて掲載され、魚雷発射訓練の成功が報じられた。射程距離八、〇〇〇キロの弾道ミサイル搭載の「普」型原子力潜水艦巨浪二が五隻、配備されている^①。南海に面する山頂には、レーダー基地がある^②。

二〇一一年一二月中国共産党中央軍事委員会が起草した内部資料、南シナ海戦略の要点は、以下の通りである。

第一段階 「絶対安全水域」としてのシーレーン確保。

第二段階 石油・天然ガスの開発。

第三段階 米軍の影響力排除と南海の聖域化。

要するに、中国の意図は、南シナ海の内海化であり、その認識は、東シナ海の第一列島線における東海艦隊の支配確立と連関している。いかえれば、歴史的に中国固有の海域を回復するというものである。崔天凱中国外交部副部長が二〇一〇年七月、「二三〇万平方海里の海の領有権はチベット、台湾と同じく、北京に属する」と発言したとワシントン・ポストが報じた記事を引用して、オーストラリア国防大学教授カーライル・セイヤーは、南シナ海分析で、「海南島と周辺地域は中国の核心利益である」と断定した^③。

中国海軍は、以下の三段階を経て、外洋に海軍艦艇を展開できるまでにいたっているが、南海海域では、一九八七年以降、著しい⁽⁴⁾。

第一段階 一九五〇年代～一九六〇年代 海軍の創設、沿岸防衛。

第二段階 一九七〇年代～一九八〇年代 近海防衛。

第三段階 一九九〇年代～現在 外洋行動展開。

その南海における主要な軍事演習は、以下の通りである。

一九八七年 五月～六月 南沙群島海域で軍事演習。

一九八八年 八月 南沙群島海域で軍事演習。

一九九〇年 一〇月 中国、西沙群島海域で軍事演習。

一九九四年 五月 中国、南沙・西沙群島海域で軍事展開。

二〇〇一年 四月 中国海南島上空で米軍偵察機と中国軍戦闘機の接触事件。

二〇〇六年 南海艦隊の南沙群島定期巡航。

二〇一一年 六月 南海で最大級の軍事演習、広州高蘭港から海巡三一隻参加。

中国の南海諸島政策文件は、以下の通りである。

一九九二年 二月 領海法。

一九九六年 五月 西沙群島などで領海基線適用実施、外国船による海洋の科学的な調査管理に関する中華人民

共和国規則。

二〇〇二年 五月 南海地域に漁業禁止地域設定。

二〇一一年 六月 南沙群島の石油探査活動の中止警告。

二〇一一年 一二月 中国共産党中央軍事委員会、南シナ海戦略作成。

二〇一二年 六月 南海の海南省管轄解除、三沙市の管轄と決定、政府庁舎は永興島に設置。

二〇一二年六月の決定は、自国領土として自治体を設立し、その統治を明確化した意義がある。

二・ASEAN・中国交渉／ベトナム・中国交渉

南シナ海を内海とするASEAN諸国は、インドネシアの主導で、一九九〇年以降、南シナ海の潜在的紛争の管理に関する関係国非公式協議に取り組み、中国とのあいだでの協議を追求してきた。そのインドネシアの方策は、ドナル・フォーミュラによる非軍事化にあった。この会議を通じて、ASEAN諸国の共通理解と共同行動の基礎が確立された意義は大きかった。かくて、一九九二年七月ASEAN南シナ海宣言が採択されて、かくて信頼醸成の促進が確認され、中国とのあいだで二〇〇二年一月中国・ASEAN南シナ海各行動宣言が調印された。

一九七二年南シナ海宣言は、要旨以下の通りであった。

1. 領海・主権・領有権問題を平和的手段によって解決する。
2. すべての当事国は自制する。
3. 直接関係国は、海洋の航行・通信の安全・その他の協力の可能性を追求する。
4. 南海の管理取決めに当たっては、東南アジア条約協力条約の精神を適用する。
5. すべての当事国は、この宣言に盛り込まれた精神に賛同する。

二〇〇二年各行動宣言は、以下の原則にあった。

— 国際法の原則を確言する。

— 各関係当事国は、信頼醸成の方途をとる。

— 南シナ海でのいっさいの航行の自由を尊重する。

— 平和的な司法的紛争解決に着手する。

— 究極的な平和的な司法的紛争解決に先立ち、人道的扱いの確保、航海の安全などを図る。

いよいよ、局面は、当事国間の交渉という実務へと移った。資源共同調査に、中国は同意した。

さらに、ASEANは、二〇〇一年の九・一一同時多発テロで、テロリズムに対抗するための共同行動をとった。その経過は、以下の通りであった。

一九九〇年 一月 南シナ海の潜在的紛争の管理に関係国非公式協議開催、一九九五年一〇月第六回会議まで開催。

八月 李鴻中国総理、シンガポールでASEAN諸国に対し南海諸島の領有権棚上げを提唱、ベトナム、歓迎。

一九九二年 六月 バレンシア、南シナ海の潜在的紛争の管理に関係国非公式協議でスプラトリー条約（草案）提出。

七月 ASEAN南シナ海宣言。

二〇〇二年 一月 ASEAN首脳会議、中国・ASEAN南シナ海各行動宣言調印。

二〇〇四年 九月 フィリピン・中国、南海の石油・天然ガス共同調査で合意。

二〇〇六年 三月 フィリピン・中国・ベトナム、南沙群島周辺地域の石油・天然ガス共同調査で合意。
二〇〇九年 三月 米海軍海洋調査船事件。

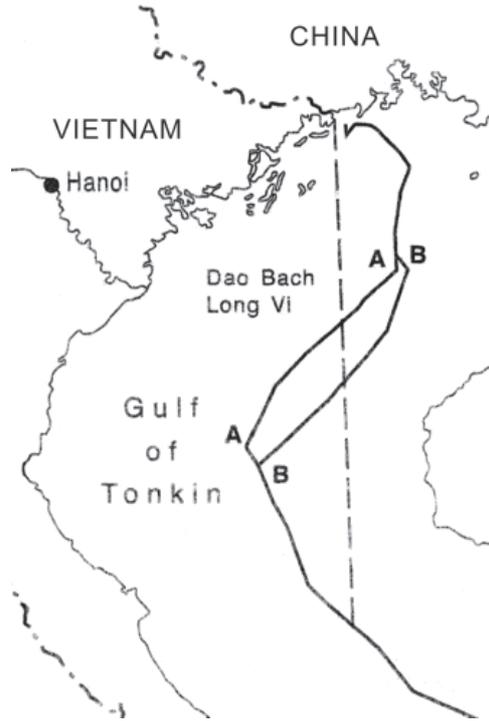
関係当事国ベトナムは、中国の干渉をいかに排除するかを課題とし、資源開発と海洋防衛を強化してきたが、中国としても、ASEAN枠組みにおけるベトナムの存在は無視できなかつた。その中国・ベトナム交渉は、一九九二年始まり、その交渉で、二〇〇〇年一二月トンキン（東京）湾排他的経済水域・大陸棚画定協定が成立し、同協定は二〇〇四年六月批准された。こうして、衡平の分割と共同開発の海洋秩序の先例が成立したことで、二〇一一年一〇月中国とベトナムは、海洋における紛争解決に関する基本原則協定に調印し、境界画定交渉のため政府レベルで年二回の定期協議、及び特別協議の開催につき、合意した。

但し、この二〇〇〇年協定は、中間線の設定で、ベトナムが大きく妥協していた。というのは、トンキン湾（北部湾）では、海南島寄り近くに海溝が存在しているからで、中国はベトナム大陸棚に大きく進出した形となり、国際判例に照らして妥当でないとの見解があるからである。そこには、ベトナムの大陸棚にあるトンキン湾（北部湾）は「中国の海」だという説が成立したことになった。

同協定第一条第二項は、以下の通り、規定している。

「この協定の下で、北部湾は、東は中国雷州半島及び海南島海岸より、西はベトナム大陸海岸により、南は中国海南島莺歌嘴の最突出点、北緯一八度三〇分一九秒、東経一〇八度四一分七秒に接し、北緯一六度五七分四〇秒、東経一〇七度〇八分四二秒の地理座標に定めるベトナム海岸の昏果島を横断する半閉鎖湾である。」
続いて、第二条で二一点の座標を設定して分割を画定し、以下の通り、規定した。

図6 トンキン湾に対する中国とベトナムの要求



(出所) Victor Prescott & Clive Schofield, *The Maritime Political Boundaries of the World*, Leiden/ Boston: Martinus Nijhoff Publisher, 2005, p. 593.

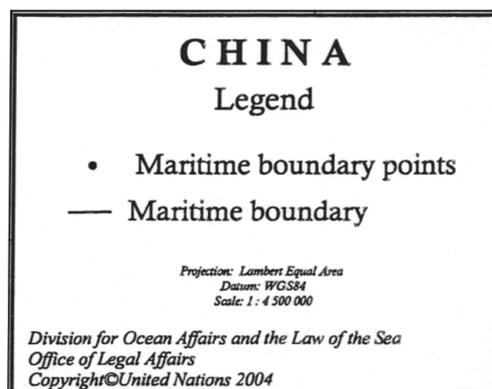
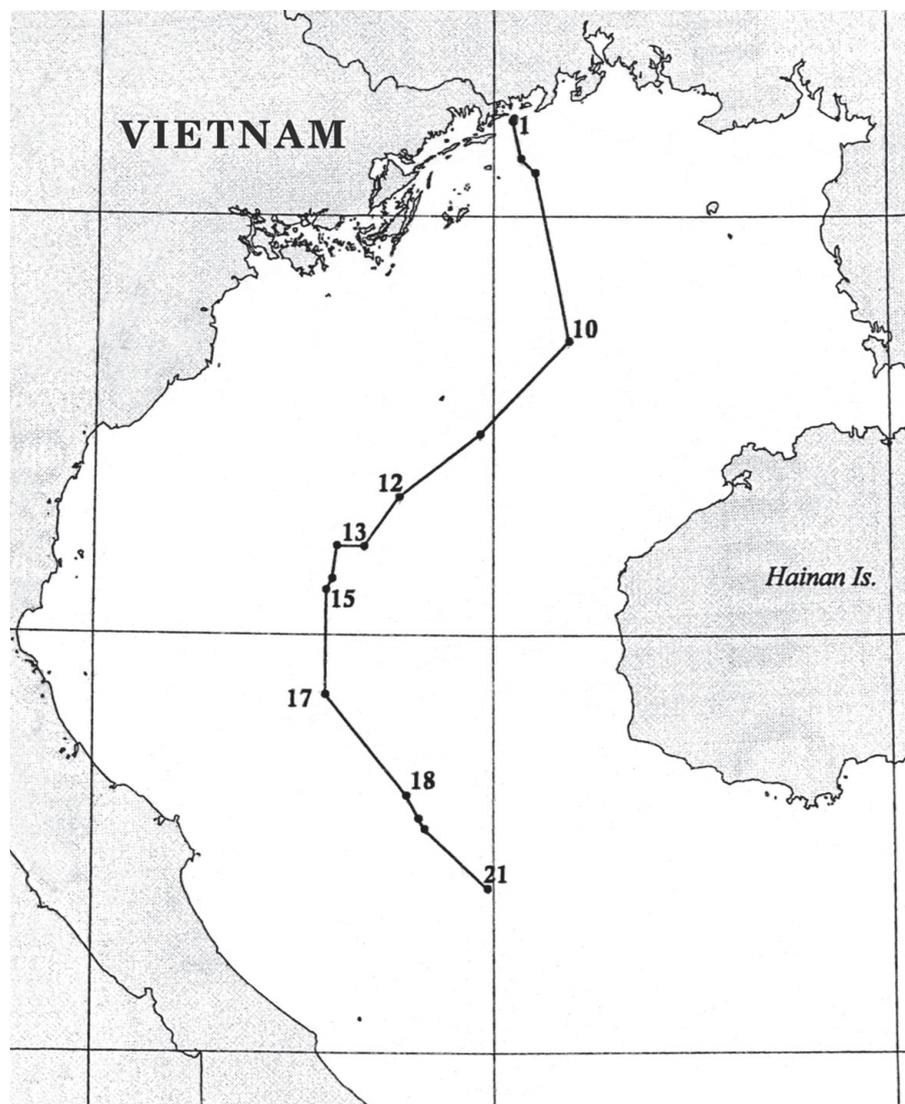
(注) A-Aは2000年協定の配分線、B-Bはトンキン湾の中間線、縦線は1887年条約の東経108度03分18秒線。

第六条 両締約国は、この協定に定める通り北部湾において、それぞれの領土、排他的経済地帯、及び大陸棚に対する主権、主権的権利、及び相互の管轄権を代表するものとする。

第七条 この協定の第二条に定める画定線を越えた、いかなる石油又は天然ガスの単一地質構造又はいかなる性状の処理も、両締約国は、構造、分野、又は処理において最上に有効とされる開発と並んで、かかる開発から生じる利益の公平な分配がなされる方法で、友好的な協議を通じて合意に達するものとする。

第八条 両締約国は、北部湾の生命体資源の適切な利用及び適切な開発に関して、そして北部湾の両国の排他的経済地帯における生命体資源の保存、運営、及び利用に

図7 2000年トンキン湾排他的経済水域・大陸棚画定中国・ベトナム協定のトンキン湾分割



(出所) *Law of the Sea Information Circular*, Losic No, 21, New York: Division for Ocean Affairs and the Law of the Sea Office of Legal Affairs, United Nations, April 2005,

関する協力活動に関して、協議を進めるものとする。

以後、新しい局面は移った。

二〇〇四年 四月 ベトナム、チョオンサ観光ツアー実施。

二〇〇五年 七月 ASEANと中国、南シナ海紛争解決に向けた作業部会設置合意。

二〇〇六年 一〇月 ASEAN・中国首脳会議、二〇〇二年中国・ASEAN南シナ海各行動宣言の履行合意。

二〇〇七年 七月 南沙群島で中国艦艇とベトナム漁船銃撃事件、両国、北京で協議。

二〇〇八年 一月 トンキン湾で操業中の中国漁船に対するベトナム漁船発砲事件。

二〇一一年 一〇月 中国・ベトナム、海洋における紛争解決の基本原則協定調印。

二〇〇四年四月実施の観光ツアーは非軍事化による支配確認の示威であったが、関係国による支配の恒久化方策とみた厳しい非難から、直ぐにも中止された。

二〇一一年七月中国とASEANは、行動宣言の履行に関する指針に合意した。中国代表は、対話の継続と協力の強化のための好ましい出発となったと総括した。その指針は、(1)行動宣言調印国は対話と協議を継続する、(2)行動宣言に規定された活動又はプロジェクトを確認する、(3)活動又はプロジェクトへの参加は自由意思とする、を骨子としていた。

そして同一一年一〇月成立した基本原則六項目は、以下の通りで、その発想はインドネシアとマレーシアのASEAN原則にある。ここでは、南シナ海をベトナム語の東海という用語を使用している。

1. 東海は「平和・友好・協力の海」とする。

2. 国際法に従う、長期的な解決を目指す。
3. 交渉は、ASEANの各行動宣言に従う。
4. まず過渡的かつ暫定的な措置の協議に入る。
5. トンキン湾の境界協定を加速化し、海洋科学調査を促進する。
6. 年二回の定期会談、必要ならば特別会談を開催する。

但し、その展望は、現実の支配進行とともに極めて難しい。もつとも、大規模な戦闘をもって現状が変更する意図も方策展望も、中国の選択にはない。⁵⁾

二〇一二年六月中国に対抗して米国に接近してきたベトナムは、スプラトリー群島とパラセル群島の領有権を定めた海洋法を制定した。これは中国の三沙市設立に対抗したもので、大陸棚・排他的経済水域を新たに規定しており、二〇一三年一月の施行でその主権と管轄を明記し、新しい事態に対処するものであった。それで、中国は、軍事拠点の確立に入ることになる。

三・フィリピンの南シナ海領海と安全保障

フィリピンは一九八九年三月南シナ海決議で、交渉による解決へと方向を転換した。

このため、フィリピン首脳は、たびたび中国を訪問し、外交交渉を重ねてきたが、一九九五年二月中国はカラヤーン島ミスチーフ礁（美濟礁）に軍事施設を建設した。そして八月中国との間で、八項目の行動基準の原則に合意した。その要点は、以下にあった。

——国際法の原則により双方の紛争を解決することに合意する。

——海洋資源の保護、航行の安全などにつき、協力の推進に合意する。

——紛争は直接の関係国によって解決し、南海の自由航行に影響を及ぼさない。

それは、フィリピンが地域協力の枠組みによらず、当事者解決の立場をとり、権益の維持と防衛能力の強化にあった。いいかえれば、フィリピンは、インドネシアによる非公式協議が続いていたにもかかわらず、その政策は、同年二月ミスチーフ礁事件と一九九五年三月二国間実務交渉での決裂もあつて、対話から対決への政策転換にあつたからである。一方で、中国は、一九九八年一月美済礁での工事建設が確認される一方、フィリピンは二〇〇五年以降、中国艦艇の巡航拡大に対応して防衛の強化に転化した。そして、同〇七年に海洋安全保障のため The Commission on Maritime and Ocean Affairs を創設した、さらに、二〇一一年九月これに代え、海域防衛のための新機構、National Coast Watch System を創設した。そして、フィリピンは、南シナ海を西フィリピンと改称した。

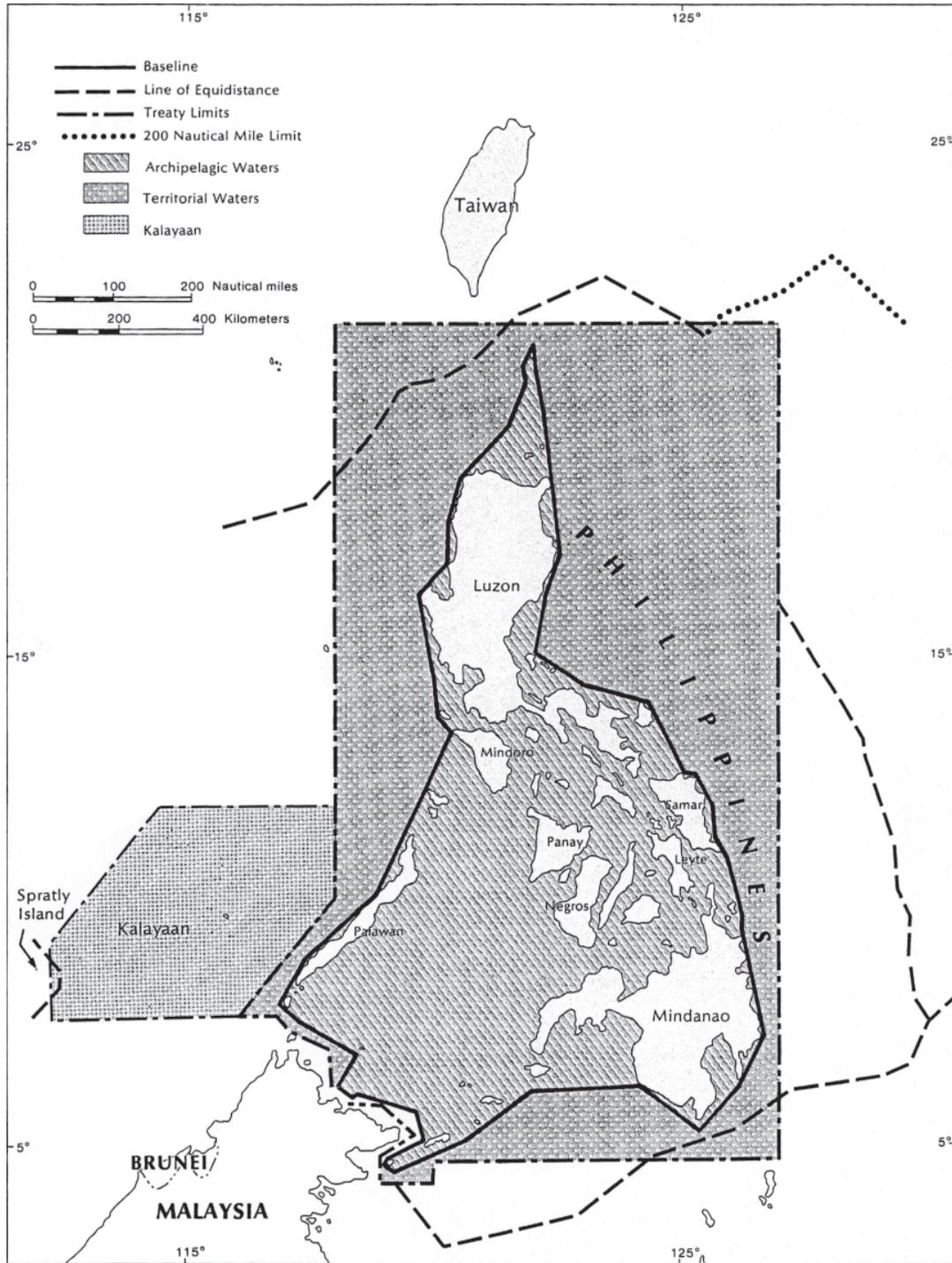
このため、フィリピンは、安全保障上、米国のプレゼンスを受け入れてきているというのが、現在の立場である。その経過は、以下の通りである。

- 一九八七年 一月 中国、フィリピンに対し南海主権放棄を要求。
- 一九八九年 三月 フィリピン下院、南シナ海平和解決フォーミュラ決議採択。
- 一九九〇年 一月 カラヤーン群島、防空演習。
- 一九九三年 四月 中国・フィリピン首脳交渉、双方は南海問題で対立。
- 一九九五年 八月 中国・フィリピン、八項目行動基準の原則の共同声明。
- 一九九七年 四月 中沙群島でフィリピンが五星紅旗引下ろし事件。

- 一九九九年 七月 南沙群島でフィリピンが中国漁船発砲事件。
- 二〇〇〇年 五月 エストラダ・フィリピン大統領、中国訪問、南海問題の平和解決で合意。
- 二〇〇一年 一月 中国漁船の侵犯でフィリピンの発砲事件。
- 二月～七月 フィリピン・米国防合同軍事演習。
- 二〇〇四年 二月～三月 パラワン沖での初のフィリピン・米国防合同軍事演習。
- 二〇〇七年 フィリピン海洋安全保障を強化。
- 二〇〇九年 三月 領海基線法制定。
- 二〇一〇年 三月 中国、米国に対し南海諸島の「核心利益」を公式通告。
- 二〇一一年 二月～五月 中国、フィリピン支配の島嶼で調査活動、杭の設置。
- 七月 フィリピン、南シナ海問題の国際海洋法裁判所提訴を提案、中国は拒否。
- 八月 フィリピン、南シナ海を西フィリピン海と改称。
- 八月～九月 フィリピン大統領アキノ三世、訪中、海洋をめぐる紛争の平和解決を確認。
- 九月 フィリピン、南シナ海ガス田防衛の強化。
- 九月 フィリピン、国家沿岸防衛機構創設。

二〇一一年八月ヘリテージ財団の調書「海洋防衛の大義における米国・フィリピン・パートナーシップ」は、米国は、南シナ海における中国の行動を視野に入れた海洋防衛を二〇〇五年以降、進めており、フィリピン南部に米軍が使用可能な前進拠点を維持し、米海軍と空軍は、パラワン島フィリピン空軍基地の使用をも認めた、述べている。⁶⁾

図8 フィリピンの拡大された領海



(出所) Josef R. Morgan & Mark J. Valencia eds., *Atlas for Marine Policy in Southeast Asian Seas*, Honolulu: East-West Environment and Policy Institute/ Berkley: Univ. of California Press, 1983, p.50.

フィリピン平和研究所ロンメル・バランオイ教授は、二〇一一年六月二四日フィリピン・スターの論説「スプラトリーにおける冷戦の顕在化」で、南沙群島をめぐる米中間に冷戦が顕在化しつつあり、その端緒は二〇〇九年三月米調査船インペカプル号妨害事件であった。米国は航行の自由など南シナ海における国益を明確化しており、一方、中国は南シナ海をチベットと並ぶ核心利益と位置づけており、米国は、域内の同盟国に対する軍事支援を保障しながら、紛争の平和解決に関与していく、と論じた。そして、フィリピンは、米国の同盟国として、米国の側に立つことは自明で、米中冷戦がピークに達したとき、フィリピンは代理戦争に巻き込まれる覚悟があるのか、とも問いかけた。⁽⁷⁾

同年七月一日カナダ・アルバータ大学中国研究所のノン・ホントウエンタン・ジアンは、論説「南シナ海への米国関与の中国パーセプション」で、核心利益 (core interest)、航行の自由、及び南シナ海問題解決メカニズムをキーワードに、双方の間には、コミュニケーション・ギャップが高まりつつあると指摘した。その論点は、以下にある。⁽⁸⁾

「核心利益」——この用語は中国人は使用していないとしつつ、「平和的解決が中国の核心利益とする」中国の公的立場を、米国や日本のメディアが曲解したといい、これに対応する米国の対応は「領有権問題の解決は米国の国益である」(二〇一〇年七月二三日クリントン米國務長官のハノイ発言)である。

「航行の自由」——中国は、「南シナ海における航行の自由」を米国の「国益」としたクリントンに反発し、米国が航行の自由は米国のプレゼンスであつて、軍事的優位と政治的影響力にはかならないとみている。中国の排他的経済地帯における米調査船妨害事件がそれを証明しているという解釈がそれである。

「南シナ海問題解決メカニズム」——中国は、米国の南シナ海問題への関与に懸念を示しており、問題の国際化に反対してきた。中国は、その国際化は国際的に受け入れられる法規で自らの規制を縛ってしまうことになるので、

中国としては、それを拒否するとする立場にある。これに対し、米国は、国際化に対する中国の反対は、国際的な海洋問題を非国際化する試みに等しい、と解している。

ここに、南シナ海問題のギャップが内在しており、米国の圧力論議が展開される一方、主題はその解決を失ってしまふという危機が生じてしまっていないか、というのが現状である。

四・南シナ海における米国の立場

最後に、南シナ海問題に対する米国の立場について、要約しておく。

米国は、ベトナム戦争を通じベトナム本土から一〇〇海里を作戦区域としてきた。そして、パラセル群島の領空侵犯を日常化した。ベトナム戦争以後は、原則として、米国は南海問題に介入していない。一九九五年五月の国務省声明で、「南シナ海のさまざま島嶼・岩礁・珊瑚礁・岩礁をめぐり対立する主権要求に対しては、法的価値の立場になり」としていた。そこでの米国の期待は、ASEANの南シナ海宣言及び各行動宣言で活かされた。但し、一九五七年五月以降、台湾の同意で、米国は南沙群島にレーダー施設を維持してきている。

二〇〇〇年九月シンガポールと米国の両海軍は合同軍事演習を実施した。これは一九九五年以来、毎年、限定的に実施されたところで、同年の協定で米艦船のシンガポール寄港が可能となり、米軍の南シナ海域での補給が開始され、二〇〇一年三月米空母キティヒークがシンガポールのチャンギ海軍基地に初寄港した。なお、米国の偵察行動は、二〇〇一年四月海南島事件にもかかわらず、続いた。

そこでの米国の基本的立場は、航行の自由の主張にあつて、南海の領有権紛争は第三者の立場にあつたが、中国の軍事行動が高まるとともに、警戒を深めるようになり、航行の自由の原則をもって、国際社会で中国を牽制する行動

をとった。その動向は、以下の通り確認できる。

二〇〇九年三月海南島沖合で米海軍所属の民間海洋調査船インペカップル号に対する中国艦艇、中国海軍の海上漁業局及び国家海洋局の情報収集艦二隻による妨害事件が起きた。米国は、海洋法の適法な利用に従っているとしていたが、それは中国の排他的経済水域である場合は、沿岸国の同意が必要となる。それが事前通告の海洋調査ではなく軍事調査であると米国が主張すれば、沿岸国の停止要求をどこまで認めるかは、沿岸当事国の判断によるしかない。⁹⁾以後、例えば、二〇一〇年三月訪中したスタインバーク米國務副長官に対し、中国高官は、米艦船の行動に対して「南海は中国の核心利益」であることを確認し通告した。

それ以前、二〇〇九年七月米上院外交委員会公聴会で、ジム・ウップ議員は、「米国のみが、中国がもたらしつつある域内の不均衡を是正できる実力を備えている」と発言していた。

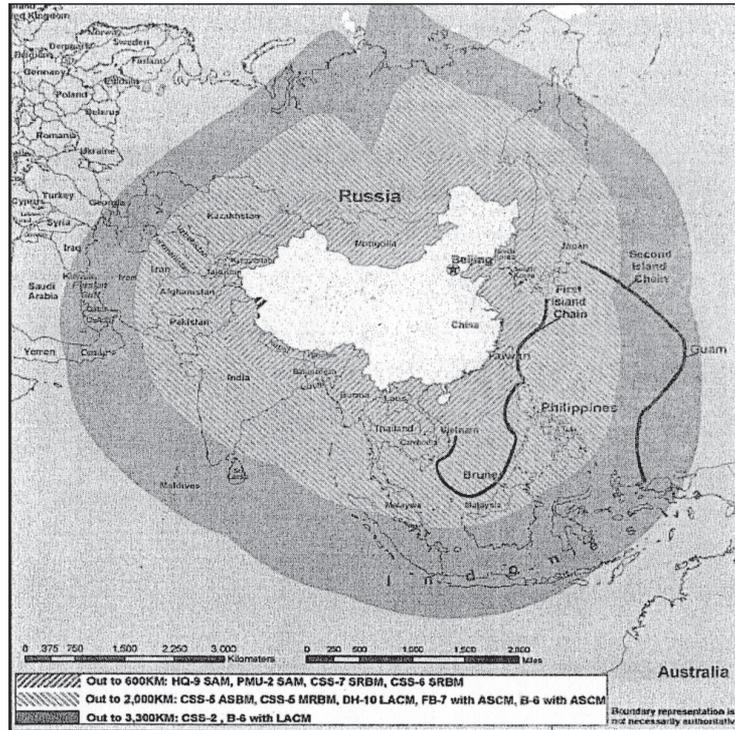
二〇一〇年九月オバマ米大統領は、温家宝中国総理に対し「南シナ海における航行の自由」を強調した。

二〇一一年六月シャングリラ会議で、梁光烈中国国防相が南シナ海の全般的状況は安定している」と発言したが、それに対し、ロバート・ゲーツ米国防長官は、「今後五年間、米国の影響力は変わらない」と発言して、中国の行動に釘を刺した。同六月米国・中国アジア・太平洋協議で、カート・キャンベル米國務次官補は、南シナ海の米国の航行の自由を主張した。同月米国・フィリピン外相会談で、「航行の自由は米国の国益」と確認した。そして、同六月米上院は、南シナ海問題での中国の行動を非難し、紛争の平和的解決を求める決議を採択した。

この文脈で、米国は、南海諸国に対する能力構築に貢献している。その米国の活動は、以下の通りである。

二〇一〇年 八月 米軍、ベトナム海軍と南シナ海で合同演習。

図9 中国のA2 / AD能力



(出所) *Annual Report of Congress: Military and Security Developments involving the People Republic of China 2011*, Washington, DC: USGPO, Aug. 2010.

二〇一一年 六月 米軍、フィリピン海軍とス

ルー海で合同演習。

七月 米軍、ベトナム軍と合同演習。

二〇〇六年、ジョンズホプキンス大学の論文「南シナ海における中国のキューバ化」で、マハン理論を適用する形で、中国は南シナ海を米国にとってのカリブ海と同様であるとした¹⁰。この分析から、それは、中国のA2 / AD（アクセス拒否・海域防衛戦略）と把握され、太平洋から南シナ海へ至る第一列島線の拡大延長となった。そして、この認識は、米国防総省報告『中国人民解放軍の軍事及び安全保障の進展二〇一一年』で公式に確認された¹¹。

「中国のA2 / AD能力は、西大西洋を含む中国の外縁部に対する敵のアクセスを制限し又は規制することを狙いとしており、対艦弾道ミサイル（ASBM）・潜水艦・水上戦闘艦・海上攻撃機な

ど各種兵器システムによって沿岸から一、〇〇〇海里を超える海域で敵の水上戦闘艦に対処できることになろう。」
「中国のA2/A D能力を強化するための海空軍力の行動範囲の拡大は、米国による西太平洋での前方展開とパワー・プロジェクション能力に挑戦する構造を作り出し、さらには、地域の軍事バランスを不安定にしている。」
米国防総省は、二〇一〇年二月新たな空海統合構想を、QDR二〇一〇で提起し、「米国の行動の自由に挑戦する高性能のA2/A D能力を備えた敵を打破するために、空・海・地上・宇宙・サイバー空間にわたる統合能力を発揮する空・海戦力の運用につき検討し、戦力計画として、以下の点を提起した。

- 長距離攻撃能力の拡充、
- 海面下作戦対応力の強化 (無人潜水艦の開発)、
- 前方展開戦闘能力及び基地施設の対抗強靱性、及び即応態勢の強化、
- 宇宙アクセス及び宇宙アセット利用の強化、
- C4ISR対抗強靱性の強化、
- 敵のセンサー及び戦闘システムの破壊、
- 在外米軍のプレゼンスと即応態勢の強化など。

中国が南海の内海化実現へと向かうなか、米国は、ASEAN諸国、特にフィリピンとの協調をとる一方、中国との二国間対話を続行し、中国、ASEAN諸国、及び米国の三角形力学による対立と協調の戦略的構図を展開している。二〇一一年六月一四日米エンタープライズ研究所のオースチン日本部長は「ウォール・ストリート・ジャーナル」論説で、「中国は南シナ海で自制しなければならぬ」、米国は、現在の安全保障上のコミットメントを維持する

とともに、合理的な行動基準を支持行動する以外に選択はない、と述べた。要点は、以下の通りである。¹²⁾

1. 北京は、ベトナムとフィリピンに中国が領有を主張する海域の石油探索行動を行わないよう、警告する。五月に中国海軍艦船がベトナム地震探査船の探査ケーブルを切断した。国際社会は、中国が領有権紛争を自ら満足していくように解決するためには、増大する軍事力の行使になんら躊躇しないことにつき、懸念すべきである。

2. 中国は、ここ一〇年間、ワシントンの決意がどうか、ということを試してきた。アジア諸国と米国は、中国の強まる自己に対処する方策を見出しえないでいる。少なくとも三つの理由から、これに正しく対処することが重要である。①近隣諸国は、中国に従わざるを得ない状況を作している。②中国は近隣諸国を威嚇しても妨害しても咎められないほどに、地域が不安定化し、合意はますます難しくなってきた。③中国の威嚇に対するベトナムの対応が示すように、小国は、いつも小国が脅かしに屈するというわけでない。

3. 中国は、既にインド・太平洋地域で軍拡競争を拡大遂行している。アジア諸国は、米国の立場に立つて中国との均衡を考えている国はなく、将来の国防水準は削減するしかない。

4. 結局、米国は、中国に対する関与を続けながら、現在の安全保障上のコミットメントを維持するとともに、合理的な行動の基準を支持していくしかない。アジア大陸の周辺地域は大荒れになりつつある。中国が大国としての尊厳を得たいと望むのであれば、自らの要求を抑え、自制心を持つことを学ばねばならない。

以上は、米国の南シナ海問題における現下の究極的な立場を明らかにしている。

南シナ海問題は、現在、新しい海洋レジームが追求され展望される一方、その領土管轄をめぐる拮抗は、よりいっそう高まっている。中国の南海諸国への断続説の適用をめぐる議論は、そうした中国の認識を反映している。

- (1) 「中国海軍三亜核潜艦基地 威脅南海均勢」自由時報電子報、二〇〇八年五月六日。
- (2) 安田淳「中国の航空管制と安全保障に関する一試論——南シナ海の「三亜飛行情報区」を例として」国際情勢、第七七号、二〇〇七年。
- (3) Carlyle A. Thayer, *Recent Development in the South China Sea: Grounds for Cautious Optimism?*, RSIS Working Paper, No 220, S. Rajatnam School of International Studies 14 Dec. 2010.
- (4) 平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出」上・中・下、国防、一九九一年二月号、一九九二年一月号、二月号。平松「南沙群島をめぐる中越紛争と中国海軍」三尾忠志編『ポスト冷戦のインドシナ』日本国際問題研究所、一九九三年。
岩崎繁美「南シナ海及び東シナ海における中国の武力行使等に関する一考察」防衛学研究、第一六号、一九九六年。岩崎「南シナ海及び東シナ海における中国の武力行使等に関する一考察」上・下、波濤、第二三卷第五号、第六号、一九九八年。
佐藤考一「南シナ海紛争と中国」海外事情、二〇一一年四月号。
- (5) Mark Albert Hoyt, *Sino—Vietnamese Interests Collide in the South China Sea: a Case Study of the Disputed Parcel and Spratly Archipelagos*, Ann Arbor: UMI Dissertation Services, 1994.
Victor Prescott, *Limits of National Claims in the South China Sea*, London: Asean Academic Press, 1999.
Wu Shicun & Zou Keyuan eds., *Maritime Security in the South China Sea: Regional Implications and International Cooperation*, Farnham: Ashgate, 2009.
- (6) Renato C. De Castro & Walter Lohman, *U. S. Philippines Partnership in the Cause of Maritime Defense*, Backgrounder, The Heritage Foundations, August 8, 2011. 共同執筆者のカステロ教授はラサル大学教授でもある。
- (7) Rommel Banlaoi, “Emerging Cold War in the Spratlys,” *The Philippine Star*, June 24, 2011.
- (8) Nong Hong & Wenran Jiang, “Chinese Perceptions of U.S. Engagement in the South China Sea,” *Web, China Brief* Volume: 11 Issue 12, July 1, 2011.
- (9) 下山憲二「南シナ海における米国海洋船に対する妨害事件」防衛法研究、第三二号、二〇〇九年。

これら調査をめぐる議論は、以下をみよ。

田中則夫「EEZにおける科学的調査の停止・終了要求」、奥脇直也「排他的経済水域の軍事調査」、坂元茂樹「排他的経済水域での沿岸国の同意なき海洋の科学的調査——政府公船の場合の対応」、海洋法制研究会編『快癒の科学的調査と国際法上の問題点』日本国際問題研究所、一九九八年。

- (10) Johns Hopkins University, “China’s Caribbean in the China Seas,” *The School of Advanced International Studies Review*, 2006.
- (11) Office of the Secretary of Defense, *Annual Report of Congress: Military and Security Developments Involving the People Republic of China 2011*, Washington, DC: USGPO, 2011.
- (12) Michael Austin, “Turbulent Waters in the South China Sea,” *The Wall Street Journal*, June 14, 2011.

第二十三師団、壊滅す

——ジューコフの「傑作」——

秦 郁 彦

第二次ノモンハン事件は小松原第二十三師団長の定義に従えば、日本軍がハルハ河兩岸地区における同時攻勢を決意した一九三九年六月十九日から九月中旬の停戦に至る約三か月を指し、その間に次のような四つのヤマ場をくぐり抜けている。

- (1) 七月三日～五日のいわゆる「バインツァガン会戦」と安岡戦車団の戦闘
- (2) 七月六日から十三日前後に至るハルハ河東（右）岸地区の攻防戦
- (3) 七月二十三日～二十五日の大砲兵戦
- (4) 八月二十日に始まり、月末の第二十三師団の壊滅に至るソ蒙軍の大攻勢（いわゆるジューコフ攻勢）と、失敗に終つ

た日本軍の逆攻勢

両軍の間には多少の感度差があり、ソ軍戦史では(3)への言及はあまり見かけない。後述するように、ソ軍の砲撃ペースは前後の時期とさして変わらず、日本軍の砲撃による損害がほとんどなかったためであろうか。八月二十四日から開始された日本軍の逆攻勢も、ソ蒙軍の猛進撃にかくれてしまったのか、ことさら意識した形跡はない。

さて既述の(1)にひきつづく(2)は七月三日にハルハ河を渡河した第二十三師団が、ソ軍機甲部隊と遭遇戦を演じたあと一本だけの軍橋でかろうじて右岸（東岸）へ転進し、右岸の川又地区を固守するソ蒙軍との間で展開した攻防戦である。

二日から四日にかけて攻勢をかけた安岡戦車団は戦車の半数を失ない後退したが、転進してきた小林歩兵団は疲労してはいても健在だったので、残存戦車と野砲13の支援下に西から東へ歩26、歩64、歩72と並べ、ホルステン川の南岸には歩71（長野支隊）を迂回させ、川又地区のソ蒙軍陣地を挟撃しようとした。

しかし、左岸のハマルダバ高地（標高八〇四m）周辺に陣どるソ軍重砲隊は五〇m以上の比高差を利用して、眼下の日本軍に猛射を浴びせる。五月末に山県支隊、七月初頭に安岡支隊が置かれたのと同じパターンの再現になった。対抗しうる砲兵力の乏しい状況に直面して小松原が編み出したのは、歩兵の夜襲で敵の縦深陣地をひとつずつ突破し、明け方には敵砲火を避けるため奪った拠点を捨て発進点まで後退する、しかもこのピストンの夜襲を数日にわたり強行しようというのだ。

その間にハルハ河畔まで迫り敵の軍橋を破壊するか占領し、あわよくば対岸の台地にとりつけたら、補給を断たれ

る川又のソ軍は干上るはずだと期待した。

しかし夜襲は日本陸軍のお家芸とはいえ、昼間でも地卓標定が狂いがちな波状の砂丘地帯を、隣接部隊との連係を保ちつつ暗夜に行動するのは容易ではない。七月九日にノロ（七四二）高地に進出した歩71が、標定ミスで実はその東南方七五八高地とわかり改めてノロを十四日に占拠したのは一例である。

そのうえ、夜明け前の後退を想定しての前進には、心理的なブレーキがかかるのは避けられない。実際に猛進する隊もあれば、途中から引き返す指揮官もいて、戦力の集中発揮は困難となった。守るソ連側から見れば、日本軍は「昼間に前進しても夜間に後退せざるを得ず」（ジュニコフ報告書）である。

それを予見できなかったのか、師団や関東軍の上層は、最初から楽観的先入観にひたっていた。総攻撃は七月七日の夜襲が始まったが、この日関東軍は中央部へ「左岸にある敵砲兵の妨害あるも、右岸の敵を撃破するは時間の問題なり⁽¹⁾」と伝え、九日には「今日、明日位の攻撃を以て、右岸を占領し終るべく⁽²⁾」と予想し、安岡戦車団の解組と原駐地への帰還命令を内示していた（実行は延期されたが）。

現場でも八日朝には直協偵察機から右岸のソ軍に退却の兆があると通報された小林歩兵団長は追撃命令を発するが、すぐに誤報と判明し取り消した。皮肉にも関東軍司令官から「七日の夜襲及爾後に於ける追撃の成功を祝す」という電報まで届くが、当の小松原師団長は「八日の夜襲成功せず」と日記に記入している。敵退却の誤報にせよ、祝電の到来といい、似たような先例をくり返していたわけである。

それでも一部の部隊は猛進して暗夜の白兵戦に恐怖した敵を撃破、川又地区の敵拠点を次々に占領するが、ソ軍の砲撃が始まる夜明けには放棄して後退せざるをえなかった。たとえば歩64は八日の夜襲で河岸に近いミツボサ高地を

占領したのち半時間後には後退、翌日夜に再び占領するが夜明け前に退去している。さらに十一日夜、ソ軍の最重要拠点となっていたバル西（七三三）高地を占領、追撃をつづけたが十二日午後、山県連隊長へ後退命令が届く。同様の師団命令は、全部隊へ送られていた。山県はあと一日の攻撃続行を嘆願したが容れられず、翌日朝までに発進点へ戻った。

その間に師団は軍橋の爆破に執念を燃やし、ソ軍の間隙を縫いながら八チームの爆破班を潜行させたが橋を守る歩兵や戦車に阻まれ、成功したのは二チームにすぎなかった。

七月八日の深夜二時頃、敵中を潜入してハルハ河岸に到達した歩72の高山爆破班（高山正助少尉、工兵を含めて約六〇人）の成功例を見よう。高山班は河の中洲に露営していたソ連兵に推何されたのを、片言のロシア語で「偵察の帰りだ」とごまかし、軍橋に近づいた。高山は爆破のようすを次のように証言する（要旨）。

橋のたもとに歩哨が二人立っている。手榴弾を投げつけて倒し、橋にかけ上った。中央より少し先まで行き、厚さ七、八センチもある橋板に携行した五ガロンかんのガソリンを流し、10mおきぐらいに方形爆薬を撒き、マッチで火をつけ爆破した。中洲のソ兵が射ちまくってきたが、あとは逃げるだけ。司令部へ報告に行くと、火柱が見えたがあれがそうだったのか、と喜んで食べかけのヨウカンをくれたりしました。^③

その頃、ソ軍工兵はすでに9本前後の軍橋を架け、事件終結時には28本に達していたとされる。^④ なかには水面下40cmに架けた「水中橋」もあり、爆破されてもすぐに修復したとジュコーフ報告書は強調している。

こうして七日に発起した第二十三師団の力攻めは十二日の後退命令で休止となり、やはり苦境におちいつていたソ連軍も一息つく形になった。ジューコフ報告書、コロミーエツ、シーシキン、ノヴィコフの記述を総合すると、七日の夜襲第一波は不意打ちだったらしく、狙撃149連隊と第9装甲旅団は大混乱におちいり、味方撃ちさえ起きた。

翌朝、日本軍が前進を中止したので態勢を建て直すが八日午後、レミゾフ狙撃149連隊長は砲弾の直撃を受けて戦死した。レミゾフはソ連邦英雄の称号をもらい、バル西高地はレミゾフ高地と名づけられた。

急報を受けたジューコフ司令部は、直ちに狙撃24連隊、狙撃第5旅団、さらに第7装甲旅と狙撃603連隊を西岸から増派する。603が所属する狙撃第82師団は六月にウラル軍管区で編成されたばかり、ボルジアから三〇〇kmを徒歩でかっつけてきた。訓練不足で兵士の二割は小銃を実射した経験もなしに投入され、十日の戦闘では数発撃ちこまれるとパニックを起こし火器を捨てて逃げまどった。ジューコフ報告書によれば、上官への反抗や自傷行為も露見し、再訓練と軍法会議で取調べるため西岸へ戻されたが、「なぜこんな弱体師団を投入したのか」という非難の声があがったという。

十一日夜にもバル西高地の争奪戦で狙撃第5旅団の一部が潰走し、それを食い止めようと「戦車からはい出し、手榴弾を手にして突撃を下令した」ヤコブレフ戦車第11旅団長は「負傷後絶命するまで戦闘を指導」(ノヴィコフ)し、賞讃されてソ連邦英雄の称号をもらう。

この攻防戦で日本軍が蒙った人的損害は、小松原日記によると二二二二人(うち戦死五八五)で、投入兵力の23%と概算されている。ソ軍の損害もそれを上まわったと推測される。折から現地視察に来たクーリク国防人民委員代理は、困難な戦況を見て東岸部隊の撤退を命じたが、ジューコフは強硬な反対意見をウオロシーフ国防相に送り、クーリ

クは独断で戦闘指揮に介入したと譴責されたうえ、七月十五日付の命令でモスクワへ召喚されたといふ。⁽⁶⁾

大砲兵戦 (I)

七月十二日小松原師団長が指揮下の全部隊へ発した後退命令は、従前のような戦術上の駆け引きとは性格を異にしていた。攻撃中止は大砲兵戦を決意した関東軍司令部からの圧力によるもので、小松原自身は「今一步の処にて師団の現状維持、(砲兵の) 攻撃準備の命令に接し……無念思うべし……大乘の見地より昨日の如く命令せり」と日記(十三日)に書きとめている。

砲兵団長として着任した内山英太郎少将や寺田参謀との十一日の協議でも、内山から有力な重砲部隊が十九日まで展開するので、歩兵部隊はその援護下で進撃するため一時後退すべきだと主張した。これに対し小松原は攻勢が成功しつつあるので夜襲を継続し、砲兵は來着しだい逐次戦闘に加入させてはどうかと申し出た。だが寺田から砲兵主体の攻撃は植田軍司令官の強い意向であり、左岸台上の敵砲兵さえ撲滅できれば、右岸の敵陣地は勞せず撃滅できるだろうと述べ、内山の主張を支持した。

軍司令官の名を持ち出されては、小松原も引き下るしかなかったのだろう。十二日に歩兵各隊の後退を指示する師団命令(前述)の発出となつたのであるが、関東軍が歩砲共闘を望むなら七月七日の攻勢は延期して重砲の到着を待つのが常道であろう。

そもそも野戦重砲二個連隊の満州派遣は、不拡大方針をとっていた大本營の発意だった。橋本第一(作戦)部長と稲田作戦課長はともに砲兵科の出身で、関東軍が連絡してきた攻勢計画に砲兵力が足りないことや、ハルハ西岸に布

陣したソ軍重砲の脅威を気にかけたのだろう。野重7の一兵士は「大本営がこの地形を知ったら戦闘をやらせなかったかもしれない」と臆測するが、兩人にはおそらく現場の比高差は念頭になかったと思われる。

ともあれ六月二十二日に第一部長名で関東軍参謀長へ「貴軍の企図せらるる蘇蒙軍膺懲に於ては敵兵力及第二十三師団の装備に鑑み十分なる兵力特に砲兵を使用するを要するものと考え」た結果、内地から野戦重砲二個連隊を派遣すると通報した。早くも二十四日には上奏裁可、動員下令となり、二十六日には稻田作戦課長が畑侍従武官長へ「ノモンハンに使用せらるる公算が多い」と連絡している。ところが関東軍が中央の「親心」を歓迎した形跡はなく、七月初頭のハルハ渡河作戦に間にあわせようとする着意もなかったようだ。

本件ばかりでなく関東軍は八月末に至るまで自前の兵力だけで戦う意気ごみで、同じころ第五師団の増派を打診されても辞退するくらいだった。中央に借りを作りたくない心理からだが、さすがに重砲の増加を辞退する勇氣はなかったらしい。このあたりの対応ぶりは、旅順の要塞攻めに二十八サンチ砲を送りこんだ時の大本営と乃木第三軍とのやりとりを連想させる。

ともあれ野重第一連隊と同第七連隊が駐屯地の千葉県国府台を進発した七月六日、関東軍は若干の在満砲兵部隊を加えた砲兵団を編成し、団長に関東軍砲兵司令官の内山少将を補任した。それにしても、七日に発動を予定した第二十三師団の夜襲攻勢計画とすり合わせる発想がなかったのは、奇異としか思えない。

さて野戦重砲兵第三旅団（長は畑勇三郎少将）に編合された野重1と野重7は、鉄道―船―満鉄線と乗り継ぎ、ハイラルを経て十九日前後に前線へ展開した。

畑旅団長は「当時の最新式自動車（牽引）砲兵として稀少価値の虎の子扱いを受け、温存された国軍最精鋭の砲

兵」により「重大な使命感と内心の抱負を以て敵砲兵を完全殲滅^⑩」しようと思気こんでいた。

十八日に策定された砲兵団の戦闘計画には「攻撃第一日に全砲兵をもって一挙にソ軍の砲兵を撲滅し」とあるが、内山砲兵団長が直前の空地打合せ会議で「二時間くらいで目標はなくなるだろう^⑪」と壮語するのを、空中観測担当の飛行士が聞いている。苦闘つづきの小松原ら師団将兵の期待感が高揚したのもわりはない。

しかし不安材料がないわけではなかった。畑司令部から先遣された岩田正孝砲兵大尉は、新京の関東軍司令部に立ちよったさい「予備をふくめて砲兵戦に用意している砲弾は七基数」と聞き、「へえ、それだけしかないのか^⑫」とがっかりしている。

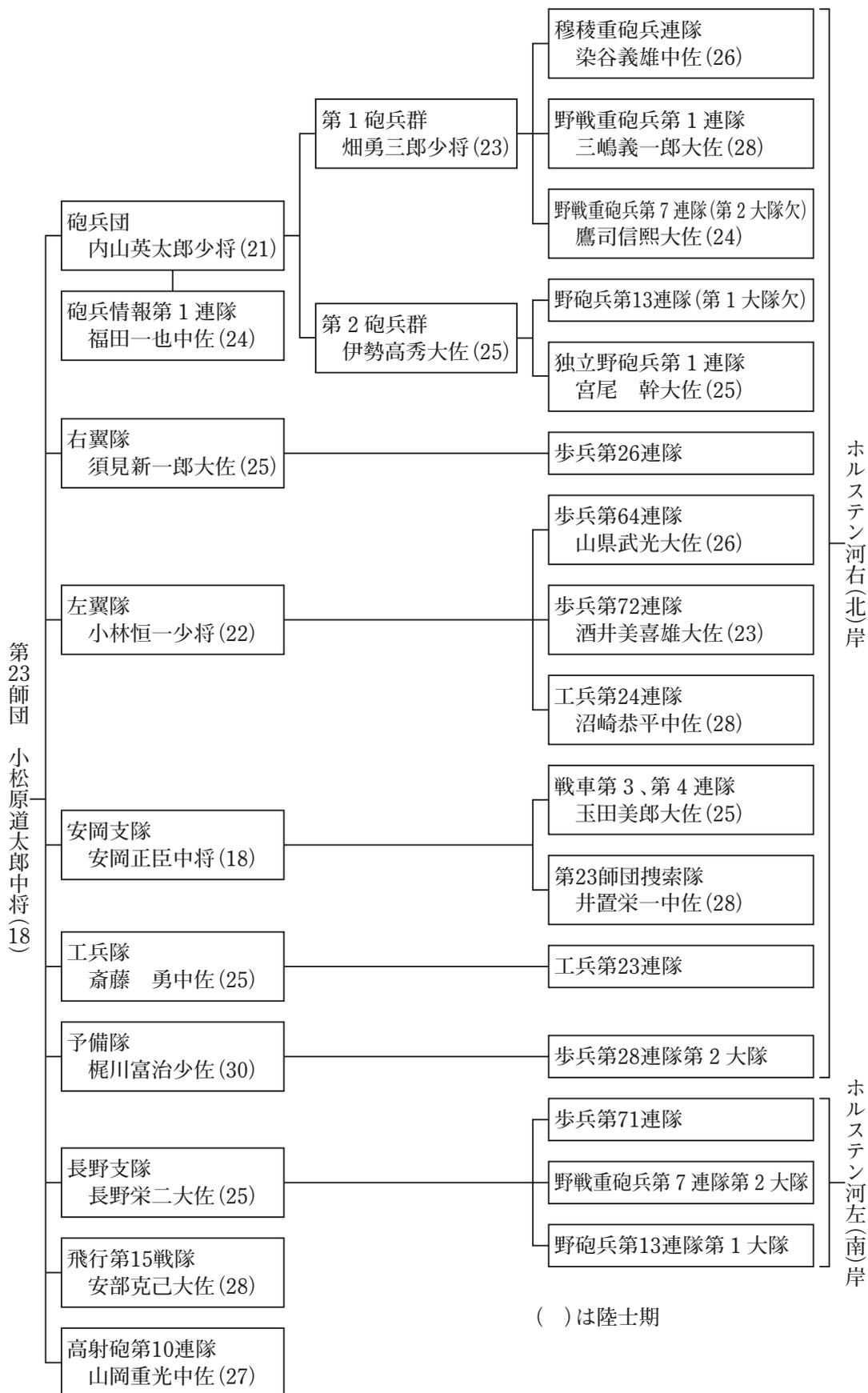
基数とは砲一門あたりの弾数で、一基数は七五ミリ野砲で一〇〇発、十五センチ榴弾砲で五〇発、十五センチ加農^{カノン}砲だと三〇発だが、連射すると一時間足らずで撃ちつくす量にすぎない。最終的に関東軍が供給したのは内地からの携行分をあわせ一會戦分の五基数で、砲兵団はそれを初日に二基数、第二、第三日に各一・五基数と割りふった。

第一次大戦後、先進国の砲兵は目標の面積当りにつきこむ鉄量（トン表示）^⑬で必要量を算定するようになっていた。とくにソ連陸軍は「近代戦の主要構成要素は火力であり……その成否は物的準備の適否に左右される。指揮官及び幕僚の最大の責務は、常に十分な兵器資材を整備前送することにある^⑭」（一九三六年の赤軍野外教令）という火力万能主義を高唱し、一斉砲撃の標準弾量はドイツやフランス軍を上まわっていた。

それに対し、歩兵を「軍の主兵」と位置づけ、白兵戦術を信奉した日本陸軍は支那事変の連勝でその確信を深めた。必らずしも砲兵を軽視したわけではなく、三九年三月の南昌攻略戦ではノモンハンを上まわる90門の重砲で中国軍を^⑮圧倒している。

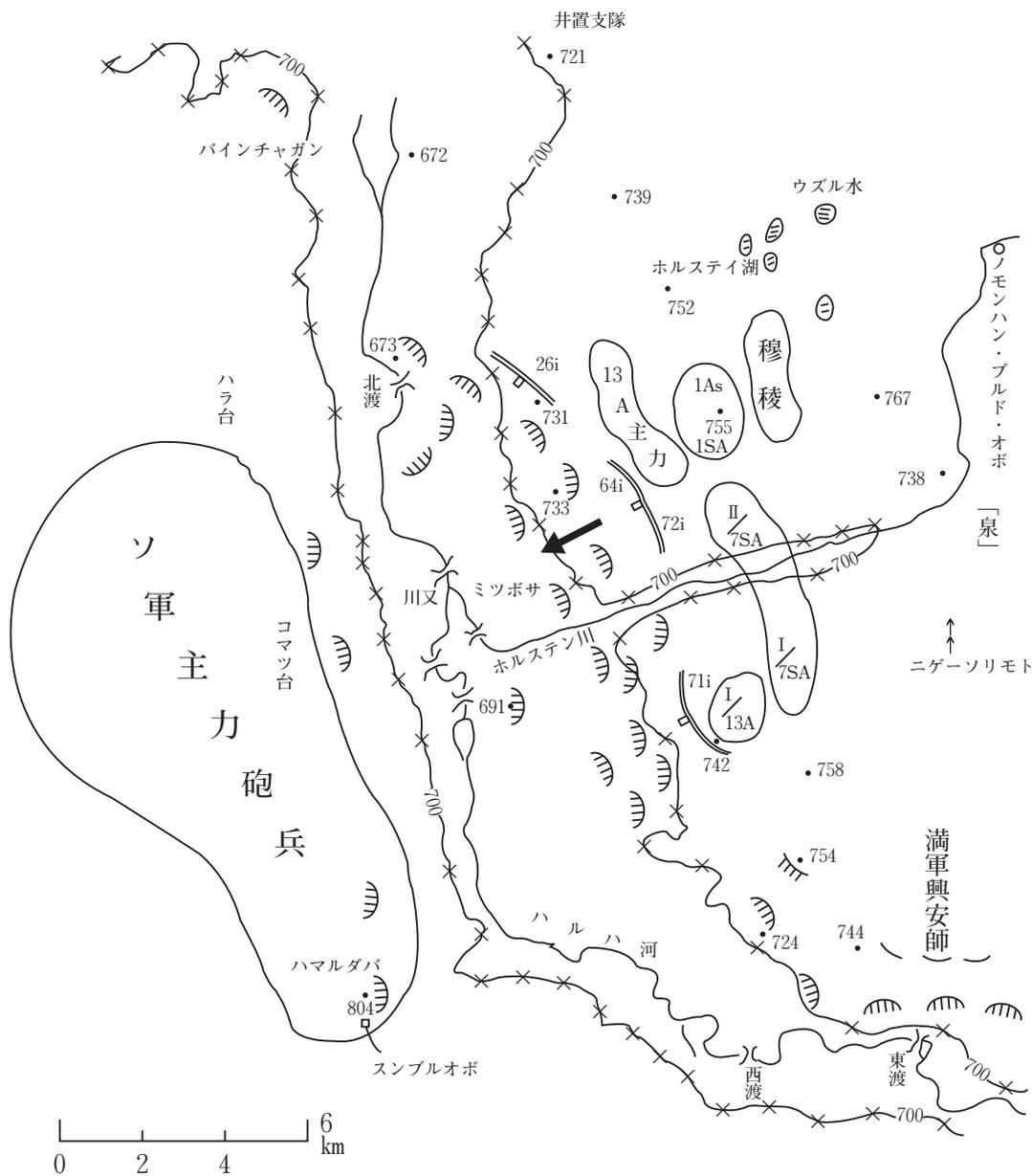
表1 砲兵戦時の日本軍の編成 (1939年7月23日~25日)

第二十三師団、壊滅す(秦)



九七(二五二)

図1 7月23日の日満ソ蒙軍配置



出所：『関東軍〈1〉』付図を補正

- $1/13A$: 野砲13連隊 I 大隊
- 1As : 独立野砲1連隊
- 71i : 歩兵71連隊
- 1SA : 野重1連隊
- 7SA : 野重7連隊
- ☺ : ソ蒙軍

しかし拡充の重卓は連隊の新設（砲数の増加）に向けられ、砲弾量は日露戦争時の節約規準（基数）を適用しつつ、欧米流へ発想を切りえる気はなかったらしい。

不安材料は他にもあった。後知恵ではあるが、虎の子の重砲二個連隊は「実戦の体験者が皆無に近く、訓練も精到と称するには程遠い実情」¹⁵ではあったと畑は洩らしている。

そのせいか、土地勘の乏しい砲兵団には、それまで日本側を苦しめてきた不利な地形条件は、さして念頭になかったようだ。図1は砲兵団の配置状況を示すが、最前方の砲兵陣地からハルハ左岸の至近目標まで6～10 km、最奥部までは17～18 kmと推測された。砲撃の基準卓はハマルダバ高地に立つスングル・オボの石柱（ソ軍は砲撃戦が始まると撤去）としたが、五〇mの比高を持つ左岸台上の砲分布はわが観測所からの見通しがきかない。

それに対しソ連側は五月いろいろの戦歴から、東岸のわが歩砲兵陣地周辺のデータは知悉していて、「ノモンハン（ブルド・オボ）以西の地区は左岸から丸みえ」¹⁶も同然だった。

こうして「建軍いらい」と誇称する大砲兵戦は、予定より二日おくれた七月二十三日朝に発動される。約二時間の「猛射」のあと歩兵三個連隊（歩26、64、71）の前進が始まった。

大砲兵戦（Ⅱ）

野戦重砲による左岸砲撃の初動状況を、畑第一砲兵群長の手記から引用したい。

六時三十分、敵砲火を誘致してその位置を確認する目的で、まず我が野砲兵隊の射撃を開始するや、敵砲兵は拳

げて盛んに応戦発火した。

敵砲兵の発火により、予定目標の現状を十分に確認掌握して、同七時三十分から全砲兵一斉に対砲兵戦を開始し、砲声殷々としてハルハ河畔の天地にとどろき、蒙北の砂原を震動し、我が第一線歩兵隊は、待望の威力重砲兵の連続猛射による大爆音と敵陣地内に上がる大砂塵を望見して歓喜の声を上げ雀躍の拍手を呈した……敵砲兵を圧倒し、沈黙するを散見し、十一時から我が歩兵は勇躍して攻撃前進を開始し……¹⁷⁾

右のうち傍桌部分を説明すると、「発火」は、地形的に敵砲兵の位置を視認できないため、わが砲撃に応射する時の閃光で測定する手法を指す。それでも奥行きまでは計測できない弱点は残った。「敵砲兵の沈黙」とは我が砲弾による命中破碎のためだろうと喜んだが、それは目視可能な左岸台上の河岸陣地に限られ、その間に奥地へ陣地変換し、たらしいソ軍の砲兵はまもなく砲撃を再開したことを指す。

わが重砲陣は稜線に遮られた低地に放列していたため、直撃弾で破壊された砲は少なかったが、川又に向け昼間の前進行動に移った歩兵部隊はソ軍の集中砲火を浴びて動きがとれず死傷者が続出した。

歩64Ⅲ大隊の一小隊長は、「壕を出て攻撃前進を開始すると、ものの四、五十メートルも行ったところで、ものすごい機関銃弾と戦車砲弾です。友軍の重砲が三、四時間も撃つたんだからもう撃滅したと思った敵の砲兵が全然衰えていない。後続部隊は壕を出るに不出られず……われわれも射すくめられたような形で、頭も上げられない¹⁸⁾」と回想している。

他の連隊も似たりよつたりの苦境に立ち、夜襲に切りかえて川又をめざしたが、守るソ軍も一段と防備を固めてい

表2 日ソ両軍の砲兵力

I 日本軍

(1939年7月23日現在)

a. 部隊名	b. 砲種×砲数	c. 準備弾数	d. 7/23～7/25 の射耗	e. 最大射程 (m)	f. 目標
1 野重第1連隊	96式15榴×16(2)	4,000	3,116	11,900	西岸
2 野重第7連隊	92式10加×16(3)	4,800	4,562	18,200	〃
3 穆稜重砲連隊	89式15加×6	900	1,172	18,100	〃
4 独立野砲第1連隊	90式野砲×8(1) (75ミリ)	4,000	4,674	14,000	〃
5 野砲第13連隊	38式75ミリ×24(4) 野砲	12,000	5,654	8,350	東岸
6 〃	38式12榴×12	3,600	1,310	5,650	〃
計		29,300	20,488		

15榴=15センチ榴弾砲(曲射) 10加=10センチ加農砲(平射)

出所：b、cは『関東軍<1>』、dは14年7月29日付関東軍参謀長発参謀次長、陸軍次官宛関参三電481号(陸満密大日記)

注(1) 1～3は重砲(計38門)、4～5は軽砲(計44門)

(2) cは各5基数

(3) 他に連隊砲(41式75ミリ山砲)16門(定数)、大隊砲(92式70ミリ歩兵砲)24門(定数)があった。

(4) bの()は損耗

(5) 1発当りの重量は15榴が31kg、cの全弾量は296トン

II ソ連軍

a. 部隊名(最大射程)	76ミリ野砲 (9,300m)	122ミリ榴 (11,800)	152ミリ榴 (17,000)	152ミリ加 (30,000)	計
1. 第82砲兵連隊	20	16	—	—	
2. 〃	—	12	12	—	
3. 第175砲兵連隊	8	16	—	—	
4. 第185砲兵連隊第Ⅲ大隊	—	—	—	12	
5. 第5狙撃機関銃旅団砲兵大隊	4	8	—	—	
計	32	52	12	12	108

出所：ジュコフ最終報告書 p.640

注(1) 他に60～70門の連隊砲があった。

たため攻めあぐね、死傷約三千人の犠牲を払って七月十二日の進出線を回復するのがやっとであった。その間も予定どおり三日間の砲撃はつづけられたが、ソ軍砲兵の応射は「依然猛威を奮い、火力さらに衰えず」（二十四日の小松原日記）だった。

さすがにわが砲撃効果に疑問を感じたのか、二十五日には気球を揚げて空からの観測を試みたが、飛來した敵戦闘機に観測将校もろとも撃墜されてしまう。その日の午後、準備した五基数の砲弾をほぼ撃ち終って「大砲兵戦」は打ち切られた。各砲兵連隊は砲撃続行を願ったが、砲弾を補給してもらえないので、自然休止という形にせざるをえなかった。

戦後になっても砲兵団の参戦者に挫折感があっても、敗北意識が見られないのは、まずまずの成果は挙げている。関東軍の都合で打ち切られたという思いが残るせいかもしれない。たとえば畑少将は砲兵情報連隊の測定分析を援用して、「完全破壊を確認した敵砲数は24門、他に損傷させたもの20余門で……三日間で敵砲兵戦力を半減せしめた¹⁹⁾」のに対し、わが重砲の損失は2門のみだったと強調する。明言はしないが、一種の勝利宣言とみなせよう。

野重1の三嶋連隊長はやや控え目ながら、日本の「判定勝ち²⁰⁾」と評しているが、「我砲兵の装備は貧弱……火砲の射程に於ても我劣れり」「敵の遮閉砲兵の位置の捕捉は不十分にして……与えたる損害は恐らく僅少²¹⁾」（砲兵団高級部員の正木義人大佐）という辛口の反省もある。

ここでソ側から見た砲兵戦の実情と比較したいが、前述のように問題意識が薄かったせいも、情報は乏しい。表2は日ソ両軍の参加部隊名と部隊別の砲力を示したものである。比較すると重砲（10センチ以上）では日本の38門に対しソは76門だから約二倍である。射耗弾量はソ連側のデータを得られないが、わが一発に対し三発（須見歩26連隊長）

あるいは五発（岩田大尉）の割合で撃ち返されたとの印象からおよその規模を察しうる。⁽²²⁾

しかも弾量の過半を日本軍の歩兵部隊へ集中させることで、失地回復を狙う日本軍の攻勢を阻むと同時に、味方の右岸橋頭堡を援護するという二重の目的を果している。ジューコフ最終報告書は、砲兵戦の実態を次のように淡々と記す。

敵砲兵は優秀な測量隊を持ち、航空写真も活用して精度の高い地図（2.5万分の1）を準備した。わが方をしのぐ長射程の重砲は、有利な観測地と射撃陣地に恵まれていたのに、訓練は不十分で、とりわけ歩兵との関係は拙劣だった。

七月二十三日に敵砲兵はわが重砲陣の破碎を狙って約一万発と推定される大量の砲弾を撃ちこんだが、ハルハ河西岸に沿った15〜20 kmに広くばらまかれ、多くは空き地に落下した。われわれの砲兵陣地を標定できなかったためか、一日かかっても敵は一個砲兵中隊も制圧できず、歩兵（東岸の）にも損害はほとんどなかった。⁽²³⁾

どうやら日本軍砲兵は高レベルの砲と観測器材を持っていたのに、ソ軍砲兵の位置がつかめず、弾着修正もできぬまま散漫な探り撃ちに終始したといえそうである。地形上の弱点を補なう弾着観測の決め手は飛行機しかなかったが、事前の共同訓練もせず、空地の通信連絡は不調だったようだ。

それでも飛行第15戦隊の九八式直協機が敵地上空に飛び、ある重砲中隊の砲撃に対し上から弾着修正を試みた。だが射弾がそろわずバラバラなので、観測将校が「そんなヘタな射撃やめてしまえ⁽²⁴⁾」と無線でどなりつけ帰ってきたと

いうエピソードもある。

日本軍は空き地に砲弾をバラまいたというジュコーフ報告書の観察を裏書きするものだが、敵戦闘機や高射砲火をかいくぐって飛ぶ少数の直協機に頼って弾着修正をやるうとする手法にむりがあつたとしか言いようがない。

半年後に大本営研究班の主任として戦訓調査に当つた小沼治夫中佐はそのメモで砲兵団の弱点を、

1. 距離遠し（二万以上）。
2. 我低敵高観測困難、飛行機偵察、気球おとさる。
3. 砲兵将校能力劣る。射向1キロひろがり、（砲弾が）集まらぬ中隊あり。
4. 敵砲兵予備陣地や掩砲所にかくれる。牽引車にて後へさがると総括している。

おそらく砲兵戦の結末にもっとも落胆の思いを味わつたのは、小松原師団長であつたらう。彼は七月二十六日の日記に悲痛の思いをこめて「砲兵の効果予想に反せり……何等砲兵の助力を予期せずして（歩兵の）攻撃続行せざりしやを悔む 我過^{おやま}てり」と書き入れた。

すでに二十五日午後小松原は、島貫関東軍参謀が持参した築城実施の前日付軍命令を受け、「膺懲の目的を達した」（第一項）として「師団は軍命令により、ハルハ河右岸残敵掃滅の完成を待つことなく、速やかに爾後の築城を準備せん」（第二項）とする二三師作命甲第一四八号を下達⁽²⁵⁾していた。

主旨はややつかみにくい⁽²⁶⁾が、小林歩兵団長は「軍の方針一変して、力攻めせず現地を確保したるまま陣地構築を開始する」という守勢持久への転換と受けとつたようだ。

では砲兵戦の終了と成果を確認してからでもおそくないのに、なぜ関東軍は砲兵戦の第二日目という早い段階で新方針を打ち出したのか。島貫はのちに「関東軍としては砲兵戦を開始する前から、一段落したあとどうするかを考え、成否に関わりなく越冬のための築城を検討していたのだ⁽²⁷⁾」と弁明する。

たしかにホロンバイルの夏は四〇度前後の酷熱だが、典型的な大陸性気候のため八月末になると深夜は零度以下まで冷えこむのも珍しくない。夏服で鉄条網も張られていない粗末な壕内に身を置き、戦っている兵士たちの越冬対策をそろそろ考慮せねばならぬ季節になっていた。

その場合、ハイラル地区か少なくとも將軍廟付近まで退いて、耐寒設備のある兵舎に收容するのが常識的だったろう。駐ソ大使館付の土居駐在武官が「ハルハ河より適宜離隔せる位置に、至短時間に最も堅固なる陣地を構築⁽²⁸⁾」すべきだと進言したのも、それを示唆したものと考えられる。防勢に立つのなら、敵の砲撃圏内に築城するのは非常識にすぎるからである。

だが係争中の「右岸地区を確保すること絶対必要なり⁽²⁹⁾」と決意していた関東軍には、その種の選択はありえなかった。島貫が伝達した築城命令も、「砲兵戦によつて敵砲兵が撃滅されること⁽³⁰⁾」を前提にしていたと考えれば、その後の築城が中途半端のまま、ソ軍の八月攻勢を迎えたのも不可避だったと言えようか。

いずれにせよ現進出線から引き退ることなしに「諸隊は依然前任務を続行すべし」（前出の作命甲一四八号）と命じられ、疲れはてた第二十三師団の兵士たちは、左岸重砲の砲火をしのぎつつ右岸に張りついているソ蒙軍と戦い、合間を縫って冬営用の築城工事を進めるほかなかった。

嵐の前の静けさ？

予定量の砲弾を撃ちつくして攻勢を休止したノモンハンの日本軍には、しばし閑散の日々が訪れたかに思えた。

小松原日記には「噂されし八月攻勢の企図も見えず。戦線概して平穏なり」（八月五日）、「戦線平穏」（同十二日）のような記事が散見する。小林少将も「砲撃閑散なり。本日より砲兵爆薬の使用、野砲は一門十五発、九〇式野砲は五発、その他重砲は十五発内外に制限さる」（七月二十九日）と書いている。

実はソ蒙側にとってこの三週間余は休息どころか、八月二十日の大攻勢発動に向けた諸準備の仕あげ過程であったが、そうと覺られぬための配慮は忘れていない。たとえば築城工事を妨害するかのようになり、第一線陣地への砲撃は続行するが重負なしに万遍なくばらまいていた。

八月四日からノ口高地の守備についていた長谷部支隊のある中隊長は、「小丘の斜面に各個掩体を構築、来る日も来る日も、敵の砲弾下……但しこの砲弾は数知れずでしたが、中隊は一名の損害も出さなかった。なんでこんな無駄弾を撃つのか³¹」と、敵の意図をはかりかねていた。

また主としてノ口高地を焦点にホルステン南岸へ、戦車を伴う歩兵が局地攻勢を二度（八月一〜二日と七〜八日）にわたり仕掛け、陣地を固守する日本軍と激戦を交えている。

長谷部支隊の戦記は「五日から八日まで猛攻撃を加えてきたが、その都度こつぴどく撃退され……以後十九日まで陣地奪取までの積極的攻撃はみせず……十七日頃にはピアノ鋼線の鉄条網をはりめぐらせた数線の陣地を作りあげた³²」と記すが、ソ軍は威力偵察を兼ね、後日の足がかりを作ったのであろう。

シュテルンが「ハンニバルによるカンネー包囲戦の再現³³」と揚言した大規模な両翼包囲作戦を成功させるには、日本軍を現在位置にひきとめ、「生かさず殺さず」の状態であやしておく必要があった。

情報工作の分野でソ連が仕掛けた布石は他にもある。ひとつは八月攻勢の切迫を、ハルビン特務機関に潜入させていた工作員を通じ、日本側の情報機関にキャッチさせる手法だ。

「関東軍機密作戦日誌」には「七月中旬軍参謀部第二課は敵が八月中旬を期し攻勢を執るの企図あり此の情報に關連し、(1)八月十四日を期して行われるべし、(2)敵の現地指揮官は準備未完了を理由とし之が延期を申し出であり、(3)補給困難の爲敵は悲鳴を挙げつつあり」という記事がある。

このうち(1)についてはその後、八月上旬、五〜一〇日、中旬などまちまちの情報が出たが、(2)(3)は大した規模にはなるまいと緊張感をゆるめる作用を果した。不可解なのは関東軍司令部が攻勢はノモンハン正面ではなく他正面、とくに東部満州に向けられるのではないかと疑心を深めたことである。

引金になったのはチチハルに近いフルルキ鉄橋が、七月十六日の未明に爆撃された事件で、わずか一機が数発を投じただけで鉄橋に被害はなかったが、関東軍は過敏に反応する³⁴。

東部国境の動きから「蘇極東全軍は動員せられたり³⁵」と判断した関東軍司令部は全滿に戦時防空令を発動したばかりでなく、東滿の第二、第四師団等を応急派兵により国境地区へ推進した。

植田関東軍司令官は在チチハルの第七師団主力をハイラルまで前進させたらどうかと提言したり、秦ハルビン特務機関長や大本営第一部からも同様の提言が届いていたが、他正面の危機感に駆られたのか、関東軍作戦課はことごとく握りつぶしてしまう。

そして既設陣地を守りつづける第二十三師団に対しては、死傷者の穴埋めに全満の各部隊から抜いた四千人余の補充兵を送り、ハイラル要塞の守備についていた第八国境守備隊（八国）から歩兵二個大隊基幹の長谷部支隊（約一五〇〇人）を派遣する程度ですませた。一個師団の担任正面は七〜八kmというのが兵術常識だったのに、北はフイ高地からバル西高地を経て南はノロ高地に至る三七kmの薄い一線を守らせ、拠点間は「象も通り抜ける」ほど隙間だらけのまま八月二十日を迎えることになる。

関東軍作戦課がノモンハン地区の防御固めに不熱心だったのは、砲兵戦が期待外れに終わってもこりることなく、今一度攻勢をとってハルハ右岸の敵を一掃したいという意欲を捨てなかつたからでもある。

なかでも服部参謀は九月上旬にハルハ左岸へ渡って、ジューコフ司令部のあるハマルダバを占領したまま越冬しようとする奇策を提案している。さすがに厳冬のきびしさを知る辻参謀の反対で流れたが、攻勢を右岸にとどめ敵を一掃したのち一部で右岸を守り、主力は後方で越冬させることを骨子とする「ノモンハン事件処理要綱」（8月12日付）を定め、第二十三師団長にも下達した⁽³⁶⁾。予兆めいた情報が空振りに終わったせいもあるが、八月攻勢の有無はいつしか彼らの念頭から消えかけていたのかもしれない。

折から、関東軍の注意力をそらせるもうひとつの事態が起きた。中間指揮機構としての第六軍の新設である。

第六軍の新設

既設の中間司令部としては、東満州担当の第三軍と第五軍、北満州担当の第四軍があり、大本営はかねてからハイラル、ノモンハンなどの北西方面を受けもつ第六軍の新設を予定していた。それを早めて八月四日付の大陸命で編成

した理由について稲田作戦課長は、戦場の作戦指揮を新設軍に委せ、関東軍には大局的視野に立った事件の早期收拾を望んだからだと説明しているが、それは期待外れに終わった。理由はいくつかある。

第一は、新設軍の幹部に適材をそろえなかつたことであろう。軍司令官に任命された荻洲立兵中將は前職が徐州会戦で勇名をはせた第十三師団長で、「精力的、積極的に一部の人々には名誉欲の強い人物」⁽³⁷⁾と評されていた。歩兵から航空へ転科し朝鮮の飛行団長から転じてきた参謀長の藤本鉄熊少将や新任の参謀（五人）のうち、関東軍に勤務して満州に土地勘を持つ者は、高級参謀の浜田寿栄雄大佐^{すえお}だけであつた。新京の関東軍司令部には二十数人の参謀が勤務していたのに一人として横すべりした者がいなかったのは、戦闘継続中の人事としては理解しにくい。

第二は、第六軍に編入された部隊が、戦力が半減している第二十三師団と第八国境守備隊、ハイラル第一、同第二陸軍病院だけという貧弱な陣容だつたことである。しかも八国から抽出した長谷部支隊は、すでに第二十三師団へ配属され、八月四日からノロ高地の守備についていた。つまり追加兵力はゼロも同然だつたのである。

荻洲軍司令官らは八月十二日、初度巡視に赴き小松原師団長や小林歩兵团長らと会談したさい、將軍廟へ戦闘司令部を出そうかと検討した。しかし司令部直属の通信班や護衛兵さえいないので、指揮連絡に不便すぎると判断して、翌日には司令部の位置と決めたハイラルへ戻つてしまう。

その後も新設早々の繁忙さにまぎれ、参謀さえ派遣しないまま一週間後にソ軍の大攻勢を迎えることになり、ジューコフから日本軍の幹部は休暇をとつて二〇〇キロ後方のハイラルで遊んでいた、とからかわれる。

増援兵力や装備などの「お土産」を持参しない上級司令部が、下級部隊からとかく冷眼視される現象は珍しくない。荻洲の初度巡視に立ち会つた小林歩兵团長が、日記に「休憩所にて酒を催促され、ちよつと面くらえり」⁽³⁸⁾とさりげな

く書いたエピソードからも、第一線指揮官たちが新軍司令官に抱いた微妙な異和感が見てとれる。第六軍もせめて在チチハルの第七師団主力を投入してくれと関東軍へ要請するが、それが実現するのは八月下旬になってからだ。

第三に、関東軍参謀たちは「破れそうな茅屋を、雨漏りのままで譲る³⁹」ことに後めたい思いを抱きながらも、口出しは遠慮するという建前論で、満足な引きつぎもせず厄介な仕事は新設軍に丸投げしてしまう。うるさいほど現地を往來していた辻参謀も、ぱったり姿を見せなくなった。似たような断絶は第二十三師団や第一線部隊との間にも起き、結果的に五万余の大兵力、九百両に近い戦車・装甲車を結集した敵の大攻勢を当日朝まで気づかぬ失態を招くが、予兆が皆無だったわけではない。

直前の数日、戦場一帯は「嵐の前の静けさ」を思わせた。長谷部支隊の「今日の戦線は久しぶりに静か」（十八日）「今日も戦場は静かだ」（十九日）、九〇野砲部隊の「銃声もなく実に平穏な日」（十九日）式ののんびりした記録が目につく。

そのなかでノロ高地東南方を守っていた歩71は、ハルハ河南方を北進する敵機甲部隊の動きに気づき「わが左翼を包囲する企図確実⁴⁰」（十八日）と見破っているが、師団司令部が反応した気配はない。

航空偵察も悪天候のため不活発で八月十日以後はほとんど飛んだ記録がないが、天候が回復した十九日に、飛行11戦隊の滝山中尉編隊がタムスクー川又間の道路沿いに約七〇〇両の車両部隊を発見した。飛行15戦隊の軍偵も十九日午後、ハルハ河南渡付近とフイ高地周辺に敵大部隊を発見、大泉大尉はハサミ状の包囲隊形が作られつつあると報告したが、やはり飛行集団からの警報を、第六軍や第二十三師団が深刻に受けとめたようすはなさそう⁴¹だ。

ついでに八月二十日の大攻勢に対する日本側の最初の代表的な反応を、いくつか列挙しておきたい。

- (1) 歩71戦闘詳報「本早期以來敵は全線にわたり攻勢に轉移せり」(20日)
- (2) 独立野砲1連隊「本日は敵の総攻撃ならん」⁽⁴²⁾(20日)
- (3) 小松原日記「敵軍全線攻勢開始……工事を中止し……爾後の攻勢を準備す」(20日)
- (4) 浜田第六軍参謀「いよいよソの反攻と判断したが、第七師団の派遣を要請するの三日ぐらいかかった。」⁽⁴³⁾
- (5) 関東軍機密作戦日誌「遺憾ながら(事前に)何等の情報を得ることなく……我の最も好期に敵が攻勢に転じたるものにして此の機会に於て敵を捕捉し得るものと信じたり」
- (6) 西浦進中佐(陸軍省軍事課)「ソの大攻勢を知り第二課へ飛んでいくと、これは却つて我方からの逆包围の好機を与えるものだと樂觀していた……翌日の朝、敵の大攻勢で総崩れと」⁽⁴⁴⁾

傍桌部分を見ていくと、小松原師団長は七月末から八月上旬にかけて、関東軍から命じられた攻勢移転構想が棚上げされたあとも、まだ未練を残していたこと、関東軍と大本營の作戦参謀たちはいずれもソ蒙軍の戦力を軽視し、反撃して逆包围する好機だと樂觀していたようすがわかる。その夢は数日もしないうちに打ち碎かれるのだが、ここで目を転じてソ連側から見た大攻勢のお膳立てぶりを眺めてみたい。

八月攻勢の発動

八月攻勢を「ジューコフの傑作」(Zhukov's Master Piece)と形容したクックス博士は、著書『ノモンハン—草原の日ソ戦』で、感慨をこめて「日本とソ連の資料は、次の二卓では珍らしくも一致している。ひとつは、一九三九年八

月二十日(日曜)が快晴であったこと、もうひとつは、ソ連軍が破竹の勢いで、戦端を開いたことであつた⁽⁴⁵⁾と書きだしたあと、「ジューコフの作戦運用は……周到な準備、詳細にわたる偵察、指令系統の明確化、優秀な通信連絡、そして兵站上の困難な問題を事前に片づけておいたことだつた⁽⁴⁶⁾」と、最大級の讃辞を呈している。

勝敗は戦端を開く前から定まっていたとの結論に筆者も共感するが、日ソ両軍の比較できわだつのは兵站問題の格差だろう。日本側の利点は鉄道末端から戦場までの距離が短かいのに対し、弱点は国力差ばかりでなく大本営との不和が影響して、関東軍が手持ちの兵力、資材の範囲内で賄おうとこだわったことであつた。

それに対し、ソ連軍は中央の積極的支持を受け、三か月近くにわたり一貫して兵力の集中と補給物資の蓄積を進めることができたが、弱点もあつた。骨幹となる補給ルートは、シベリア鉄道の末端であるボルジャソロヴィヨフスク(ソ蒙国境)からバイントウメン、タムスクを経てハルハ河に至る約七〇〇kmの未舗装道路で、別にキャフタから首都ウランバートルを経てタムスクに至るルートも補助的に利用された。

補給業務の過半はチタに司令部を置くバイカル軍管区が引き受けたが、責任者のシュテルンは「はかりしれぬほどの困難な仕事だつた⁽⁴⁷⁾」と強調し、その理由を東部モンゴルの荒涼地には羊肉を除き、現地補給のできる物資が皆無だつたからだ⁽⁴⁸⁾と説明している。

攻勢のため必要な砲弾、爆弾、燃料など約四万トンを輸送するためトラック約五千両(コンテナ車、タンク車をふくむ)が必要なのに当初は二六〇〇両の手持ちしかなく、途中から一五〇〇両を追加してもらつたが、なお不足で狙撃師団の一部は数百キロを徒歩行軍させざるをえなかつた⁽⁴⁸⁾。

これを日本側の補給力と比べてみよう。自動車第一連隊の戦闘詳報などによると、トラックの動員数は六月段階で

六〇〇両だったが、七月には一〇〇〇両（可動七五〇）にふえた。八月に入ると、満鉄から三〇〇両などが加わって二〇〇〇両となり、日量一五〇〇トンの輸送力を確保したという。⁴⁹ 八月一日頃のソ軍の補給日量一九五〇トンと比べて大差はない。

日本側はハイラル（將軍廟間）を二日で往復したのに対し、ソ連側のドライバーは無灯火のトラックで七〇〇キロを五日かけて往復したので、条件ははるかにハードで、補給にからむ苦情や催促は日本側にも傍受されている。ともあれソ軍は少なからぬ障害を克服して攻勢開始までに、必要とする兵力と物資を何とか確保したと言えそうだ。

こうして総兵力は七月末いらい第6戦車旅団、第57狙撃師団、第二一二空挺旅団など新鋭の約一万八千人を加えて三個狙撃師団を基幹に五万二千人、火炮四八七門、戦車・装甲車八二三両に達したが（表3参照）、日本軍にない戦車・装甲車では圧倒的に優勢とはいえず、攻者三倍原則を考慮すると、約五万と推定（実際は二万前後）した日本の歩兵戦力に対して十分とは思えなかった。⁵⁰ それを意識したジューコフとシュテルンは、急襲と両翼包囲の達成をめざし慎重な準備計画を練る。

すべての事前準備、とくに発動日は厳秘とされた。ソ軍は受身で防御陣地の強化に忙しいと思わせる、さまざまな偽装工作を考案した。七月末から準備した最終的な作戦計画書は八月十七日夜に完成、「八月二十日の朝、第一集團軍部隊は、ハルハ河と国境線との間のモンゴル領土にて日満軍を包囲し、完全に殲滅させる目的で決戦に移る」⁵¹との指令が各級指揮官へ下達された。

ここで言う国境線とはソ蒙が主張してきたノモンハン・ブルド・オボ西側を南北に走る線を指す。ウオロシロフ国防相は、それを進出の限界線とするよう厳命してきたため、最終段階で作戦計画を修正したとされる。⁵²

表3 ソ蒙軍兵力の一覧

(1939年8月20日現在)

	部隊名	兵員	火砲	戦車	装甲車	対戦車砲
北部集団 (シェフニコフ大佐)	モンゴル6KD (15, 17) (212空挺旅) (9装甲旅) (6戦車旅第4大隊) 狙601連隊 (82D)		8		18	6
	7装甲旅	1,624	10	—	83	—
	11戦車旅 (2大隊)	3,776	11	200(122)	22	—
	87ATK大隊	273				18
	支援重砲		60			
中部集団 (ペトロフ大佐)	36D (24, 149)	6,103	48	—	36	20
	82D (602, 603)	10,724	65	17	—	33
	5狙撃旅団	2,534	8	—	43	22
	支援重砲		96			
南部集団 (ポタポフ大佐)	57D (293, 127, 80)	11,816	44	14	15	33
	11戦車旅 (1大隊)					
	6戦車旅	2,622	4	202(78)	26	6
	8装甲旅 (狙1連隊)	1,531		5	78	
	37ATK大隊	300				18
	モンゴル8KD (22, 23)		8		18	6
	支援重砲		72			
予備	212空挺旅	899	—	—	—	17
	6戦車旅第4大隊					6
	9装甲旅	1,809	8	—	82(12)	4
	185砲連隊	1,731	33(重砲)	—	—	—
	狙1連隊 (152D)	2,838	12	—	—	6
	計 (その他共)	51,950	220	438	385	180

出所：コロミーエツ p.101、ジューコフ報告書 p.641

D=師団 (カッコは狙撃連隊名)、KD=騎兵師団、ATK=対戦車砲

(1)モンゴル6KDと8KDの兵員は計2,260人

(2)戦車、装甲車のカッコ内は損失数

(3)シュテルン報告書によれば、総兵力は騎兵20中隊、歩兵37大隊、砲兵127中隊

(4)部隊名をカッコで示したものは8月21日以後の参戦を示す

二日前には無線封止、前日は砲撃休止が命じられ、ハルハ河を渡り発進点に向けて各部隊が最終移動したのは前日夜、兵士たちが発動時刻を知らされたのは三時間前という念の入れ方だった。天候も幸運を運んだ。二十日朝はかなり濃い朝霧で部隊の初動段階を隠し、まもなく快晴となったからである。

南北55kmに及ぶ進攻正面は、北部、中部（ホルステン川を挟む両側）、南部の三集団に分割された。主要部隊名と兵力・装備は表3に示した。概数で1万、2万、2万という配分だが、中部が砲撃主体の引きつけ役を果し、最左翼と最右翼のモンゴル騎兵師団が対する満州国軍を拘束している間に、北翼と南翼に配した機甲部隊を最外側から迂回させ、ノモンハン付近で接続して包囲環を形成するのが第一段階と予定された。

ついで大包囲環の中に封じこめた日本軍主力を、挾撃ごとに包囲し歩戦砲のチームで徹底的に潰していくのが第二段階となる。計画どおりに進展すれば「カンネーの再来」も夢ではない。

さて攻勢発動（八月二十日）の情景は、シュテルンやスムシュケビツちらとともにハマルダバの司令部展望台から、戦場を見守っていたジューコフ自身の次のような回想から借用しよう。

五時四五分、わが軍砲兵は敵軍の高射砲陣地に対し不意打ちの砲撃を開始し、空軍の爆撃目標に対し発煙弾を射ちこみ、待機する爆撃機一五〇、戦闘機約一〇〇機が襲いかかった。

八時一五分、すべての火砲が一斉に砲門を開く。八時四五分、所定の暗号通信により一五分後の総攻撃開始を伝え、赤色の信号弾の合図とともに九時きっかりに全地上部隊の前進が開始された……敵は心身ともに圧倒され、はじめの一時間半、砲兵は応射すらできなかつた。総攻撃は的確に作戦・戦闘計画に従って遂行された。⁵³

ジューコフが誇るように各部隊の初動は予定どおり整然と進んだかに見えるが、多少の手違いが生じるのは避けられない。もつとも進撃が速かったのは南部集団だった。増水で第6戦車旅団はハルハ渡河が一日おくれるが、迂回任務を負った第8装甲旅団はその日の夜にはノモンハン地区まで到達した。またモンゴル第8騎兵師団は満軍を撃破したが、そのさい石蘭支隊は反乱を起こし、指導役の日系軍官を殺害して二五〇人がモ軍に投降した。⁵⁴

拘束役の中部集団は、バルシャガル高地とノロ高地の日本軍陣地に迫り力攻めは控えたが、北部集団では手順に狂いが生じた。モンゴル第6騎兵師団はホンジンガンガとシャリントロゴイに布陣していた満軍を一撃で潰走させたが、迂回役の第7装甲旅は後述のようにフイ高地攻めで日本軍の猛抵抗に会い動けなくなってしまう。

猛攻と抵抗のはざま

ここで不意を打たれた日本軍の対応ぶりを見ておきたいが、敵攻勢の重卓がどこに向けられているか最初は見きわめがつかなかったようである。最後までと言い換えてよいのかもしれない。二十一日の段階で第二十三師団は北翼のフイ高地かと判断しているが、同じ日に第六軍は関東軍へ「重卓はホルステン南方地区か」と報告した。二十二日には「ソ軍の攻勢は各正面に兵力をバラまき一見重卓なし」と連絡している。

本来なら重卓を見定めないことには、敵の攻勢をいかに食いとめるか策の立てようもないはずだが、そのころ軍と師団幹部の関心は以前から念頭にあった攻勢計画の発動に集中していたようだ。それでもソ側に先手をとられた以上は見合せるのが常道だろうが、なぜか南部集団をさらに外側から包囲する逆攻勢の幻想にとりつかれてしまう。

小松原は早くも二十日夕方に「攻勢移転準備」の命令を発しているが、攻勢方向について第六軍との調整に手間ど

り、二十三日になって七五二高地東西の線から発進して七八〇高地東西の線へ進出したあと、ハルハ河まで追撃する第六軍案におちつく。さすがに藤本第六軍参謀長は「第二十三師団長は其の実行を痛く渋りあり。かくの如きを駆りて攻勢に出づるも其の成功を期待すること殆ど困難なり」として、攻勢の中止意見を軍司令官に具申したが採用されなかった。

シーシキンが「紙上計画」と酷評するこの攻勢計画は「ソ軍を深くわが左翼に誘致するとともに、攻勢部隊はあらかじめ十分準備を整え、歩砲の火力を発揮しつつ一挙敵の側背に向かって攻撃前進し捕捉殲滅する」と意気ごみだけは壮だが、準備も兵力も不足のままに踏み切ってしまった⁵⁵。

投入した手つかずの新鋭兵力は歩28、四ツ谷大隊などの三個大隊にすぎず、すでに防御戦闘で忙しい守備陣地からむりに引き抜いてきた諸部隊を合し、予定した歩兵九個大隊のうち実際に二十四日朝の総攻撃に間にあつたのは歩28と歩28の五個大隊にすぎず、砲兵团（二部）の展開もおくれてしまう。そして敵情を把握せず砲兵の援護も欠いたままに発動した昼間の白兵突撃は、その二日前に進出して制高卓の七八〇高地に堅固な防御陣地を急造し待ちかまえていた狙撃80連隊と機甲・砲兵の猛反撃に阻まれ、あっけなく敗退してしまう。

突撃に同行していた辻参謀は、小林歩兵团長、酒井歩72連隊長が重傷を負う状況を見て独断で師団命令を発し、残兵を後退させている。翌日も攻撃を再興したが、結果は同様で歩72、歩28は五割以上の死傷者を出した⁵⁶。

扇広参謀が「ノモンハンで最も拙劣な作戦⁵⁷」と酷評したこの攻勢移転の失敗は、苦戦しながら頑強な抵抗をつづけていた防御拠点の急速崩壊をもたらす誘因となる。とくに砲兵团をふくむ師団主力が布陣していたホルステン北側のバルシヤガル地区から歩26と歩72が攻勢移転に抜かれたあと、守備兵力は歩64だけとなり、攻防のバランスが崩れた。

たとえば西側は歩64が狙撃第36師団と対峙していたのだが、二十四日にファイ高地が落ちると、北部集団が南下し、二十七日にノロ高地の長谷部支隊が敗退すると、狙撃第82師団がホルステン川を渡って北進し、東方からも第9装甲旅団が迫り、四周は完全に包囲される。逃げ道のない日本軍は、拠拠ごとに全滅するしかなかった。自衛力を持たぬ砲兵団は、「砲兵は必ず是（火砲）と死生榮辱を共にし」（砲兵操典十一項）を守り、大多数が砲側で砲と運命を共にしている。

ここでは数多い戦例のうちファイ高地、ノロ高地、バル西高地の攻防戦を日ソ双方の記録で対照してみる。

ファイ高地

ファイ高地（ロシア名はバーレツ）の呼び名は、標高の七二一^{ファイ}mに由来する。高地と言っても周辺は波状の砂丘地帯で比高は五〇m以下なので、遠望してもさして目立ぬ砂丘の一つにすぎない。

七月三日のハルハ左岸への渡河攻撃部隊はファイ高地から出撃したが、その後主戦場がホルステン川を挟む川又地区へ移ったため、第二十三師団の最北翼に孤立した拠拠となった。五月の戦闘で壊滅した師団搜索隊は、戦死した東中佐の後任に井置栄一騎兵中佐を迎え、再建を進めていたが、七月十日に井置支隊としてファイ高地の守備についた。

当初は固有の二個中隊（約二五〇名）と歩26の一個中隊（九〇名）だけであったが、その後、歩25、26、27、砲13、工23などから各一個中隊が配属された。八月二十日現在の兵力は兵員八〇九名（実働は七五九）、野砲3門、山砲4門、速射砲1門、装甲車1両と、合計しても一個大隊の規模にすぎなかった。しかし一か月余の平穩期を利用して工兵の手で半地下式の築城工事が加えられ、幅一五〇〇mの円形陣地が完成していた。比較すれば日本軍の陣地ではもっと

も頑丈に作られていたといえよう。

北部集団の猛攻が始まると、不安を覚えた師団は八月二十一日、七五二高地にいた歩26連隊長へ七三九高地を占領してファイ救援の態勢を取るよう命じた。ところが攻勢移転に参加するため歩26はせっつかく確保した七三九も捨て、ノモンハン方面へ転進させられた。ファイ高地は「現陣地を固守すべし」と二十日夜に師団命令を受けたまま放置され、二十三日にはすべての砲と無線機まで破壊されてしまった。

戦闘詳報や生存者の記録から、五日間にわたる攻防戦の一端を抜きだしてみよう。⁵⁸

「(約百門の敵砲弾は)測定に依れば一秒間に三発、一平方米に一発の割合、突入してきた敵戦車群を直接照準射撃と火炎びんで擱座炎上させた」(20日)

「両側面の満軍が退却し、ファイ高地は四周を包囲され孤立。敵の十字砲火は前日に倍し、一分間百数十発をかぞえた。突入してきた敵戦車と歩兵を撃退……夜に歩26が弾薬を補給してくれた」(21日)

「敵砲撃は一分間に二百数十発、壕は次々に埋没、そのなかで抜刀突撃を敢行、敵戦車を撃破、夜おそく副官が脱出して師団へ連絡」(22日)

「兵は不眠不休、水、糧食のないため顔色は土色に……支隊長は二三〇〇に夜襲を命じ出撃した工兵は帰来せず(そのまま脱出)」(23日)

「随所で白兵戦、最後の砲一門も破壊され、残る武器は手榴弾と銃剣のみ」(24日)

井置支隊長は二十四日の一一〇〇頃、「明日の砲撃を待ちて無為に全滅せんよりはノモンハンに至り、再起したい

と中隊長たちの意見が一致」したのを察し「小官一人で責任を負う」⁵⁹決心を固め、同日深夜の戦線離脱を命令する。一列縦隊で奇跡的に包圍網を抜け出た井置隊の二六〇人余は二十五日朝、満軍に収容され軍司令部からオボネー山の守備につくよう命じられた。その間に無断撤退のかどで取調べが始まり、全責任を負った井置中佐は停戦直後の九月十七日にピストルで自決した。

次に同じ戦闘をソ蒙側の視卓から観察する。

最左翼を担任したモンゴル騎兵第6師団は、ホンジンガンガ周辺とシャリントロゴイを守っていた満州国軍の興安騎兵部隊を奇襲し「国境線」まで退散させた。陣地に突入すると「武器が散乱し、鍋の中ではまだ料理が煮たついていた」⁶⁰と、ダンダル師団長は回想する。

ファイ高地の正面に向ったのは第7装甲旅と狙撃601連隊だったが、日本の兵力を二個中隊程度と下算して安易に攻めかかり、手ひどい反撃を受け、連隊長のスターク少佐が戦死した。「見こみ違い」を重視したジュコフは、手許の予備兵力から第9装甲旅団と第6戦車旅団の第4大隊を抜き、アレクセンコ大佐が指揮する特別兵団を編成、ファイを迂回して「国境線」沿いにノモンハン・ブルド・オボへ向け突進させた。⁶¹

ノヴィコフはそれを「非常に大胆な決心であった」と評すが、アレクセンコ兵団は二十二日、ウズル水付近の日本軍補給基地を襲撃、日本軍の補給源を断ち、ついでに守備隊と野戦病院の負傷兵を蹂躪した。そして二十四日に南部集団の第8装甲旅と握手したあと、バル高地で孤立していた砲兵団陣地の攻撃に向う。

しかしファイ高地攻囲部隊は日本軍の猛抵抗に手こずり、ジュコフは76ミリ、122ミリ、152ミリ砲の各一大隊とボグ

ダーノフ参謀長を増派し、さらに最後の予備兵力である第212空挺旅団を追加投入した。二十三日夜に占領したという報告が届くが、実際には日本軍陣地内の掃討戦は二十四日までつづき、日本兵の死体約六〇〇体を引きだす。⁶²

ソ連戦史は一樣に井置支隊の健闘を評価している。たとえばソ連の第二次大戦史は「(ファイを) 一気に攻略しようとする試みはついに成功するにいたらなかった」と記すが、当時の第六軍には過早の撤退で師団主力の崩壊を早めたという不満が残ったようだ。

ノ口高地

ホルステン南側の日本軍は西北から東南へ長谷部支隊主力、歩28の梶川大隊、歩71主力の順に布陣し、後背部に位置する砲兵団(一部)が支援していた(図2参照)。中心的拠点は長谷部支隊が守るノ口(七四二)高地だが、兵力は配属の歩28梶川大隊を加えても一五〇〇人前後にすぎない。

それに対し攻めかかったソ軍は狙撃82師団、同57師団など圧倒的な大兵力で、支隊と歩71はじりじりと押されて次々に拠点を失っていく。とくに反転攻勢に兵力を抜かれたこともあって、梶川大隊と歩71の境界地域は手薄となり、八月二十二日には七四七、七四四高地を放棄、二十三日には三角山が全滅、二十五日には全滅寸前の梶川大隊は七五四高地を捨てノ口高地へ後退して長谷部本隊と合流した。

シーシキンはソ軍の攻撃ぶりについて「あらゆる口径の砲が至近距離から直接照準によって敵の火点を射撃した。火焰放射戦車は掩体や地下退避壕から現れた兵士を焼きつくし、歩兵は手榴弾と銃剣によって殲滅を完成した」と書いている。⁶³

二十六日には長谷部支隊は死傷率が七割を超えた。弾薬、食糧が尽き、無電機も破壊されて鳩通信に頼るしかなかったが、師団長からは死守せよとの命令が届く。

しかし長谷部支隊長は玉砕の道を取らず同日夜、北東三〜四kmの七四九高地付近へ向う後退命令を出した。ジュークフは82師団へ二十七日午後の総攻撃を下令したので、半日違いでかわしたことになるが、撤退は難澁をきわめず先に先まわりしたソ軍の歩兵・戦車の間隙を縫う形で各隊がバラバラになってモホレヒ湖をめざす脱出行となる。名目は「自主撤退」だったが、実態は「早い者勝ち」(扇広) になってしまう。

ソ連戦史はホルステン川の周辺で、脱出中の日本軍を二十七日の夜明、一一〇〇頃、一七〇〇の三度にわたり撃滅し、「敵一個大隊のうち無事に残ったのはわずか数人⁶⁴」と記録している。長谷部支隊と師団から撤退命令を受けた歩71の一部と見てよい。のちに長谷部大佐は「独断守地撤退」の責任を追究され、自決に追いこまれた。こうしてホルステン南岸の日本軍はすべて姿を消し、残る拠点は北岸のバルシャガル高地だけとなる。

レミゾフ高地

レミゾフ高地は七月八日この地の戦闘で戦死したレミゾフ少佐を記念して命名されたもので、バルシャガル高地帯の西端に近く、日本軍は七三三高地またはバル西高地と呼んでいた。歩72が転用されたあとは歩64のI(赤井)大隊が南端部を、II(津久井)大隊が七三三を、III(金井塚)大隊が北端のキルデグイ水陣地を守り、II大とIII大の中間にある七三一に歩26のI(生田)大隊が入っていた。

後背には砲13、野重1、野重7、^{ムクリン}穆稜重砲連隊など砲兵団の主力が歩64を支援する形に位置していたが、七五二高

地の歩28が転進したあと、砲兵団の北側はガラ空きになってしまい、二十四日以降はフイ方面から南下してきた狙601と第7、第9装甲旅、東側と南側は、ホルステン川を渡って浸透してきた南部集団の狙127、第6戦車旅によって、四方から包囲されてしまう。

砲兵には至近まで迫った敵歩兵・戦車と戦う手段はない。各砲兵連隊は二十八日までにほぼ全滅した。勝ちほこったソ連軍の宣伝放送を、野重7の丸山正巳は前年に亡命した新劇女優の岡田嘉子の声らしく次のような文言だったと回想している。⁽⁶⁵⁾

「日本の兵隊さん、毎日お暑いところほんとうに御苦労さまですね。もう幾日も幾日も何も召し上っていらっしやらないので、さぞかしお腹も空いたことでしょう。皆さんが投降してきませんので、止むなく完全に包囲いたしました。が今からでもおそくありません……」もちろん投降する兵は一人もなく、三人の連隊長は戦死したが、脱出生還した野重7連隊長の男爵鷹司大佐は停職・華族の礼遇停止処分を受けたのち、予備役へ編入された。

それでも各砲兵連隊には少数の生還者があり、最期の戦闘状況もほぼ判明しているが、二十六日に全滅した穆稜の場合は染谷連隊長ら幹部の死を見届けた者もなく、詳細は不明である。⁽⁶⁶⁾ ソ連戦史でも情報は乏しいが、装備していた15センチ加農砲6門のうち捕獲した5門を並べた写真が公表されており、シュテルン報告書は、うち1門が旅順重砲兵連隊所属の砲だったことに触れ、「日露戦争の屈辱を晴らしたという声もあつた」と注記している。

一方、歩64の戦線では二十五日に生田大隊が壊滅したあと、攻防の焦点はレミゾフ高地に移った。山県連隊長は小松原師団長が一千余人の手兵をひきいて「救出」に向うと連絡を受け待っていたが、見込なしと判断して、二十九日〇二〇〇に大隊ごとにノモンハンへ向け撤退するよう命令を下達する。⁽⁶⁷⁾

I大隊とIII大隊は何とか脱出に成功するが、ホルステン川沿いのルートをとった山県連隊長と砲13の伊勢連隊長は夜明頃にソ軍の重圍下で自決した。生還すれば二人は無断撤退の責任を問われたかもしれない。

レミゾフ高地は日本軍最後の拠点だっただけに、ジュニコフ將軍は特別な配慮を示し、二十八日夕方に歴戦の名指揮官とされていた狙24連隊長のフェディニンスキー少佐（のち大将）へ二四〇〇までに高地頂上を奪取するよう命じ、狙24は火焰放射戦車に支援されつつ突進した。

ノヴィコフはその光景を「高地ではまるで噴火が始まったようだ。戦車の吐き出す長い炎の舌は、敵をあらゆる壕から焼払い、日本軍に恐怖とパニックをひきおこした」「フェディニンスキー少佐は途中で負傷してブルジャク少佐が代り、若い指揮官のB・キーリンと偵察兵B・スミルノフが頂上に赤旗を立てた」と記述している。

対応する日本側の記録は見つかっていない。高地の稜線を守っていたのは歩64の第II大隊（長は津久井明雄少佐）だが、その最期を伝えるのは、南に隣りあっていた第I大隊戦闘詳報の「II大隊は本日の戦闘に於て殆んど全滅、（東側の山嶽）支隊本部も包圍せられ」（28日）という記事だけである。

七三三の占領を確認したジュニコフは、モスクワへ向け「当地時間の二二三〇、敵の最後の拠点レミゾフ高地が一掃された。国境はここに完全に回復した」と報告した。

日本軍の最後をしめくくるかのように登場したのは、かの辻政信参謀である。八月三十日第六軍司令部へかけつけた辻は、荻洲軍司令官に「辻君！僕は小松原が死んでくれることを希望しているがどうかねえ君ッ」と声をかけられる。憤然とした辻は「小松原閣下としては数千の部下を失った罪を死を以て償おうとしておられる……それだけに軍

司令官としては何とでもして、この師団長を救い出すべきではないですか^①」とどなりあげた。

そのあと「貴官は万難を排し突破帰還すべし」との軍命令が発せられ、独断撤退した山県大佐らと数時間の差で行きがちだった小松原は、七三三高地の近傍で玉碎戦闘を覚悟していたが、軍命令により半数に減った残兵とともにソ軍の重囲を突破、三十一日朝に帰還した。

ソ蒙軍側の戦史を検分したかぎり、彼らは小松原自身が直率した部隊の潜入と脱出行に気づかず、残敵掃討の一部としか認識していなかったようである。レミゾフ高地の占領（二十八日深夜）をもって作戦は終了したとの思いこみもあつたろう。もし気づいていれば小松原を倒し、有終の美を飾ろうとしたにちがいない。ともあれ八月末をもって、ノモンハンの地上戦闘は実質的に終わったと言ってよさそうだ。

注

- (1) 前掲『関東軍へ1』三四四ページ
- (2) 前掲「関東軍機密作戦日誌」七八ページ
- (3) 前掲『昭和史の天皇27』の高山談（二六二―六四ページ）
- (4) ボリス・スラヴィンスキー『日ソ戦争への道』（共同通信社、一九九九）一七三ページ
- (5) 前掲ノヴィコフ（ソ連側資料からみたノモンハン事件）六四ページ
- (6) N・ルミヤンツェフ『ハルヒンゴルの英雄たち』（モスクワ、一九八九）の平井友義訳稿
- (7) 丸山正巳『ノモンハン事件回顧録』（非売品、一九九九）六九ページ
- (8) 前掲「関東軍機密作戦日誌」別紙七四、なお、関東軍の返電は記載されていない。
- (9) 六月下旬大本営作戦課の有末中佐が新京へ来て、在中国第五師団を「関東軍に増加し得る情況なるが如何との質問ありし

が寺田参謀以下其の必要な旨答えたり」と「関東軍機密作戦日誌」は記している(九二二ページ)。

- (10) 畑勇三郎「ノモンハン事件の砲兵戦」(一九六五年版) 五三ページ
- (11) 飛行第15戦隊の大泉製正中尉談(『昭和史の天皇28』一五四ページ)
- (12) 岩田正孝大尉(野重第3旅団司令部)談(『昭和史の天皇28』二二二ページ)
- (13) 牛島康允「ノモンハン全戦史」(自然と科学社、一九八八)二四五ページ
- (14) 戦史叢書『支那事变陸軍作戦(2)』(一九七六)三五五ページ
- (15) 前掲畑勇三郎、五三ページ
- (16) 前掲扇『私評ノモンハン』一九〇ページ
- (17) 畑勇三郎「ノモンハン事件の砲兵戦」(一九六〇年版、防研所蔵) 四七ページ
- (18) 町田三千男少尉の証言(『昭和史の天皇28』一八八ページ)
- (19) 前掲畑勇三郎(一九六五年版) 八二ページ
- (20) 三嶋義一郎談(『昭和史の天皇28』一六三ページ)
- (21) 正井義人「ノモンハン事件に於ける砲兵」(一九五六、防研所蔵)
- (22) 前掲「ジュウコフ最終報告書」六四三ページに、砲種別の月間射耗数が掲記されている。七月の重砲(107ミリ以上)射耗は三万一七〇五発で7月23〜25日分は不明だが、約半分とみなせば約一万五千発になる。
- (23) 同右、六四四ページ
- (24) 大泉製正中尉(飛行第15戦隊中隊長)の証言(『昭和史の天皇28』一五五ページ)
- (25) 七月二十四日発の関作命の原文は見当たらないが、それを受けて発令された二十三師団の作命甲は『昭和史の天皇28』二六三―六四ページに掲載されている。なお前掲『関東軍(1)』五八六ページを参照
- (26) 小林恒一「ノモンハン出征記」(防研所蔵)
- (27) 前掲『昭和史の天皇28』の島貫回想(二六六ページ)。なお関作命は、二十四日の関東軍作戦会議で決定したとも島貫は述

べている。）

- (28) 8月12日在モスクワ土居武官発関東軍参謀長宛電（前掲「大本営研究班抜粹」）
- (29) 7月20日、大本営の会議における磯谷関東軍参謀長の陳述（「関東軍機密作戦日誌」八〇ページ。）
- (30) 前掲牛島、二六七ページ
- (31) 鈴木平五郎手記（『ノモンハン』第5号）
- (32) 谷口勝久『ノモンハン高地独断撤退』（旺史社、一九八六）三二ページ
- (33) ボロジエイキン『ノモンハン空戦記』（弘文堂、一九六四）九四ページ。著者は八月二十日頃、ハマルダバの軍事会議でシュテルンが揚言した場に居合わせた。
- (34) 関東軍司令部は450 km離れたタムスクから襲撃し爆弾8発（1発説も）を投下して家屋2が破壊され7人が負傷したと大々的に発表、ノモンハンの大敗北を糊塗するためかとコメントしたが、7月23日のプラウダ紙はフルルキ爆撃の風説は虚構だと否定した。日本側にも、タムスク再攻撃を狙った辻の大本営向け謀略ではないかと疑う声がある（たとえば前掲牛島、二二三―三七ページ参照）。
- (35) 前掲「関東軍機密作戦日誌」七八ページと別紙25、26
- (36) 前掲『関東軍へ1』五九―九二ページ
- (37) 前掲クックス上、四〇九ページ
- (38) 前掲小林「ノモンハン出征記」
- (39) 前掲辻、一八〇ページ
- (40) 歩兵第七十一連隊戦闘詳報（防研所蔵）
- (41) 戦史叢書『満州方面陸軍航空作戦』、二七八ページ、『飛行第十五戦（連）隊史』（一九八七）一四〇ページ
- (42) 前掲『九〇野砲兵士の記録』
- (43) 浜田寿栄雄「ノモンハン事件回想録」（一九六〇、防研所蔵）

- (44) 西浦進『昭和戦争史の証言』（原書房、一九八〇） 八八ページ
- (45) 前掲クックス下、七―八ページ
- (46) 同右、三三〇ページ
- (47) 前掲シュテルン報告書、六〇三ページ
- (48) ソ軍の補給状況については、前掲ジュークコフ六七八ページ、ジュークコフ回想録一二四ページ、前掲プレブ七八ページ、前掲シーシキン五一ページを参照
- (49) 自動車第一連隊戦闘詳報、前掲島貫武治回想
- (50) 八・二〇攻勢時の日本軍兵力数については、信頼性の高い公式データを見かけない。推計としては二万数千（中山隆志）、二万二千（小沼治夫）、一万四千（秦Ⅱ森田勉、ただし後方部隊を含まず）、八千（牛島康允、後方部隊を含まず）などがある。
- (51) 前掲鎌倉、一九七ページにロシア軍事史公文書館に所蔵される指令書の全文が収録されている。
- (52) 前掲シュテルン最終報告書、六一二ページ
- (53) 前掲ジュークコフ回想録、一二八ページ
- (54) 石蘭支隊の反乱については前掲『満洲国軍』、蘭星興安会『私たちの興安回想』（一九九九）、前掲プレブ、八六ページ
- (55) 攻勢移転をめぐる軍と師団の論争過程は前掲『関東軍 へ1』六四〇―四三二ページ参照。なお藤本参謀長の意見具申（日付不明だが二十二日か二十三日と推定）は小沼メモに収録されている。
- (56) 八月二十四日の損害をソ連戦史は死傷二八五人、戦車四両と記録している。対応する日本軍の死傷者は七〇一人。
- (57) 前掲扇、二〇九ページ
- (58) フイ高地の戦闘状況については、搜索隊の「戦闘業務詳報」（玉淵軍医中尉作成、防研所蔵）、戦闘詳報に準じる鬼塚智広（初義）『ノモンハンの夕映え』（一九八八）等、工兵中隊の離脱事情は『軍人早瀬多喜男―その美しき決断を偲んで』（非売品、一九八八）を参照

- (59) 井置が九月十四日付で第六軍参謀長へ提出した「フイ高地放棄顛末書」（前掲鬼塚の二五七―五八ページ）
- (60) 前掲プレブ、七二ページ
- (61) 前掲シュテルン報告書、六一六ページ
- (62) 前掲「ソ連側資料からみたノモンハン事件」参照。なお攻勢発起時の北部集団長シェフニコフ大佐は直後に解任され、アレクセンコ大佐に交代したが、その日付は明確でない。
- (63) 前掲シーシキン、七〇ページ
- (64) 前掲「ソ連側から見たノモンハン事件」一〇九ページ
- (65) 前掲丸山、一一一ページ
- (66) 一九八九年、関係者によって『穆稜重砲兵連隊史』（非売品）が刊行され、戦況の一部が復元されている。
- (67) 前掲『関東軍（一）』六九一ページ
- (68) 前掲「ソ連側から見たノモンハン事件」一一二ページ
- (69) 「歩兵第64連隊第I大隊ノモンハン戦闘詳報」（防研所蔵）、なお陸上自衛隊普通科43連隊『歩兵第六十四連隊史』（一九七四）には第II大隊第五中隊の戦闘記録がふくまれている。
- (70) 前掲鎌倉、二〇四ページ
- (71) 前掲辻、二〇八―一〇ページ

図書館員から枢密参議官へ

ゲハイマーラート

——ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ（一六二六—一六九二）が
ザクセン・ゴータ国に勤務した時代（一六四六—一六六四）における経歴の諸相——

ハンス・イエルク・ルーゲ

川 又 祐 訳

目 次

まえがき

重要省略記号一覧

序論

第一章 ザクセン・ゴータ宮廷に任用されるまでのゼッケンドルフの生活状況（一六二六—一六四六）

8 1 VI IV

原典頁数

図書館員から枢密参議官へ（川又）

一三一（二八五）

第一節 ゼッケンドルフの幼年期と青年期

第二節 一七世紀中葉におけるザクセン・ゴータ公国における官庁組織の基盤

第二章 エルンスト敬虔公宮廷でのゼッケンドルフの任用と、その後の指導的国家官僚への昇進

第一節 図書館員、小姓、侍従（一六四六—一六五一）

第二節 宮廷・司法参議官への昇任と『ドイツ君主国』の執筆（一六五一—一六五五／五六）

第三節 宮廷・財務庁参議官ならびにイエナ宮廷裁判所裁判官ゼッケンドルフ（一六五六—一六六三）

第四節 ザクセン・ゴータ国勤務におけるゼッケンドルフ経歴の最高潮（一六六三—一六六四）

第三章 ザクセン・ナウムブルク・ツァイツ公国宰相から新設ハレ大学総長へ

——ゼッケンドルフが没するまでのその後の生活状況の概観（一六六四—一六九二）

要約と研究の見通し

注記

原典・文献一覧

添付資料一覧

説明

〔修了論文〕論旨

まえがき

ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフの人物紹介に取り組むことになったきっかけは、まず、行政史の問題に対する著者の一般的関心に起因している。ゴータ国家公文書館 (Gothaer Staatsarchiv) の一員として筆者は、大部分、今ではもはや存在しない国家官庁での行政活動の起源となっている公文書館資料に毎日触れている。こうした公文書機関の開設ならびに私たちの施設の歴史は、結局、一六四〇年から四一年のエルネスティン家分割契約に関連した、ザクセン・ゴータ公国の成立に帰することができるのである。

エルンスト一世・敬虔公 (Ernst der Fromme) の下で、総合的・徹底的な (新) 国家建設が多くの段階で行われた。その際実行された変革は、早くから歴史家たちの関心を呼び起こしてきた。歴史家たちは、とりわけ一七世紀ドイツの国制・行政史〔研究〕に従事したのである。ゼッケンドルフはその頃、エルンスト公の上級官僚として、何よりもまず行政法上、重要な措置を主に支えた人たちの一人であった。一六四六年から一六六四年のゴータにおける彼の活動時期には数多くの未解決の問題があったので、より詳細に彼の伝記に取り組む理由があると思った次第である。さらには、本年〔一九九二年〕一月十八日は、彼の没後三〇〇年が開始されることに言及しなければならぬ。

著者はこの機会に、支援してくださった方に感謝したい。ライプツィヒのヴィーラント・ヘルト哲学博士 (Dr. sc. phil. Wieland Held) は、計画に最初から賛同してくださり、いくつもの重要な示唆を与えてくださった。ゴータとライプツィヒとの空間的距離を考えると、それは簡単にできることではなかったのである。

また著者は、ゴータ国家公文書館員に対して、その刺激的で専門的な議論をしてくれたこと、調査を支援してくれ

たこと、ならびに、相応しい公文書館資料を用意してくれたことに感謝するものである。

さらに、ゴータ研究・州立図書館 (Forschungs- und Landesbibliothek Gotha) の職員のみなさんに対して、与えてくださった示唆、継承されてきた古文書や印刷物の提示、そしてとりわけ、それらが当地ゴータのどこにもないとき、図書館借用によつて文献を入手してくださったことへの尽力に感謝したい。

一九九二年二月二日 ハンス・イェルク・ルーゲ

重要省略記号一覧

Anm.	Anmerkung	注
begr.	begraben	埋葬
d.	denar (Pfennig)	ペニム
f.	floren (Gulden)	グルゼン
FLB	Forschungs- und Landesbibliothek Gotha	ゴータ研究・州立図書館
Forts.	Fortsetzung	続き
g.	groschen	グロッシェン
geb.	geboren	誕生
Geh. A.	Geheimes Archiv	枢密公文書館
gest.	gestorben	逝去
hg.	herausgegeben	編纂

RQu.	Rechnungsquartal	会計四半期
RS	Rückseite	裏面
StA	Staatsarchiv	国家公文書館 (テューリンゲン・ワイマール中央国家公文書館、ゴータ分館)
unfol.	unfoliiert	丁付けされていない
Verm.	Vermählung	婚姻

序論

官僚、政治家そして学者としてのファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼツケンドルフの個々の時期をたどるとすると、再三、次のことを確認することができる。彼の業績は、一七世紀ドイツのきわめて重要な政治・経済・哲学・宗教、そしてすべての精神思潮を大きく映し出す鏡になっていること、である。本論においては個別に、それらを検討することはできない。むしろ、彼の経歴が開始されたと理解できる時期を詳細に解明することが試みられるはずである。考察されるのは、ゼツケンドルフがザクセン・ゴータ (・アルテンブルク) のエルンスト一世・敬虔公、統治期間は一六四〇年から一六七五年まで、に仕えた一六四六年から一六六四年までの期間である。周知のように、ゼツケンドルフはその間に、彼の最重要な著作『ドイツ君主国』 (*Teutscher Fürsten-Stat*) を公刊することができた (初版、一六五六年)。同書によって彼は、当時の専門家たちの中で、ならびにドイツ領邦国家の行政実務界で、一挙に有名になった。

ゼツケンドルフの生涯と業績についてはすでに一連のきわめて多様な出版物と評価とがある。始まりはある意味、

彼の死後(一六九二年)に行われた——伝承によるところの——弔辞である。⁽¹⁾

多少とも詳細にゼッケンドルフの全業績もしくは伝記に捧げられた、一八世紀刊行の記述のうち、とりわけシュレーバー(Schreber)⁽²⁾とシュレック(Schröckh)⁽³⁾、そしてまたクラールムント(Clarmund)⁽⁴⁾のそれが言及されなければならぬ。

ゼッケンドルフの生涯と業績についての概観をナーゼマン(Nasemann)⁽⁵⁾、ティレマン(Tillemann)⁽⁶⁾、そしてクラインハイヤー(Kleineyer)⁽⁷⁾の論文が幼年期から伝えている。

それだけではなく、ゼッケンドルフは、亡くなってすぐに、一八世紀の重要な基本書、事典の中で考慮されていた。⁽⁸⁾ このことは、現代まで継続されている。⁽⁹⁾

とりわけ学説の歴史的展開を考慮している、国家学および法律学の領域におけるより広範囲な出版物——一部はモノグラフ——は、ゼッケンドルフの名前を避けては通れない。⁽¹⁰⁾ ドイツ行政理論、行政学(ポリツァイ学)の形成に対するゼッケンドルフの意義を、そこから切り離すことはできない。⁽¹¹⁾ 他の論文では、ゼッケンドルフの業績がもっと強烈にカメラリストとして分析されている。⁽¹²⁾ さらに別の論述では、一七、一八世紀におけるゼッケンドルフの教育学、敬虔主義⁽¹⁴⁾、修辞学⁽¹⁵⁾、そして社会学⁽¹⁶⁾への影響がテーマにされている。これらすべての出版物は、ほとんどもっぱら、ゼッケンドルフの印刷された著作を論じるものであって、彼の著作はさまざまな側面に解明されていくことになるのである。その際利用された伝記陳述は、大抵、旧来の記述——弔辞、ならびにシュレーバー、シュレック、クラールムントの論文——から引用されている。公文書館の原典——継承されてきた官公庁文書の形であれ、ゼッケンドルフや彼の同時代人のその他の文書遺産の形であれ——を用いた著述家たちは、これまでほんの少数であった。こうした

事実を指摘しているのはたとえばミハエル・シュトライス (Michael Stollis) である。⁽¹⁷⁾

公文書館および図書館に保管されてきた手書きの一次資料をも熱心に用いた著述家には、とりわけエルンスト・ロツツェ (Ernst Lotze)⁽¹⁸⁾、ホルスト・クレーマー (Horst Kraemer)⁽¹⁹⁾、そしてヴィルヘルム・リュトケ (Wilhelm Lüdtkke)⁽²⁰⁾ がいる。しかし、これまでも依然として、記録文書研究を基礎にして作成されたゼッケンドルフに関する論文⁽²¹⁾ といえ、大抵リヒャルト・パーナー (Richard Panner)⁽²²⁾ の筆に由来したものとなる。パーナーのつとに教育学上の問題に向けられた学位論文は、もちろん、とうに一八九二年に刊行されたものである。パーナーは、ゴータ国家公文書館⁽²³⁾ の原典をこの上なく利用した。これらの原典は——他の数多くの原典と並んで——本記述においても閲覧されている。

上述の状況はある意味では理解できる。とりわけ、ゼッケンドルフの著述家としての業績に取り組むことに価値があったのである。しかし、歴史的人物のライフワークそしてこの人物自身をよりよく評価できるようにするためには、可能な限り彼の生活や活動の多くの側面を解明することが必要である。それは、より深く、具体的に伝記に踏み込まざるをえなくなる。当時の職務の進展経路もまたより正確に顧慮・追跡されなければならない。何よりも、有能で、多方面にわたった関心を持ち、教養ある若者として見なされるべきゼッケンドルフの場合、公文書館所在地に目を向けるのであれば、それはゴータである。彼は、まだやつと二〇歳という年齢で、ザクセン・ゴータの宮殿において当時の状況では恵まれた地位を得て、その後の一八年間をかけて、一六六四年について辞任を懇請するまで、自分の官僚経歴の頂点に到達していった。その頂点「到達」は、そもそもこうした大きさのドイツ領邦国家において可能であったのである。これらの期間には、平和令締結をともなう三〇年戦争の最終段階と復興事業の最初の期間とが含まれている。

ゼッケンドルフの人生をより詳細に観察する場合、最初に、ゴータの宮殿での指導的官吏の中で彼の地位を、利用

できる原典を基盤にして、可能な限りはつきりさせることも重視しなければならない。テューリンゲン・ザクセンという場所に対するこれまでのきわめて広範囲にわたった研究は、おもに他の業績を通じて有名となった歴史的人物の官僚人生をテーマにしているものであり、ヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテ (Johann Wolfgang von Goethe)⁽²⁴⁾に関連してくるのである。これらの論文から、著者は、自分自身の論点に対する一連の刺激が与えられた。同様に、ワイマールの古典時代と関連はあるが、始めからゲーテだけに「焦点を」合わせてはいない刊行物にもそれは当てはまっている⁽²⁵⁾。

本記述において——本来的な目的に反して——、ゴータの状況をより強烈にドイツ官僚制史からの観点で見ることとも思いとどまっている。これに関して、当時存在していた出版物⁽²⁶⁾であれば、それに対するちよūd良い枠組みを形成できたであろう。他種の参照資料を含めることも、一般に放棄されている。基本的には、ゼツケンドルフが到着する前のほんの数年に発生・独立(一六四〇/四一年)したドイツ領邦国家であるザクセン・ゴータ公国の状況に集中することがなされたのである。公国は、その後のおよそ二〇年から三〇年間、とりわけ国家・行政構造の基盤の構築に取り組んだのであった。

エルンスト敬虔公とその時代を論じた、地域史の標準書が登場してくるのは、おおむね一八、一九世紀からである⁽²⁷⁾。とくに国制史、行政史に捧げられた、そしてその際相変わらず、もっぱらゴータ領邦を観察したのではなく、テューリンゲンの状況全体に従事していると感じられる論文には、とりわけ新しい日付のものもある⁽²⁸⁾。

これとの関連で、ウルリヒ・ヘス (Ulrich Heß) の刊行物は、とりわけ言及に値する。彼は、テューリンゲンの——そしてとくにゴータの——行政史の展開に対して多大の功績があった。一九六二年、ワイマールにおいて公刊さ

れた彼の著作『テューリンゲンのエルネスティン家国家における枢密参議会および内閣』(Geheimer Rat und Kabinett in den ernestinischen Staaten Thüringens)は、行政史の側面から本論に枠組みを与えてくれた。⁽²⁹⁾

一七世紀(および一八世紀)ザクセン・ゴータ公国史に捧げられている最近の包括的論述には、なかんずく一九八八年、社会学的・民族学的に作成された、ヘルガ・ラシケ(Helga Raschke)の研究がある。⁽³⁰⁾

本論文の基盤となっている主たる原典は、ゴータ国家公文書館⁽³¹⁾の蔵書によって構成されている。ウルリヒ・ヘスによって編纂された蔵書一覧⁽³²⁾に由来しながら、考慮に値する保管資料は、整理され、そして彼が想定した内容に応じて選択され、分類されることになった。原則的に、除外されたままになっている蔵書はないはずであり、次のものはきわめて有益であることが証明された。枢密公文書館(Geheimes Archiv)、財務会計書(Kammerrechnungen)、ならびにゴータ財務庁⁽³³⁾(Kammer Gotha)。それに対して副次的な意義を、ゴータ高等宗務庁「ゲネラリア」(Oberkonsistorium Gotha. Generalia)、ないしギムナジウム・エルネステイヌム(Gymnasium Ernestinum)の蔵書が獲得している。残念ながら、枢密公文書館の非常に重要な蔵書は、枢密ラーツコレギウム(Geheimer Ratskollegium)およびラントコレギエン(Landkollegien)の文書を含んでいたが、すでに一八五五年、場所の不足から破棄されてしまった。

こうした原典基盤は、ゴータ研究・州立図書館に保管されている手書き遺稿を含めることによって補充されてきた。ここでとりわけ、ゼッケンドルフと彼と同時代の人々との間の手紙が重要である。これらは例外なく、ゴータからのゼッケンドルフの退職後の時期(一六六四年)以降のものであるので、それらは第三章で短く言及されている。

目を通された最後の一次資料は、ゴータ市教会行政部(Stadtkirchenverwaltung Gotha)に保管されている教会文献によって構成されている。ここでは、もっぱら一六五〇年から一六五四年に集中して調査が行われた。それは、ゼッケ

ンドルフの最初の結婚ないし二人の娘の誕生との関連で、いくつかの情報を突き止めることができた。

転記の問題について、原文中のつづりは、今日一般に使われている規則に合わせているということを確認しておくなければならない。例外が適用されているのは、とりわけ、著作表題の再現、引用箇所、あるいはいくつかの名字である。必要とみなされる個々の具体的事例で、このことは相応に強調してある。

第一章 ザクセン・ゴータ宮廷に任用されるまでのゼッケンドルフの生活状況 (一六二六—一六四六)

第一章第一節 ゼッケンドルフの幼年期と青年期³³

ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、フランケンの古い貴族一族の出身であった。彼は一六二六年一月二〇日、(エアランゲン近郊)ヘアツオーゲンアウラハ (Herzogenaurach) で誕生した。彼の幼年期をすでに特徴づけたのは、三〇年戦争の恐怖であった。彼の父、ヨアヒム・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ (Jochim Ludwig von Seckendorf, 1591-1642) は、まずアムトマン (Amtmann) として、後にとりわけスウエーデン軍の将校として勤務した。彼は、裏切りの嫌疑を受けた後、スウエーデン軍法会議により死刑の判決が下され、一六四二年二月三日、ザルツヴェーデル (Salzweidel) において処刑された。³⁴

かくして若きゼッケンドルフは、ほとんど父がいまま、とりわけ母マリア・アンナ・フォン・ゼッケンドルフ、旧姓シエルテル (シエルテリン)・フォン・ブルテンバハ (Maria Anna von Seckendorf, geb. Schertel[in] von Burtenbach, 1605-1650) の庇護のもと、成長した。彼女は全部で八人の子供、三人の娘と五人の息子(そのうちの二人は幼くして亡

なくなった、を生んだ。ファイト・ルートヴィヒの弟ハインリヒ・ゴットロープ (Heinrich Gottlob, 1637-1675) も、後にゴータ宮殿で職を見つけていく。彼の一番下の妹アンナ・ゾフィア (Anna Sophia) は、父が処刑されたおよそ三週間後、一六五二年二月末に誕生した。⁽³⁵⁾ 一六三四年、家族は故郷フランケンを離れて、テューリンゲン地方に安全と保護を求めていった。休息地となったのはとくに、コーブルク、ミュールハウゼン、エアフルトの都市であり、ファイト・ルートヴィヒはそれらの地の別々の学校に通ったのである。だが、部分的には自分の母親から、とくにラテン語、修辞学、数学、そしてフランス語を教えてもらった。⁽³⁶⁾

一六三九年、後のザクセン・ゴータ公エルンストがワイマールで才能ある若者に気づいた。程なくしてゼッケンドルフはコーブルク宮廷にやって来て、二人のヴェルテンベルク皇子と一緒に授業を受けることになった。交際は相互にやや困難になったらしい。その結果ファイト・ルートヴィヒは両親に、コーブルクから彼を呼び戻してもらおうように頼んだ。⁽³⁷⁾

一六四一年初め、ゼッケンドルフの最初のゴータ滞在が証明できる。二月六日以降彼は、ギムナジウム・イルストレ (Gymnasium illustre) の正式に登録された生徒に数えられている。当時その校長であったのは、きわめて有名な教育家アンドレアス・ライヘア (Andreas Reyher) であった。続く二学期もそれ相応の登録が見つかる。⁽³⁸⁾

一六四二年春、彼はギムナジウムを去り、その間、彼は父を失った。父の戦友、スウェーデン将校カスパー・コルネリウス・モルテーヌ (Caspar Cornelius Mortaigne) からの援助によって、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、一六四二年一月一日——満一六歳になる前に——当時評判の良かったストラスブルク大学に入る事ができた。

ここではとりわけ哲学、歴史、法律の分野を聴講した。⁽³⁹⁾一六四五年、ゼッケンドルフは、自分の学業をエアフルトで終了するために、ストラスブルクを去った。短期間、彼は一六三六年の初め、ヘッセン・ダルムシュタット方伯ゲオルク二世 (Landgraf Georg II. von Hessen-Darmstadt) の親衛隊准士官 (Fähnrich in der Leibgarde) としての地位を保持した。おそらく、同年半ば彼は、ダルムシュタットからエアフルトへの周遊の途次、ゴータ宮廷に滞在した。その際、エルンスト公が、宮廷説教師クリストフ・ブルンコラスト (Christoph Brunchorst) に対して、ゼッケンドルフにザクセン・ゴータでの勤務に就くよう提案させたに違いない。⁽⁴⁰⁾ゼッケンドルフはついに承諾した。かくして、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフに新しい人生の一時節が開始された。それは彼に大きな成功、そしていくつかの暗転をもたらしていったのである。

第一章第二節 一七世紀中葉におけるザクセン・ゴータ公国における官庁組織の基盤

一六四〇／四一年のエルネステイン家分割契約は、なかならず、最初の支配者エルンスト敬虔公一世の下、ザクセン・ゴータ公国の成立につながった。今やその具体的面積とアムト構成とで成立した領邦は、これまでなかったので、新しい適切な国家管理の基盤を作ることが早急に必要と思われた。⁽⁴¹⁾

すでに一六四一年春、最終的な分割契約締結の前、エルンスト公はゴータの中央行政の構築に着手した。遅くとも三月には、教会事項、学校事項のための中央官庁として宗務庁が組織された。^{コンジストリウム}その後すぐに、^{レギールンク}統治院と^{カンマー}財務庁が作られた。前者は、司法と行政を所管し、同時に、ゴータ公国のレーン裁判所としても重要性を持った。後者は、とりわけ森林と領邦君主のレガリエンとからなるドメーネン財産を管理した。その手本は、一七世紀前半にこうした三部構

造が形成されていたザクセン・ワイマールに求められたのである。

新しい行政構造の構築に深い関心を寄せたのは、エルンスト公の初代宰相であったゲオルク・フランツケ (Georg Frantze) であつた。彼は、この職務を一六四一年から亡くなるまで執行した(添付資料1参照)。

新しい中央官庁が効果的に機能していくのに必要な基盤を形成したのは、程なくして、すべて一六四二年に公布された宗務庁令、コンスクリウムカンツライ令、そして財務庁令であつた。

エルンスト公の相応の条令を基礎として、枢密ラーツコレギウムが一六五一年一〇月一日付発効で設置された。この新しい官庁はまず、宰相であるフランツケという人間に合わせて調整された。彼は、亡くなるまで唯一の正規構成員であつた。

枢密ラーツコレギウムは以後、内政問題・外交問題の処理や、他の重要な領邦問題を所管した。会議は、エルンスト公が出席して行われた。そこには、他の中央行政〔機関〕の代表者が、処理すべき問題に応じて出席した。⁽⁴²⁾ だから、ザクセン・ゴータの国制において、それが支配的地位を占めたのは、かなり早かつたのである。

いつもエルンスト敬虔公が自分の宮廷に引き寄せようと努めたのは、彼の領邦内で上級職、そして最高職を引き受け、それを果たす能力が十分にある相応の人物であつた。彼は、先を見通しながら考え、それゆえ、彼が注意を寄せた若い野心的人物に〔能力〕証明の機会や昇進の機会を与えることは稀ではなかつた。これは、まず、小姓、侍従として始められた。そして多くの場合、宮廷参議官やその他までも登用されていた(添付資料1参照)。ファイートルトヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフの場合もそうであつたのだろう。ゴータ宮廷での彼の滞在は、今や続行されなければならないのである。

第二章 エルンスト敬虔公宮廷でのゼッケンドルフの任用と、その後の指導的国家官僚への昇進

第二章第一節 図書館員、ホフユンカー小姓、侍従カミースマー(一六四六—一六五一)

非常に困難ながらも、ゴータ宮殿におけるゼッケンドルフの最初の勤務時代を、資料上、証明することができた。そのことは、問題となる、そしてゴータに保管されている文書すべてを著者が閲読できたということの意味ではない。例としては、図書館員としてのゼッケンドルフの活動の証拠も未整理のまま残っているに違いない。ゼッケンドルフの関心が書籍にあったことを証明する一六六二年の継承されてきた(数少ない)記録を一旦除けば、⁽⁴³⁾著者は、それを指摘した最も古い日付のものを、牧師マルティン・ライスリンゲン(Martin Leibringen)による一六九三年一月八日の弔辞に見つけた。⁽⁴⁴⁾そこには次のように報告されている。ゼッケンドルフには図書館の「承諾」権限があった。さらにはまた、彼には、語学やその他の学問研究に対するかなり大きな活動余地が委ねられていた。宿や食事を最初、彼は宮廷説教師クリストフ・ブルンコアストのところを取っていた。宮廷には、彼は、日曜日や説教日、そして決められた機会に行くだけに過ぎなかった。折に触れて彼は、自分の研究の進行について、学術的説明と関連させながら、公爵に報告しなければならなかった、と。フリーデリヒ・ルドルフィ(Friedrich Rudolphi)もまた、彼の『ゴータ公文書』(Gotha diplomatica)で次のように記している。ゼッケンドルフは図書館に対して責任を有していて、整理綱要を導入していった。⁽⁴⁵⁾その綱要は、彼による根本基準の中でも、現代まで通用するものである、と。⁽⁴⁶⁾

三〇年戦争の終結段階でファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは二度、スウェーデンの将軍ウランゲル(Wrangell)との交渉に派遣された。その際、とりわけ、軍隊行進、宿営、軍税などの結果による損失をゴータ領

邦から回避することが重要であった。スウェーデン軍派遣団がオーアドゥルフ (Ohrdruf) に宿営した一六四七年二月、ゼッケンドルフは公爵の他の二人の官吏、ハンス・カスパー・フォン・ミルティッツ (Hans Caspar von Miltitz. 1608-1670) ^{イェーガーマイスター}そして獵兵隊長ハンス・ルートヴィヒ・フォン・ヴァンゲンハイム (Hans Ludwig von Wangelheim) (添付資料1 参照) と一緒にウランゲルの許にあった。その後一二月、ゼッケンドルフはもう一度同様の任務を受けた。⁴⁷一六四六年半ば以降、ゼッケンドルフは公爵の官吏の一員であった。それは少なくとも財務勘定書 (Kammerrechnungen) から分かる。というのもそれによれば彼は、一六四五/四六年度の会計四半期に最初の俸給を得ていたからである。それは実際、一六四六年七月から九月 (末) に合致した。彼は初めから、中でも宰相に成るべき、^{カンツラー}個々の中央行政「機関」の長たちが属する官僚グループに入っていた (添付資料1、続き1参照)。四〇年代——および一部は五〇年代——の会計証拠類にはその数がかなり継続的に載っている。それは一五人から一八人の間で揺れていたが、国家がどのように統合し、経済力や収入が増えていったかにはつきりと対応して、それは後に二〇人以上となった。俸給の高さも次第に、三〇年戦争の終わりにはすでに変化していった。

こうしたグループの特徴は、各一人一人の構成員に対する俸給の高さにあったものでは必ずしもない。別のグループで行われた官吏たちへの支払例は、この総括的な推量に矛盾するであろう。ここで私たちは全く単純に、ゴータ国家の指導的官僚を考えている。彼らだけは、当時の簿記の順番で他の人たちから際立っていた。グループそれ自体の中では、頂点にいる宰相に始まり、^{カンツラー}後継者有力メンバー団とも呼べる比較的若い構成員たちまで、かなり強烈な序列も証明できる。そしてそのメンバー団は、彼らの出世の最初に位置し、きわめてさまざまな任務でまず試され、そして「その能力を」実証していかなければならなかった。⁴⁹

一六四八年一二月、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、将来、宮廷で生活するという条件で、小姓に任命された。⁽⁵⁰⁾ けれども具体的な任務を彼はその時、与えられていなかったと思われる。⁽⁵¹⁾ いずれにしても彼はどうやら、時間を多岐にわたる勉学に利用したらしい。例を挙げれば、いくつかの比較的小さな原稿、写し、印刷物があり、そのうちの一部は確実に、ゼッケンドルフに由来、もしくは彼によって収集されたものである。残念ながらそれらには日付が全部ついていないわけではない。これら個々の品には、短い論究「最後の晩餐についてのキリスト教思想」(Christliche Gedanken vom Hoch-Heiligsten Abendmahl) (日付は一六四八年一月三〇日)、あるいはもつと有名なインゼルスベルクの詩「インゼルベルク讃歌 (Lob-Rede des Heinsel-Bergs)」(一六四九年の手書き自筆原稿ならびに一七〇二年の印刷物)が含まれる。⁽⁵²⁾

一六四九年一月七日付領邦君主への請願書において、宮廷での自分の役割に関するゼッケンドルフの不満が明らかにになっている。中でも彼は、自分に将来、本物の職責が与えられ、給料が少し増額することを願った。

例を挙げれば、俸給の懇願はかなり早くから叶えられたけれども、⁽⁵³⁾ ゼッケンドルフにとってゴータにおける彼の地位は、依然としてかなり不遇のものであったといえる。若き皇子の養育官を引き受けるよう、ブランデンブルク・バイロイト辺境伯 (Markgraf von Brandenburg-Bayreuth) の提案がようやく、変化を引き起こしたといえる。エルンスト敬虔公は、中でも宮廷参議官の職をゼッケンドルフに約束することで、自分の宮廷に引き続き縛りつけるあからさまな努力をした。⁽⁵⁴⁾ 早くからゼッケンドルフは、ザクセン・ゴータ勤務に留まり、大公の明確な許可がなければ他の職務を受諾しないと、ある証文で誓約しなければならなかった。この文書は、一六五〇年七月一五日の日付となっている。⁽⁵⁵⁾

一六五〇年にも、おそらく暦年最後の四半期をもって、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、

侍従カメーラの称号を有した。これは、新しい具体的な任務が結びついていて、それでも彼にはおそらく完全な満足がもたらされることはなかった。それによって財政的に変化が生じたわけではなかったのである（参照、添付資料1、一六四九／五〇年度欄以下）。

ところで、財務会計簿の「尊崇費」や「食糧および旅行費」(Gründige Verehrungen und Zehrung und Reisekosten der Kammerrechnungsbände)の欄(添付資料2と3参照)に、ゼッケンドルフがゴータにおける自分の職務の最初の年、上位の地位を得ていたのではなかったことが載っている。

ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフが、母を一六五〇年三月三〇日に亡くしたことに言及しないわけにはいけない。彼女は、四五歳を迎えて数週間後、エアフルトで亡くなった。彼女は八人の子供に生を授けたのである。⁽⁵⁶⁾

第二章第二節 宮廷・司法参議官への昇任と『ドイツ君主国』の執筆(一六五一—一六五五／五六)

一六五一年八月一三日、枢密ラーツコレギウムの形成(二〇月一日)の数週間前、ゼッケンドルフの宮廷参議官ホーフラートおよび司法参議官への任命が行われた。それによって彼は、領邦統治院レギールンクの一員となった。彼の任務は、任命資料の中に書かれていた。⁽⁵⁷⁾そこからとりわけ、既存条令の改良ならびに総合的なあるいは個別的な種類の将来的な条令編纂(領邦条令まで)に参加する義務が導き出される。一六五一／五二会計年度の最初の三か月で、彼は他の宮廷参議官ホーフラートと同じ俸給を得ていた(添付資料1)。エルンスト公は一六四一年いわゆる「参議官の義務」(Räthe Pflicht)を公布した。これでゼッケンドルフは一六五一年八月一三日に、宰相フランツケ、財務庁参議官フオム・ハーゲン(vom Hagen)、

宮廷・宗務庁参議官ロープハルトツベルガー (Lobhardsberger) ならびに宮廷参議官アーヴェマン (Avenann) の眼前で宣誓を行ったのである。⁽⁵⁸⁾ 後に宮廷参議官という資格で、彼は、他の職員の宣誓に証人として参加する権利も有していた。⁽⁵⁹⁾

彼の収入を著しく改善させた宮廷での新しい地位は、ゼッケンドルフにとうとう結婚の機会を与えた。一六五一年一月一六日彼は女官エリザベート・ユリアネ・フォン・ファイパハ (Elisabeth Juliane von Vippach) とアルテンブルクで結婚した。⁽⁶⁰⁾ 残念ながら、一家の長としては幸福に恵まれなかった。最初の娘アンナ・エリザベート (Anna Elisabeth) (一六五二年一月一五日出生) は、生まれて六週間で亡くなった。⁽⁶¹⁾ 二番目の娘カタリーナ・エリザベート (Catharina Elisabeth) (一六五四年八月四日出生) も、数か月後の一六五四年一月二九日死去している。⁽⁶²⁾ この結婚生活ではそれ以外の子供の誕生は全く知られていない。

二人の娘の誕生と埋葬との関連でゼッケンドルフ家に与えられた財政的配分金 (添付資料3、続き1) は、公国においては当時一般的に通例のものであった。そして領邦君主の職員だけに該当するものでもなかった。配分金が関連する原因は様々であった。

宮廷参議官、司法参議官への任命によってゼッケンドルフの公務出張は大きく増大して、それは財務会計書を通して証明ができた (添付資料2、続き1)。しかしそれはおそろくは、ゼッケンドルフがしばしば、一六五一年の終わりから一六五六年の終わりまでの期間に四回は旅に出なければならなかったことに由来していたに違いない。

一六五二年二月から三月、ザクセン・ゴータ公国において包括的なゲリヒト巡察 (Gerichtsvisitation) が行われた。それを依頼されたのが宮廷参議官シュレーター (Schrieter) とブリュックナー (Brückner) 並びに宗務庁参議官および

宮廷裁判所裁判官フォン・ミルティッツ (von Miltitz) であった。ゼッケンドルフの参加は文書を見ても明らかではない。⁽⁶³⁾ しかしながら、ゼッケンドルフがその当時、エルンスト公からゴータ国家の描写を行うよう指示されていたことは確かである。これは次のように行われた。すなわち、その描写によって、他の領邦国家の状況に適合した、自国行政構造の形成に応用できる可能性を提供せよ、というふうであった。⁽⁶⁴⁾

ゼッケンドルフには当時、一方では行政実務処理に参加する可能性、他方ではそこで得られた経験や知識を理論的に消化していく余地があったに違いない。かくして彼が、一六五三年の新しい領邦条令の採択に関与したのは確実である。⁽⁶⁵⁾ だが、彼の実務的・知的研究の主たる成果は、一六五五年に完成し、一年後公刊することができた著作『ドイツ君主国』⁽⁶⁶⁾ である。出版の時点でゼッケンドルフは三〇歳になっておらず、宮廷参議官、司法参議官の在職はわずかに四年であった。

とりわけ『君主国』発行に対するエルンスト公の側の承認でおそらく、一六五六年春、⁽⁶⁷⁾ 財務庁参議官への任命が付け加えられることになった。

一六六三年まで彼は、^{ホーフ}宮廷・^{カンマーラート}財務庁参議官という称号を名乗り、高い給料を受け取った (添付資料1、続き3)。

第二章第三節 ^{ホーフ}宮廷・^{カンマーラート}財務庁参議官ならびにイエナ宮廷裁判所裁判官ゼッケンドルフ (一六五六—一六六三)

一六五七年半ば、これまでのエルネスティン家共通のイエナ宮廷裁判所裁判官の死去により、当該職の新任問題が起きた後、ザクセン・アルテンブルクのフリードリヒ・ヴィルヘルム公 (Herzog Friedrich Wilhelm von Sachsen-Altenburg)、ザクセン・ゴータのエルンスト公、ザクセン・ワイマールのヴィルヘルム公 (Herzog Wilhelm von

Sachsen-Weimar) の間で相応の合意が行われた。最終的に、ゴータの宮廷・財務庁参議官であるゼッケンドルフにそれを依頼することで一致した。本職への任命は一六五七年六月二五日に行われた。それはいずれにしても宮廷裁判所会議がイエナで設定されていた時であった。⁶⁸ それに関連する昇給はもちろん、財務会計書によって跡付けることはできない (添付資料1、一六五六/六七 [a.c.] 年度以下参照)⁶⁹。

一六七〇年一月七日、ザクセン・ゴータのエルンスト公に対するゼッケンドルフの申請において、彼は本職「イエナ宮廷裁判所裁判官」の免除を願い出た。それは彼が一年以上以上、本職を行っていた後の事であった。これを彼は、絶え間なく増える (職務上の) 負担と同時に「体力の減少」のためと弁明した。⁷⁰ 大公たちの相互の合意により、ゼッケンドルフの願いが叶えられた。新しい宮廷裁判官が選任されたのは、数年が経過して後の事であった。⁷¹

エルンスト敬虔公の習わしには、自分の息子たちにより教育を行うことが含まれていた。彼らが長じたとき、——とりわけ西方の——外国へ研修旅行を実施することもその一つであった。その当時、最も頻繁に旅行の目的地とされたのは、オランダであった。公の長子で王位継承者のヨハン・エルンスト (Johann Ernst: 1641-57) は、一六五七年九月半ば、自身四度目となるオランダ旅行を開始した。それはなかならず、フランクフルト・アム・マイン (Frankfurt am Main) 、マインツ (Mainz) 、ケルン (Köln) 、ニムヴェーゲン (Nymwegen) 、ハーグ (Haag) 、アムステルダム (Amsterdam) を回ってユトレヒト (Utrecht) まで、そして帰りはもう一度フランクフルトを回ってゴータへというものであった。旅行は一六五七年の九月一五日から一〇月三二日までであった。

ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、この旅では皇子の常任随行人であった。彼のペンから詳細な旅行報告が生まれたが、彼はそれをエルンスト公に対して作成しなければならなかったのである。それ以外にも、

旅行団とエルンスト公との間では広範囲にわたる文書のやり取りや、日誌風の記録が伝えられている。⁽⁷²⁾ リヒャルト・パーナーはちょうど一〇〇年前にゼッケンドルフの記録に言及していた。彼はそれを、一七世紀の風俗史、文化史への貴重な貢献であると説明した。⁽⁷³⁾ その記録は公刊が待たれるであろう。この文書のある個所で、ゼッケンドルフ付きのユンカーが話題となっている。ゴータ宮殿におけるファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフの弟ハインリヒ・ゴットロープの存在を示唆する最初のもものがそれによつてもたらされている。⁽⁷⁴⁾

後者は、この時点でおよそ二〇歳であった。彼の地位は、ファイト・ルートヴィヒの相当の尽力にきわめて大きく帰せられる。財務会計書を調べると彼は、一六六〇／六一年度に初めて侍従^{カンマーユンカー}として登場する。そのことは当然、すきまだらけの継承物によつて、五〇年代末と限定される。別の箇所では、一六五九年以降、検出することができる。⁽⁷⁵⁾ 後年、彼は「若き支配者」(皇子)^{ホーフマイスター}の養育官、侍従、そして宗務庁員(Consistorialassessor)へと昇進することになった。彼はその地位を一六六四年中ごろ放棄した。その後すぐ、彼に兄が続いたのである。(添付資料1、一六六〇／六一—一六六二／六四年度参照)。

ゴータ宮殿で数年を過ごしたハインリヒ・ゴットロープ・フォン・ゼッケンドルフは、次第に、責任の重い任務を代行するよう求められるようになった。彼は、どうやら当初から、指導的国家官吏グループの中の一員であったらしい。皇子の養育官^{ホーフマイスター}という身分で彼は、様々の旅行で皇子に付き添った。それは、しばしばヒオプ・ルドルフ(Hiob Ludolf)と一緒にであった。ここで、二つの比較的大きな企画が言及されなければならない。それは先ず、一六六一年八月から一〇月にわたる皇子フリードリヒ(Friedrich)とアルベルト(Albert)のウィーン旅行であった。⁽⁷⁶⁾ その次に、皇子フリードリヒ(三回目)、アブレヒト(Abrecht)(二回目)、ベルンハルト(Bernhard)(一回目)の費用のかさむオラ

ンダ旅行が、一六六二年七月、開始された。それは一六六三年二月にゴータで終了した。これに関しては、ハインリヒ・フォン・ゼッケンドルフの比較的長い旅行報告が伝えられている。⁽⁷⁷⁾ゼッケンドルフの弟のゴータ時代に関する乏しい報告を終えるために、ここでは次のことに言及しておく。彼は一六六〇年九月から一六六一年三月まで、エルンスト公の指示でフランス、イギリス、オランダそしてスペイン領低地諸国に滞在した。⁽⁷⁸⁾

一六五八年春、エルンスト敬虔公は、広範囲のアムト巡察 (Ämtervisitation) を実施した。これは、——現地調査に由来しながら——国家建設の更なる強化、具体的にはアムト、ゲリヒト、都市における行政 (ポリツァイ) と司法の改良、に役立つた。

最高の官吏たち——宰相^{カンツラー}フランツケを例外として——である^{ホーフラート}宮廷参議官・^{コンジストリアルラート}宗務庁参議官シユレーター (最高責任者)、^{ホーフラート}宮廷参議官アーヴェマン、そして^{ホーフ}宮廷・^{カンマールラート}財務庁参議官フォン・ゼッケンドルフ、が所属する特別委員会が設けられた。⁽⁷⁹⁾全般の活動や個々の^{ホーフラート}宮廷参議官に対する厳密な指図は、エルンスト公から与えられた。たとえば、命じられた各^{ホーフラート}宮廷参議官は特定のアムトに対して巡察を行う、ということによってである。

五月一二日付ゼッケンドルフに対する命令には、ある個所で、以下のように、具体的に彼への任務が記述されることになる。

「貴下は、今般、わがアムトであるヴァクセンブルク、イヒタースハウセン、トンドルフの全官吏を、その地に存する村の学校問題について、ある一定の時間、どここの場所にあつても、アムト庁舎に来させるべし。そして貴下は指定の時間に赴き、最初に、出頭した官吏そして彼らの村の学校問題に対して、言及された文書でその必要性を激しく、

そして詳細に不満を表明されたし。⁽⁸⁰⁾」

こうした措置を実行するのにゼッケンドルフは、他のそれに関与する宮廷参議官と同様に、仕事をしなければならなかった。シュレーターの最高責任を無視しても、一般的な仕事の割り振りに相違は認識できない。

一六六二年の大きな第二回アムト巡察との関連で、ゼッケンドルフが直接参加したのかは、はっきりとは認識できなかった。⁽⁸¹⁾だが実際そう「**不参加**」であったとは考えにくい。もう一つの原典が、おそらく説明してくれるであろう。文献では、この時点でのゲリヒト巡察へのゼッケンドルフの関与が、再三再四、言及されている。

一六五九年一月十五日、長年宰相であったゲオルク・フランツケが亡くなった。後継者となったのはヴィルヘルム・シュレーター (Wilhelm Schröter) であった。彼は同様に、自分が亡くなる一六六二年までこの職にあった。

一六六〇年以降、彼は——当分の間、唯一の官吏として——、同じように死ぬまで、枢密参議官の称号を有した。彼の後任がゼッケンドルフで、彼はこの称号を受け継いだ。もちろんただちにではなかったが、短期間のうちに彼は、枢密参議官・財務参議官と名乗った (添付資料1、一六六二/六三年度の欄。第二章第四節参照)。もつと詳細にこの問題に対応することは、より遠くへはずれて行くことになるであろう。この問題に関連している重要な文書は、とりわけ、一六六〇年一月二三日の宣言と、一六六八年二月一二日の枢密参議会条令である。⁽⁸²⁾

一六六〇年一月三日、**宮廷・司法・宗務参議官** ヴィルヘルム・シュレーターの宰相としての宣誓では、証人として、**宮廷・司法参議官** アーヴェマンやハイデンライヒ (Heidenreich) と並んで、**宮廷・司法・財務参議官** としてイエナ総合宮廷裁判所裁判官であったファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフが出席した。ここでは、添

付資料1(一六六〇/六一年度以下)の記述とは一致していない全体の称号に注意が払われる。それは、次のことに起因するはずである。財務会計簿(Kammerrechnungsbücher)の管理では一般的に、称号を完全に列挙することは明らかに断念されている。しかしそれは、一六六〇年初めのゴータ公国における指導的国家官僚の中での実際上の序列の問題との関連で、顧慮されなければならない。

ところでゼッケンドルフは、これら証人チームの中で、添付資料1と同じように、アーヴェマンとハイデンライヒの間で登場する⁽⁸³⁾。ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、証人としては二度、他の高級官吏の雇用の際に記載されることになる。先ず、一六六〇年七月四日、ホーフライト宮廷参議官ヒオプ・ルドルフの宣誓の時である。順序は、改めてシュレーター、アーヴェマン、ゼッケンドルフである。二番目の登録は一六六四年九月八日の日付で、彼がゴータにおける職務を辞する直前であった。ゲハイマールラート枢密参議官として彼は、この登録ではハイデンライヒとルドルフの前で第一位を占めている。アーヴェマンは言及されていない。

五〇年代の末頃、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、今までにも増して職務旅行を行わなければならなかった。それは、たとえば、伝えられる一六五六/五七年度財務会計簿によって裏付けられる(添付資料2)。その後、エルンスト公からの委任旅行を彼は行った。ドレスデン(二六五七年の一月、二月)、ナウムブルク(二六五九年一月)、ワイマールとアルテンブルク(一六六〇年末)、エアフルト(二六六〇年九月と一六六一年一月)、カッセル(二六六一年一〇月)、クアマインツとヘッセン・ダルムシュタット(二六六二年七月)、フランクフルト・アム・マインとマインツ(一六六二年秋)、そして一六六二年末以降数回のエアフルト、である。このことは明らかに、ゴータ宮廷における彼の地位が恒常的に良くなっていったことを物語っている。

六〇年代初め以降彼は、ヴェルヘルム・シュレーターカントラーが宰相職を務める最後まで、上から三番目の俸給を得ていた。もちろん、宮廷裁判所での職務に対する報酬と一緒に計算はしていない。一六六〇年一〇月そして一六六一年八月彼は、二度比較的多額の援助金を受け取った（添付資料3、続き1参照）。だが全体として、彼がこの時点で、エルンスト敬虔公宮廷で占めていた本当の地位像は、依然として不完全に思われるに違いない。ゼッケンドルフの働きに関する更なる原典を開拓し、同時に、彼の活動分野における他の上級公務員たちにも同様に徹底的に取り組めば、その輪郭がより精確になるであろう。添付資料1はもつと完全にすることができようが、この方向への一歩は添付資料1が表している。他方において、ひとは、これらの細部調査によって、同時にいよいよ、一官僚ゼッケンドルフの伝記という立場を捨てて、官僚制史ないし、ザクセン・ゴータ公国行政史に移るであろう。ゼッケンドルフへの枢密宮廷ホーフ・財務庁参議官カンマーラート、ないし枢密参議官招聘後、およそ一六六三年春以降の彼の地位は議論の余地はないと思われる。彼は、エルンスト公にとって首席の官吏へと昇進するのである。

第二章第四節 ザクセン・ゴータ国勤務におけるゼッケンドルフ経歴の最高潮（一六六三—一六六四）

今や、ゴータにおけるファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフの活動を扱うべき本節は、本研究において、彼への論述の内容や方法を通じて、多くの点で特別の位置を占めている。本節は、ある点では、本来的な結論を形成していく。というのも、第三章にして最終章は、新しく開拓された原典資料の利用にそれほど基づいてはいないからであり、そして主に、第一章で概略開始されたゼッケンドルフの伝記の継続と完成に役立つからである。本節で考察されなければならない期間は、二年間でしかない。しかし、一六年半にも及ぶエルンスト敬虔公宮廷でのゼッケ

ンドルフのこれまでの人生行路と比較しても、本節にとって、現存の継承されてきた原典文書のほうが重要となる。原典資料の豊富さはとりわけ、前宰相シュレーターの死後一六六三年初めに獲得した〔ゼッケンドルフの〕指導的地位に起因していると思ふことができる。ゼッケンドルフの任務はその範囲がとも増大した。エルンスト公のために彼が旅に出た数々の使命は、国政上重要な意義を持っていた。これらの事業は、それ相応に詳細に文書類に反映されている。

全資料を調べることは、私たちの研究の枠組みを超えてしまうであろうし、そのためそれを課題に設定することはできない。それは、別の論究に留保しておくことしかできない。それゆえ、以下では、単に、重要ないくつかの鍵となるデータが言及されるはずであるが、その際には再度、もつと濃密に文献にも立ち返ることになる。

すでにウルリヒ・ヘスは次のように指摘した。シュレーターの死後、宰相職はさしあたり、再び配置されることはなかった、と。⁽⁸⁴⁾ヘスは、ある文書を気づかせてくれた。そこから次のことが明らかとなる。一六六三年春、ゼッケンドルフが将来ゴータ行政内でどの職に就くべきか、熟慮が行われた。これは、一六六三年三月二七日付となっている。⁽⁸⁵⁾その後、彼は後に任命されるべき宰相に昇格することになる。彼は、外交政策、家計事項、そして——宰相の任命までは——領邦事項への権限、を主要任務とした。さらに彼に対して財務庁の指導も割り当てられていった。このことがもちろん、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフの、一六六三年一月二五日枢密参議官への任命でようやく実現されたとしても、およそ一年半後であったのである。⁽⁸⁶⁾今や彼に、枢密ラートシュトゥーベおよび財務庁の監督が依頼されていた。そして、参議官中で最高の地位が確約されることになった(添付資料1、続き5、一六六二

／六三年度以降の欄参照)

既に、第二章第三節で次のことに言及した。ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフはすでに一六六二年の末からたびたび、エアフルトに滞在した、と。とりわけ、ザクセン宗家とマインツ選帝侯国との、エアフルト市に対する領邦高権（ランデスホーハイト）を巡る交渉との関連で、一六六三年と一六六四年、ゴータ枢密参議官フォン・ゼッケンドルフは外交の席上に登場している。彼は、集中してこの問題に取り組んだ。彼の筆による遺稿は少なくはない。それらは、これまで部分的に知られているだけか、部分的に印刷されているだけかである。⁸⁷ これら文書の大半は、学術的に扱われてきたとは言えない。⁸⁸

ゴータでの彼の最後の勤務年には、公爵から彼に依頼された用件を処理するための出張業務はさらに増えていった。確定していた退職の数日前ですら、彼は、三人の職員を連れて、エアフルト市の将来の運命に関する新交渉のためツアイツとナウムブルクへ向かった（添付資料2、続き2と3参照）。

一六六四年夏、彼にもう一度、王位継承者フリードリヒ皇子に付き添いストラスブルクに行く機会があった。皇子は、ストラスブルク大学で勉学を開始しなければならなかった。すでにハイデルベルクでゼッケンドルフは、その任務を引き受けていたギュンター・フォン・グリースハイム（Günther von Griesheim）に皇子の養育官^{ホーフマイスター}として、勉学滞在期間を共に護衛するよう約束させた。

ストラスブルクでの短期滞在後、ゼッケンドルフはハイデルベルク経由でゴータへの帰路に就いた。⁸⁹

その後すぐ彼は、辞表を提出した。八月末、エルンスト公は、ストラスブルクに留まっている息子にそのことを伝えた。二人はそれを受け取り、大きく驚いた。一六六三年十一月、枢密参議官^{ゲハイマールラート}への任命の際すでにゼッケンドルフは、明白に辞職の意思を表明していた。⁹⁰

正確な動機について、現在でも明確な、原典で証明される供述はない。それが俸給の高さのせいだったのではないことは、確実である。枢密参議官^{ゲハイマールラート}として彼は、彼の前任宰相^{カンツラー}であったフランツケとシュレーターの二人よりも多くもらっていた(参照、添付資料1)。これまで行われてきた解釈は二つの方向に向かう。一つは、ゴータ辞去の原因を、職務を遂行することで最後の数年間増え続けた負担、それによつて学術研究の時間が小さくなつていったこと、に見るものである。もう一つは、——官吏としての性格における——ゼッケンドルフと、最上級の雇主としてのエルンスト公との間でのいくつかのいざこざをそれらしく考えるもの、である。⁹¹これらの説明は、もつともだと思われるし、ゼッケンドルフのこれまで知られてきた人生像に合っている。新しい原典の解明がおそらく最終的には、それをはつきりさせてくれるだろう。一六六四年九月末、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、ザクセン・ゴータでの国家勤務から解放された。およそ三か月後、彼は枢密参議官^{ゲハイマールラート}および宰相^{カンツラー}としてアルベルト系ザクセン・ナウムブルク・ツァイツのモーリッツ公 (Herzog Moritz von Sachsen-Naumburg-Weitz) のもとで新しい地位に就いた。

第三章 ザクセン・ナウムブルク・ツァイツ公国宰相^{カンツラー}から新設ハレ大学^{カンツラー}総長へ

——ゼッケンドルフが没するまでのその後の生活状況の概観 (一六六四—一六九二)

一六六四年クリスマス、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは自分の新しい主君モーリッツ公から、枢密参議官^{ゲハイマールラート}および宰相^{カンツラー}として任命された。彼に責任が生じたのは一六六五年一月一六日のことであつた。⁹²

ゼッケンドルフのゴータ退職後も、彼とエルンスト公との間には、合意に基づいた関係が支配していた。一六七五年のエルンスト公の死亡後、彼は新君主フリードリヒ一世の格別の願いで、父君への弔辞を執筆した。⁹³

一六七六年、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは騎士領モイゼルヴィッツを獲得した⁽⁹⁴⁾。それは彼にとって、とりわけ晩年、彼の学問研究の最も重要な避難所になっていった。この地所を得たことで彼は、ザクセン・アルテンブルク公国の騎士委員会委員 (Mitglied des Ausschusses der Ritterschaft) となり、一六七六年、ザクセン・ゴータ・アルテンブルクのフリードリヒ一世によつて、この隠遁所の前任長官が亡くなって程なくして、アルテンブルク地方長官 (Landschaftsdirektor) に任命された。四年後にはさらに、ザクセン・アルテンブルクにおける高等租税徴収官庁 (Obersteuereinnahmehörde) の監督引き継ぎが行われた⁽⁹⁵⁾。

一六八四年九月二五日、モイゼルヴィッツでゼッケンドルフの妻エリザベート・ユリアーネ (Elisabeth Juliane) が六三歳で亡くなった。二人の結婚生活はおよそ三三年間であった⁽⁹⁶⁾。彼が一六八五年ゾフィー・ズザンネ・フォン・エンデ (Sophie Susanne von Ende. 一六五三年三月二四日〜一七一〇年四月一〇日) と入った新しい結婚でも、ずっと子供に恵まれなかった。一六八八年七月四日に生まれた娘は同日に亡くなった。息子ファイト・ルートヴィヒ (ジュニア) は自分の父親が没した後も生きて、四歳半で亡くなった (一六九〇年九月一四日〜一六九五年三月一八日)⁽⁹⁷⁾。

一六八一年一二月四日モーリッツ公逝去の直後、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、ツァイツにおける全職務を辞して、モイゼルヴィッツの所領へ引き上げた。そこで彼はついに、これまで以上に独立して学問研究に打ち込むことができた。その成果については、ここではこれ以上立ち入ることはできない。それは、序論で詳しく検討された文献で指摘されている。

彼がツァイツで雇用されていた間も、彼がある意味では自由に活動していた間も、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフとゴータとの結びつきは途切れなかった。それは、継承されているかなり広範囲な手紙が裏付け

ている。その一部は、ゴータ国家公文書館⁽⁹⁸⁾そしてゴータ研究・州立図書館⁽⁹⁹⁾に保管されている。残念ながら、これらの文書は顧慮されてこなかったに違いない。それらの評価は、今後の研究に残されたままになっていくはずである。

一六九一年九月、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、ブランデンブルクの選帝侯フリードリヒ三世 (Kurfürst Friedrich III. von Brandenburg) から枢密参議官^{グハイマールラート}に任命された。そして翌年、新設されたハレ大学総長^{カンツラー}への選任が行われた。そのことによつて彼は、一六九二年一〇月モイゼルヴィッツからハレへ転居した。だが、彼がそのでの仕事をきちんと引き受ける前に、彼は突然思いもかけず、一六九二年一月一八日ハレで亡くなった。⁽¹⁰⁰⁾

一月二九日、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフの亡骸はモイゼルヴィッツへ移送され、⁽¹⁰¹⁾一六九三年一月八日に埋葬が行われた。⁽¹⁰²⁾

要約と研究の見通し

ゼッケンドルフがザクセン・ゴータで一六四六年から一六六四年まで公務に服した期間を調査することに困難があることは、とりわけ第二章第四節で妥当した諸制限を考慮しても、他の個所ですでにさまざま指摘がなされてきた。

第一章、第三章を論じるにあたって、新しい資料を公文書館で開拓することは後ろに退いてしまった。しかし、ゴータ国家公文書館そしてゴータ研究・州立図書館が、一六四六年以前のゼッケンドルフの生活期間と、とりわけ一六六四年以後の生活期間の必要書類を保管していることは強調しなければならない。それらは、これまで学術研究による解明が多少たりともなされていかなかったものである。これら資料は、その意味内容に基づいて、彼の人物紹介に新しい認識をもたらして、おそらくは、目下まだ議論の余地のある多くの問題を解明するのにも貢献することがで

きるであろう。それを補完してくれるのが他地域の諸機関であり、それらは、ゴータに保管されている文書だけを基礎にすることができる以上に、ゴータ時代のないしはエルンスト敬虔公のゴータ公国時代のゼッケンドルフの活動を詳細に解明することのできる諸情報が含まれている文書館資料、遺稿などを所有している。——文献にはその使用例が数多くある——。それゆえ、大規模な研究領域が、まだまだ残されているのである。

同様の陳述は、一六四六年から一六六四年までのゴータそのものに継承されてきた文書にもおとらず当てはまる。それらの文書は、本研究の主要部分として調査され、残念ながらほんのわずかしかな分析整理することができなかつたものである。その際、ゴータ郡・市公文書館 (Kreis- und Stadtarchiv Gotha) の蔵書類は、今のところ完全に無視されたままであったに違いないことも述べておかなければならない。このこともまた折を見て、埋め合わせがされなければならぬであろう。

かくして、第二章の論述で最終的に集中することになったのは、自分の領主もしくはザクセン・ゴータ国の (高級そして最高) 官僚として勤務したゼッケンドルフであつたのである。利用原典が可能にしてくれた場合は、くりかえし、その他の指導的官僚との比較に努めたつもりである。しかしこの問題でも、単に、小さく開始できたに過ぎない。この方向への継続研究は同時にますます、ゼッケンドルフの経歴から、ドイツ絶対主義初期におけるザクセン・ゴータ公国の (上級) 官僚制度史もしくは国制・行政史へと移行していくことになるであろう。

注記

(文献情報の作成にあたって、とりわけ、最初に挙げる際は、これを長い表題そのままにすることは断念している。それゆえ、必要な場合には、文献一覧が利用できるようにしてある。)

- (1) 四人の異なる著者たちによって公刊され、共通の一卷にまとめられた追悼説教集。本書の表題は、『現世と永遠世界における天空の飽和』(*Die Himmlische Sättigung in Zeit und Ewigkeit* ...)で、それには、ヨアヒム・ユスト・ブライトハウプト (Joachim Just. Breithaupt) による説教が前置されている。それに、クリスティアン・トマス (Christian Thomas[us])、マルティン・ライスリンゲン (Martin Leibringen) としてヨハン・ファレンティン・シュルツェ (Johann Valentin Schultze) が続いている。そこでは、とりわけ詳細にライスリンゲン (モイゼルヴィッツの牧師) がゼッケンドルフの生涯を検討している。同様に本書に収録されている他の人物によるその外の弔辞は、伝記作成にはあまり有益ではない。
- (2) Daniel Gottfried Schreiber: *Historia vitae et meritum perillustri domini Viti Ludovici a Seckendorff*. Leipzig 1733.
- (3) Johann Mattias Schrockh: *Abbildungen und Lebensbeschreibungen berühmter Gelehrten*. Bd.1-3. Leipzig 1764-1769. 本書は残念ながら著者の手元になかった。
- (4) Adolph Clarmund: *Vitae clarissimorum in re literaria Viorum* (...), 8. Teil, Wittenberg 1709, S. 165-186.
- (5) O. Nasemann: Veit Ludwig von Seckendorff, in: *Preussische Jahrbücher*, 12. Bd. 1863. S. 257-272.
- (6) Heinrich Tilemann: Veit Ludwig von Seckendorff, in: *Archiv für Reformationsgeschichte*, 40. Jg. 1943. S. 200-220.
- (7) Gerd Kleinheyer: Veit Ludwig von Seckendorff (1626-1692), in: *Deutsche Juristen aus fünf Jahrhunderten*. Heidelberg 1989, S. 251-253.
- (8) Vgl. *Compendioses Gelehrten-Lexicon* (...), nebst einer Vorrede v. Joh. Burchard Menckens. Leipzig 1715, Spalte 2069 f. *Des Heiligen] Römischen] Reichs Genealogisch-Historisches Adels-Lexicon* (...), hg. v. Johann Friedrich Gauben, 1 Bd., Leipzig 1719, Spalte 1601-1605. *Allgemeines Historisches Lexicon* (...), 2. Aufl., 4. Teil, Leipzig 1722, S. 303. *Allgemeines Gelehrten-Lexicon* (...), hg. v. Christian Gottlieb Jöcher, 4. Teil, Leipzig 1751, Spalte 464-466.
- (9) なかへやへ 次ののを参照せよ。Th[edor] Kolde: Seckendorff, Veit Ludwig von, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*, 33. Bd., Leipzig 1891, S.519-521.

Ders.: Seckendorff, Veit Ludwig von, in: *Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche*, Bd. 18, Leipzig 1906, S. 110-114.

Josef Stammhammer: Seckendorff, Veit Ludwig von, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 5. Bd. Jena 1893, S. 619.
Hanns Hubert Hofmann: Seckendorff, Herren (...), in: *Biographisches Wörterbuch zur deutschen Geschichte*, 2. Aufl., 3. Bd., München 1975, Spalte 2607-2612.

Michael Stolleis: Seckendorff, Veit Ludwig von, in: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, 4. Bd., Berlin 1990, Spalte 1589 f.

(10) ちかどきへの かのや参照せよ。 Hermann Friedrich Wilhelm Hinrichs: *Geschichte der Rechts- und Staatsprinzipien seit der Reformation bis auf die Gegenwart* (...), Bd. 2. Leipzig 1850. S.189-235.

Horst Kraemer: Der deutsche Kleinstaat des 17. Jahrhunderts im Spiegel von Seckendorffs "Teutschen Fürstenstaat", in: *Zeitschrift des Vereins für Thüringische Geschichte und Altertumskunde*. N.F. 25. Bd., Jena 1922/24. S. 1-98.

Gustav Klemens Schmelzeisen: Der verfassungsrechtliche Grundriß in Veit Ludwig von Seckendorffs "Teutschen Fürstenstaat", in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanist. Abt.*, 87. Bd., Weimar 1970. S. 190-223.

Jutta Brückner: *Staatswissenschaften, Kameralismus und Naturrecht*. München 1977. S. 9-32.

Michael Stolleis: Veit Ludwig von Seckendorff, in: *Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert*. Frankfurt am Main 1987. S. 148-171.

Ders.: *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*. 1. Bd. München 1988. S. 352-354.

(11) Vgl. Gustav Marchet: *Studien über die Entwicklung der Verwaltungslehre in Deutschland von der zweiten Hälfte des 17. bis zum Ende 18. Jahrhunderts*. München 1885. S. 1-78.

Hans Maier: *Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre*. 2. Aufl. München 1980. bes. S. 139-151.

Reiner Schultze: *Policey und Gesetzgebungslehre im 18. Jahrhundert*. Berlin 1982. bes. S. 56-59.

Deutsche Verwaltungsgeschichte. Bd. 1. Stuttgart 1983. bes. S. 112-115.

- (12) なかんざく 次のものを参照せよ。Johann Peter von Ludewigs *Oeconomische Anmerkungen über Seckendorffs Fürsten-Staat* (...), hg. v. Christian Ehrenfried Klotz. Frankfurt [am Main], Leipzig 1753. S. 1-130. u. S. 398-414.
 W. Roscher: Zwei sächsische Staatswirthe im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert, in: *Archiv für die Sächsische Geschichte*. 1. Bd. Leipzig 1863. S. 376-397.
- Kurt Zielenziger: *Die alten deutschen Kameralisten*. Jena 1914. S. 335-371.
- Friedrich Bicker: *Das Staatsschuldenproblem in der Lehre der Cameralistik (Seckendorff, Justi, Sonnenfels)*. Diss. Gießen 1928. bes. S. 25-34.
- Fritz Blaiich: *Die Epoche des Merkantilismus*. Wiesbaden 1973. bes. S. 64 f.
- Die Dissertation von H. Banholzer (*Veit Ludwig von Seckendorff als Kameralist*. Innsbruck 1964). 本書や著者は残念だが入手が困難なようだ。
- (13) Richard Pahner: *Veit Ludwig von Seckendorff und seine Gedanken über Erziehung und Unterricht*. Inaug.-Diss. Leipzig 1892.
- Wilhelm Lüdtke: Veit Ludwig von Seckendorff, ein deutscher Staatsman und Volkserzieher des 17. Jahrhunderts, in: *Jahrbücher der Akademie gemeinnütziger Wissenschaften zu Erfurt*. N. F. H. 54. Erfurt 1939. S. 39-137.
- (14) Ernst Lotze: *Veit Ludwig von Seckendorff und sein Anteil an der pietistischen Bewegung des XVII. Jahrhunderts*. Inaug.-Diss. Quedlinburg. 1911.
- (15) Georg Braungart: *Hofberedsamkeit*. Tübingen 1988. bes. S. 255-288.
- (16) Hans L[orenz] Stoltenberg: *Geschichte der deutschen Gruppwissenschaft (Soziologie) mit besonderer Beachtung ihres Wortschatzes*. Leipzig 1937. S. 75-81.
- (17) Michael Stolleis: Seckendorff. Spalte 1590 (vgl. Anm. 9).

- (18) Vgl. Anm. 14.
- (19) Vgl. Anm. 10.
- (20) Vgl. Anm. 13.
- (21) Vgl. Kurt Zielenziger, S. 452. Anm. 1.
- (22) Vgl. Anm. 13.
- (23) 残念ながら次の重要な論文は著者の手元にはなかった。Kurt Wöhe : Veil Ludwig von Seckendorf. Ein Staatsmann und Gelehrter des 17. Jahrhunderts, in: *Zeitler Heimat*. Sonderheft 9. 1957.
- K.ヴェーエは高度に、公文書館資料を利用したに違いない。もちろん、ゼッケンドルフのツァイツ時代のものはもちろんである。
- (24) とりわけ次のものを参照せよ。Fritz Hartung: Goethe als Staatsmann, in: *Jahrbuch der Goethe-Gesellschaft*, 9. Bd. Weimar 1922. S. 295-314.
- Goethes amtliche Schriften*, hg. u. bearb. v. Willy Flach, Helma Dahl, 4 Bde. Weimar 1950-1987.
- Willy Flach: *Goetheforschung und Verwaltungsgeschichte. Goethe im Geheimen Consilium 1776-1786*. Weimar 1952.
- Ulrich Heß: Goethes amtliche Tätigkeit und ihre dokumentarische Überlieferung, in: *Archivmitteilungen*, 32. Jg. (1982). S. 94-100 (S. 99. bes. auch die Anmerkungen 2, 7 und 8).
- (25) なかにちべゝ 次のものを参照せよ。Wolfgang Huscke: Die Beamtenschaft der weimarischen Zentralbehörden beim Eintritt Goethes in den weimarischen Staatsdienst (1776), in: *Forschungen aus mitteldeutschen Archiven*. Berlin 1953. S. 190-218.
- Ders.: Forschungen zur Geschichte der führenden Gesellschaftsschicht im klassischen Weimar, in: *Forschungen zur thüringischen Landesgeschichte*. Weimar 1958. S. 55-114.
- フェリクス・フィッセル: Die Entwicklung der Zentralverwaltung in Sachsen-Weimar bis 1743, in: *Zeitschrift des Vereins für Thüringische Geschichte und Altertumskunde*. N. F. 20. u. 21. Bd. Jena 1911 u. 1913. S. 237-305 u. S. 125-170.

Ulrich Heß: Goethes amtliche Tätigkeit, Anmerkungen. S. 99 f.
を参照せよ。

(26) 主に次のものを参照せよ。Albert Lotz: *Geschichte des deutschen Beamtentums*, 2. Aufl. Berlin 1914.

Henning Zwirner: *Politische Treupflicht*, Baden-Baden 1987. bes. S. 101-116.

Erich Wyluda: *Lehnrecht und Beamtentum*, Berlin 1969.

Hans Hattenhauer: *Geschichte des Beamtentums*, Köln u. a. 1980.

Michael Stolleis: Grundzüge der Beamtenethik (1550-1650), in: *Die Verwaltung*, Bd. 13 (1980). S. 447-475.

Dietmar Willoweit: Die Entwicklung des öffentlichen Dienstes, in: *Deutsche Verwaltungsgeschichte*, Bd. 1. Stuttgart 1983.
S. 346-360.

Bernd Wunder: *Geschichte der Bürokratie in Deutschland*, Frankfurt am Main 1986.

(27) Friderich Rudolph: *Gotha diplomatica*, Frankfurt am Main, Leipzig 1715-1717.

Johann Heinrich Gelbke: *Herzog Ernst der Erste* (...), Gotha 1810.

August Beck: *Ernst der Fromme*, Weimar 1865.

(28) はいじせ 研究対象としてのゴータなごリネーリゲンを細分化せよと きわめて重要な表題を簡単に指摘しなければならぬ。

Die Landesgesetze des Herzogthums Sachsen-Gotha in der Folgeordnung eines Wörterbuches, zusammengestellt v. M. [oritz] Brückner, 2. Ausg. Gotha 1867.

Friedrich Facius: *Staat, Verwaltung und Wirtschaft in Sachsen-Gotha unter Herzog Friedrich II (1691-1732)*, Gotha 1932.

Kurt Dülfer: Studien zur Organisation des fürstlichen Regierungssystems in der obersten Zentralsphäre im 17. und 18. Jahrhundert, in: *Archivar und Historiker*, Berlin 1956. S. 237-253.

Helmut Roob: *Verfassungsgeschichte Gothas von den Anfängen im 13. Jahrhundert bis zur Bildung des Landes*

Thüringen am 1. Mai 1920. Inaug.-Diss. Jena 1958.

Hans-Stephan Brather: Der räumliche Umfang der Gothaischen Ämter, in: *Der Friedenstein*, Gotha 1962, H. 4. S. 87-98.

Gregor Richter: *Die ernestinischen Landesordnungen und ihre Vorläufer von 1446 und 1482*, Köln, Graz 1964, bes. S. 77 ff.
Wolfgang Huschke: Sachsen-Gotha 1640/41-1680, in: *Geschichte Thüringens*, Bd. 5.1.1. Köln, Wien 1982. S. 209-251.

(29) 次のものも参照せよ。Ulrich Heß: *Geschichte der Behördenorganisation der Thüringischen Staaten und des Landes Thüringen von der Mitte des 16. Jahrhundert bis zum Jahre 1952*, Teil 1, Potsdam 1958 (= Lehrbrief der Fachschule für Archivwesen).

興味深い比較可能性を、ウルリヒ・ヘスのもう一つの論文が——こゝでは利用していないもの——確かに提供してくれるであろう。 *Forschungen zur Verfassungs- und Verwaltungsgeschichte des Herzogtums Sachsen-Coburg-Meiningen 1680-1829*. 4 Bde. o. O. 1954, Maschr.

ゼッケンドルフないしエルンスト敬虔公の国家についてさらに研究を進める場合には、本書は絶対に考慮されなければならぬであろう。

(30) Helga Raschke: *Klassen und Schichten von 1640 bis 1740 in Gotha*, Diss (A). Berlin 1988.

(31) 数年来、ゴータ国家公文書館は独立の組織ではなかった。それは、分館として、ワイマール中央国家公文書館の下に置かれている。公式の名称は、「テューリンゲン・ワイマール中央国家公文書館」「ゴータ分館」である (Thüringisches Hauptstaatsarchiv Weimar. Außenstelle Gotha)。

(32) Ulrich Heß (Bearb.): *Übersicht über die Bestände des Landesarchivs Gotha*, Weimar 1960.

(33) 本来の主題 (第二章) のよりよいアプローチを可能とするために、本節では、ゼッケンドルフのいくつかの重要な経歴データだけが記載してある。より詳細な叙述は、とりわけ次のものに見られる。Martin Leibringen, S. 157-160. Richard Pahner, S. 6-9. Wilhelm Lüdtke, S. 46-48. Michael Stollis: Veit Ludwig von Seckendorff, S. 149-151.

(34) 次のものも参照せよ。Reinhold Brode: *Die schwedische Armee nach dem Prager Frieden und der Entthauptung des Obristen*

Joachim Ludwig von Seckendorff, in: *Jahrbücher der Königl. Akademie gemeinnütziger Wissenschaften zu Erfurt*, N. F. H. 22 (1896). S. 113-155.

(5) Vgl. Bartholomaeus Elßner: *Christliche Leichenpredigt (...), für Frau Maria-Anna von Seckendorff (...)*, Gotha 1650. S. [41-50].

(36) Vgl. Martin Leibringen, S. 158 f.

(37) Ebenda, S. 159.

(38) ユータ国家公文書館 (以下 'StA') Gymnasium Ernestinum, Nr. 67. S. 48 (現行では Nr. 302), S. 86 (現行では Nr. 335) u. S. 114 (現行では Nr. 392). Richard Pahner, S. 7 f. を参照せよ。

(39) Vgl. Michael Stolleis: Veit Ludwig von Seckendorff, S. 150. Richard Pahner, S. 8 f.

(40) Martin Leibringen, S. 160.

(41) 以下の説明は著者はよりわけ次の論文を拠り所とした。Friedrich Facius, S. 25 ff.; Ulrich Heß, *Übersicht über die Bestände*, S.10, 36, 40 u. 44.; ders.: *Geheimer Rat*, S. 50 ff.; Wolfgang Huschke: *Sachsen-Gotha*, S. 209 ff. [注(28)参照]

(42) 残念ながら、これら協議の議事録や、枢密ラーツコロギウムの他の文書資料類は、もはや継承されておらず (vgl. Einleitung, Bl. 5)。[本訳一三九頁参照]

(43) StA, Geheimes Archiv (以下 'Geh. A. '), XX VI 42.

(44) Martin Leibringen, S. 160 f.

(45) Friderich Rudolphi, Teil 2, S. 198.

(46) Vgl. Gerhard Pachnicke: *Gothaer Bibliothekare*, Gotha 1958. S. 6.

(47) Vgl. Friderich Rudolphi, Teil 1, S. 215 f.
StA, Geh. A. WW I 113.

(48) 添付資料1前書き (Vorbemerkung) を参照せよ。添付資料1については、数字に () が付いているのは、会計上の順番

のためである。省略された一連の数字（一般には二つから三つの順位）は、本叙述の目的に照らして手をつけずとも良い人たちのものである。なぜなら大抵は、それらが内容の充実に貢献するというよりも、必要な個別の叙述に基づくとその全体像が混乱してしまうある種の特殊事例が問題となるからである。添付資料1はそれゆえ、本件の形式で十分に典型を示せていると見なすことができる。ただし、一六五一／五二年度からは「後継官僚 (Nachwuchsbeamten)」（大抵は二、三人）が、紙幅の理由から表中に採録できなかつた、という制約がついている。——たとえば、(ヒオプ・ルドルフのように) 宮廷参議官として——後で最初に出てくるものは、もう一度考察されている。

宮廷医師バルタザール・グラス (Hofmedicus Balhasar Glas) は、財務会計書に一六六四／六五年度でも扱った。彼の俸給は一六六〇／六一年度以降、変わっていないので、一六六一／六二から一六六四／六五までの年度の表中に彼を続けて扱うことは控えてある。

(49) 個々の人物の簡単な伝記記述は、中でも次のものにある。Wolfgang Huschke: *Sachsen-Gotha*, S. 209 ff. [注(28)参照] 次のものも参照せよ。Helga Raschke, Bl. 28 f.

(50) StA, Kammer "Insgemein", Nr. 1531, Bl. 12. Vgl. Martin Leibringen, S. 161.

(51) Vgl. *Lob-Rede des Heunfel-Bergs* (...), hg. v. I. Glück, Gotha 1702, Vorrede, S. 1/f.

(52) StA, Geh. A., MMMIII Nr. 1 (1-7).

(53) 一六四九年最後の四半期にも、彼は高額の俸給を受け取った。一六四六／四七年度と、一六四七／四八年度そして一六四八／四九年度における差額は、以後彼が宮廷で食事をしたので、小姓職ホフツンヤを与えられた彼には食費が支払われなくなったということに起因すると見なせるであろう。

(54) Vgl. Martin Leibringen, S. 162.

(55) StA, Geh. A., UU I 1, Bl. 9.

(56) Bartholomaeus Elbner, S. /50/.

(57) StA, Geh. A., UU I, Bl. 12-15. 俸給証明書類では、ゼッケンドルフは、一六五一／五二年度以降、単に宮廷参議官ホーフラートとつけ

- らば」云々。Vgl. StA, Kammer "Insgemein", Nr. 1531, Bl. 64.
- (58) Vgl. StA, Geh. A., UU 4a, unfol.
- (59) Ebenda. 日付は「一六五三年三月一七日」。
- (60) Johann Heinrich Hermann: *Das beste Leben von (...), Fr. Elisabeth Julianen von Seckendorff (...)*, Zeitz 1684. S. 36. Martin Leibringen, S. 162.
- (61) Johann Heinrich Hermann, S. 39 f.
Stadtkirchenverwaltung Gotha, Augustinerkirche, Bd. Trauungen, Bestattungen 1617-1658. S. 251. 現行では「Nr. 65. けれど
は、宮廷参議官ゼッケンドルフの子息(明白に間違い)が一六五二年一月二二日に埋葬されたとある。命日は記されていない。
添付資料」の「続き」を参照せよ。
- (62) Johann Heinrich Herrmann, S. 40.
Stadtkirchenverwaltung Gotha, ebenda, S. 266, Nr. 45. 添付資料の「続き」を参照せよ。
- (63) StA, Geh. A., JJ VII 3.
- (64) 中々次のもを参照せよ。Wilhelm Lüdtke, S. 50 f.
Michael Stolleis: Veil Ludwig von Seckendorff, S. 153.
- (65) *Fürstliche Sächsische revidirte und vermehrte Landesordnung*, Gotha 1653.
- (66) Veit Ludwig von Seckendorff: *Teutscher Fürsten-Stat, Oder: Gründliche und kurtze Beschreibung, Welcher gestalt Fürstenthümer, Graff- und Herrschaften im [Heiligen] Römischen Reich Teutscher Nation (...)*, Frankfurt am Main 1656. 以下は『ドイツ君主国』の内容上の問題からこ入ってのことはしない。
- (67) StA, Geh. A., UU I 1, Bl. 31. 普通「文献では一六五五年が記されてる(z. B. Horst Kraemer, S. 7; Michael Stolleis: Veit Ludwig von Seckendorff, S. 161.)。会計書類も一六五六暦年第二四半期を指し示してらる。そのでは彼は初めは「
宮廷参議官」財務庁参議官とされている(添付資料「続き」一六五五／五六の欄)。Vgl. Kammer "Insgemein", Nr. 1531,

Bl. 136.

(8) StA, Geh. A., M C IX 1, Bl. 27-30.

Ebenda, UU I 1, Bl. 31.

(9) 宮廷裁判官職の俸給に関する指摘は、次のものによる。StA, Geh. A., M C IX 1, Bl. 6. それは一六六二年七月三日付である。

(10) Ebenda, Bl. 12.

(11) Ebenda, Bl. 13 ff.

(12) StA, Geh. A., E IV C Nr. 2a, Bl. 346 ff. E IV C Nr. 2b, Bl. 27 ff.

(13) Richard Pahner, S. 12 f.

(14) StA, Geh. A., E IV C Nr. 2b, Bl. 90.

(15) StA, Kammer "Insgemein", Nr. 1531, Bl. 185, 214 und 217; Nr. 1532, Bl. 6. したがって彼の俸給状況に関する追加情報も得られる。

(16) StA, Geh. A., E IV C Nr. 2a, Bl. 591 ff.; Nr. 3c, Bl. [10] ff.

(17) Ebenda, Nr. 2a, Bl. 380 ff.; Nr. 4, unfol.

(18) StA, Geh. A., AAA II Nr. 3.

Kammerrechnungen 1660/61, Bl. 107 RS; vgl. auch Bl. 115 RS.

(19) StA, Geh. A., JJ VII 4.

(20) Ebenda, unfol.

(21) Vgl. ebenda, JJ VII 5.

(22) Vgl. Horst Kraemer, S. 37 ff.

Friedrich Facius, S. 28 f.

Ulrich Heß: *Geheimer Rat*, S. 53 ff.

(23) StA, Geh. A., UU 4a, unfol.

- (48) Ulrich Heß: *Geheimer Rat*, S. 54.
- (49) StA, Geh. A., UU I 1, Bl. 22 ff.
- (50) Ebenda, Bl. 31 ff. Entwurf, Bl. 69 ff. 謄本。
Vgl. Ulrich Heß: *Geheimer Rat*, S. 54.
- (51) *Justitia protectionis* (...), 1663.
Repetita et necessaria de fensio (...), 1664.
中々次のかのや参照や。 Michael Stolleis: Veit Ludwig von Seckendorff, S. 163.
- (52) Vgl. StA, Geh. A., K C Nr. 70 ff.
- (53) Vgl. Richard Pahner, S. 14 f. パーナーは、一〇〇年前、ゴータの公文書館蔵書類を相応に利用した。(今日では次の通り。
StA, Geh. E IV C Nr. 5, unfol.)
- (54) Richard Pahner, S. 15.
Michael Stolleis: Veit Ludwig von Seckendorff, S. 163.
- (55) 中々次のかのや参照や。 Richard Pahner, S. 16.
Michael Stolleis: Veit Ludwig von Seckendorff, S. 163.
- (56) Vgl. Richard Pahner, S. 17.
- (57) Vgl. August Beck, S. 819.
Richard Pahner, S. 16 f.
- (58) 地所全体にかかわる詳細な記述は次のかのよ。 *Bau- und Kunst-Denkmäler Thüringens*, bearb. v. P[aul] Lehfeldt,
Bd.: *Herzogtum Sachsen-Attenburg*, 1. Bd. Jena 1895. S. 208 ff.
- (59) Martin Leibringen, S. 165.
Richard Pahner, S. 17.

Wolfgang Huschke: Die gothaischen Nachfolgestaten 1680-1775, in: *Geschichte Thüringens*, Bd. 5. 1. 1, S. 390 f.

(96) Johann Heinrich Hermann, S. 48.

(97) Martin Leibringen, S. 168.

Katalog der fürstlich Stolberg-Stolbergischen Leichenpredigten-Sammlung, Lieferung 33. Leipzig 1932. S. 287 f.

(98) ここでは何よりも、いくつかの資料を提供してくれているのは枢密公文書館の所蔵品である。

(99) すでにこの点は、別の個所で指摘してある。利用した未刊行原典一覽も参照せよ。

(100) なかんずく次のものを参照せよ。Richard Pahner, S. 23 f.

(101) 弔辞 (Klag- und Trauer-Rede) はクリスティアン・トマス (Christian Thomas[us]) が行った。それは、中でも次のものに掲載されている。 *Die Himmlische Sättigung in Zeit und Ewigkeit (...)*, S. 25-36.

(102) リヒャルト・パーナーは、埋葬日を一六九二年二月二〇日と示している (二五頁)。しかしそれは、一六九三年一月八日である。その日に、モイゼルヴィッツと(ゼッケンドルフ一門の屋敷のあった) オーバーツェンの教会で相互に並行して、マルティン・ライスリンゲン牧師と、ヨハン・ファレンティン・シュルツェ牧師によって追悼説教が行われている。 Vgl. *Die*

Himmlische Sättigung in Zeit und Ewigkeit (...), S. 73-173 u. 193-227.

原典・文献一覽

1. 原典

1. 1. 未刊行原典

a) テューリンゲン・ワイマール中央国家公文書館。ゴータ分館

図書館員から枢密参議官へ (川又)

- 所蔵品 以下、省略
- b) ゴータ研究・州立図書館
所蔵品 以下、省略
- c) ゴータ市教会行政部
教会文書 以下、省略

1. 2. 刊行原典

Fürstliche Sächsische revidirte und vermehrte Landes-Ordnung / Des Durchleuchtigen, Hochgebornen Fürsten und Herrn, Herrn Ernsten, Hertzogen zu Sachsen, Jülich, Cleve und Bergen (...), Gotha 1653.

Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, *Ausführliche Historie des Lutherthums, und der heilsamen Reformation, Welche der theure Martin Luther binnen dreyßig Jahren glücklich ausgeführet, aus dem Lateinischen in Deutsche übersetzt, neugeordnet, mit Anmerkungen und einem Register versehen sowie erweitert v. Elias Frick,* Leipzig 1714.

Seckendorff, Veit Ludwig von: *Commentarius Historicus et Apologeticus de Lutheranism, sive de Reformatione Religionis ductu D. Martini Lutheri in magna Germaniae parte (...),* Teil 1, Frankfurt [am Main] u. Leipzig 1692.

Ders.: *Lob-Rede des Heunßel-Bergs, insgemein Insel-Bergs (...),* erstmals gedruckt u. mit Anmerkungen versehen v.

I. Glück, Gotha 1702.

Ders.: *Teutsche Reden, an der Zahl Vier und Verzig, welche er A. 1660. biß 1685. (...) abgelegt.* Leipzig 1686.

Ders.: *Teutscher Fürsten-Stat. Oder: Gründliche und kurzte Beschreibung, Welcher gestalt Fürstenthümer, Graff- und Herrschaften im H. Römischen Reich Teutscher Nation (...) beschaffen zu seyn (...),* Frankfurt am Main 1656.

Ders.: *Teutscher Fürsten-Stat, 3. durchgesehene Aufl., mit: Additiones Oder Zugaben und Erleuterungen Zu dem Tractat des Teutschen Fürsten-Stats,* Frankfurt am Main 1665 [1666].

2. 文献

2. 1. 文献目録、文献情報、その他

Bibliographie zur thüringischen Geschichte, 2 Bde., bearb. v. Hans Patze u.a., Köln, Graz 1965.

Forschungen zur Geschichte Thüringens 1945-1965 (Literaturbericht), in: *Wissenschaftliche Zeitschrift der Friedrich-Schiller-Universität Jena, Gesellschafts- und sprachwissenschaftliche Reihe*, hg. v. Günther Drefahl (Rektor), Jena 16. Jg. (1967), H. 2/3, S. 160-395.

Katalog der fürstlich Stolberg-Stolberg'schen Leichenpredigten-Sammlung, Bd. 1 ff., Leipzig 1927 ff.

Mentz, Georg: *Ein Jahrhundert thüringische Geschichtsforschung*, Jena 1937.

Roth, Fritz: *Restlose Auswertungen von Leichenpredigten und Personalschriften für genealogische Zweck*, 10 Bde., Boppard, Rhein 1957-1980, Selbstverlag.

Zeitschrift des Vereins für Thüringische Geschichte und Altertumskunde, hg. v. Willy Flach, Günther Franz, Inhaltsverzeichnis zu Band 1-40 (1852-1937), Jena 1941.

その他：

利用文献の書誌説明にはどのわけ、*Deutsche Verwaltungsgeschichte* (Bd. 1) 'ハンス・マイヤー'そして'ミハエル・シュトライヌ'がある。

Zentralstelle für Genealogie Leipzig, Nachweismittel (Kartei etc.).

2.2. 文献および同時代の記述

Allgemeines Gelehrten-Lexicon, Darinne die Gelehrten aller Stände sowohl männ- als weiblichen Geschlechts, welche vom Anfange der Welt bis aufietzige Zeit gelebt, und sich der gelehrten Welt bekannt gemacht (...), hg. v. Christian Gottlieb Jöcher, 4. Teil: S-Z, Leipzig 1751, Spalte 464-466.

Allgemeines Historisches Lexicon, in welchem das Leben und die Thaten derer Patriarchen (...), 2. vermehrte Aufl., 4. Teil: R-Z, nebst Anhang, Leipzig 1722, S. 303.

Archivar und Historiker. Studien zur Archiv- und Gesellschaftswissenschaft. Zum 65. Geburtstag von Heinrich Otto Meisner, hg. v. der Staatlichen Archivverwaltung, Berlin 1956.

Barth, Hans: *Rechtsgeschichtliche und rechtsphilosophische Betrachtungen zu Seckendorffs "Fürstenstaat"*, *Inaug.-Diss. der jur. Fakultät der Universität Erlangen*, Erlangen 1947.

- Bau- und Kunst-Denkmäler Thüringens*, bearb. v. P[aul] Lehfeldt, *Herzogthum Sachsen-Altenburg*, 1. Bd.: *Verwaltungsbezirk Altenburg (Ostkreis), Amtsgerichtsbezirke Altenburg, Ronneburg, Schmöln*, Jena 1895.
- Beck, August: *Ernst der Fromme, Herzog zu Sachsen-Gotha und Altenburg. Ein Beitrag zur Geschichte des siebzehnten Jahrhunderts*, 2 Bde., Weimar 1865.
- Beck, Friedrich: Zur Entstehung der zentralen Landesfinanzbehörde im ernestinischen Sachsen im 16. und 17. Jahrhundert, in: *Archivar und Historiker*, Berlin 1956, S. 288-307.
- Bicker, Friedrich: *Das Staatsschuldenproblem in der Lehre der Cameralistik (Seckendorff, Justi, Sonnenfels)*, Diss., Gießen 1928.
- Blaich, Fritz: *Die Epoche des Merkantilismus*, Wiesbaden 1973.
- Bog, Ingomar: *Der Reichsmerkantilismus. Studien zur Wirtschaftspolitik des Heiligen Römischen Reiches im 17. und 18. Jahrhundert*, Stuttgart 1959.
- Brather, Hans-Stephan: Der räumliche Umfang der Gothaischen Ämter, in: *Der Friedenstein. Monatsblätter des Deutschen Kulturbundes Kreisleitung Gotha*, Gotha 1962, H. 4, S. 87-98.
- Braungart, Georg: *Hofberedsamkeit. Studien zur Praxis höfisch-politischer Rede im deutschen Territorialabsolutismus*, Tübingen 1988.
- Breithaupt, Joachim Just.: *Die Himmlische Sättigung in Zeit und Ewigkeit, Auß den Schluß- Worten des XVIIIten Psalms, Gedächtnispredigt für Veit Ludwig von Seckendorff (...), gehalten am 22. Januar 1693 zu Halle*, Zeitz

1693, S. 1-23.

次も収録：

S. 25-36. Thomas (ius), Christian: Klag- und Trauer-Rede (...), gehalten für Veit Ludwig von Seckendorff am 29. Dezember 1692 zu Halle.

S. 73-173. Leibringen, Martin: Eines Gottseligen Ministers Gröste und beste Herrligkeit (...), Gedächtnispredigt für Veit Ludwig von Seckendorff, gehalten am 8. Januar 1693 in der Kirche zu Meuselwitz.

S. 193-227. Schultze, Johann Valentin: Alles dort am selgen Orth (...), Gedächtnispredigt für Veit Ludwig von Seckendorff, gehalten am 8. Januar 1693 in der Kirche zu Oberzenn.

Brode, Reinhold: Die schwedische Armee nach dem Prager Frieden und der Enthauptung des Obristen Joachim Ludwig von Seckendorff, in: *Jahrbücher der Königlichen Akademie gemeinnütziger Wissenschaften zu Erfurt*, N. F., Heft 22, Erfurt 1896, S. 113-155.

Brückner, G.: Die unter Herzog Ernst d[em] Fr[ommen] verfaßten Amtsbeschreibungen, besonders nach ihrer rechtlichen Natur, in: *Zeitschrift für deutsche Kulturgeschichte. Bilder und Züge aus dem Leben des deutschen Volkes*, hg. v. Johannes Müller, Johannes Falke, Nürnberg 4. Jg. (1859).

Brückner, Jutta: *Staatswissenschaften, Kameralismus und Naturrecht. Ein Beitrag zur Geschichte der Politischen Wissenschaft im Deutschland des späten 17. und frühen 18. Jahrhunderts*. München 1977.

- Brunner, Otto: *Neue Wege der Sozialgeschichte. Vorträge und Aufsätze*, Göttingen 1956.
- Christian Thomasius. Person und Werk in Schrift, Buch und Bild, in: *Thüringisch-Sächsische Zeitschrift für Geschichte und Kunst*, XVII. Bd., Halle a.d.S. 1928, S. 167-198.
- Clarmund, Adolph: *Vitae clarissimorum in re literaria Virorum. Das ist: Lebens-Beschreibungen ethlicher Hauptgelehrten Männer* (...), 8. Teil oder der 2. Centurie 4. Teil, Wittenberg 1709, S.165-186: XIV. Veit Ludwig von Seckendorf.
- Compendiöses Gelehrten-Lexicon* (...), nebst einer Vorrede von Joh. Burchard Menckens, Leipzig 1715, Spalte 2069 f.
- Compendiöses Gelehrten-Lexicon* (...), nach Joh. Burch. Menckens (+), 3. Aufl., hg. v. Christian Gottlieb Jöcher, Bd. 2, Leipzig 1733, Spalte 1159 f.
- Deutsche Juristen aus fünf Jahrhunderten. Eine biographische Einführung in die Geschichte der Rechtswissenschaft*, 3., neubearb. u. erw. Aufl., hg. v. Gerd Kleinheyer, Jan Schröder, Heidelberg 1989. 小林 孝輔監訳 『ドイツ法学者事典』学陽書房、一九八三年。
- Deutsche Verwaltungsgeschichte*, hg. v. Kurt G. A. Jeserich, Hans Pohl, Georg-Christoph von Unruh, Bd. 1: *Vom Spätmittelalter bis zum Ende des Reiches*, Stuttgart 1983.
- Dülfer, Kurt: Studien zur Organisation des fürstlichen Regierungssystems in der obersten Zentralsphäre im 17. und 18. Jahrhundert, in: *Archivar und Historiker*, Berlin 1956, S. 237-253.
- Ekkehard. Mitteilungsblatt Hallischer Genealogischer Abend*, Halle (Saale) 2. Jg. (1926), Nr. 3, S.26 ff:

Verzeichnis der auf der Hauptbibliothek der Franckischen Stiftungen in Halle a. S. liegenden Leichenpredigten, zusammengestellt v. R. Weiske.

Elbner, Bartholomaeus: *Christliche Leichenpredigt (...), für Maria-Anna von Seckendorff, geb. Schertel[un] von Burtenbach, gehalten am 4. April 1650 in der Barfüßerkirche zu Erfurt.*

Europäische Rechts- und Verfassungsgeschichte. Ergebnisse und Perspektiven der Forschung, hg. v. Reiner Schulze, Berlin 1991.

Facijs, Friedrich: *Staat, Verwaltung und Wirtschaft in Sachsen-Gotha unter Herzog Friedrich II. (1691-1732).*

Eine Studie zur Geschichte des Barockfürstentums in Thüringen, Gotha 1932.

Flach, Willy: *Goetheforschung und Verwaltungsgeschichte. Goethe im Geheimen Consilium 1776-1786*, Weimar 1952.

Forschungen aus mitteldeutschen Archiven. Zum 60. Geburtstag von Hellmut Kretzschmar, hg. v. der Staatlichen Archivverwaltung, Berlin 1953.

Forschungen zur thüringischen Landesgeschichte. Friedrich Schneider zum 70. Geburtstag am 14. Oktober 1957, Weimar 1958.

Gelbke, Johann Heinrich: *Herzog Ernst der Erste, genannt der Fromme, zu Gotha als Mensch und Regent. Eine historische Darstellung aus Acten und bewährten Druckschriften gezogen und mit einem Urkundenbuche*, 3 Bd., Gotha 1810.

Geschichte Thüringens, hg. v. Hans Patze, Walter Sschlesinger, Bd. 5.1.1 und 5.1.2: *Politische Geschichte in der*

- Neuzeit, Köln, Wien 1982 u. 1984.
- Goethes amtliche Schriften, hg. u. bearb. v. Willy Flach, Helma Dahl, 4 Bde., Weimar 1950-1987.
- Gotha. Das Buch einer deutschen Stadt, hg. v. Kurt Schmidt, 2 Bde., Gotha 1931 u. 1938.
- Gotha und sein Gymnasium. Bausteine zur Geistesgeschichte einer deutschen Residenz. Zur 400-Jahrfeier des Gymnasium Ernestinum, hg. v. Heinrich Anz, Gotha, Stuttgart 1924.
- Gotha. Zur Geschichte der Stadt, hg. v. Helmut Leuthold, Gotha, Leipzig 1975.
- Handbuch der deutschen Wirtschafts- und Sozialgeschichte, hg. v. Hermann Aubin, Wolfgang Zorn, Bd.1: Von der Frühzeit bis zum Ende des 18. Jahrhunderts, verfaßt v. Wilhelm Abel u.a., Stuttgart 1971.
- Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte, hg. v. Adalbert Erler u.a., Bd. 1-4, Berlin 1971-1990.
- Hartung, Fritz: Goethe als Staatsmann. Festvortrag gehalten am 10. Juni 1922, in: *Jahrbuch der Goethe-Gesellschaft*, hg. v. Hans Gerhard Gräf, 9. Bd., Weimar 1922, S. 295-314.
- Hattenhauer, Hans: *Geschichte des Beamtentums*, Köln u.a. 1980.
- Des Heiligen] Römischen] Reichs Genealogisch-Historisches Adels-Lexicon (...), hg. v. Johann Friedrich Gauhen, 1. Bd., Leipzig 1719, Spalte 1601-1605.
- Hermann, Johann Heinrich: *Das beste Leben von Der weiland HochEdelgebohrnen Frauen, Fr. Elisabeth Julianen von Seckendorff, gebohrnen von Vippach (...), Leichenpredigt für die Wittue Veit Ludwig von Seckendorffs, gehalten am 5. Oktober 1684 in der Kirche zu Meuselwitz, Zeitz 1684.*

Heß, Ulrich: *Geheimer Rat und Kabinett in den ernestinischen Staaten Thüringens. Organisation, Geschäftsgang und Personalgeschichte der obersten Regierungssphäre im Zeitalter des Absolutismus*, Weimar 1962.

Ders.: *Geschichte der Behördenorganisation der Thüringischen Staaten und des Landes Thüringen von der Mitte des 16. Jahrhunderts bis zum Jahre 1952*, Teil 1, Potsdam 1958 (= Verwaltungsgeschichte des Staates, Lehrbrief 4, Fachschule für Archivwesen).

Ders.: Goethes amtliche Tätigkeit und ihre dokumentarische Überlieferung. Zum 150. Todestag des Dichters, Wissenschaftlers und Staatsmannes, in: *Archivmitteilungen. Zeitschrift für Theorie und Praxis des Archivwesens*, hg. v. der Staatlichen Archivverwaltung der DDR, Berlin 32. Jg. (1982), S. 94-100.

Ders. (Bearb.): *Übersicht über die Bestände des Landesarchivs Gotha, Weimar 1960*.

Heyen, Erk Volkmar: Deutschland, in: *Geschichte der Verwaltungswissenschaft in Europa. Stand und Probleme der Forschung*, hg. v. Erk Volkmar Heyen, Frankfurt am Main 1982, S. 29-50.

Hinrichs, Hermann Friedrich Wilhelm: *Geschichte der Rechts- und Staatsprinzipien seit der Reformation bis auf die Gegenwart in historisch-philosophischer Entwicklung*, 3 Bde., Leipzig 1848-1852.

Hofmann, Hanns Hubert: Seckendorf, Herren, Frhen, Gfen von, in: *Biographisches Wörterbuch zur deutschen Geschichte*, begr. v. Hellmuth Rößler, Günther Franz, 2., völlig neubearb. u. stark erw. Aufl., bearb. v. Karl Bosl, Günther Franz, Hanns Hubert Hofmann, 3. Bd., München 1975, Spalte 2607-2612.

Ders.: Veit Ludwig von Seckendorf, ein großer Sohn Herzogenaarachs (1626-1692), in: *Herzogenaarach. Ein*

Heimathbuch, gesammelt u. hg. v. Valentin Fröhlich, Herzogenaaurach 1949, S. 196-201.

Huschke, Wolfgang: Die Beamtenschaft der weimarischen Zentralbehörden beim Eintritt Goethes in den weimarischen Staatsdienst (1776), in: *Forschungen aus mitteldeutschen Archiven*, Berlin 1953, S. 190-218.

Ders.: Forschungen zur Geschichte der führenden Gesellschaftsschicht im klassischen Weimar, in: *Forschungen zur thüringischen Landesgeschichte*, Weimar 1958, S. 55-114.

Johann Peter von Ludewig *Oeconomische Anmerkungen über Seckendorffs Fürsten-Staat und Entwurf einer Fortsetzung der Germaniae Principis samt Bedenken des Freyherrn von Senckenbergs und einigen weiteren Zusätzen*, hg. v. Christian Ehrenfried Klotz, Frankfurt, Leipzig 1753.

目録：

S. 1-130. Von Ludewigs Anmerkungen über Seckendorffs Fürsten-Staat.

S. 398-414. Des Freyherrn von Senckenbergs Bedenken über von Seckendorffs Fürsten-Staat und von Ludewigs Anmerkungen.

Katalog der fürstlich Stolberg-Stolberg'schen Leichenpredigten-Sammlung, Lieferung 33, Leipzig 1932, S. 287 f.

Klassiker des politischen Denkens, Bd. 1 (6. Aufl.) u. Bd.2 (5. Aufl.), hg. v. Hans Maier, Heinz Rausch, Horst Denzer, München 1986 u. 1987.

Kolde, Th[eodor]: Seckendorff, Veit Ludwig von, in: *Allgemeine Deutsche Biographie*, 33. Bd., Leipzig 1891, S. 519-521.

Ders.: Seckendorff, Veit Ludwig von, in: *Realencyklopädie für protestantische Theologie und Kirche*, begr. v. J. J.

- Herzog, 3., verbess. u. vermehrte Aufl., hg. v. Albert Hauck, Bd. 18. Leipzig 1906, S. 110-114.
- Kraemer, Horst: Der deutsche Kleinstaat des 17. Jahrhunderts im Spiegel von Seckendorffs "Teutschen Fürstenstaat", in: *Zeitschrift des Vereins für Thüringische Geschichte und Altertumskunde*, N.F. 25. Bd. (33. Bd.), Jena 1922/24, S. 1-98.
- Die Landessetze des Herzogthums Sachsen-Gotha in der Folgeordnung eines Wörterbuches*, zusammengestellt v. M[oritz] Brückner, 2. Ausg., Gotha 1867.
- Leichenpredigten in der Hauptbibliothek der Franckeschen Stiftungen zu Halle (Saale). Ein Verzeichnis*. Halle (Saale) 1975.
- Leidner, Paul: Die Altenburger Leichenpredigten, in: *Die Thüringer Sippe. Mitteilungen der Thüringischen Gesellschaft für Sippenkunde*, Jena 9. Jg. (1943), Folge 3 (Oktober), S. 181-187.
- Leißringen, Martin (...), s. Breithaupt, Joachim.
- Liermann, H.: Beamtenethos – geschichtlich gesehen, in: *Zeitschrift für Beamtenrecht*, hg. v. K. Fees, W. Grabendorff, H. Schmidt, Stuttgart, Köln 8. Jg. (1960), H. 8, S. 241 f.
- Lotz, Albert: *Geschichte des deutschen Beamtentums*, 2., durch einen Nachtrag ergänzte Aufl., Berlin 1914.
- Lotze, Ernst: *Veit Ludwig von Seckendorff und sein Anteil an der pietistischen Bewegung des XVII. Jahrhunderts. Ein Beitrag zur Geschichte des Pietismus*, Inaug.-Diss., Quedlinburg 1911.
- Lüdtke, Wilhelm: *Veit Ludwig von Seckendorff, ein deutscher Staatsmann und Volkserzieher des 17. Jahrhunderts*,

- in: *Jahrbücher der Akademie gemeinnütziger Wissenschaften zu Erfurt*, N.F. H. 54. Erfurt 1939, S. 39-137.
- Maier, Hans: *Die ältere deutsche Staats- und Verwaltungslehre*, 2., neubearb. u. erg. Aufl., München 1980.
- Marchet, Gustav: *Studien über die Entwicklung der Verwaltungslehre in Deutschland von der zweiten Hälfte des 17. bis zum Ende des 18. Jahrhunderts*, unveränd. Nachdruck der Ausg. München 1885, Frankfurt am Main 1966.
- Maschke, Erich: Die Bedeutung der Jahre 1640-41 für die Entwicklung der Stadt Gotha, in: *Gotha in Geschichte und Gegenwart*, Gotha 1941, S. 121-142.
- Nasemann, O.: Veit Ludwig von Seckendorf, in: *Preussische Jahrbücher*, hg. v. R. Haym, 12. Bd., Berlin 1863, S. 257-272.
- Pachnicken, Gerhard: *Gothaer Bibliothekare. Dreißig Kurzbiographien in chronologischer Folge*, Gotha 1958 (= Veröffentlichungen der Landesbibliothek Gotha, H. 5).
- Pahner, Richard: *Veit Ludwig von Seckendorf und seine Gedanken über Erziehung und Unterricht. Ein Beitrag zur Geschichte der Pädagogik des 17. Jahrhunderts, Inaug.-Diss.*, Leipzig 1892. 川又祐訳「ギンケンドルフと彼の教育・教授思想——一七世紀教育史論——(抄訳)」「秋田論叢」一五、一九九九年、八一—二二〇頁。
- Pischel, Felix: Die Entwicklung der Zentralverwaltung in Sachsen-Weimar bis 1743, in: *Zeitschrift des Vereins für Thüringische Geschichte und Altertumskunde*, N.F. 20. Bd. (28. Bd.), Jena 1911, S. 237-305, N.F.21.Bd. (29. Bd.), Jena 1913, S. 125-170.
- Raschke, Helga: *Klassen und Schichten von 1640 bis 1740 in Gotha, Diss. (A)*, Berlin 1988.
- Rehm, Hermann: Die rechtliche Natur des Staatsdienstes nach deutschem Staatsrecht historisch-dogmatisch

- dargestellt, in: *Annalen des Deutschen Reichs für Gesetzgebung, Verwaltung und Statistik*, hg. v. Georg Hirth, Max Seydel, München, Leipzig, Jg. 1884, S. 565-643, 645-687.
- Richter, Gregor: *Die ernestinischen Landesordnungen mit besonderer Berücksichtigung der Entwicklung im Herzogtum Sachsen-Weimar, Inaug.-Diss.*, Jena 1956.
- Ders.: *Die ernestinischen Landesordnungen und ihre Vorläufer von 1446 und 1482*, Köln, Graz 1964.
- Roob, Helmut: *Verfassungsgeschichte Gothas von den Anfängen im 13. Jahrhundert bis zur Bildung des Landes Thüringen am 1. Mai 1920. Ein Beitrag zur thüringischen Landesgeschichte, Inaug.-Diss.*, Jena 1958.
- Roscher, W.: Zwei sächsische Staatswirthe im sechzehnten und siebzehnten Jahrhundert, in: *Archiv für die Sächsische Geschichte*, hg. v. Wilhelm Wachsmuth, Karl von Weber, Leipzig 1. Jh. (1863), S. 361-397.
- Roth, Fritz: *Restlose Auswertungen von Leichenpredigten und Personalschriften für genealogische Zwecke*, 10. Bde., Boppard, Rhein 1957-1980 (Sebsterlag).
- Rudolphi, Friderich: *Gotha diplomatica, Oder Ausführliche Historische Beschreibung Des Fürstenthums Sachsen-Gotha*, Frankfurt am Main, Leipzig 1715-1717.
- Schmelzeisen, Gustaf Klemens: Der verfassungsrechtliche Grundriß in Veit Ludwig von Seckendorffs "Teutschen Fürstenstaat", in: *Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte*, hg. v. M. Kaser u. a., 87. Bd., C. Germanistische Abt., Weimar 1970, S. 190-223.
- Schmidt, Kurt: Gothas Stellung in der Bildungsgeschichte des 17. Jahrhunderts, in: *Gotha und sein Gymnasium*,

- Gotha, Stuttgart 1924, S. 42-52.
- Schmidt-Ewald, Walter: Die Anfänge der Gothaischen Geschichtsschreibung, in: ebenda, S. 25-41.
- Ders.: Veit Ludwig von Seckendorff. Zum 20. Dezember 1926, in: *Rund um den Friedenstein. Blätter für Thüringer Geschichte und Heimatgeschichte*, hg. v. Gothaischen Tageblatt, Gotha 3. Jg. (1926), Nr. 26, S. 4.
- Schneider, Gottlob: *Gothaer Gedenkbuch. Des Gothaer Wegweisers dritte, umgearb. u. vermehrte Aufl.*, Bd. 1, Gotha 1906.
- Schreber, Daniel Gottfried: *Historia vitae et meritorum perillustri domini Viti Ludovici a Seckendorff*, Leipzig 1733.
- Schultze, Johann Valentin (...), s. Breithaupt, Joachim.
- Schulze, Reiner: *Polizey und Gesetzgebungslehre im 18. Jahrhundert*, Berlin 1982.
- Staatsdenker im 17. und 18. Jahrhundert. Reichspublizistik, Politik, Naturrecht*, hg. v. Michael Stolleis, 2., erw. Aufl., Frankfurt am Main 1987. 佐々木有司、柳原正治訳『一七・一八世紀の国家思想家たち——帝国公(国)法論・政治学・自然法論——』木鐸社、一九九五年。
- Staatslexikon Recht - Wirtschaft - Gesellschaft - Gesellschaft*, hg. v. der Görres-Gesellschaft, 6., völlig neu bearb. u. erw. Aufl., Freiburg 1957-1970.
- Dass., 7., völlig neu bearb. Aufl., Freiburg, Basel, Wien 1985-1989.
- Stammbuch des blühenden und abgestorbenen Adels in Deutschland*, hg. v. einigen deutschen Edelleuten, 3. Bd.:

M - Spaun, Regensburg 1865, S. 370.

Stammhauer, Joseph: Seckendorff, Veit Ludwig von, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, hg. v. I. Conrad u. a., 5. Bd., Jena 1893, S. 619.

Stolleis, Michael: *Geschichte des öffentlichen Rechts in Deutschland*, 1. Bd.: Reichspublizistik und Polizeywissenschaft 1600-1800, München 1988.

Ders.: Grundzüge der Beamtenethik (1550-1650), in: *Zeitschrift für Verwaltungswissenschaft*, hg. v. Klaus von der Groeben u. a., 13. Bd., H. 4, Berlin 1980, S. 447-475.

Ders.: Seckendorff, Veit Ludwig von, in: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte*, hg. v. Adalbert Erler, Ekkehard Kaufmann, mitbegründet v. Wolfgang Stammer, Bd. 1, Spalte 1589 f.

Stoltenberg, Hans L.: *Geschichte der deutschen Gruppwissenschaft (Soziologie) mit besonderer Beachtung ihres Wortschatzes. Erster Teil bis zum Anfang des 19. Jahrhunderts*, Leipzig 1937.

Stradonitz, Stephan Kekule von: *Ausgewählte Aufsätze aus dem Gebiete des Staatsrechts und der Genealogie.*

Festschrift zur Thronbesteigung Seiner Königlichen Hoheit des Herzogs Carl Eduard zu Sachsen-Coburg und Gotha, Berlin 1905.

Thomasius, Christian (...), s. Breithaupt, Joachim.

Ders.: *Allerhand bisher publicirte kleine teutsche Schriften*, Halle 1701.

Tillemann, Heinrich: Veit Ludwig von Seckendorff, in: *Archiv für Reformationsgeschichte. Forschungen zur*

Geschichte des Protestantismus (...), hg. v. Gerhard Ritter, Leipzig 40. Jg. (1943), S. 200-220.

Vollert, Max: Der Schöppenstuhl zu Jena (1588-1882), in: *Zeitschrift des Vereins für Thüringische Geschichte und*

Altertumskunde, N. F. 28. Bd. (36. Bd), Jena 1929, S. 189-219.

Wallmann, Johannes: *Der Pietismus*, Göttingen 1990.

Wunder, Bernd: *Geschichte der Bürokratie in Deutschland*, Frankfurt am Main 1986.

Wyluda, Erich: *Lehnrecht und Beamtentum. Studien zur Entstehung des preußischen Beamtentums*, Berlin 1969.

Zielenziger, Kurt: *Die alten deutschen Kameralisten. Ein Beitrag zur Geschichte der Nationalökonomie und zum*

Problem des Merkantilismus, Jena 1914.

Zwirner, Henning: *Politische Treupflicht*, unveränd. Druck der Diss. v. 1956, hg. u. eingeleitet v. Alexander Brünneck,

Baden-Baden 1987.

添付資料一覧

1 ザクセン・ゴータ公国の選抜指導的国家官僚給与支出一覧、一六四五／一六四六会計年度ミカエル祭（九月二十九日）から一六六四／一六六五会計年度ミカエル祭まで。

※添付資料1、続き1から5まで、以下省略。

2 ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ出張に対する財務庁支出一覧、一六四五／四六会計年度から一六六三／六四会計年度まで。

※添付資料2、続き1から3まで、以下省略。

3 ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフに対する——さまざまな原因による——財政特別配分金一覧、一六四五

図書館員から枢密参議官へ（川又）

一八九（三四三）

／四六会計年度から一六六三／六四会計年度まで財務庁^{カシマ}特別基金から支払われ、「尊崇費」に関して行われたもの。

※添付資料3、続き1から2まで、以下省略。

4 ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ——系図

図版：原本はすべてゴータ研究・州立図書館蔵書の図版である。

5 『ドイツ君主国』（初版、フランクフルト・アム・マイン、一六五六年、表題頁）

6 ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ〔肖像画〕(Veit Ludwig von Seckendorff: *Commentarius Historicus* (...), Frankfurt am Main, Leipzig 1692, 口絵)

7 ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ〔肖像画〕(Joachim Just. Breithaupt: *Die Himmlische Sättigung* (...), Zeitz 1693, 口絵)

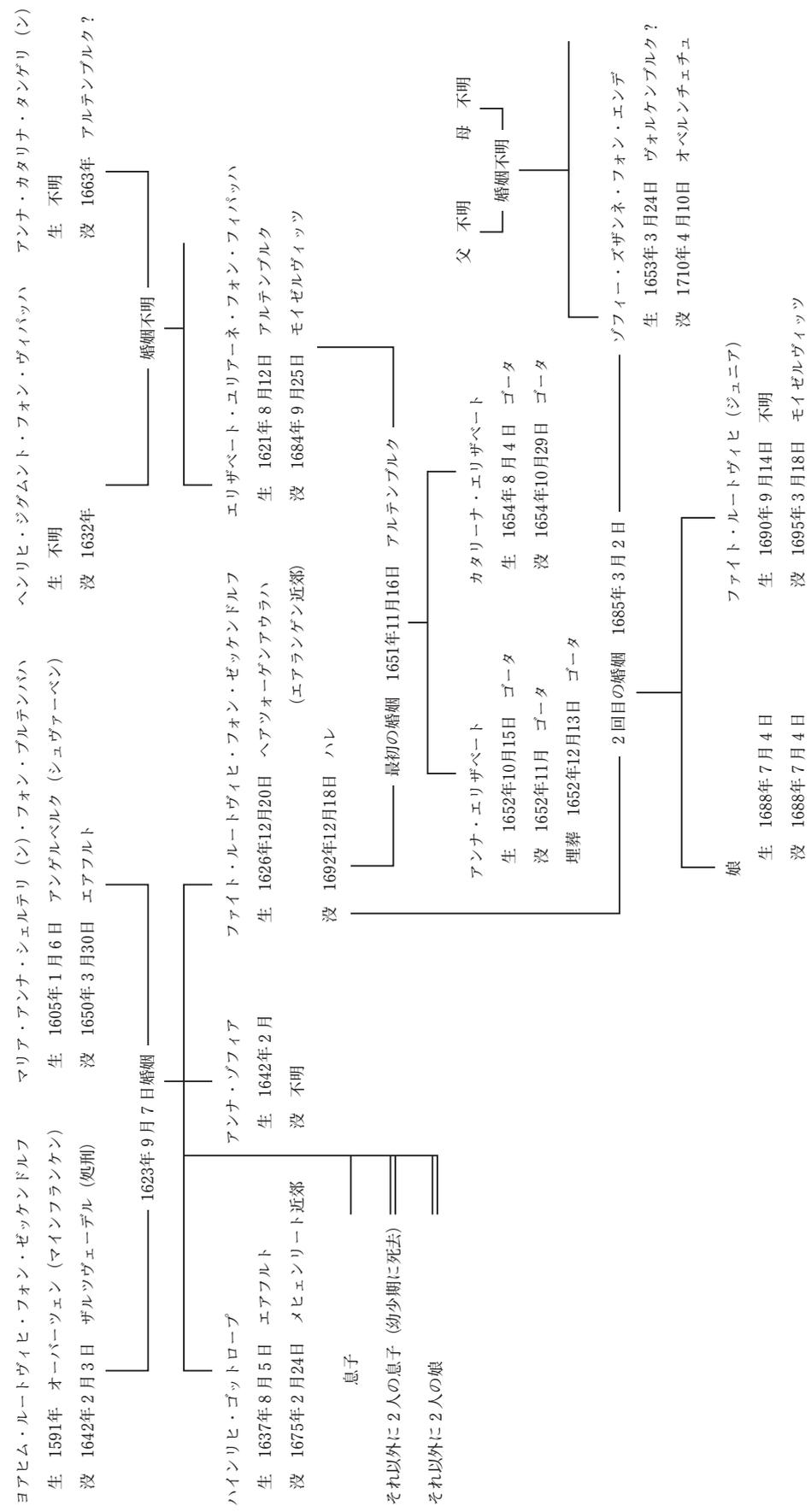
8 ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ〔肖像画〕(Herrn Veit Ludwigs von Seckendorff, *Ausführliche Historie Des Lutherthums* (...), hg. v. Elias Frick, Leipzig 1714, 口絵)

※図版5から8はすべて省略。

説明 省略

添付資料 4

フアイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフ——系図



ベルリン・フンボルト大学

学科群…哲学、歴史学、図書館学

研究場所…ライプツィヒ

履修教育課程…公文書学

提出…ハンス・イェルク・ルーゲ

一九九二年二月一二日、ゴータ

修了論文論旨…

表題…『ゲハイマールラート図書館員から枢密参議官へ——ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼツケンドルフ（二六二六—一六九二

）がザクセン・ゴータ国に勤務した時代（二六四六—一六六四）における経歴の諸相』

〔論旨〕

1. ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼツケンドルフ（一六二六年二月二〇日、ヘアツォーゲンアウラハに誕生、一六九二年二月一八日、ハレにて没）は、一七世紀の国家学、行政学（ポリツァイ学）、官房学、教会史（宗教改革史）の領域で有名なドイツ人学者に所属している。

彼の幼年時代そして青年時代には、三〇年戦争の恐怖と混乱が決定的に刻み込まれていた。彼の家族は、三〇年戦争の間に、故郷フランケンを離れ、テューリンゲン地方に赴かざるをえなかった。一六四二年、一家は父を失い、一六五〇年には母が亡くなった。

ストラスブルクでのおよそ三年間の通学滞在期（一六四二—一六四五）、ヘッセン・ダルムシュタットにおける短期間の雇用期、そしてブランデンブルク・プロイセンで責任を負った時期（一六九一—一六九二）を除いて、ヴェッティン系領邦が、彼の人生のうち主要な活動場所を形成していった（一六四六—一六九二／九三）。端緒を開いたのは、比較的小さなエルネステイン家ザクセン・ゴータ公国であった。彼はそこで、公法学者（Publicist）そして政治家（Staatsmann）として、ドイツにおける高い知名度を獲得することができた。彼はそこに一六六四年まで留まった。エルンスト一世・敬虔公（一六四〇—一六七五）こそ、ゼッケンドルフの最高領主であった。

2. エルンスト敬虔公は、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフを自分の宮廷に任用した初期の時点のほんの数年間で、一六四〇—四一年のエルネステイン家分割協定（Teilungsverträge）によつて新しく成立した国家構造の頂点に就いていた。それは、こうした姿、形ではこれまでなかったものである。それゆえ、新しい領邦条令（第一版一六五三年、第二版一六六六年）並びに他の、個別分野・領域に関する条令が生み出されるまで、とりわけ行政構造・機構に関する新秩序〔構築〕に取り組むことが必要であった。徹底的な現状調査（巡察〔Visitationen〕、その他）と、そしてその際得られた認識とを出発点にしながら、可能な限り最善の決定がもたらされるはずであった。こうした複雑でややほやの課題に、公は、経験豊かで、現実的にも理論的にも才能のある官吏を必要とした。同時に彼は、若くて、多方面に才能豊かな官僚をかなり早いうちから、あれこれの問題に投入することにも配慮した。後者に属するのが、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフであり、彼は一六四六年中頃にゴータにやつて来たので、まだ二〇歳になっていなかったのである。

3. ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフがゴータで任用された最初の数年間をより具体的に解明することは、資料状態が悪いためにまったく簡単ということではない。これまで継承されてきたような一般的イメージは、もし追悼説教から出発してよいのであれば、とりわけ彼の人物像に関する最初の伝記的出版物との脈絡で生まれてきたものである。それらは、ゼッケンドルフの生涯が閉じられた後に、そして彼が一般に、公的生活で世間に認められた、つまり彼の出版物を通して有名な人物となった後で、作成されていったのである。

こうして、彼の最初のゴータにおける数年間は、彼のライフワークに残っている痕跡全体を観察するということから出発しなければならない。

疑問の余地なく、一六四六年以前に公が若きファイト・ルートヴィヒに気づかされたのは一連の才能であったに違いない。しかしながら、話題となっている、目をかけられた地位について、資料に目を通した評価では、簡単に語ることはできない。むしろ、余人には依頼されなかった一連の特殊な任務をゼッケンドルフが——原則的に他の職員と同様に——果たさなければならなかったということから、開始されなければならない。その限りにおいて、おそらくそれぞれ上級官吏は、特別の問題を処理しなければならなかったのである。

むしろゼッケンドルフにとって、一六四六年から一六五一年までの数年間、宮廷における自分の役割について恵まれていたというよりも不満を抱いていたということが確認できるのである。そう、ほぼそれで、ゴータを去ることになったのである。

4. 一六五一年宮廷参議官への任命と共に、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフは、公国の指導的国

家官吏のグループの中に移動していった。彼の給料は今や、責任に匹敵して、他の高級官吏のそれに調和するものであった。しかし、「それは」相も変わらず、依怙鼻肩から始められたのではなく、ただ均一に平準化から始められたにすぎなかった。五〇年代の前半で彼が特別の任務、すなわちザクセン・ゴータ公国の描写を執筆することを負っていたことは、もちろん、通例の枠組みからはずれるであろう。このことは、公が気づいていた彼の学術研究や出版活動への傾斜と関係があつたといつてよい。こうした創作活動の成果こそ『ドイツ君主国』であり、それはゼッケンドルフが三〇歳にならない年齢で公刊することができたものなのである。

5. 本書が収めた成果は、当然、宮廷におけるゼッケンドルフの地位の強化につながつた。その表れには、たとえば、^{カンマーラート}財務庁参議官への追加的任命（一六五六年）、そしてエルネステイン家共通のイエナ宮廷裁判所における宮廷裁判官への任用（一六五七年）がある。しかし、特別的な地位は、相変わらず、認識できない。編纂されている公文書館資料を手掛かりにしても、それを少なくとも裏付けることはできなかった。

五〇年代前半よりも明らかに強烈に、ゼッケンドルフは、五〇年代末ごろには、国家指導および行政に関する日常的任務を処理することに組み入れられていった。

折にふれザクセン・ゴータ公国に世論の注目を浴びせた『ドイツ君主国』公刊後、エルンスト敬虔公が、ゼッケンドルフに特別の関心を有していたかどうかは、考えとしてはありえることである。だがそれは、具体的には証明することができない。そしてまた、残り的高级国家官僚に対して特別の地位にあつたと見ることもできない。

6. 長年にわたり功績のあった宰相^{カンツラー}フランツケ(在職期間、一六四一—一六五九年)の死によって、空席となったその職を受け継いだのは、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフではなく、(確かに、年齢、経験、業績の問題からも) ヴイルヘルム・シュレーターであった。ゼッケンドルフは当時、指導的官僚の序列では、宮廷^{ホーフ}・宗務庁参議官(宗務庁長官)^{コンジストリアルラート}、コンジストリアルプレジデント、アーヴェマンに次ぐ、第三位を占めていたといつてよいであろう。

7. 一六六三年春、宰相^{カンツラー}シュレーターが亡くなると、ファイト・ルートヴィヒ・フォン・ゼッケンドルフが、ザクセン・ゴータ国の指導者官僚に昇進した。それは、エルンスト敬虔公の官吏たちに対してそれまで記録されていない高さの給料に結びついていった。

もちろん、宰相^{カンツラー}への任命が行われたのではなく、むしろ、一六六三年秋、枢密参議官^{ゲハ、イマーラート}への選任が行われた。ゼッケンドルフは、自分が念願とする目標はどうかや達成したので、同時期に、本気で近いうちにゴータを離れる徴候が初めて明白に現れた。最終的にそうなった正確で完全な背景については、今でもやはり、明確な陳述は不可能である。この点については、更なる研究が必要である。

訳者あとがき

ここに訳出したのは、アルテンブルク公文書館から全文入手した未公刊の

Hans-Jörg Ruge, *Vom Bibliothekar zum Geheimen Rat. Aspekte der beruflichen Laufbahn Veit Ludwig von Seckendorffs (1626-1692) in den Jahren seiner Anstellung im sachsen-gothaischen Staatsdienst (1646-1664)*. Gotha.

1992. Abschlussarbeit.

である。本稿は、ベルリン・フンボルト大学、学科群：哲学、歴史学、図書館学、研究場所：ライプツィヒ、履修教育課程：公文書学、の修了論文として執筆されたものである (Humboldt-Universität zu Berlin. Fachbereich Philosophie, Geschichte, Bibliothekswissenschaft. Studienort Leipzig. Studiengang Archivwissenschaft. Abschlussarbeit)。

本論は、表題・目次他六頁、本文(序論、全三章、要約と研究の見通し、注記、原典・文献一覽)五六頁、添付資料一九頁、説明一頁、論旨四頁から構成されている。訳出にあたって、紙幅の関係から、原典・文献一覽中、煩雑と思われる部分と、添付資料4(ゼッケンドルフの系図)を除いた添付資料は、残念ながら省略した。訳文中の「」部分は訳者が補ったものである。明らかに誤記と思われる箇所は訳者の責任で訂正している。

ルーゲ氏は、公文書館に残されている原典を渉猟することによってゼッケンドルフの経歴を明らかにしようとする。彼が主として取り上げるのは一六四六年から一六六四年までのゼッケンドルフである。論旨については最後に七項目が挙げられている。本稿によって、今回明らかにされた部分と明らかにされなかった部分が明瞭となった。後者に関して、訳者の個人的関心からすると、ゼッケンドルフが『ドイツ君主国』をどうやって準備し、いかに出版者を選定して、どのように公刊したのか、は今回、論述の対象とされておらず、惜しまれる。さらには、「要約と研究の見通し」で述べられているように、手が着けられていない研究領域が多数存在することも報告されている。そういう意味でも、ルーゲ氏の論稿は、今後のゼッケンドルフ研究の新たな出発点としての意義を有している。

ルーゲ氏は、一九五三年一月二〇日、テューリンゲンのツィンメルンズープラ (Zimmernsupra, エアフルトの西方) に生まれた。大学卒業後、公文書館員として勤務し、その間、一九九〇年にイエナ大学で博士号を取得している。

二〇〇九年から、フリードリヒ・シラーの生涯と著作とを紹介する私設の「シラー博物館」(Schiller gestern und heute.) ツィンメルンズープラに開いて現在に至っている。

ルーゲ氏にはこの他に次の編著がある。

Ernst der Fromme (1601-1675). Staatsmann und Reformier. Wissenschaftliche Beiträge und Katalog zur Ausstellung. hg. v. Roswitha Jacobsen und Hans-Jörg Ruge. Bucha 2002.

本書には、今回省略せざるをえなかった添付資料1(続き1から5まで)が「ゴータ公国の選抜官僚給与一覽、一六四五／一六四六会計年度ミカエル祭から一六六四／一六六五会計年度ミカエル祭まで」として収録されている(Hans-Jörg Ruge, Übersicht über die Besoldung ausgewählter Beamter des Herzogtums Gotha in den Rechnungsjahren Michaelis 1645/46 bis Michaelis 1664/65. S.121-126.)。また本書には、第二章や論旨7に関連して、ゼッケンドルフが、一六六三年一月二二日付、辞職する理由を直筆した『Ursachen welche mich bewegen, einen abschied von Hoff zu nehmen...』がヤコブセンによって収録されている(S.117-120)。

最後に、訳出の許可を与えてくださったばかりか、貴重な情報を提供していただいたルーゲ氏の親身なご協力に対して心から感謝するものである。

選挙制度による財政政策の相違と 経済パフォーマンス

坂 井 吉 良
坂 本 直 樹

1. 序
2. 理論モデルによる分析
3. データと実証分析モデル
4. 実証分析結果
5. むすび

1. 序

憲法上の特徴と財政政策に関する最近の研究の「一般的な理論予想は、比例制選挙と議院内閣制度は、より多くの公共財、より広範な福祉プログラム、そして全体的により大きな政府規模と結びついている」(Persson and Tabellini (2004)、p.25)、というものである。このような理論予想の下において、1962 – 1998年間の民主主義国における政府の形を議院内閣制から大統領制へ移行した国は、2カ国があり、選挙制度を多数制度から比例制度への改革が12カ国、逆の比例制度から多数制度への改革が4カ国ある(Persson (2005))。注目すべきことは、選挙制度の理論的予想に関わらず、各国の改革の方向は同じではなく、相反する改革が選択されていることである。このように国の選択が根本的に異なる理由としては、理論が予想する帰結だけでなく、改革による様々な効果を踏まえた総合的な効果の存在やその効果の帰結が国によって異なっていること、さらには理論予想に基づく選択ではなく、

民主主義のルールに基づいた国民の選択によることが考えられる⁽¹⁾。

本稿の目的は、民主主義の基本的な特徴をモデル化した代表的な政治経済学の理論モデルに基づき、各国の異なる民主主義制度、特に選挙制度の相違が、政府の規模、財政政策、税収やレントの決定にいかなる影響を与えているかを明らかにするとともに、その理論モデルから導かれる制度的特徴と財政政策および経済パフォーマンスとの関係について、2000年代のOECD諸国のクロスセクションデータを用いて実証分析することである。

国民 (principal) が政治家 (agent) に政策決定を託すという民主主義制度には、国民と政治家との間にある種の契約が成立している。しかし、この契約は不完備契約 incomplete contract であり、政治家が国民にとって最適である政策を提示するかどうかは不明確であり、その政策の実行や実現についても不確かである。言い換えれば、いかなる民主主義国家においても、政府の政策は国民の選好と accountability を満たしている、という主張には疑問の余地があると考えられる⁽²⁾。Persson and Tabellini (2000) は、さまざまな選挙モデルを検討し、有権者の視点から政治家が最適な政策をアナウンスするように候補者を動機づけているかどうかは、どのような選挙競争がとられているかの特別な仮定に依存していることを明らかにしている。選挙モデルは、選挙制度による異なる選挙競争が、政府の規模、公共財、課税やレント等について、政治家に異なる政策選択を誘導させている。その一つの強力な命題は、選挙制度によって異なる最小勝利提携 minimum winning coalition (岡田 (2011)、p.354) が、異なる政府規模と異なる財政政策を生み出すということである。それは、比例選挙制度よりも多数制の下では、一般公共財の供給は少なく、特定の地域や集団をターゲットした政策選択を行い、政府の規模を小さくする傾向にあるというものである。この命題は、「比例選挙での国会議員は、人口の幅広い提携からの支持を見出すような強いインセンティブを政党に与えている大きな (ときには国・州) 選挙区において選ばれている」(Persson and

Tabellini (2004)、p.25)、という選挙区の大きさからも導かれる。しかし、レントについては、モデルによって相反する命題が導かれている。Persson and Tabellini (2003) は、選挙制度がレントに有意な影響を与えているという実証分析から、「デビルが民主主義の細目の中にいる」(p.202) と表現している。このことは民主主義制度のある側面が、国民に便益を与えているのではなく、犠牲を課していることを意味している。レントは経済効率や経済成長とは負の関係にあることが予想されることから、憲法に基づき制度設計されている民主主義制度は、経済成長に対して正と負のどちらの効果を与えているかは、理論的には明確とはなっていない⁽³⁾。

民主主義が経済成長に与える効果に関する Barro (1996)、(1997) の実証研究では、両者の間には非線形関係が存在していることを明らかにしている。また、両者の間に正の関係があることを指摘した研究としては、Rodrik (1999)、Rodrik and Wacziarg (2005)、Acemoglu, et al (2005)、Persson and Tabellini (2006)、(2008)、(2009)、Giavazzi and Tabellini (2005)、Papaionnou and Siourounis (2008) などがあげられる。一方、負であるという研究には、Helliwell (1994) と Tavares and Wacziarg (2001) がある。さらに、憲法上の特徴である選挙制度と政府の形が経済成長に与える効果についての研究においては、Persson and Tabellini (2003)、Persson (2005) は、議院内閣制が正であるが、Persson and Tabellini (2006) では負となっている。また、Persson and Tabellini (2003)、(2006) では、比例制と多数制の選挙制度に関する憲法上の効果は確認されていない。

このような実証分析結果の相違は、モデル、データ（標本期間や対象国）及び実証分析方法が異なっていることに基づいている。また、選挙制度と経済的パフォーマンスに関する実証分析からは、明確な因果関係は確認されていない。その主な理由は、多数制と比例制の両者には、経済的パフォーマンスに与える効果が正と負の両方の効果があり、その全体効果が不明確となるからである。すなわち、多数制は比

例制よりも小さな政府となるが、選挙区が小さくなるために政治参入コストが高くなることから、有権者はある程度レントを許容しなければならない。しかし、多数制は比例制よりも accountable であるがゆえにレントの引き出しは制約されることになる。さらに、多数制は選挙サイクルという強い憲法上の効果が予想されている。それは、最小勝利提携から多数制の候補者は、選挙前に有権者を喜ばせるというインセンティブが強くなるからである。このような政治家のインセンティブは、明らかに政策選択を歪めることが予想される (Persson and Tabellini (2000)、p.233)。しかし、多数制の選挙サイクル、すなわち、選挙前の減税や支出増加という理論的予想に対して、実証分析の結果からは、明確な因果関係は得られていない⁽⁴⁾。これらの選挙制度の諸要因が経済に与える全体効果は明らかとはなっていない。まさにこれらの効果を分離し、その効果を把握することが実証分析の重要なテーマである (Persson and Tabellini (2003)、p.22)。

有権者にとって良い政策は、レントを引き出すインセンティブを政治家に与えながら、少ないレントとともに低い税と高い便益を実現する政策である。本稿は、このような政策を実現する選挙モデルを提示し、そのモデルから導かれる選挙競争（選挙制度）と政策との関係についての実証分析を行うことにより、選挙制度改革の議論に貢献することを意図している。

まず、第2節では、Persson and Tabellini (2000) をはじめとして提案されているさまざまな選挙モデルを検討して、選挙競争の現実的妥当性が高く、そして特に、政治家が有権者にとってより良い（最適な）政策をアナウンスする選挙モデルについて考察する。第3節では、実証分析モデルとデータについて説明し、第4節では実証分析結果を提示する。そして、最後に簡単な要約と課題について述べる。

2. 理論モデルによる分析

本節では、実証分析に先立ち、Persson and Tabellini (2000) に基づく投票モデルを用いて、選挙制度の違いがいかなる政策の違いとなって表れるかを明らかにする⁽⁵⁾。投票モデルは、政治家の公約が拘束力 enforceability を持つかどうか、すなわち、政治家が事前に政策にコミットメント commitment できるかどうかにより、事前投票モデル pre-election model と事後投票モデル post-election model に分けられる。以下では、これら2つの投票モデルそれぞれについて、選挙制度が比例制であるか多数制であるかにより、どのように政策が異なりえるかを整理する。なお、Persson and Tabellini (2000) では、必ずしも明示的に解を示していないが、本稿ではできる限り明示的な解を得ることを試みる。また、選挙の過程を確率的に定式化し、これを事前投票モデルと事後投票モデルに一貫して用いるという方法をとることにする。この方法により、モデル間での比較が可能となる。

2.1. モデルの諸仮定と社会的最適

3つのグループからなる社会を考え、各グループを $J=1, 2, 3$ で表す。各グループの人口は連続変量として捉えられ、その規模はどのグループも1とする。したがって、この社会の総人口は3である。各グループの個人(有権者または投票者)は、私的財 x^J と公共財 g を消費し、その選好は準線形効用関数 $w^J = x^J + H(g)$ で表されるものとする。ただし、 $H(g)$ は $H_{gg}(g) < 0 < H_g(g)$ および $H_g(0) = \infty$ を満たすものとする。ここで、 $H_g(g)$ と $H_{gg}(g)$ はそれぞれ $H(g)$ の1階導関数と2階導関数を表す。また、各個人の所得はグループによらず1とする。

政府が実行する政策は、すべての個人に共通の税率 τ_P および公共財 g_P 、グループによって異なる所得移転 f_P^J 、政治的レント r_P である。これらを政策ベクトル \mathbf{q}_P として以下のように表し、すべての非負の値をとるものとする。ただし、下付き文字の P は政権にある政党を表す。

$$(1) \quad \mathbf{q}_P = [\tau_P, \{f_P^J\}, g_P, r_P] \geq 0$$

政策ベクトル \mathbf{q}_P は、以下の政府の予算制約式は満たさなければならない。ただし、税率 τ_P は1以下とする。また、政治的レントは税収の一部として政権を獲得した政党により私的に費やされるものとしている。

$$(2) \quad 3\tau_P - \sum_J f_P^J - g_P - r_P = 0$$

$$(3) \quad 1 - \tau_P \geq 0$$

また、政策ベクトル \mathbf{q}_P を効用関数に代入した政策選好関数 policy preference function は、以下のようになる。

$$(4) \quad W^J(\mathbf{q}_P) = 1 - \tau_P + f_P^J + H(g_P)$$

ベンチマークとなる社会的最適解を求めよう。それは以下の社会厚生関数（平均効用） W^* を政策ベクトル \mathbf{q}_P で最大化する以下の最適化問題を解くことにより得られる。

$$(5) \quad \max_{\mathbf{q}_P} W^* \equiv \frac{1}{3} \sum_J W^J(\mathbf{q}_P) \quad \text{s.t. (1), (2), (3)}$$

最適解と最適値は容易に求められ、それぞれ以下のようになる。ただし、 τ_P と $\{f_P^J\}$ の最適解はユニークには定まらない。

$$(6a) \quad 3\tau_P^* - \sum_J f_P^{J*} = H_g^{-1} \left[\frac{1}{3} \right]$$

$$(6b) \quad g_P^* = H_g^{-1} \left[\frac{1}{3} \right]$$

$$(6c) \quad r_P^* = 0$$

$$(6d) \quad W^* = 1 - \frac{1}{3} H_g^{-1} \left[\frac{1}{3} \right] + H \left[H_g^{-1} \left[\frac{1}{3} \right] \right]$$

ただし、最適解の下で平均可処分所得が正であることを保証するため、次の仮定をおく。

$$(7) \quad 1 - \frac{1}{3} H_g^{-1} \left[\frac{1}{3} \right] > 0$$

2.2. 事前投票モデル

事前投票モデルでは、政党または政治家が選挙時に掲げる政策（公約）にコミットする状況が想定される。すなわち、選挙において勝利した政党は公約を遵守する。いま、2つの政党による選挙を考える。各政党を $P = A, B$ で表す。各政党はレントシーカー rent-seeker であり、次式で定式化する期待利得 EU_P を最大化するように政策 \mathbf{q}_P を決定して選挙に臨む。この期待利得は、政権を獲得すればレントが得られるが、そうでなければレントが得られないことを表現している。

$$(8) \quad EU_P = p_P \cdot (\gamma r_P + R)$$

ここで、 p_P は政党 P が政権を獲得する確率であり、 R は選挙に勝利して政権の座に就くことにより得られる外生的レントである。Persson and Tabellini (2000) ではこの外生的レントのことを ego rent と呼んでいる。また、 γ は内生的レントに関する取引費用 transaction cost を表すパラメータであり、 $0 \leq \gamma \leq 1$ であるとする。 γ はその値が小さいほど、政党がレントを獲得するための取引費用が大きいことを表す。

選挙は確率的に定式化する。グループ J の投票者 i は、次式が成り立つとき、政党 A に投票するものとする。

$$(9) \quad W^J(\mathbf{q}_A) > W^J(\mathbf{q}_B) + \delta + \sigma^{ij}$$

ここで、 δ はすべての投票者に共通する確率変数であり、政党 A に対する政党 B の相対的な人気 popularity を表す。 δ は閉区間 $[-1/2\psi, 1/2\psi]$ に一様分布するものとする。 ψ は一定の値をとる確率密度であり、それが大きいほど分散は大きい。また、 δ の平均はゼロとなる。一方、 σ^{ij} はグループ J の投票者 i が個人的にもっている政党に関する選好（イデオロギーなど）を表すパラメータである。このパラメータの分布はグループによって異なるものとし、以下の閉区間に分

ばならない。

2.2. 1. 比例制

単純化すれば比例制は、政党を投票の対象として一国一選挙区で選挙を行い、得票率に応じて政党の議席を按分する選挙制度であり、50%以上の得票を得た政党が政権を獲得する。このように比例制を単純化して捉えると、われわれの想定の下では、社会全体の人口が3で政党数が2であるから、各政党が政権を獲得するために必要な得票は3/2である。したがって、政党Aが政権を獲得する確率は以下のように計算される。なお、 $p_B = 1 - p_A$ である。

$$(13) \quad p_A = \Pr \left[\sum_J \pi_{A,J} \geq \frac{3}{2} \right] = \Pr \left[\delta \leq \frac{1}{3\phi} \sum_J \{ \phi^J (W^J(\mathbf{q}_A) - W^J(\mathbf{q}_B)) \} \right]$$

$$= \begin{cases} 0 & \text{if } -\frac{1}{2} \geq \Omega \\ \Omega + \frac{1}{2} & \text{if } -\frac{1}{2} \leq \Omega \leq \frac{1}{2} \\ 1 & \text{if } \Omega \geq \frac{1}{2} \end{cases}$$

$$(14a) \quad \Omega \equiv \frac{\psi}{3\phi} \sum_J \{ \phi^J (W^J(\mathbf{q}_A) - W^J(\mathbf{q}_B)) \}$$

$$(14b) \quad \phi \equiv \frac{1}{3} \sum_J \phi^J$$

なお、(13)の第2式から第3式の変形において(11a)と(11d)を用いている。これにより、(13)が単純な形になっている。

政党Aが選挙時にアナウンスする政策を決定する問題は次のようになる。ただし、(1)、(2)、(3)に関しては、 $P=A$ としている。

$$(15) \quad \max_{\mathbf{q}_A} p_A \cdot (\gamma r_A + R) \quad \text{s.t. (1), (2), (3), (13)}$$

この問題のクーン・タッカー条件は以下のとおりである。ただし、 λ と μ はそれぞれ(2)と(3)に関するラグランジュ乗数である。

また、(13) は目的関数に代入しているものとしている。なお、 τ_A と g_A は必ず正値をとるため、非負制約を表記していない。

$$(16a) \quad \tau_A : -(\gamma r_A + R) \phi + 3\lambda - \mu = 0$$

$$(16b) \quad f_A^J : \frac{(\gamma r_A + R) \phi \phi^J}{3\phi} - \lambda \leq 0, f_A^J \geq 0, f_A^J \left\{ \frac{(\gamma r_A + R) \phi \phi^J}{3\phi} - \lambda \right\} = 0, J=1, 2, 3$$

$$(16c) \quad g_A : (\gamma r_A + R) \phi H_g(g_A) - \lambda = 0$$

$$(16d) \quad r_A : p_A \gamma - \lambda \leq 0, r_A \geq 0, r_A(p_A \gamma - \lambda) = 0$$

$$(16e) \quad \lambda : 3\tau_A - \sum_J f_A^J - g_A - r_A = 0$$

$$(16f) \quad \mu : 1 - \tau_A \geq 0, \mu \geq 0, \mu(1 - \tau_A) = 0$$

はじめに、 $\tau_A < 1$ と仮定すると、(16f) より $\mu = 0$ であり、(16a) より $\lambda = (\gamma r_A + R) \phi / 3$ である。これを (16b) に代入すると $\phi^J \leq \phi$ が得られるが、(11c) より、すべての J について $\phi^J \leq \phi$ を満足することはできない ($\phi^2 > \phi$)。ゆえに、税率は 1 である。

$$(17) \quad \tau_A^p = 1$$

なお、上付き文字の p (proportional election の頭文字) は比例制の最適解を表す。

また、(16b) において、 σ^{ij} の密度 ϕ^J の最も高いグループ 2 について、 $f_A^2 > 0$ であるとする、(11c) より、 $f_A^1 = f_A^3 = 0$ である。他方、 $f_A^2 = 0$ としても同様に $f_A^1 = f_A^3 = 0$ である。ゆえに、次式が得られる。

$$(18) \quad f_A^{1p} = f_A^{3p} = 0$$

残りの変数は f_A^2 、 g_A 、 r_A である。 $H_g(0) = \infty$ より $g_A^p > 0$ であるから、検討すべきケースは f_A^2 と r_A が正値をとるかゼロをとるかに関する 4 通りとなる。しかしながら、以下では、Persson and Tabellini (2000, p.211) にならって、 $f_A^2 > 0$ を仮定する。なお、均衡において $f_A^2 > 0$ となるための十分条件に関しては後述する。

$f_A^2 > 0$ とすると、(16b) より、 $\lambda = (\gamma r_A + R) \psi \phi^2 / 3\phi$ が得られる。これを (16c) に代入して整理すると、次式を得られる。

$$(19) \quad g_A^p = H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] (< g_A^*)$$

$f_A^2 > 0$ かつ $r_A > 0$ とすると、(16b) と (16d) から、次式が得られる。ただし、政党 A と政党 B が完全に対称であることから、ナッシュ均衡において $\mathbf{q}_A^p = \mathbf{q}_B^p$ となるため、(13) に基づき $p_A = 1/2$ としている。

$$(20) \quad r_A^p = \frac{1}{\psi} \frac{3\phi}{2\phi^2} - \frac{R}{\gamma}$$

最後に、 f_A^2 については、(16e) に (17) から (20) を代入することにより、次のようになる。

$$(21) \quad f_A^{2p} = 3 - H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] - \left[\frac{1}{\psi} \frac{3\phi}{2\phi^2} - \frac{R}{\gamma} \right]$$

ただし、以下では、 $f_A^{2p} > 0$ かつ $r_A^p > 0$ であるとし、かつ、 $R = 0$ であっても $r_A^p < 3$ であるとして議論を進める。そのための十分条件は (20)、(21) より以下のようなになる。なお、(22) の最左辺の第 1 項は (7) より負値をとる。

$$(22) \quad - \left\{ 3 - H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] \right\} + \frac{1}{\psi} \frac{3\phi}{2\phi^2} < \frac{R}{\gamma} < \frac{1}{\psi} \frac{3\phi}{2\phi^2} < 3$$

このように、事前投票モデルにおける比例制の均衡解は、(22) の仮定の下で、(17) から (21) で表される。均衡においては、政党 B もこれらと同じ政策をアナウンスし、1/2 の確率でどちらかの政党が選ばれ政権の座につく。この均衡を社会的最適と比較すると、比例制は過少な公共財供給、政治的に中立なグループへの所得移転で特徴付けられる。また、内生的レントが発生する可能性があり、(20) より、それは ϕ^1 、 ϕ^3 、 γ の増加関数、 ϕ^2 、 ψ 、 R の減少関数である。

2.2.2. 多数制

多数制の下では、あらかじめ設定した複数の選挙区から議員を選出

し、議会において多数派を構成する政党が政権を獲得する。われわれのモデルでは、イデオロギーなどの政党への選好が異なる3つのグループを設定しているが、以下では、このグループを選挙区とみなして多数制の分析を行う。各選挙区から1名の議員を選出し、合計3名から構成される議会を想定する。各政党はこの議会において過半数である2を占めることができれば政権の座に就くことできる。

政党Aと政党Bは各選挙区に議員候補を1名ずつ立候補させるものとする。選挙区(グループ) J において政党Aに投票する割合はすでに(12)で与えられている。人気 δ は選挙区を問わず同じ値をとるから、各党の政策を所与とすると、各選挙区における政党Aへの投票割合は、政党への選好分布を規定するパラメータ ϕ^J 、 $\bar{\sigma}^J$ のみに依存する。(11a)より、政党Aが選挙区2において1/2以上の得票が得られれば、選挙区1でも自ずと1/2の得票が得られ、議会において多数派を構成することができる。同様に、政党Bについても、選挙区2で勝利すれば、選挙区3でも勝利し、政権を獲得することができる。ゆえに、多数制の下では、政治的に中立な、あるいは、政党への選好が中位に位置する選挙区の支持を得る確率そのまま政権を獲得する確率となる。したがって、政党Aが政権を獲得する確率は次のように計算される。

$$(23) \quad P'_A = \Pr \left[\pi_{A,2} \geq \frac{1}{2} \right] = \Pr [\delta \leq W^2(\mathbf{q}_A) - W^2(\mathbf{q}_B)]$$

$$= \begin{cases} 0 & \text{if } -\frac{1}{2} \geq \Omega' \\ \Omega' + \frac{1}{2} & \text{if } -\frac{1}{2} \leq \Omega' \leq \frac{1}{2} \\ 1 & \text{if } \Omega' \geq \frac{1}{2} \end{cases}$$

$$(24) \quad \Omega' \equiv \psi(W^2(\mathbf{q}_A) - W^2(\mathbf{q}_B))$$

多数制のナッシュ均衡は比例制と同様に求めることができる。そこで、導出過程は省略し、以下に解のみを示す。上付き文字の m

(majoritarian election の頭文字) は多数制の均衡解であることを表す。

$$(25) \quad \tau_A^m = 1 (= \tau_A^p)$$

$$(26) \quad f_A^{1m} = f_A^{3m} = 0 (= f_A^{1p} = f_A^{3p})$$

$$(27) \quad g_A^m = H_g^{-1}(1) (< g_A^p)$$

$$(28) \quad r_A^m = \max \left[0, \frac{1}{2\psi} - \frac{R}{\gamma} \right] (< r_A^p)$$

$$(29) \quad f_A^{2m} = 3 - H_g^{-1}(1) - \max \left[0, \frac{1}{2\psi} - \frac{R}{\gamma} \right] (> f_A^{2p})$$

多数制は比例制と比較すると、税率は同じであるが、公共財供給量は少なくなり、政治的に中立なグループ（選挙区）2 に対する所得移転は多くなる。一方、内生的なレントは比例制に比べて少なくなり、 γ の増加関数、 ψ 、 R の減少関数である。特に $(1/2\psi) \leq (R/\gamma)$ のときには、内生的レントがゼロになる。

2.3. 事後投票モデル

次に、事後投票モデルを用いて、比例制と多数制を比較する。事後投票モデルは、政権を選択する選挙が終了してから次の選挙までの期間を定式化している。事前投票モデルでは選挙に際して公約を掲げる政党の行動が定式化されたが、事後投票モデルでは選挙時に掲げた公約が拘束力を持たない状況が仮定され、政権に就いた政党は選挙後に再度政策を決定しなおすことができる。その一方で有権者は、次の選挙で現政権を再選するルールを設定する。このルールは効用水準の閾値で表され、有権者は政策により実現する効用水準がこの閾値より低ければ、現政権を再選しないという行動をとる。

現政権は政党 A であるとしよう。政党 A は次の選挙で再選をかけて政党 B と戦うものとする。ゲームは次のように進む。はじめに、有権者が次の選挙で政党 A を再選するルール（効用水準の閾値）を決定する。次に、政党 A が政策ベクトル \mathbf{q}_A を決定し、人気 δ が確定する。最後に、

選挙が行われ、政党 A の再選の可否が決定する。この段階ゲームの下で、政党 A の期待利得 $E\tilde{v}_A$ は以下のように表すことができる。

$$(30) \quad E\tilde{v}_A = \gamma r_A + \tilde{p}_A R$$

ここで、 \tilde{p}_A は政党 A が再選される確率が表す。

選挙は事前投票モデルと同様に確率的に定式化する。グループ J の投票者 i は、次式が成り立つとき、政党 A を再選するものとする。

$$(31) \quad W^J(\mathbf{q}_A) > \omega + \delta + \sigma^{ij}$$

ここで、 ω は再選ルールを表す効用水準の閾値である。この閾値はグループ間で異なることを想定してモデル化すべきであるが、ここでは簡単化のため、すべてのグループが協力的に共通の閾値を決定するものとする。ただし、この閾値が共通であっても、 σ^{ij} で表される政党に対する選好がグループ間で異質性であることから、現政権の再選に投票する割合はグループごとに異なる。なお、 δ と σ^{ij} は事前投票モデルと同様に分布しているものとする。 δ を所与とすると、グループ J が政党 A の再選に投票する割合 $\tilde{\pi}_{A,J}$ は次のようになる。

$$(32) \quad \tilde{\pi}_{A,J} = \phi^J(W^J(\mathbf{q}_A) - \omega - \delta - \bar{\sigma}^J) + \frac{1}{2}$$

2.3. 1. 比例制

比例制の下で、政党 A が再選されるためには、人口が 3 の半数である $3/2$ 以上の得票が必要である。したがって、政党 A が再選される確率は次のように計算される。

$$(33) \quad \tilde{p}_A = \Pr \left[\sum_J \tilde{\pi}_{A,J} \geq \frac{3}{2} \right] = \begin{cases} 0 & \text{if } -\frac{1}{2} \geq \tilde{\Omega} \\ \tilde{\Omega} + \frac{1}{2} & \text{if } -\frac{1}{2} \leq \tilde{\Omega} \leq \frac{1}{2} \\ 1 & \text{if } \tilde{\Omega} \geq \frac{1}{2} \end{cases}$$

$$(34) \quad \tilde{\Omega} \equiv \frac{\psi}{3\phi} \sum_J \{\phi^J (W^J(\mathbf{q}_A) - \omega)\}$$

(34) より $\tilde{\Omega}$ は $W^J(\mathbf{q}_A)$ の単調変換であるから、有権者は政党 A に可能な限り高い $\tilde{\Omega}$ となる政策を実行させたい。一方で、政党 A は $\tilde{\Omega} \geq 1/2$ となる政策を決定すると確実に再選することができる。したがって、政党 A が確実な再選をめざすならば、以下の問題を解く。

$$(35) \quad \max_{\mathbf{q}_A} \gamma r_A + R \quad \text{s.t. (1), (2), (3), } \tilde{\Omega} \geq \frac{1}{2}$$

クーン・タッカー条件は以下のとおりである。ただし、 λ 、 μ 、 θ はそれぞれ (2)、(3) および $\tilde{\Omega} \geq 1/2$ に関するラグランジュ乗数である。

$$(36a) \quad \tau_A : 3\lambda - \mu - 3\theta\phi = 0$$

$$(36b) \quad f_A^J : -\lambda + \theta\phi^J \leq 0, f_A^J \geq 0, f_A^J(-\lambda + \theta\phi^J) = 0, J=1, 2, 3$$

$$(36c) \quad g_A : -\lambda + 3\theta\phi H_g(g) = 0$$

$$(36d) \quad r_A : \gamma - \lambda \leq 0, r_A \geq 0, r_A(\gamma - \lambda) = 0$$

$$(36e) \quad \lambda : 3\tau_A - \sum_J f_A^J - g_A - r_A = 0, \lambda > 0$$

$$(36f) \quad \mu : 1 - \tau_A \geq 0, \mu \geq 0, \mu(1 - \tau_A) = 0$$

$$(36g) \quad \theta : \sum_J \{\phi^J (W^J(\mathbf{q}_A) - \omega)\} - \frac{3\phi}{2\psi} \geq 0, \theta \geq 0, \theta \left[\sum_J \{\phi^J (W^J(\mathbf{q}_A) - \omega)\} - \frac{3\phi}{2\psi} \right] = 0$$

はじめに、 $\theta = 0$ であるとする、(36c) を満足しない。ゆえに、 $\theta > 0$ である。さらに、 $\tau_A < 1$ であるとする、(36f) より、 $\mu = 0$ である。これを (36a) に代入すると、 $\lambda = \theta\phi$ が得られる。さらに、これを (36b) に代入すると $\phi^J \leq \phi$ が得られるが、(11c) より、これをすべての J について満足することはできない (なぜならば $\phi^2 > \phi$)。ゆえに、税率は 1 である。

$$(37) \quad \tau_A = 1$$

また、(36b) において、(11c) に注意すると、確率密度 ϕ^J の低い J

ループは端点解となることがわかる。

$$(38) \quad f_A^1 = f_A^3 = 0$$

次に、 $f_A^2 > 0$ かつ $r_A > 0$ であるとする、 $\lambda = \gamma$ と $\theta = \gamma / \phi^2$ が得られる。これを (36c) に代入することにより、次式が得られる。

$$(39) \quad g_A = H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right]$$

(37) から (39) を (36g) に代入し、 $\theta > 0$ に注意すると、次式が得られる。

$$(40) \quad f_A^2 = \frac{3\phi}{2\psi\phi^2} + \frac{3\phi}{\phi^2}\omega - \frac{3\phi}{\phi^2}H \left[H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] \right]$$

さらに、(37) から (40) を (36e) に代入すると、次式が得られる。

$$(41) \quad r_A = 3 - \frac{3\phi}{2\psi\phi^2} - \frac{3\phi}{\phi^2}\omega + \frac{3\phi}{\phi^2}H \left[H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] \right] - H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right]$$

ここまでで、政党 A が再選をめざす場合の政策ベクトルがすべて求められた。この政策ベクトルの下で、各グループの有権者の効用水準は以下ようになる。

$$(42) \quad W^1 = W^3 = H \left[H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] \right]$$

$$(43) \quad W^2 = \frac{3\phi}{2\psi\phi^2} + \frac{3\phi}{\phi^2}\omega - \frac{3\phi}{\phi^2}H \left[H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] \right] + H \left[H_g^{-1} \frac{\phi^2}{3\phi} \right]$$

グループ 1 と 3 の効用水準は再選ルールから独立であるが、グループ 2 の効用水準は再選ルールに依存し、効用水準の閾値が高いほど、高い値をとる。ゆえに、有権者にとっては、できるだけ高い閾値を設定することが望ましい。しかしながら、あまりにも閾値が高くなると、政党 A が再選を諦めて暴挙に出る可能性がある。これは $\tilde{\Omega} \leq -1/2$ のときに対応する。このとき、政党 A は $\tau_A = 1$ 、 $f_A^1 = f_A^2 = f_A^3 = 0$ 、 $g_A = 0$ 、 $r_A = 3$ という政策を実行し、有権者の効用水準は $W^1 = W^2 = W^3 = 0$ となる。したがって、政党 A が再選を諦めずに再選を目指して行動する

ための条件は以下のようになる。

$$(44) \quad \gamma \left\{ 3 - \frac{3\phi}{2\psi\phi^2} - \frac{3\phi}{\phi^2}\omega + \frac{3\phi}{\phi^2}H \left[H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] \right] - H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] \right\} + R \geq 3\gamma$$

有権者は (44) を満足する最大の ω を設定する。それは以下のとおりである。

$$(45) \quad \omega = -\frac{1}{2\psi} + H \left[H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] \right] - \frac{\phi^2}{3\phi} H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right] + \frac{\phi^2 R}{3\phi\gamma}$$

以上から、部分ゲーム完全均衡は、有権者が再選ルールとして (45) の閾値を決定し、この再選ルールの下で政党 A が再選を目指して政策を決定するということとなる。したがって、事後投票モデルで定式化した比例制における政策は次のようになる。

$$(46) \quad \tilde{\tau}_A^p = 1$$

$$(47) \quad \tilde{f}_A^{1p} = \tilde{f}_A^{3p} = 0$$

$$(48) \quad \tilde{f}_A^{2p} = \frac{R}{\gamma} - H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right]$$

$$(49) \quad \tilde{g}_A^p = H_g^{-1} \left[\frac{\phi^2}{3\phi} \right]$$

$$(50) \quad \tilde{r}_A^p = 3 - \frac{R}{\gamma}$$

2.3. 2. 多数制

多数制の下では、2つ以上の選挙区（グループ）から支持が得られれば再選できるが、これは、政党に対する選好分布の仮定より、選挙区2からの支持が得られることと同値である。ゆえに、多数制の下での再選確率は次のようになる。

$$(51) \quad \tilde{p}'_A = \Pr \left[\tilde{\pi}_{A,2} \geq \frac{1}{2} \right] = \begin{cases} 0 & \text{if } -\frac{1}{2} \geq \tilde{\Omega}' \\ \tilde{\Omega}' + \frac{1}{2} & \text{if } -\frac{1}{2} \leq \tilde{\Omega}' \leq \frac{1}{2} \\ 1 & \text{if } \tilde{\Omega}' \geq \frac{1}{2} \end{cases}$$

$$(52) \quad \tilde{\Omega}' \equiv \psi(W^2(\mathbf{q}_A) - \omega)$$

比例制との差異はこの再選確率のみであり、部分ゲーム完全均衡は比例制と同様に求めることができるため、導出過程は割愛する。均衡解は以下のとおりである。

$$(53) \quad \tilde{\tau}_A^m = 1 (= \tilde{\tau}_A^p)$$

$$(54) \quad \tilde{f}_A^{1m} = \tilde{f}_A^{3m} = 0 (= \tilde{f}_A^{1p} = \tilde{f}_A^{3p})$$

$$(55) \quad \tilde{f}_A^{2m} = \frac{R}{\gamma} - H_g^{-1}(1) (> \tilde{f}_A^{2p}, < f_A^{2m})$$

$$(56) \quad \tilde{g}_A^m = H_g^{-1}(1) (< \tilde{g}_A^p)$$

$$(57) \quad \tilde{r}_A^m = 3 - \frac{R}{\gamma} (= \tilde{r}_A^p)$$

2.4. 理論モデルから得られる知見

ここまでは、政権獲得を目的とする政党が不確実性の伴う選挙を戦う状況を想定し、政党が公約にコミットする事前投票モデル、および、コミットできない事後投票モデルについて、比例制と多数制の均衡解を導出した。その結果は下表のようにまとめられる。

表1は、以上の理論分析を要約したものである。まず、比例制であれ、多数制であれ、公約の拘束力がなくなると、厚生水準が低下するということである。また、比例制も多数制も公共財の過少供給をもたらすが、多数制はさらに公共財が過少に供給される。ただし、公共財の供給量は公約のコミットメントの有無に関わらず一定である。所得移転に関しては、多数制がより大きくなる。これは多数制の場合、政治的に中立な有権者の支持を得ることが不可欠であることから生じるものと思われる。この結論は Persson and Tabellini (2003) とは異なっている (p.31)。また、選挙制度に関わらず、公約のコミットメントが欠如すると、所得移転が減少する。さらにレントに関しても、公約のコミットメントが欠如している場合、レントが増加する⁽⁶⁾。したがって、

選挙公約が破棄されるとすれば、所得移転の減少、レントの増大という帰結が理論的に確認される。最後に、厚生の高さに基づいて、望ましい選挙制度に言及するとすれば、公約に拘束力が働くかどうかに関わらず、公共財がより最適に近い形で供給される比例制が望ましいと考えられる。

表1 理論モデルの結果

選挙制度 モデル	比例制		多数制	
	事前投票	事後投票	事前投票	事後投票
所得移転の大きさ	?	④	①	?
公共財の多さ	①	①	③	③
レントの少なさ	②	③	①	?
厚生の高さ	①	?	?	④

注1. ①、②、③、④は、順位を表し、?は順位が定まらないことを表す。

注2. 各ケースの厚生水準（平均効用）は以下ようになる。表中の順位は（22）に基づく。

$$\text{比例制(事前投票)}: W^p = \left\{ H \left[H_g^{-1} \left(\frac{\phi^2}{3\phi} \right) \right] - \frac{1}{3} H_g^{-1} \left(\frac{\phi^2}{3\phi} \right) \right\} + \frac{1}{3} \left[\frac{R}{\gamma} + 3 - \frac{1}{\psi} \frac{3\phi}{2\phi^2} \right]$$

$$\text{比例制(事後投票)}: \tilde{W}^p = \left\{ H \left[H_g^{-1} \left(\frac{\phi^2}{3\phi} \right) \right] - \frac{1}{3} H_g^{-1} \left(\frac{\phi^2}{3\phi} \right) \right\} + \frac{1}{3} \frac{R}{\gamma}$$

$$\text{多数制(事前投票)}: W^m = \left\{ H(H_g^{-1}(1)) - \frac{1}{3} H_g^{-1}(1) \right\} + \frac{1}{3} \left[\frac{R}{\gamma} + 3 - \frac{1}{2\psi} \right]$$

$$\text{多数制(事後投票)}: \tilde{W}^m = \left\{ H(H_g^{-1}(1)) - \frac{1}{3} H_g^{-1}(1) \right\} + \frac{1}{3} \frac{R}{\gamma}$$

3. データと実証分析モデル

3.1 データ

本研究は、OECD加盟国の2000年代の経済・財政・人口・民主主義等に関するデータを利用している。主要なデータ出所は、OECDのWeb site (OECD Economic Outlook No.81 Annex Table) であり、データの詳細は付録Aに示されている。

本節での目的は、前節で考察した選挙制度の特徴に基づき、財政政策と経済成長とを比較することである。そのデータは、主にOECD34ヵ国2000-2010年の年平均データである。

まず、民主主義のデータは、Persson and Tabellini (2003)、(2004)

の先行研究に基づき、Freedom House による Gastil index (政治的権利と市民権の平均) : *Gastil* を利用している。この指標は 1 と 7 の間の値をとり、小さい値が良い民主主義である。また、世界の政治体制を格付けしている Polity IV : *Polity* は -10 から +10 の値をとり、大きい値が良い民主主義国家である。さらに、*Economist Intelligent Unit Limited* (2010) から民主主義の指標 Democracy Index 2010 (*demoinde*) を利用している。この指標は、選挙プロセスと社会的価値の多様性、政府の機能、政治参加、政治的文化、市民の自由の 5 つの指標の平均であり、0 と 10 の間の値をとり、大きい値がよい民主主義である。

憲法上の特徴は、Persson and Tabellini (2003)、(2004)、Persson (2005) 等に基づき、2 つのダミー変数 : *maj* と *pres* を用いて分類している。立法府 (下院) の選挙が多数制選挙制度を採用している国は *maj*=1、比例制を採用している国は *maj*=0 であり、混合型の選挙制度は比例制に分類している。日本は 1994 年中選挙区制から小選挙区比例代表並立制に選挙制度改革を行っている。

この日本の改革は、議席配分 (5 対 3) を踏まえると、小選挙区に近い改革と思われるが、池田 (2012) は、小選挙区比例並立制の選挙制度改革における重複立候補制の問題点について、政策的妥当性の観点から以下の 3 つのことを指摘している。小選挙区と比例制の議席配分の稀薄化、有権者の意思を正確に反映しない選挙結果、さらには、有権者の意思とは全く異なる政策選好を反映する可能性のある、ということである。最後の指摘は、選挙を逸脱した「深刻な矛盾」であることを強調している (p.177-8)。

また、この日本の選挙制度改革の労働生産性に与える効果を推定した坂井・岩井 (2011) の分析結果は、正と負の効果が確認されている。この負の効果は、個人が熟練を蓄積し、企業が資本蓄積をし、産出を生み出す経済環境を決定する制度や政府の政策である、社会的基礎資本の蓄積が後退したことを意味している⁽⁷⁾。池田 (2012) の指摘と坂井・岩井 (2011) の実証分析結果は、部分的ではあるが整合的である。

本研究では Persson and Tabellini (2004)、Persson (2005) に基づき、日本の選挙制度改革を多数制から比例制への改革と位置づけている。また、ニュージーランドも 1996 年、多数制から比例制に変更し、フランスは 1986 年多数制から比例制に、1988 年比例制から多数制に変更している (Persson (2005)、表 4 (a))。なお、Persson and Tabellini (2003) では、日本の 1994 年の選挙制度改革について、すべての衆議院議員をプルラリテイルールによって候補者個人を選出する制度から、全部ではなく一部の議員が政党名簿と比例制によって選出されているドイツ型の混合システムに移行したと説明している (p.83、及び池田 (2012)、p.193)⁽⁸⁾。

1994 年の日本の多数制と比例制の混合型である選挙制度改革について、池田 (2012) は、「相対多数代表法が、政府の規模、社会保障・社会福祉支出、そしてとりわけ財政赤字の削減に資するものであるとしたら、小選挙区比例代表並立制への移行は時代の変化と要請にあった合理的な制度改革であったといえようし、今後も、相対多数代表法の特徴をより鮮明にする方向へと少しずつ歩みを進めていくのが最もリーズナブルな選択といえる」(p.194)、と述べている。多数制は accountability を満たすが、representativeness を犠牲にしている。他方、比例制はその逆のことが指摘できる。従って、その混合型は accountability と representativeness を同時に満たすが、一方で、両者を犠牲にしていることも予想される。池田 (2012) が指摘しているように、一步一步進める改革により、将来、われわれは、国民の便益が最大 (国民の犠牲が最小) となる最適な選挙制度に行きつくことができる。そのプロセスは長い民主主義の歴史的経過を必要とすることも予想される。したがって、政治経済学はその最適解を見出すことが課題であり、その最適解を実現するための最適な制度改革を提案することが必要である。われわれの選挙制度を踏まえた最適解を導出する理論モデルから導かれた最適解の一つが、第 2 節で検討した多数性と比例制のモデルである。

政府の形は、大統領制の国は、 $pres=1$ 、議院内閣制の国は $pres=0$ である。フランスやフィンランドは直接選挙によって選ばれた大統領制であるが、議院内閣制に分類している。その理由は、大統領（行政府）は国会に対して *accountable* であり、逆にスイスは直接選挙によって選ばれた大統領ではないが、大統領（行政府）は国会に対し *accountable* でなく、大統領は国会（下院）の議決によって行政権を失うことはないからである（Persson and Tabellini (2003)、4.4.1、及び (2004)、p.28）。以上の選挙制度と国の形の分類は付録 B の表に示している。

財政政策の選択に関して、まず、政府の規模 *sizegov* は、政府最終消費支出の名目 GDP の割合である。財政赤字 *gdefit* は、一般政府の財政赤字の名目 GDP の割合であり、社会保障支出 *ssw* は、中央政府の社会保障支出の名目 GDP の割合である⁽⁹⁾。さらに、市場開放度 *trede* は貿易シェア：(名目輸出+名目輸入)÷名目 GDP を利用している。

制度の多様性を説明するために、歴史、文化や地理などの変数を利用する場合がある。(例えば、Persson and Tabellini (2003)、(2004))。本稿では、民主主義の誕生年 *demoage* と民主主義の経過年数 *age* の2つの歴史変数と人口規模 *lpop* および生産年齢人口 *pro1564* や65歳以上 *pro6005* 等の人口構成割合を利用している。

他のデータとしては、一人当たり実質 GDP 初期値 *inigdp*、所得分配の公平・不公平の尺度のジニ係数 *gini*、人的資本 *educa*、実質総固定資本形成成長率 *kdot*、物的資本投資率 *invesha*、等を利用している。

そして、制度の経済的パフォーマンスの尺度として一人当たりの実質 GDP の対数 *lyp* とその成長率 *gdpdot* を用いている。表2は、基礎データを要約したものである。

OECD34カ国の選挙制度は多数制6カ国、比例制28カ国、政府の形は大統領制5カ国、議院内閣制29カ国である。OECD諸国の民主主義制度は、圧倒的に比例制選挙制度と議院内閣制度の政府の形を採用している。

表2の3つの民主主義指標による各国の民主主義に関する評価は、

demoinde による大統領制が議院内閣制よりも若干劣る程度であり、有意な差は確認されないが、*polity* と *gastl* の2つの民主主義による評価では、いずれも統計的に有意な格差があり、選挙制度では多数制が比例制よりも、政府の形の選択では、大統領制よりも議院内閣制が良い民主主義となっている。また、民主主義の歴史については、政府の形における制度間には格差はみられないが、多数制は比例制度と比較して、長い民主主義の歴史がある。

表2 基礎データ

憲法特徴	<i>demoinde</i>	<i>polityIV</i>	<i>gastil</i>	<i>demoage</i>	<i>age</i>	政府規模 <i>sizegov</i>	財政赤字 <i>gdefit</i>	社会保障 <i>ssw</i>	輸出入 <i>trade</i>
標本	指数	指数	指数	年	指数	シェア	シェア	シェア	シェア
総平均34	8.27	9.73	1.24	1928.48	0.37	19.47	-1.82	19.55	44.80
多数制6	8.43	9.75	1.11	1883.3	0.6	18.66	-2.19	18.28	24.22
比例制28	8.22	9.55	1.27	1943.0	0.302	19.72	-1.45	20.19	51.06
maj=pro	-0.70	-2.65a	3.97a	2.59b	-2.60b	1.84c	1.30	2.75a	11.77a
大統領5	8.00	9.34	1.45	1923.8	0.396	13.06	-0.52	11.89	31.26
議院内29	8.31	9.64	1.20	1929.12	0.369	20.57	-1.73	21.11	46.88
pres=parl	0.81	2.13b	-3.11a	0.13	-0.13	16.35a	-1.59	10.43a	5.22a

	一人当たり 実質GDP	Real GDP	実質資 本形成	人口 <i>lpop</i>	人口 15-64	人口 65以上	ジニ係数 <i>gini</i>	人的資本 <i>educa</i>	一人当たり 実質GDP
	成長率	成長率	成長率	千人	シェア	シェア	指数	シェア	初期値10\$
総平均	1.56	2.48	2.18	34360.36	67.30	14.18	0.31	24.46	2764.5
多数制6	1.12	2.23	2.89	76775.35	66.62	13.81	0.354	33.64	2547.8
比例制28	1.69	2.56	1.96	21951.70	67.51	14.29	0.301	21.48	449.9
maj=pro	1.66c	1.08	-0.98	-5.47a	4.37a	1.14	-2.16c	-10.63a	5.61a
大統領5	1.86	2.82	3.36	94297.2	67.53	10.10	0.393	27.25	2759.4
議院内29	1.51	2.42	1.97	24333.03	67.26	14.88	0.30	23.87	630.5
pres=parl	-0.79	-0.99	-1.25	-4.80a	-0.55	9.00a	-2.31c	-1.92c	-3.65a

注 maj=pro と pres=parl は、帰無仮説が多数制=比例制、大統領制=議院内閣制であり、その数値はt値であり、aは1%、bは5%、cは10%で有意である。なお、ここでは不均一分散の両側検定である (SAS/STAT 9.1, p.4784-8.)。

表2の基礎データから、理論が予想するように比例制と議院内閣制度の財政政策の選択は、政府の規模が大きく、社会保障支出も大きいことが確認できる。選挙制度間の格差は、数値的には大きな格差ではないが、統計的に有意な格差が確認できる。

このような格差は、65歳以上の高齢者が人口に占める比率と正の相関関係となっていることが確認できる。すなわち、高齢者の占める人口比率が高い国は、政府の規模と社会保障支出を増加させていることが予想される。高齢者の占める人口比率において、大統領制と議院内閣制との間には、有意な差が確認できる。また、市場開放度は比例制と議院内閣制が高く、統計的に有意である。財政赤字は多数制と議院内閣制が大きく、制度間に大きな格差が存在していることが確認できるが、しかし、制度間に有意な差は存在していない⁽¹⁰⁾。人的資本の蓄積は多数制と大統領制が高く、人口規模については多数制と大統領制が大きい。所得分配の公平・不公性については、政府の形では比例制が多数制よりも、選挙制度間では、比例制が多数制よりも公平性が高い社会を形成している。この所得分配の公平性が高い国は、社会保障支出の高い国という、強い相関がみられる。

経済パフォーマンスに関しては、選挙制度による実質GDP成長率には、0.33%の格差であるが、1人当たりの実質GDP成長率については、比例制が0.57%高いという格差が確認できる。また、政府の形における差は、実質GDP成長率と1人当たりの実質GDP成長率のいずれも大統領制が、約0.4%高くなっている。このような年0.3~0.6%前後という成長率の格差は、経済的にも政治的にも深刻な問題とはなり得ず、その格差の経済的・制度的背景要因を解明する研究テーマの重要性は低いという指摘も可能である。多数制と比例制の間には、10%でかろうじて有意(p値0.098)という成長率の格差であるが、年1.12%と1.69%の成長率は、10年間では、現在の所得がそれぞれ1.1と1.2倍となり、両者の間には大きな格差は生じない。しかし、50年間ではそれが、1.7倍と2.3倍、1世紀では3.0倍と5.3倍となる。国際間の経済的

格差は、市場メカニズムによってある程度解消できる余地もある。しかし、このような格差が民主主義制度によって引き起こされているのであれば、民主主義制度の選択は、国民にとって極めて重要なテーマとなる。

3.2 実証分析モデル

民主主義制度と市場経済の相互関係は複雑である。国民が選挙によって依頼した政治代表者（大統領や内閣）が行う政策は、新しい資源配分と所得分配を実現する。すなわち、新しい市場成果が実現する。この新しい市場成果の下で、新しい国民の構成員とその構成員の新しい選好や新しい政治集団が再構成される。そして、以上の市場成果や国民の選好に基づいた選挙結果によって形成される新政権の政策選択が、新たな資源配分と所得分配が実現する（Acemoglu, et al (2005)、p.392）。このような民主主義と市場とのダイナミックな相互依存関係は、憲法の下においてなされているが、その憲法も国民の選択によって変化しうるものであり、事実変化している（Persson (2005)）。このような憲法（政治）ないしは民主主義制度と経済の相互関係のモデルは、Persson and Tabellini (2003)、Acemoglu (2005)、Acemoglu, et al (2005)、Hall and Jones (1999) が参考になる。本稿では先行研究の政治と経済の相互依存モデル及び第2節の選挙モデルに基づき、以下のモデルを推定する。

$$(58) \quad y_i = \alpha + \beta D_i + \gamma_1 maj + \gamma_2 pres + Z_i \delta + e_i$$

$$(59) \quad D_i = \eta + \mu y_i + \phi_1 maj + \phi_2 pres + X_i \theta + u_i$$

このモデルは y_i と D_i は内生変数であり、前者が経済的パフォーマンス（一人当たりの実質 GDP（対数） lyp とその成長率 $gdpdot$ ）であり、後者が民主主義の指標であり、 $demoinde$ 、 $gastil$ 、 $polity$ を利用している。 maj と $pres$ は、選挙制度と政府の形のダミー変数であり、 Z_i と X_i は

コントロール変数のベクトルである。

D_i のデータは、Hall and Jones (1999) の社会的基礎資本 social infrastructure の代理変数である。民主主義（社会的基礎資本）が物的・人的資本の蓄積を促進し、それによって高い生産性を備えた生産要素を確保することにより、高い労働生産性、すなわち、良好な経済的パフォーマンスを実現するというメカニズムの存在を前提としている。すなわち、(58) 式の構造方程式は、各国の民主主義制度 D_i が社会的基礎資本であり、その社会的基礎資本と選挙制度や政府の形及び、コントロール変数 Z_i が各国の経済的パフォーマンスを決定していることを示している。この Z_i 変数は、実質固定資本の成長率 $kdot$ 、貿易シェア $trade$ 、政府の規模 $sizegov$ 、財政赤字 $gdefit$ 、社会保障支出 ssw 等の経済成長要因や政策変数である。そして (59) 式は、各国の民主主義ないし社会的基礎資本が、各国の選挙制度や政府の形、経済的パフォーマンス y_i や歴史 age 、人口 $lpop$ 、文化などのコントロール変数 X_i に依存して形成されていることを示している⁽¹¹⁾。

4. 実証分析結果

4.1 OLS 推定

表3は、政策変数である人的資本 $educa$ と市場開放度 $trade$ の2つの変数の係数が、統計的に有意ではなく、それらを除いた (58) と (59) 式の OLS による推定結果である。3つの民主主義の指標を利用した (58) 式の3つのモデル (58.1)、(58.2)、(58.3) の符号は整合的であるが、民主主義の質的改善は、経済成長に対して正ではなく、負の関係がみられる。この3つの民主主義の指標を従属変数とする (59) 式の (59.1)、(59.2)、(59.3) のモデルの推定結果の符号は、選挙制度 maj 、民主主義の歴史変数 age と65歳以上の人口比率の2つについては整合的ではない。このことは、3つの民主主義の指標が各国の民主主義の評価を客観的なデータに基づいて作成されている、ということについて疑問があることを示唆している。

表3 民主主義制度と経済成長の関係の推定結果 (OLS)

モデル	(58.1)	(58.2)	(58.3)	モデル	(59.1)	(59.2)	(59.3)
従属変数	<i>lypdot</i>	<i>lypdot</i>	<i>lypdot</i>	従属変数	<i>demoinde</i>	<i>gastil</i>	<i>polity</i>
切片	12.571	7.4465	10.3888	切片	-13.0849	9.8263	-3.9788
民主主義	-0.5264 (0.237) b	0.1848 (0.5704)	-0.2574 (0.3357)	<i>lypdot</i>	0.0772 (0.0929)	-0.0866 (0.0688)	0.2038 (0.1066) c
<i>maj</i>	-0.551 (0.4165)	-0.7796 (0.528)	-0.8116 (0.4588) b	<i>maj</i>	-0.291 (0.2644)	-0.186 (0.1957)	-0.0066 (0.3063)
<i>pres</i>	0.5754 (0.5496)	0.5408 (0.6163)	0.5925 (0.6208)	<i>pres</i>	0.3866 (0.3608)	-0.2874 (0.267)	0.4713 (0.4134)
<i>kdot</i>	0.3656 (0.0882) a	0.4451 (0.1054) a	0.4136 (0.1034) a	<i>age</i>	0.4198 (0.4665)	-0.0164 (0.3453)	-0.0149 (0.5394)
<i>gdefit</i>	-0.0917 (0.0517) c	-0.1678 (0.0434) a	-0.1648 (0.0425) a	<i>lpop</i>	-0.0005 (0.0002) a	0.0002 (0.0001)	-0.0002 (0.0002)
<i>ssw</i>	-0.1111 (0.0349) a	-0.0973 (0.0389) b	-0.1136 (0.0421) b	<i>inigdp</i>	2.0914 (0.4102) a	-0.7094 (0.3036) b	1.1417 (0.477) b
<i>gini</i>	-18.7646 (4.7719) a	-17.2338 (5.9311) a	-17.6909 (5.5925) a	<i>prop65</i>	-0.0587 (0.031)	-0.0404 (0.023) c	0.0969 (0.0382) b
<i>sizegov</i>	0.0227 (0.0536)	-0.0019 (0.0587)	-0.016 (0.0638)	<i>sizegov</i>	0.0527 (0.0286)	-0.0359 (0.0211)	0.0248 (0.0341)
Arsq	0.7533	0.6909	0.6993	Arsq	0.7936	0.5727	0.5245
F値	11.3	8.54	8.56	F値	14.45	5.69	4.72
標本	28	28	27	標本	29	29	28

注：民主主義の係数の (58.1) は *demoinde*、(58.2) は *gastil*、(58.3) は *polity* である。

注：() 内の値は標準誤差であり、a は 1%、b は 5%、c は 10% で有意である。

注：Arsq は自由度調整済み決定係数。

以上の推定結果の興味ある事実は、(59) 式は 1 人当たりの所得の上昇 *lypdot*、すなわち、豊かさが民主主義を改善するが、(58) 式は民主主義の改善が豊かさ（経済成長）を犠牲にしている可能性が見られるということである。(58.1) と (58.2) のモデルは、他のモデルの符号とは逆であるが、*gastil* 指標は、小さい値が良い民主主義と対応しているので、(58) の民主主義の係数と (59) の *lypdot* の係数の符号は、すべて整合的となっている。また、(58) のモデルの *maj* と *pres* の係数から、多数制と議院内閣制は、比例制と大統領制との比較において、

経済成長を抑制していることが示されている。(59) のモデルの *pres* の係数から、大統領制は議院内閣制よりも、民主主義を改善することにおいて優れた政府の形であることが予想される。

経済的パフォーマンス（経済成長）と政策変数との関係は、財政赤字 *gdefit* とは正、すなわち、緊縮財政は経済成長を抑制している。社会保障支出 *ssw* の増加は経済成長に負の効果が、また、政府の規模は正と負の効果がみられる。そして、資本形成の成長 *kdot* と所得分配 *gini* の公平性の改善は、経済成長に与える効果が極めて強力であることを示している。特に、実質固定資本形成の1%増加が経済成長率を年約0.4%、ジニ係数0.01の改善が、同年約0.2%上昇させるという関係が見られる。以上のOLSの推定結果がロバストであるかどうかを以下で検討する。

4.2 2SLS 推定

表4は2SLSの推定結果である。まず、民主主義の成長に与える効果は、3つの民主主義の指標とも負であり、かつ、*demoinde* の係数は1%で、*polity* の係数は5%で統計的に有意である。そして、*gastil* の推定値のp値は、18.5%であった。このような推定結果は、民主主義は経済成長に対して正の効果を伴うというよりも、負の影響を与えている可能性が高いといえることができる。そして、その逆の因果関係である経済成長の民主主義に与える効果は、*demoinde*、*gastil* と *polity* の3つの指標はともに正であるが、統計的に有意ではなく、この推定結果は、OECD諸国においては、経済成長（豊かさ）が民主主義を改善するという主張を支持する実証的根拠を見いだすことはできていないことを示している。

この前者の経済成長に関する民主主義の効果と後者の民主主義に関する経済成長（所得）の効果の議論とを区別しなければならない。前者の最近の研究である Giavazzi and Tabellini (2005) や、Pesson and Tabellini (2006)、(2008)、(2009) では、民主主義の経済成長効果が確

認されている。しかし、これらの研究は独裁政治から民主主義への移行による効果を推定したものであり、先進国を分析対象とした Tavares and Wacziarg (2001) では、民主主義の所得に与える効果は、負であるという実証分析結果である。これらの研究や Barro (1996)、(1997) の研究及び本研究結果を踏まえると、民主主義の成長効果は確実に存在するが、それは民主主義の初期段階であり、民主主義が強固な制度として確立した段階では、その効果は正ではなく負である可能性が高いことを示唆している。

表4 民主主義制度と経済成長の関係の推定結果 (2SLS)

モデル	(58.1)	(58.2)	(58.3)	モデル	(59.1)	(59.2)	(59.3)
従属変数	<i>lypdot</i>	<i>lypdot</i>	<i>lypdot</i>	従属変数	<i>demoinde</i>	<i>gastil</i>	<i>polity</i>
切片	18.194	8.4092	23.6748	切片	-14.3208	9.4372	-2.0593
民主主義	-1.0983 (0.3564) a	3.6518 (2.6539)	-1.3539 (0.7737) c	<i>lypdot</i>	0.1123 (0.1527)	-0.0733 (0.147)	0.1422 (0.1781)
<i>maj</i>	-0.1979 (0.4971)	1.0267 (1.5725)	-0.388 (0.6307)	<i>maj</i>	-0.2818 (0.2676)	-0.1858 (0.2011)	-0.0203 (0.3118)
<i>pres</i>	0.6291 (0.6286)	0.8182 (1.0759)	0.8572 (0.7988)	<i>pres</i>	0.2934 (0.4021)	-0.2987 (0.3022)	0.5852 (0.4638)
<i>kdot</i>	0.2572 (0.11) b	0.0663 (0.3246)	0.225 (0.1716)	<i>age</i>	0.4574 (0.474)	-0.0195 (0.3562)	-0.0528 (0.5513)
<i>gdefit</i>	-0.0045 (0.0689)	-0.0902 (0.0927)	-0.1351 (0.0564) b	<i>lpop</i>	-0.0006 (0.0002) b	0.0002 (0.0001)	-0.0002 (0.0002)
<i>ssw</i>	-0.1243 (0.0403) a	-0.0661 (0.0704)	-0.1292 (0.0539) b	<i>inigdp</i>	2.1963 (0.5291) a	-0.6744 (0.3976)	0.9765 (0.6092)
<i>gini</i>	-21.4348 (5.5605) a	-34.6242 (16.0216) b	-24.339 (8.0755) a	<i>prop65</i>	-0.0505 (0.0353)	-0.0392 (0.0265)	0.085 (0.0443) c
<i>sizegov</i>	0.0495 (0.0623)	-0.0029 (0.1008)	-0.0203 (0.0805)	<i>sizegov</i>	0.0521 (0.0289) c	-0.036 (0.0217)	0.0266 (0.0348)
Arsq	0.7126	0.3873	0.5918	Arsq	0.7768	0.4413	0.3314
F値	9.37	3.13	5.71	F値	12.74	3.67	2.61
標本	27	27	26	標本	27	27	26

注：表3注参照

後者の効果は、Lipset/Ariatole 仮説であり、この仮説の検証を行っ

た Barro (1999) は、仮説を支持する実証分析を提示している。一方、棄却した最近の研究結果に Acemoglu, et al, (2008) があげられる。彼らは 1990 年代を除き、2つの民主主義指標と 1970-1990 及び 1990-2000 の一人当たりの成長率との間には、正の相関はみられなく、過去百年については、民主主義に関する一人当たりの所得の成長率の効果の事実を見出せないという実証分析結果を明らかにしている (p.827)。特に、貯蓄率や貿易相手という操作変数を利用した場合も、所得が民主主義に与えるという因果関係は存在しない、という実証分析結果を示している。また、500年の長い歴史スパンでは、明確な正の相関関係が存在している (p.832)。しかし、この正の相関関係についても、初期の政治的制度と宗教変数 (イスラム、プロテスタントやカソリックの信者の比率)、そして、1500年の人口密度を含めたモデルでは、所得が民主主義に与えるという関係が無くなっている。このような実証分析結果から、彼らは所得と民主主義の間には相関関係みられるが、所得が民主主義に与えるという因果関係は、存在しないと結論づけている⁽¹²⁾。われわれの実証分析は、Barro (1999) と同様に正の関係を得たが、有意ではなく、Barro と Acemoglu, et al, (2008) の分析結果のいずれも積極的に支持すると結果とはなっていない。

選挙制度の多数制の経済成長に与える効果は、2つのモデルが負、1つのモデルが正、また、政府の形の大統領制の経済成長に与える効果は、いずれも正であるが、有意ではない。また、各国の選挙制度と政府の選択が民主主義に与える効果も、統計的に有意ではない。このような推定結果は、各国の選挙制度と政府の選択の経済成長と民主主義に与える効果は有意ではなく、制度選択による経済的パフォーマンスに与える優劣に意味ある格差はないように思われる。したがって、制度間によって引き起こされるレントの抽出も、有意な差を生じていないことを意味している。しかし、(58.2) と (59.2) のモデルを除き、多数制の経済成長と多数制の民主主義に与える両者の効果が負であることは、多数制選挙制度がレントを多く抽出、転用政策を推進してい

る可能性があることを示唆している。すなわち、選挙の理論モデルからは、多数制と比例制の一方の制度が他の制度よりも、レントが多くなる場合と逆に少なくなる場合とが導かれる。われわれの実証分析は、この対立する理論に対して、データによる根拠を与えることはできないが、多数制が比例制選挙制度よりも成長を犠牲にしている可能性が高いということである。そして、政府の形についても、(58) と (59) のモデルの *pres* の係数から、議院内閣制と大統領制との経済成長と民主主義に与える効果について、実証分析から明確な結果は得られないが、経済成長の促進と民主主義の改善ということに関して、議院内閣制は大統領制との比較において、劣る政府の形である可能性を持っているということである⁽¹³⁾。

この選挙制度と政府の形の経済効果に関する最近の実証分析として、2006年のOECD諸国にクロスセクションデータを利用した(坂井(2012))がある。選挙制度の符号は負であり、政府の形の符号は正の推定結果となっている。このことは、多数制選挙制度が比例制選挙制度よりも、成長率を低くし、大統領制が議院内閣制よりも成長率を高くしていることを意味している。Persson (2005) では、議院内閣制が正、大統領制が負、比例制が正である。また、Persson and Tabellini (2006) は大統領制が正、議院内閣制が負、選挙制度は有意ではない、という推定結果である⁽¹⁴⁾。

OLS 推定では、実質総固定資本形成の成長率 \dot{k} が、経済成長に有意でかつ大きな影響力を与えていた。しかし、2slsの結果は、(58.1)のモデル以外は不安定であり、その係数も小さくなっている。物的資本の蓄積が経済成長を促進する強力な要因ではないことを示している。

政府の政策選択の一つである財政赤字 $gdefit$ の推定結果は、財政赤字と経済成長が必ずしも、正の関係とはなっていないことを示している。統計的に有意なモデルは (58.3) のみである。OLS はすべてのモデルが有意であった。財政赤字は民間経済が黒字でかつ、公共資本の蓄積による財政赤字である場合には、正の効果が期待できる。本研究

の推定結果は、ケインズ的な政策が経済に正の効果を与えていないことを示唆している。

OLS の推定結果から福祉支出の拡大は、経済成長と負の関係が確認された。2sls でも、2つのモデルが統計的に有意な結果を得た。(58.2) モデルの係数は負であるが、小さく有意ではない。この推定結果は、過大な福祉支出が、国民の市場参加に対するインセンティブを変更させ、経済成長を抑制させているメカニズムの可能性を示唆している。

所得分配の公平・不公平性の指標であるジニ係数 *gini* の符号は負であり、統計的に有意である。そして、その係数は大きく、ジニ係数 0.01 ポイントの引き下げが、経済成長率を年 0.2~0.3% 引き上げる強力な効果のあることを示している。この値は ols の結果よりも大きく、民主主義制度の所得再分配制度と物的資本（貯蓄）や人的資本蓄積（貯蓄）への予算配分、そしてそのような政策が国民のインセンティブに影響を与えるというメカニズムが、経済成長を推進させる強力かつロバストな要因となっていることを示唆している。

最後に、政府の規模 *sizegov* の民主主義に与える効果は、3つのモデルがすべて正であり、モデル (59.1) は 10% で有意であり、モデル (59.2) の係数の p 値が 11.4% であり、政府の規模の拡大（公共財の提供）が民主主義の改善に寄与しているものと考えられる。しかし、その政府の規模が経済成長に与える効果の推定結果は、統計的に有意ではないが、正が 1つ、他の 2つは負である。政府の規模の拡大とともに公共財も同時に提供されるが、そのような財政政策が必ずしも豊かさと結びつかないということが、この推定結果が意味していることである。

5. むすび

本稿では、選挙制度による財政政策の相違を検討すべく、まず理論モデルを用いた分析を行った。具体的には、公約が拘束力を持つかどうかによって定式化が異なる事前投票モデルと事後投票モデルを用いた分析を試みた。その結果、公約に拘束力があるかどうかに関わらず

厚生観点からみると、比例制のほうが望ましい選挙制度であるという結論を得た。また、比例制に対して多数制は、少ない公共財供給と、より多くの所得移転という政策的帰結をもたらすということも確認することができた。

さらに、本稿では、この理論的結果を受けて実証分析を試みた。2000年代のOECD諸国のデータから、1人当たりの実質GDP成長率において、比例制と多数制を選択している国々の間に、前者が約年0.57%高いという格差が存在していた。本稿において、この格差が、選挙制度と政府の形という民主主義制度の選択によるものであるかどうかの実証分析を試みた。われわれの実証分析結果は、その格差を選挙制度と政府の形によって説明することは困難であるということである。本稿における実証分析は、1人当たりの成長率が制度の選択する政策に大きく依存しており、福祉支出の規模が大きい国は成長率が低く、所得分配の公平性が確保されている国は、成長率が高いというものである。福祉支出は所得再分配政策の重要な柱であるが、その福祉政策に偏った資源配分やその福祉支出が所得分配の公正を歪めるような場合には、国民は大きな犠牲を強いられることになる、ということが本稿の実証分析から得られた一つ目の結果である。

また、民主主義の質的改善が経済成長を促進させ、経済成長が民主主義の質的改善を実現させるという、メカニズムは確認することができず、後者は正であることが予想されるが、前者の効果は正でなく、むしろ負である可能性が高いということが、本稿の実証分析から得られた2つ目の結果である。そして、民主主義の改善は、政府の規模が強い予測力をもっている可能性があるけれども、その政府の規模の拡大が経済成長を推進させるという、正の関係になっていないということが、本稿の3つ目の実証分析結果である。

資源の希少性という制約から、公共財も希少性を伴っており、各国の国民は、公共財が十分供給されているという認識とは異なるものと考えられる。したがって、多数制・大統領制度は、比例制や議院内閣

制よりも公共財の供給が少なくなるという、政治経済学の理論予想に基づくならば、各国の国民の支持・選択する選挙制度と政府の形は、比例・議院内閣制度の民主主義制度となる。この理論予想を支持するように、本研究の研究対象国 34 カ国の 3 分 2 に当たる 23 カ国が、比例・議院内閣制度を採用している。そして、多数制・大統領制は 2 カ国のみである。また、比例・大統領制 3 カ国、多数・議院内閣制 6 カ国がある⁽¹⁵⁾。本稿の基礎データでは、1 人当たりの実質 GDP 成長率は、比例制の国が、多数制の国よりも高いが、比例制の国は、多数制の国よりも質的に劣る民主主義となっている。

本稿の分析結果と政治経済学の理論（公共財の過少供給）を踏まえるならば、民主主義制度は、政府規模の拡大を必然的に追い求めることになる。この避けられない宿命は、豊かさを犠牲にする可能性がある。われわれは、今後、この犠牲を負うことのない民主主義制度と市場制度の枠組みについての研究に挑戦したいと考えている。

注

- (1) Persson (2005) は、この期間において、国の形では 131 の改革があり、議会制民主主義への改革が 52、大統領制への改革が 79 であることを明らかにしている。その改革の選挙制度の改革の 67 が比例制、64 が多数制への改革である。また、民主主義国への改革は 77、民主主義を放棄した改革も 55 あり、一時的な改革は 82、民主主義への恒久的改革が 50 となっている。1994 年の日本の小選挙区比例並立制の選挙制度改革は、多数制度から比例制度への改革と位置付けられている（表 4）。
- (2) 本稿における accountability と representativeness については、Persson and Tabellini (2003) に基づき、以下のように理解している。「代替的な憲法上の特徴は、政治システムに関して 2 つの望ましい特徴をもつ異なる組み合わせを生み出している」、という。その望ましい特徴は accountability と representativeness であり、「政治制度が accountability を持つと言われているならば、これは、有権者にとってそのシステムの下では、誰が政策決定について責任があるかを確認することができること、そして、有権者はその政策のパフォーマンスが不十分であることを見いだした場合には、その責任者を追放することができることを意味している。もし、政治体制が代表制 representativeness をもつと言われているならば、その体制の下での政策決定が、有権者の幅広い層の選好を反映しているこ

とを意味している」。そして、「accountability と representativeness との間のトレードオフは、選挙制度の場合において、非常に厳しいものである。すなわち、プルラリティールールは、政治家の accountability を守る方向と立法過程において異なる有権者を代表している方向の議院内閣制とが連動させられている」(p.12)、と述べている。また、井堀・土居 (1998)、p.212) 参照。

- (3) 憲法上の特徴である選挙制度と政府の形と財政政策および経済パフォーマンスの関係についての理論的および実証分析結果については、Persson and Tabellini (2003) の表 2.1、p.31、表 9.1、p.270。および坂井・岩井 (2011)、表 1、p.93、参照。
- (4) 選挙サイクルに関する研究は、Persson and Tabellini (2003)、表 8.7~9、表 9.1、坂井 (2012)、p.21 参照。また、斎藤 (2010) や井堀・土居 (1998) も参考になる。
- (5) Persson and Tabellini (2005) のモデルを利用した日本の選挙制度や政府の形に関する研究としては、小西 (2009) と小林 (2003) がある。
- (6) Persson and Tabellini (2000) の事後モデルでは、レントは比例制が多数制よりも少ない (Chap.9)。
- (7) 社会的基礎資本については、Hall and Jones (1999)、p.84。及び坂井・岩井 (2011)、pp.87-88. 参照。
- (8) Persson and Tabellini (2003) によると、ドイツやハンガリーのような完全な混合型選挙制度 (厳密に多数制でも厳密に比例制でない制度) を採用している国は、85 カ国中 8 カ国、日本やイタリアのような準混合型の国が 9 カ国ある。表 4.2 参照。
- (9) 財政データは、中央政府のデータが一般政府のデータよりも信頼できると思われるが、本稿では、一般政府の消費支出を利用している (Persson and Tabellini (2004)、p.29)。
- (10) 財政赤字 $gdefit$ や実質総固定資本形成の成長率 $kdot$ は、平均値に大幅な格差がみられるが、標準偏差も大きな値であった。 $gdefit$ と $kdot$ の選挙制度と政府の形の標準偏差はそれぞれ、4.07、5.34、4.07、5.17、7.04、9.82、7.21、9.54 であった。なお、表 1 の基礎データの平均値の差の仮説検定は、各データの標本期間や欠損値により、標本数が異なっている。34 カの 2000 年-2010 年のデータでは、標本数が 374 であるが、2000 年代の平均値であるジニ係数や民主主義の経過年数 age の標本は 34 である。
- (11) このコントロール変数には、大陸、緯度、植民地の歴史、英語を話す国民の割合等が考えられるが、本稿ではこれらの変数を考慮していない (Persson and Tabellini (2003)、5.4 及び (2004)、p.28 参照)。
- (12) Acemoglu, et al, (2005) では、教育が民主主義に不可欠であるという事実は、OLS とクロスセクションデータに基づく事実であって、パネルデータではロバストとはなっていない。

- (13) Persson and Tabellini (2003) は、経済的パフォーマンスの実現に関して、大統領制が議会制民主主義よりも劣る制度であるという、実証分析結果を提示している (ch.7, 表 9.11)。特に、議会制民主主義でかつ歴史のある民主主義国家についてはロバストであり、大統領制の負の効果は、悪い民主主義国家に限られていることも示している (ch.7)。
- (14) Persson (2005) は、1960-2000 年、140 カ国、131 の体制変化と民主主義の効果を DD による分析である。Persson and Tabellini (2006) は、1960-2000 年、150 カ国、140 の体制変化と民主主義の効果を DD による分析であり、議院内閣制は大統領制と比較して 1 人当たりの所得成長率を 1.5% 減少させるという結果を提示している。
- (15) Persson (2005) の研究対象である 1990 年代 85 カ国の選択比率は、多数・大統領制度 13%、多数・議院内閣制度 23%、比例・大統領制度 26%、比例・議院内閣制度 38% となっている。

付録 A データと出所

OECD の主要データは、Web site (http://www.oecd.org/document/0,3746,en_2649_201185_46462759_1_1_1_1,00.html) を利用している。以下は、本稿において利用したデータと出所の詳細である。

demoinde : Democracy Index 2010, Electoral process and pluralism (選挙プロセス社会的な価値の多様性)、Functioning of government (政府の機能)、political participation (政治参加)、Political culture (政治的文化)、Civil liberties (市民の自由) の 5 つの指標の平均、0~10。大きい値がよい民主主義。Economist Intelligent Unit Limited 2010.

gastil : Gastil Index : Political rights (政治的権利) と Civil rights (市民権) の平均、2000-2010 年の平均、1~7。小さい値がよい民主主義、Freedom House (2011)、(2007)、*Freedom in the World*,

polity : Polity IV : -10~+10。-10 は強固な独裁国家、+10 は強固な民主国家。2000-2010 年の平均。 <http://www.systemicpeace.org/polity/polity4.htm>.

lyp : 一人当たり実質 GDP (対数) : 2005 年価格、2001-2010 平均、OECD. Stat (2012)。

gdpdot : 実質 GDP 成長率 (%) (2005 年価格) : 2000-2010 年平均、OECD Annex Table 1. Real GDP.

kdot : 実質総固定資本形成成長率 (%) (2005 年価格)。2000-2010 年平均、OECD Annex Table 5. Real total gross fixed capital formation.

trade : 貿易シェア (%) : (名目輸出+名目輸入) ÷ 名目 GDP (%) : 2001-2008 年平均、ISSN 2074-3920 - © OECD 2010.

cpi : 消費者物価上昇率 (%) : 2000-2010 年平均。OECD、Annex Table 18. Consumer price indices.

def : GDP デフレーター上昇率 (%) : 2000-2010 年平均 OECD Annex

Table 16. GDP deflators

- invsha* : 物的資本投資率 (%) : 名目総固定資本形成 ÷ 名目 GDP、2004-2010 平均、OECD - ISSN 2074-384x - © OECD 2012、
- lypdot* : 一人当たり実質 GDP 成長率 (%) : 2002-2010 年平均。
- sizegov* : 政府の規模 (%) : 名目政府最終消費支出 ÷ 名目 GDP、2004-2010 平均、OECD National Accounts Statistics (database)
- gdefit* : 一般政府の財政赤字 (%) : 一般政府の財政赤字 ÷ 名目 GDP、2001-2010 平均、OECD Annex Table 27. General government financial balances.
- ssw* : 一般政府の社会保障支出 (%) : 一般政府の社会保障支出 ÷ 名目 GDP、2001-2010 平均。OECD Social Expenditure Statistics (database)
- ingdp* : 一人当たり実質 GDP 初期値 : 2001 年 (2005 年価格)、100 億ドル、OECD. Stat (2012)。
- gini* : ジニ係数 : Income distribution - Inequality, Total population, 2000 年代後半、OECD. Stat (2012)。
- educa* : 人的資本 (%) : 人口 25-64 歳に占める第 3 教育機関に卒業者に占める割合、2000-2006 年の平均、Education: Key tables from OECD - ISSN 2075-5120 - © OECD 2009
- lpop* : 人口 (百万人) : 2000 年代の平均、OECD Factbook 2011: Economic, Environmental and Social Statistics.
- prop1564* : 生産年齢人口比率 (%)、2000 年代の平均、OECD.Stat (2012)。
- prop6505* : 65 歳以上の人口比率 (%)、2005 年、OECD Factbook 2011
- prop6510* : 65 歳以上の人口比率 (%)、2010 年、OECD Factbook 2011
- demoage* : 民主主義の成立年 (西暦)、Persson and Tabellini (2003)、表 4.1
- age* : 民主主義の経過年数 : 指数 = (2005 - *demoage*) ÷ 205 (:), Persson and Tabellini (2003)、p.81.

付録 B OECD 諸国の選挙制度と政府の形

Country	<i>maj</i>	<i>pres</i>	Country	<i>maj</i>	<i>pres</i>	Country	<i>maj</i>	<i>pres</i>	Country	<i>maj</i>	<i>pres</i>
Australia	1	0	France	1	0	Korea	0	1	Slovenia	0	0
Austria	0	0	Germany	0	0	Luxembourg	0	0	Spain	0	0
Belgium	0	0	Greece	0	0	Mexico	0	1	Sweden	0	0
Canada	1	0	Hungary	0	0	Netherlands	0	0	Switzerland	0	1
Chile	1	1	Iceland	0	0	New Zealand	0	0	Turkey	0	0
Czech Re	0	0	Ireland	0	0	Norway	0	0	Kingdom	1	0
Denmark	0		Israel	0	0	Poland	0	0	United States	1	1
Estonia	0	0	Italy	0	0	Portugal	0	0			
Finland	0	0	Japan	0	0	Slovak Re	0	0			

注 : Persson and Tabellini (2004)、p.43, Persson (2005) 表 4 (a) より作成

参考文献

- Acemoglu, Daron (2005), "Constitutions, Politics, and Economics : A Review Essay on Persson and Tabellini's The Economic Effects of Constitutions," *Journal of Economic Literature*, 63,1025-1048.
- Acemoglu, Daron, Simon Johnson and James A. Robinson (2005) "Institutions as the Fundamental Cause of Long-run Growth," Aghion, Philippe and Steven N. Durlauf, ed. *Handbook of Economic Growth*, Vol.1A, North-Holland.
- , —, —, and Pierre Yared (2005) "From education to Democracy?," *American Economic Review*, 95 (2), 44-49.
- , —, —, and — (2008), "Income and Democracy," *American Economic Review*, 98,808-842.
- Barro, Robert J. (1996), "Democracy and Growth," *Journal of Economic Growth*, 1, 1-27.
- (1997), *Determinants of Economic Growth: A Cross-Country Empirical Study*, MIT press. 大住圭介 / 大坂仁訳 (2001) 『経済成長の決定要因—クロス・カントリー実証分析』九州大学出版会。
- (1999), "Determinants of Democracy," *Journal of Political Economy*, 107,S158-S183.
- Giavazzi, F., and G. Tabellini (2005), "Economic and Political Liberalization," *Journal of Monetary Economics*, 52,1297-1330.
- Rodrik, Dani (1999), "Democracies Pay Higher Wages," *Quarterly Journal of Economics*, 114 (3), 707-38.
- and Romain Wacziarg (2005), "Do Democratic Transitions Produce Bad Economic Outcomes?" *American Economic Review Papers and Proceedings*, 95,50-56.
- Hall, Robert E. and Charles I. Jones (1999), "Why Do Some Countries Produce So Much More Output per Worker than Others?," *Quarterly Journal of Economics*, 114,83-116.
- Helliwell, Jhon (1994), "Empirical Linkages between Democracy and Economic Growth," *British Journal of Political Science*, Vol.24,225-48.
- Papaioannou, Elias and G.Siourounis (2008), "Democratization and Growth," *Economic Journal*, 118,Oct., 1520-1551.
- Persson, Torsten (2005), "From of Democracy, Policy and EconmoicDevelopment," *NBER Working Paper*, 11171.
- Persson, Torsten and Guido Tabellini (2000), *Political Economics : Explaining Economic Policy*, MIT Press.
- and — (2003), *The Economic Effects of Constitutions*, MIT Press.
- and — (2004), "Constitutional Rules and Fiscal Policy Outcomes,"

- American Economic Review*, 94(1),25-43.
- and —— (2006), “Democracy and Development: The Devil in the Details,” *American Economic Review*, 96(2),319-324
- and —— (2008), “*The Growth effect of Democracy Is It Heterogenous How Can It Be Estimated?*”, Edited by Elhanan Helpman (2008), *Institutions and economic performance*, 544-585,Harvard University Press.
- and —— (2009), “Democratic Capital : The Nexus of Political and Economic Change,” *American Economic Journal:Macroeconomics*, 1(2),88-126.
- Tavares, Jose’ and Romain Wacziarg (2001), “How Democracy affects Growth,” *European Economic Review*, 45,1341-78.
- Romer, David (2006), *Advanced Macroeconomics*, McGraw-Hill, 堀・岩城・南條訳 (2010) 『上級マクロ経済学』日本評論社。
- 池田実 (2012) 「現行国政選挙の問題点」『憲法研究』第44号、憲法学会、pp.173-200.
- 井堀利宏・土居丈朗著 (1998) 『日本政治の経済分析』木鐸社。
- 岡田章 (2011) 『ゲームの理論』新版、有斐閣。
- 小西秀樹 (2009) 『公共選択の経済分析』東京大学出版会。
- 小林航 (2003) 「契約理論と政治経済学」、伊藤秀史・小佐野広編著 『インセンティブ設計の経済学』勁草書房、pp.263-290.
- 齊藤淳著 (2010) 『自民党長期政権の政治経済学』勁草書房。
- 坂井吉良・岩井奉信 (2011) 「憲法の制度的枠組みが生産性に与える効果に関する研究」『政経研究』第48巻第3号、pp.109-138.
- (2012) 「憲法上の特徴と経済成長に関するノート」、『政経研究』第48巻第4号、pp.133-156.

○ 本誌に掲載の全ての論文につきましては、以下の Web サイトで PDF を電子公開しております。

- ① 日本大学法学部ホームページ (<http://www.law.nihon-u.ac.jp/>)
- ② CiNii (<http://ci.nii.ac.jp/>)

○ 本誌の受入れに関しまして、送付先（住所・宛先等）の変更や受入辞退等が御座いましたら、以下まで御連絡ください。

<連絡先部署> 日本大学法学部研究事務課

(住 所) 〒101-8375 東京都千代田区三崎町 2-3-1

(T E L) 03-5275-8510

(F A X) 03-5275-8537

(E-mail) kenjimu@law.nihon-u.ac.jp

執筆者紹介

掲載順

谷田部光一 日本大学教授
 浦野起央 日本大学名誉教授
 秦郁彦 元日本大学教授
 川又祐良 日本大学教授
 坂井吉良 日本大学教授
 坂本直樹 東北文化学園大学准教授

機関誌編集委員会

委員長 野木村忠邦
 副委員長 楠山谷清
 委員 秋山和宏
 伊藤正文
 岩崎正洋
 大井真二
 小川浩一
 奥村大
 黒川大
 関正晴
 高橋一夫
 高橋雅夫
 藤川信夫
 松嶋隆弘
 築場保行
 谷田部澄子
 外園澄子

政経研究 第四十九卷第二号

平成二十四年九月十五日印刷
 平成二十四年九月二十五日発行
 非売品

編集責任者 日本大学法学会
 杉本稔

発行者 日本大学政経研究所
 電話〇三(五二七五)八五三〇番

東京都千代田区猿樂町二一―一四 A&Xビル
 印刷所 株式会社メディアオ
 電話〇三(三二九六)八〇八八番

S E I K E I K E N K Y Ū
(Studies in Political Science and Economics)

Vol. 49 No. 2 September 2012

~~~~~  
CONTENTS  
~~~~~

ARTICLES

Koichi Yatabe, *Human Resource Management for the Joy of Working*

Tatsuo Urano, *The South China Sea's Security and Strategic Environment (2)*

Ikuhiko Hata, *A Border Struggle in the Mongolian Steppes in 1939 (3)*

TRANSLATION

Hans-Jörg Ruge, *Vom Bibliothekar zum Geheimen Rat. Aspekte der beruflichen Laufbahn Veit Ludwig von Seckendorffs (1626 - 1692) in den Jahren seiner Anstellung im sachsen-gothaischen Staatsdienst (1646 - 1664). Übersetzt von Hiroshi Kawamata*

ARTICLE

Yoshinaga Sakai, Naoki Sakamoto, *Differences in the Fiscal Policy by the Election System and Economic Performance*